

平成 27 年第 3 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（9 月 3 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（27 日間）	4
1. 日程第 3. 平成 27 年第 2 回定例会付託議案第 7 号 名寄市立大学の授業料等徴収 条例の一部改正制定について	4
○総務文教常任委員長報告（東 千春委員長）	4
○質疑（川村幸栄議員）	6
○質疑（奥村英俊議員）	7
○修正可決	8
1. 休憩宣告	9
1. 再開宣告	9
1. 日程第 4. 行政報告（加藤市長）	9
1. 休憩宣告	22
1. 再開宣告	22
1. 加藤市長の訂正発言	22
1. 日程第 5. 議案第 1 号 名寄市男女共同参画推進条例の制定について	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○質疑（熊谷吉正議員）	23
○総務文教常任委員会付託	28
1. 休憩宣告	28
1. 再開宣告	28
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の制定について	
議案第 4 号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について	
議案第 6 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	28
○提案理由説明（加藤市長）	28

○質疑（川村幸栄議員）	29
○質疑（熊谷吉正議員）	32
○原案可決	36
1. 日程第7. 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定について	37
○提案理由説明（加藤市長）	37
○市民福祉常任委員会付託	37
1. 日程第8. 議案第5号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正について	37
○提案理由説明（加藤市長）	37
○原案可決	38
1. 日程第9. 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	38
○提案理由説明（加藤市長）	38
○原案可決	38
1. 日程第10. 議案第8号 工事請負契約の締結について	38
○提案理由説明（加藤市長）	38
○補足説明（中村建設水道部長）	38
○原案可決	39
1. 日程第11. 議案第9号 工事請負契約の変更について	
議案第10号 工事請負契約の変更について	39
○提案理由説明（加藤市長）	39
1. 休憩宣告	40
1. 再開宣告	40
○質疑（塩田昌彦議員）	40
○原案可決	41
1. 日程第12. 議案第11号 市道路線の認定について	41
○提案理由説明（加藤市長）	41
○原案可決	41
1. 日程第13. 議案第12号 平成27年度名寄市一般会計補正予算（第3号）	42
○提案理由説明（加藤市長）	42
○補足説明（白田総務部長）	43
○質疑（奥村英俊議員）	44
○質疑（川村幸栄議員）	47
○質疑（熊谷吉正議員）	49
○原案可決	52
1. 日程第14. 議案第13号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	52
○提案理由説明（加藤市長）	52
○原案可決	53
1. 日程第15. 議案第14号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2	

号)	5 3
○提案理由説明（加藤市長）	5 3
○原案可決	5 3
1. 日程第16. 議案第15号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	5 4
○提案理由説明（加藤市長）	5 4
○原案可決	5 4
1. 日程第17. 議案第16号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）	5 4
○提案理由説明（加藤市長）	5 4
○原案可決	5 4
1. 日程第18. 議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について 議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定 について 議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定につ いて 議案第20号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定に ついて 議案第21号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会 計決算の認定について 議案第22号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定 について 議案第23号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の 認定について 議案第24号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の 認定について 議案第25号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認 定について 議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について 議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の 処分及び決算の認定について	5 5
○提案理由説明（加藤市長）	5 5
○決算審査特別委員会設置・付託	5 5
1. 日程第19. 報告第1号 平成26年度名寄市一般会計継続費精算報告について	5 5
○提案理由説明（加藤市長）	5 5
○報告済	5 6
1. 日程第20. 報告第2号 平成26年度名寄市病院事業会計継続費精算報告につ いて	5 6
○提案理由説明（加藤市長）	5 6

○報告済	5 6
1. 休会の決定	5 6
1. 散会宣告	5 6

## 第 2 号（ 9 月 1 6 日 ）

1. 議事日程	5 7
1. 本日の会議に付した事件	5 7
1. 出席議員	5 7
1. 欠席議員	5 7
1. 事務局出席職員	5 7
1. 説明員	5 7
1. 開議宣告	5 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5 8
1. 日程第 2. 一般質問	5 8
○質問（東川孝義議員）	5 8
○質問（大石健二議員）	6 7
1. 休憩宣告	7 9
1. 再開宣告	7 9
○質問（佐久間 誠議員）	7 9
○質問（浜田康子議員）	9 0
1. 散会宣告	1 0 2

### 第 3 号（ 9 月 1 7 日 ）

1. 議事日程	1 0 3
1. 本日の会議に付した事件	1 0 3
1. 出席議員	1 0 3
1. 欠席議員	1 0 3
1. 事務局出席職員	1 0 3
1. 説明員	1 0 3
1. 開議宣告	1 0 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 0 4
1. 日程第 2. 一般質問	1 0 4
○質問（山崎真由美議員）	1 0 4
○質問（高野美枝子議員）	1 1 5
1. 休憩宣告	1 2 7
1. 再開宣告	1 2 7
○質問（塩田昌彦議員）	1 2 7
○質問（高橋伸典議員）	1 3 8
1. 休憩宣告	1 4 5
1. 再開宣告	1 4 5
1. 散会宣告	1 4 9

## 第4号（9月18日）

1. 議事日程	151
1. 本日の会議に付した事件	151
1. 出席議員	151
1. 欠席議員	151
1. 事務局出席職員	151
1. 説明員	151
1. 開議宣告	152
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	152
1. 日程第2. 一般質問	152
○質問（奥村英俊議員）	152
○質問（川村幸栄議員）	164
1. 日程第3. 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について 報告第4号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について	175
○提案理由説明（加藤市長）	175
○補足説明（白田総務部長）	175
○報告済	177
1. 休会の決定	177
1. 散会宣告	177

## 第 5 号（ 9 月 2 9 日 ）

1. 議事日程	1 7 9
1. 本日の会議に付した事件	1 7 9
1. 出席議員	1 8 0
1. 欠席議員	1 8 1
1. 事務局出席職員	1 8 1
1. 説明員	1 8 1
1. 開議宣告	1 8 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 8 2
1. 日程第 2. 議案第 3 号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定について	1 8 2
○市民福祉常任委員長報告（熊谷吉正委員長）	1 8 2
○修正可決	1 8 5
1. 休憩宣告	1 8 5
1. 再開宣告	1 8 5
1. 日程第 3. 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第 1 8 号 平成 2 6 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 9 号 平成 2 6 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第 2 0 号 平成 2 6 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 1 号 平成 2 6 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 2 号 平成 2 6 年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 3 号 平成 2 6 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について	
議案第 2 4 号 平成 2 6 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 5 号 平成 2 6 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 2 6 号 平成 2 6 年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第 2 7 号 平成 2 6 年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	1 8 5
○決算審査特別委員長報告（奥村英俊委員長）	1 8 5
○認定	1 8 6



1. 日程第4. 意見書案第1号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	
	意見書案第2号	J R日高線、留萌線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書
	意見書案第3号	子どもの医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書
	意見書案第4号	I C T利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書
	意見書案第5号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
	意見書案第6号	労働時間規制を緩和する労働基準法改定案の見直しを求める意見書
		1 8 6
	○原案可決	1 8 6
1. 日程第5. 報告第5号	例月現金出納検査報告について	1 8 7
	○報告済	1 8 7
1. 日程第6. 議会改革調査特別委員会の設置について		1 8 7
	○議会改革調査特別委員会の委員の選任	1 8 7
1. 休憩宣告		1 8 7
1. 再開宣告		1 8 7
1. 日程第7. 閉会中継続審査（調査）の申し出について		1 8 7
	○決定	1 8 7
1. 日程第8. 委員の派遣について		1 8 7
	○決定	1 8 7
1. 閉会宣告		1 8 7
1. 質問文書表		1 8 9
1. 議決結果表		1 9 4

平成27年第3回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成27年9月3日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- |       |   |       |  |
|-------|---|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員指名   | 日程第14 | 議案第13号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                      |
| 日程第2  | 会期の決定   | 日程第15 | 議案第14号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）  |
| 日程第3  | 平成27年第2回定例会付託議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について（総務文教常任委員長報告）  | 日程第16 | 議案第15号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                                     |
| 日程第4  | 行政報告  | 日程第17 | 議案第16号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）  |
| 日程第5  | 議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定について  | 日程第18 | 議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について  |
| 日程第6  | 議案第2号 名寄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について<br>議案第4号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について<br>議案第6号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について |       | 議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について<br>議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7  | 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定について   |       | 議案第20号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について                                       |
| 日程第8  | 議案第5号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正について  |       | 議案第21号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について                                |
| 日程第9  | 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について   |       | 議案第22号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について                                      |
| 日程第10 | 議案第8号 工事請負契約の締結について   |       | 議案第23号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について                                    |
| 日程第11 | 議案第9号 工事請負契約の変更について<br>議案第10号 工事請負契約の変更について   |       | 議案第24号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について                                    |
| 日程第12 | 議案第11号 市道路線の認定について  |       | 議案第25号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定につ                                       |
| 日程第13 | 議案第12号 平成27年度名寄市一般会計補正予算（第3号）   |       |  |

	いて	議案第10号 工事請負契約の変更に ついて
	議案第26号 平成26年度名寄市病 院事業会計決算の認定について	日程第12 議案第11号 市道路線の認定につい て
	議案第27号 平成26年度名寄市水 道事業会計未処分利益剰余金の処分及 び決算の認定について	日程第13 議案第12号 平成27年度名寄市一 般会計補正予算（第3号）
日程第19	報告第1号 平成26年度名寄市一般 会計継続費精算報告について	日程第14 議案第13号 平成27年度名寄市国 民健康保険特別会計補正予算（第1 号）
日程第20	報告第2号 平成26年度名寄市病院 事業会計継続費精算報告について	日程第15 議案第14号 平成27年度名寄市介 護保険特別会計補正予算（第2号）
<hr/>		
<b>1. 本日の会議に付した事件</b>		
日程第1	会議録署名議員指名	日程第16 議案第15号 平成27年度名寄市後 期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）
日程第2	会期の決定	日程第17 議案第16号 平成27年度名寄市水 道事業会計補正予算（第1号）
日程第3	平成27年第2回定例会付託議案第7 号 名寄市立大学の授業料等徴収条例 の一部改正について（総務文教常任委 員長報告）	日程第18 議案第17号 平成26年度名寄市一 般会計決算の認定について
日程第4	行政報告	議案第18号 平成26年度名寄市国 民健康保険特別会計決算の認定につい て
日程第5	議案第1号 名寄市男女共同参画推進 条例の制定について	議案第19号 平成26年度名寄市介 護保険特別会計決算の認定について
日程第6	議案第2号 名寄市個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関する条例の 制定について	議案第20号 平成26年度名寄市下 水道事業特別会計決算の認定について
	議案第4号 名寄市個人情報保護条例 の一部改正について	議案第21号 平成26年度名寄市個 別排水処理施設整備事業特別会計決算 の認定について
	議案第6号 名寄市手数料徴収条例の 一部改正について	議案第22号 平成26年度名寄市簡 易水道事業特別会計決算の認定につい て
日程第7	議案第3号 名寄市地域子育て支援セ ンター条例の制定について	議案第23号 平成26年度名寄市公 設地方卸売市場特別会計決算の認定に ついて
日程第8	議案第5号 名寄市職員の再任用に関 する条例の一部改正について	議案第24号 平成26年度名寄市食 肉センター事業特別会計決算の認定に ついて
日程第9	議案第7号 北海道市町村職員退職手 当組合規約の変更について	議案第25号 平成26年度名寄市後
日程第10	議案第8号 工事請負契約の締結につ いて	
日程第11	議案第9号 工事請負契約の変更につ いて	

期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について

議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第19 報告第1号 平成26年度名寄市一般会計継続費精算報告について

日程第20 報告第2号 平成26年度名寄市病院事業会計継続費精算報告について

1. 出席議員（18名）

議長	17番	黒井徹	議員
副議長	14番	佐藤靖	議員
	1番	浜田康子	議員
	2番	山崎真由美	議員
	3番	野田三樹也	議員
	4番	東川孝義	議員
	5番	川村幸栄	議員
	6番	奥村英俊	議員
	7番	高野美枝子	議員
	8番	佐久間誠	議員
	9番	塩田昌彦	議員
	10番	川口京二	議員
	11番	山田典幸	議員
	12番	大石健二	議員
	13番	熊谷吉正	議員
	15番	高橋伸典	議員
	16番	佐々木寿	議員
	18番	東千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	益塚敏
書	記	久保敏
書	記	開発恵美

書 記 佐 藤 潤

1. 説明員

市	長	加藤剛士君
副市	長	橋本正道君
副市	長	久保和幸君
教	育	長 小野浩一君
総	務	部 長 白田進君
市	民	部 長 三島裕二君
健	康	福 祉 部 長 田邊俊昭君
経	済	部 長 川田弘志君
建	設	水 道 部 長 中村勝己君
教	育	部 長 小川勇人君
市	立	総 合 病 院 長 岡村弘重君
市	立	大 学 長 松島佳寿夫君
こ	ど	も・高 齢 者 支 援 室 長 馬場義人君
営	業	戦 略 室 長 水間剛君
上	下	水 道 室 長 天野信二君
会	計	室 長 常本史之君
監	査	委 員 上田盛一君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成27年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 川 村 幸 栄 議員

11番 山 田 典 幸 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月29日までの27日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月29日までの27日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成27年第2回定例会付託議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 平成27年第2回定例会付託議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、6月30日、7月22日、8月10日、8月17日、8月21日、8月26日の6回

開催し、慎重に審査を進めました。

第1回では、提出資料の説明を受け、その後質疑を行いました。資料では、入学料減額の趣旨、他公立大学の学費一覧、近年の志願者、入学者の状況、名寄市立大学収支の推移について、以上4件の資料説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、入学料フラット化による具体的な効果についての質問には、入学者の傾向として上川、宗谷、留萌の中では上川が特に入学者が多く、その次に札幌圏、十勝、東北3県が多く、これらのエリアでの安定した入学者確保を目指したい。初年度納付金の高さの解消は効果があると考え。4年間の納付金総額は300万円を超えて他の公立大学より大幅に多いが、この状況についての質問には、施設整備費については市民の減額制度を持っている。施設整備費、教育研究振興費、実験、実習活動費を合わせると他の大学より高いと承知しており、28年度中に調査し、実際にかかった費用を検証し、29年度に方向性を出したい。他大学では、4大学以外は地域内、地域外で差を設けているが、分析評価についての質問には、地域内を安くする議論もあったが、市内は約10名で、幅広く優秀な学生を集めることを目指したい。今まで市民が支えた大学で、地域枠を設けるのが市民感情ではないかとの質問には、国立大学と同じ28万2,000円は一般的な金額と考える。多くの大学では差を設けているが、市民のメリットは施設整備費で減免しており、今後の負担のあり方を検討する。地域外を28万2,000円とした議論経過はとの質問には、高校訪問や進学相談会等の意見として地域外から割高感があると教員から聞いていた。子供を抱える市民にとってのメリットが必要ではないかとの質問には、上川北部推薦枠5名のメリットもある。地域枠をふやしてほしいとの要望があるが、地域内に定着しない出口の問題もあり、今後の課題と考えるなどの答弁がありました。

次回への資料として、授業料以外の納付金につ

いて、名寄市に大学があることの効果についての資料を要求しました。

第2回では、前回の質疑を踏まえ、補足説明として開学時の状況説明を受け、その後資料説明を受けました。

名寄市に大学があることの効果については、地方交付税で人口分としての効果として約1億円、市内の経済、消費効果や学生アルバイトによるまちの活気、家賃収入やボランティア活動についての説明がありました。特に平成28年度から道北地域研究所と地域交流センターを統合して（仮称）コミュニティケア教育研究センターを設置を予定している。ここでは、道北定住自立圏における住民の生活安定、安心の確保の貢献を目指し、地域振興部門、ケア開発部門、地域交流部門をもって構成し、13定住自立圏、道北地域を対象に貢献を考えている。

他大学の授業料と他の納付金の調査では、学科が類似する45大学については後援会費、学生自治会費、同窓会費を含めて調査をした資料の提出がありました。

委員からの質疑では、今後の学生確保の考え方と見直しについての質問には、学生確保では直接学生に伝えること、大学とまちを見てもらい、肌で感じてもらうこと、道内外にメディアを利用してPRをしている。地域内の入学料の今後の考え方についての質問には、地域内から入学料についての要望は聞かないが、諸納付金を合わせると高いとの声は聞く。今まで厳しいときも市民が守った名寄市立大学であるが、45大学中3大学のみが地域での差をつけていないが、フラット化の意義はとの質問には、将来を見据えた考えとして、どの地域からでも来ていただきたいと考えているとの答弁ありました。

第3回委員会では、説明員より実習先等の状況と推薦入学者の状況についての説明を受け、推薦入試では地域指定枠は和寒から音威子府までの高校卒業生としているとの説明がありました。

委員会のこれまでの質疑の中で、大学の経営として将来を見据えて入学料の地域外の値下げに関しては一定の理解を示されていますが、大学が地域に対してどのような考え方を持っているかについて理解が深まっていないことから、地域に対する貢献のあり方を含めて地域内の入学料のあり方と条文について審査を行うことといたしました。

各委員からの質疑では、条文の文言表現が厳しくなっていると思うが、理由はあるのかという質問には、他大学の条文を参考にしながら法制担当とも相談しながら作成した。入学料等の納付や滞納の状況と今回の条例記載改正の関係はあるのかとの質問には、入学決定後に融資を受ける学生もあり、必ず入学前納付とは限らない場合もある。第4条の2、入学料は入学時に支払うこととすることから市長が定める期間に変更する意味はとの質問には、入学手続は毎年要項で定めており、市長が定める期限は毎年定める募集要項とした。納付期限を規則から条例化する理由についての質問では、本来あるべき姿に改めた。市民がより大学を活用できる今後の展開はどのように考えるかとの質問には、コミュニティケア教育研究センターの役割として、これまでも町内会や団体等に入っていったが、センターが核となってシステムとしての地域とのかかわりをつくりたい。社会保育科ができることで子供からお年寄りまでサポートする学科展開と特に子育て支援を大学として地域貢献できる部分をこども未来課と相談をしている。大学図書館の市民利用の考え方についての質問では、専門職の市民の活用促進と地域と一体となる先進事例を調査をしたい。地域への人材供給など市民が求める貢献への考え方とセンターへの市民意見の反映はとの質問には、看護師確保では検討会議の中で協議をする。また、地方創生で学生の定住対策や定住自立圏の13市町村共同でできる取り組みを協議するなどの答弁がありました。

第4回の委員会では、説明員より名寄大学、短期大学部入学者の状況、実習受け入れ所在地市町

村一覧、推薦入試の枠組み、大学納付金の未納状況の資料説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、地域内に対する大学としてのこれまでの評価と認識についての質問には、上川より留萌、宗谷での実習は少ないが、宗谷地区では近年増加傾向にあるなどの答弁がありました。

その後本提案に対する各委員の考えを伺い、委員からは、全国の公立大学でも地域枠を設けている。名寄市のこれまで55年間市民が支えた歴史に鑑み、地域枠を残すべき、地域内のメリットを残すべき、将来のフラット化はあるかもしれないが、地域住民があつての大学との認識から、時期尚早ではないか、実習先との関係からも地域枠を設けるべき、上川、宗谷、留萌との連携からも地域枠を残すべきではないかなどの意見が出されました。

地域外の金額を28万2,000円にすることには異論はなく、地域枠を残すことが適当とする認識を確認し、地域枠の部分の金額を委員会修正することとし、次回の委員会までに金額とその根拠を各自調査をすることといたしました。

第5回委員会では、冒頭委員長から地域内の入学料の変更の際に編入学21万円を下回る場合も考えられるとの課題提起を行いました。大学としては、編入学の金額の議論はしておらず、21万円の根拠としては編入は3年次から行うものとしており、期間が2分の1であり、地域外の入学料の2分の1と設定した経緯があるとの説明を受けました。

委員から出された質疑では、議論をしなかった理由はとの質問に、地域内、地域外の議論に終始をしていた。全国の編入学の入学料の状況はとの質問に、数大学調査したが、編入学の料金設定をする大学は見当たらないとの答弁がありました。

他の大学の編入学の入学料の設定状況や名寄市立大学のこれまでの編入学の状況の資料を求めてこの日の審査を終了いたしました。

第6回委員会では、公立大学の入学料の編入学

の状況を記載した資料の説明と保健福祉学部への編入学の状況についての資料説明を受けました。

委員からの質疑では、入学料の基本的な考え方はとの質問に、多くの公立大学は国立に準拠しており、差を設けていないことに倣っていると考えたとの答弁がありました。

その後入学料の金額についての考えを伺い、各委員からは、これまで地域外1.5倍の基準から地域内は18万8,000円が望ましい。編入学は他の大学の状況もあるが、これまでの比率を踏襲して14万1,000円が望ましいとの意見が出されました。

委員からその際収支影響について質問が出され、定員を190名、過去4年間の平均で地域内からの入学者を約25%から積算すると地域内で446万円、フラット化の部分で1,750万円で約2,200万円の影響があり、物件費などの節約に努め、それでも不足があれば大学振興基金を活用して対応するとの答弁がありました。

そこで、全委員から委員長に会議規則第99条の規定により、平成27年第2回定例会付託議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について修正案が提出され、平成27年第2回定例会付託議案第7号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正については、まず第2条第3号及び第4号を削るを削り、別表第1の保健福祉学部の入学料の欄中、入学料28万2,000円を地域内18万8,000円、地域外28万2,000円に、編入学21万円を14万1,000円に修正すべきものと決定し、修正議決をした部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で委員会の報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 1点お伺いをしたいと思います。

本当に熱心な議論をしていただきました。感謝を申し上げたいと思います。今地域内のメリット確保の議論は報告でよく伝わったところでありませぬけれども、名寄大学の学生さん、報告にもありましたように道南、道外、そして九州、沖縄からも入学されていらっしゃるわけですけれども、こうした学生さんたちへの対応等について議論経過があればお知らせいただきたいというふうに思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 東委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 遠方からの学生さんへの対応という質問だったかなというふうに思いますけれども、特に遠方からの学生に対する対応というのはありませんで、現在入学者が多い地域のエリアからの入学者確保に努めたいというふうな答弁があったところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 市民の中には、このように遠くから名寄大学を選んできてくれると、こういった学生さんたちに何かしてあげることにはできないのかと、こんな声も今ところどころ聞こえてくるものですから、そういった議論経過があればというふうに思ったのですが、市民がこぞって応援していきたいといった、そういう思いが少しずつ広がっているのではないかなというふうに感じているところです。さらにますます名寄市の重要な位置を占める名寄大学です。引き続き熱心な議論を重ねていただくことをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村英俊議員。

○6番（奥村英俊議員） まずもって6回に及ぶ委員会議論御苦労さまでした。なおかつ、委員会議論としましては、これまで条例の一部改正にかかわる議会議論から条例全体を見直すという点に着手をしたことについて、これからの議会議論の先例として、また議会改革の一環としても高く評価のできるものであったというふうに思います。委員会の皆さんに改めて敬意を表するところであ

ります。

そこで、質問ですけれども、理事者からの地域外の入学料を地域内に合わせて差額をなくすという、そういう提案を修正をして、地域内についても引き下げる、それから編入学についても引き下げることにしたという報告でありますけれども、理事者の提案については編入学の関係については含まれていませんでしたけれども、それらについて議論をしていないというふうに報告されました。そのことについて、編入学について引き下げ自体も想定しなかったということだったのでしょうか。想定をしていないということだとすれば、条例の作りからいくと提案内容の不備ではないかという気もしますけれども、委員会としてこの点について理事者の考えを確認されたのかどうかについてお伺いをしたいというふうに思います。

もう一点、最終的に金額の修正ということで、金額の修正に当たって議員間だけではなくて市民の皆さんにも意見を聞くような場があってもよかったのではないかなというふうに思いますけれども、委員会としてそういった議論があったのかなかったのかについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 東委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 編入学の引き下げについての議論はしていないというふうな答弁がありました。これにつきましては、フラット化をするということで、委員長から課題提起をさせていただいた部分でいいますと、逆転現象するおそれがあるということから、委員長から課題提起をさせていただきましたが、この部分について理事者側の提案では逆転現象はしないというふうな答弁があったところあります。

市民に意見を聞く場の設定について、委員会としてそのような活動をしてはいかかかという意見は出されませんでした。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） お答えについてはよく



わかりました。

改めまして委員会で多くの議論をされて修正という結論を導かれたことについて敬意を表しますけれども、この条例提案自体、そういう意味では不十分さがあったように感じます。この点について委員会が結論として出しました修正について、理事者としてのお考えがあればお聞きしたいと思います。そのことを申し上げて、終わりたいと思います。

**○議長（黒井 徹議員）** 久保副市長。

**○副市長（久保和幸君）** このたびの大学の入学金にかかわる、条例名でいいますと授業料等徴収条例の一部改正ということでありまして、この間所管の委員会の皆様方には大変慎重審議をいただきましたことについて、まずもってお礼を申し上げたいというふうに思います。

さらに、今回の市側の提案につきましては、先ほど来委員長報告にもありまして、2018年問題を初めとするさまざまな課題を踏まえた上での平成28年度の学生確保をスムーズに進めていきたいということでの提案でありました。さらには、私どもといたしましては地域外の入学料を現行の地域内まで減額をするという提案でありましたが、これにつきましても基本的に名寄市立大学は公立大学としての性格を有しているということでありまして、この地方公共団体が設置する大学、いわゆる公立大学は基本的にそれぞれの都道府県、市町村が設置背景、さらには歴史または趣旨や学科、科目の内容等々多種多様にあるという中にありまして、それぞれの大学につきましてはひとしく地域を基本としていると。あるいは、地域に根差した高等教育を展開しているというところでは共通であります。そういう意味では、それぞれ御審議をいただいた内容が公立大学としての使命をしっかりと果たすべきではないか、その中で地域性にしっかりと配慮していくべきではないかという、そういう御指摘、御審議が主だったというふうに受けとめているところであります。

この修正に対する考え方につきましては、基本的に議会サイドでの、所管の委員会サイドでの地域性を配慮したものというふうに思っておりますし、公立大学の役割という点でいきますとそれぞれが特異性、特殊性があったということ踏まえて考察をいただいたということについて大変感謝をいたしているところであります。私どもといたしましては、私どもが提案した内容が地域性を配慮するという点においては不十分であったということ率直に反省をさせていただいて、さらには慎重審議、この地域性を配慮した議会側のお考え、そしてまた修正案については大変真摯に受けとめさせていただき、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

さらに、私どもこのたびの所管の常任委員会の審議の中で、市民、さらには議会議員の皆様方が私どもの市立大学へ大変関心をお持ちいただいているということを感じをいたしましたし、今後大学の運営もしっかり進めていけという、そういう修正であったというふうに痛感しておりますので、今後におきましては大学サイドともしっかりとした連携をいたしまして、スムーズな大学運営に当たってまいりたいということをお誓い申し上げて、お答えとさせていただきたいと思っております。

以上であります。よろしく願いいたします。

**○議長（黒井 徹議員）** ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件に対する委員長報告は修正案のとおり可決すべきで、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきです。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 異議なしと認めます。

よって、平成27年第2回定例会付託議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 本日、平成27年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成26年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支で4億6,720万5千円の黒字となり、翌年度に繰り越しすべき一般財源5,694万6千円を差し引いた実質収支は、4億1,025万9千円となりました。ここから、名寄市基金条例に基づき、財政調整基金へ2億1千万円を積み立て、残り2億2,559千円を平成27年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で5,984万3,000円、介護の保険事業勘定で1,793万2千円それぞれ黒字となり、他の特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支はゼロとなっています。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における平成26年度末の基金残高は70億9,064万1千円で、前年度末に比べて、4,291万4千円の増加となりました。

地方交通確保基金など、基金の設置目的に応じて経常的な経費の財源として取り崩したほか、老朽化している公共施設の整備に係る財源として公共施設整備基金から、医療従事者確保の財源として市立総合病院整備基金から、東病院の運営に係る財源として名寄東病院振興基金から、名寄市土地開発公社の解散に伴い土地開発基金から、多く

の皆様からいただいた寄附金を積み立てておいた文化センター大ホール建設基金からピアノ購入の財源として、また、臨時交付金を積み立てておいた地域の元気交付金基金からそれぞれ事業の実施に係る財源として、総額5億7,424万3千円を取り崩しましたが、一方で今後の財政を見据えて、財政調整基金、減債基金、地域振興基金、名寄東病院振興基金、文化センター大ホール建設基金などに、合計6億1,715万7千円を積み立てたことから、基金全体では、前年度比0.6パーセントの微増となりました。

主な基金の残高は、財政調整基金15億2,867万2千円、減債基金13億1,198万9千円、公共施設整備基金9億68万7千円、名寄東病院振興基金6億7,347万6千円、名寄市立大学振興基金5億4,596万2千円、合併特例基金12億3,160万円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備基金8,905万円、介護給付費準備基金1億3,687万1千円となっています。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、戦後70年の節目の年にあたり、改めて平和への思いについて申し上げます。

本市は、平成19年3月、恒久平和と幸せな市民生活を守るため、非核平和都市宣言を行い、過去に多くの方が犠牲となった戦争を二度と繰り返させないことを強く誓いました。この宣言の趣旨にのっとり、毎年、7月10日に名寄市戦没者追悼式や平和音楽大行進が開催され、昨年からは8月15日には全国戦没者追悼式の黙とうに併せて、正午に1分間のサイレン吹鳴を行っています。

加えて、本年が戦後70年ということ踏まえ、8月27日に名寄地区連合会などと共催で平和講演会を開催し、三浦綾子記念文化館の松本専務理事の講演、市所蔵の平和図書の紹介、DVDの上映などを行いました。

今後とも戦争や原爆の記憶を風化させず、恒久

平和への願いを後世に伝えていくため、様々な取組を進めてまいります。

次に、社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度について申し上げます。

公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を大きな効果として、国が進めるマイナンバー制度については、本年10月から、通知カードによりマイナンバーが通知され、平成28年1月からは、本人の申し出により個人番号カードの交付が始まることから、本市としても、市民の皆様への周知に努めてきているところです。

また、個人情報の漏えいや成りすましによる被害などを懸念する御意見もあることから、本市といたしましては、本定例会において個人情報保護条例の一部改正を提案させていただき、個人情報の保護に関する必要な措置を講ずるとともに、今後ともマイナンバー制度の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

次に、国勢調査について申し上げます。

本年は、5年に一度の国勢調査の実施年であり、本市においても7月1日に実施本部を設置し、9月上旬からの調査開始に向けて、準備を進めているところです。

今回からインターネットによるオンライン回答が全国的に展開をされることから、周知に向けての取組を進めてまいります。

次に、総合計画の推進について申し上げます。

本年度の行政評価については、31施策110事務事業を対象に実施したところであり、施策評価については、A評価が20施策、B評価が11施策となり、事務事業評価については、A評価82事務事業、B評価13事務事業、C評価1事務事業、評価対象外が14事務事業となっています。評価結果については、総合計画実施計画第4期ローリングや予算編成に反映してまいります。

次に、第2次総合計画の策定について申し上げます。

現在、第1次総合計画の検証を進めているとこ

ろであり、今後、市民アンケートを実施し、市民意識の変化を踏まえて、検証結果をまとめてまいります。

また、第2次総合計画の策定に向け、関係団体との意見交換を実施するとともに、庁内に若手職員によるワーキンググループを設置し、目指すべき将来像や基本目標などについて検討を行ったほか、計画の構成や期間などについても検討を進めているところです。

今後、これらの検討を踏まえて、第2次総合計画策定にあたっての基本的な考え方を示す「第2次総合計画策定方針」を策定するとともに、総合計画策定審議会やタウンミーティングなどにより、市民の皆様への御意見を伺いながら、具体的な検討を進めてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

名寄市町内会連合会主催による町内会長と行政との懇談会は、7月1日にグランドホテル藤花において開催されました。平成27年度における市の主な事業などについて報告し、情報共有を図ったほか、地域の課題などについて意見交換を行いました。

次に、男女共同参画の推進について申し上げます。

男女共同参画の推進に関する条例については、外部有識者で構成する男女共同参画推進委員会において、本年2月から5回にわたり御議論いただいたところであり、これらの御意見も踏まえて、条例案としてとりまとめたところです。

平成28年4月からの条例施行を目指して、本定例会に条例案を提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

東京都杉並区との交流については、6月21日に開催された第36回ふうれん白樺まつりに、代表団6人と高円寺阿波おどり親善訪問団34人に加え、東京商工会議所杉並支部から宇田川会長を

はじめ8人が来名され、阿波おどりなどを通じて広く市民との交流を深めました。8月29日と30日に開催された第59回東京高円寺阿波おどりには、本市から代表団と市民合わせて35人が参加して、本市のPR、友好自治体との交流を深めてきました。

また、杉並区交流協会及び東京なよろ会ツアー委員会の共催により、7月10日から4日間、「夏の北海道名寄・音楽と交流の旅」ツアーが実施されました。区民を中心に34人が本市を訪れ、夏の名寄を満喫したほか、11日に開催された杉並区友好交流記念「山下洋輔ジャズコンサート in NAYORO」では、多くの市民と一緒にジャズの魅力を堪能しました。

ふるさと会交流については、東京なよろ会30周年ツアーが実施され、8月6日から4日間、61人が来名し、ふるさと訪問コースとゴルフ三昧コースに分かれ、ひまわり畑鑑賞やゴルフを行ったほか、市民交流会などを通じて、ふるさとでの楽しいひとときを満喫していただきました。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流については、7月2日から8月25日までの55日間にわたり、交換学生2人を受け入れました。交換学生は、ホームステイをしながら学校訪問や地域のイベントに参加するなど、相互の友好と交流を深めました。

友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流については、名寄・ドーリンスク友好委員会が主体となり、7月31日から8月4日までの5日間、訪問団14人を受け入れました。友好の証である「ドーリンスク通」や「友好の広場」を訪問したほか、なよろ市立天文台「きたすばる」、名寄市立総合病院、ひまわり畑の視察などを通じて、これまで育んできた友好の絆をさらに深めました。

台湾との交流については、7月17日に市内外から会員、来賓などを含め約50人が出席する中で、名寄日台親善協会設立総会が開催されました。今後、民間レベルでの幅広い交流が進むことを期

待しています。

また、7月24日から1泊2日の日程で、嘉義県太保市から黄市長をはじめ28人が来名され、市内の農家や農業施設を視察し、農業技術に理解を深めたほか、歓迎会では市民との交流を深めるなど、本市と台湾とのさらなる交流拡大の契機となりました。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

定住自立圏構想に基づく、北・北海道中央圏の取組として、8月28日に、構成市町村長が一堂に会する会議を開催し、全国で最初に定住自立圏形成協定を締結し、共生ビジョン策定をした南信州定住自立圏の中心市である、長野県飯田市の牧野光朗市長を講師に迎え、講演会を実施するとともに、各市町村の取組などについて、意見交換を行いました。

天塩川周辺13市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」については、地域住民や移住者、地域おこし協力隊などと一緒に地域づくりについて話し合う研修会や「天塩川ククサ」のブランド化、北海道暮らしフェアへの出展などに取り組んでいます。

なお、「天塩川ククサ」については、ブランド化を図ることを目的として、6月から道の駅「もち米の里☆なよろ」で展示販売を開始しているほか、7月19日と20日に「ダウン・ザ・テッシ・オ・ペツ2015」において斡旋販売を実施し、100個を完売しました。

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

自治体職員の自主的な研修の場を設け、定住自立圏構想の一環として圏域の人材育成に資することを目的とした「地方財政ゼミナール2015 in なよろ」を昨年を引き続き、8月29日から2日間にわたり、北海道の全面的な協力をいただき、市立大学で開催しました。ゼミナールの講師として関西学院大学教授小西砂千夫氏のほか、東京大学名誉教授で地方財政審議会会長の神野直彦氏に加え、前日に開催した定住自立圏首長会議に引き

続き、牧野光朗飯田市長を迎え、道内各地の自治体から多数の参加のもと、大変有意義な機会となりました。今回のゼミナールを踏まえ、改めて今後の国の政策の動向を注視し、効率的な行財政運営を行ってまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

人口ビジョンや総合戦略の策定に向け、本年5月から関係団体や子育て世代、大学生などと意見懇談会を開催し、市民の皆様から御意見を伺うほか、市民や学生を対象としたアンケート調査を実施するとともに、本年6月に産業界や教育機関、金融機関などで構成する「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」を設置し、本市の地方創生についての御議論をいただきました。

また、本市における地方創生の取組を速やかに推進するため、早急に実施することにより一層の効果が見込まれる事業について、総合戦略などの策定に先行して実施する必要があると考えており、必要な予算について本定例会に提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

今後は、推進委員会において、さらに議論を進めるとともに、市議会においても十分に御議論をいただくなど、ていねいな議論を重ねながらも、本年中のできる限り早期に総合戦略を策定してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度の第1四半期における一般科の患者取扱状況については、入院患者数は延べ2万1,028人で前年比2,002人の増、率にして10.5パーセントの増加、また、外来患者数は延べ4万8,504人で前年比3,133人の減、率にして0.6パーセントの減少となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益は13億4,214万円で前年比1億2,401万円の増、率にして10.2パーセントの増加、また、外来収益は5億3,848万円で前年比29万円の増、率にして0.1パーセントの増加となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、18億8,062万円となり、前年比1億2,430万円の増、率にして7.1パーセントの増加となっています。

次に、救命救急センターについて申し上げます。

昨年8月に名寄保健所に事業計画書を提出して以降、現地調査や各関係機関による協議を経て、本年7月30日に北海道から救命救急センターの設置要請があり、8月1日に運営を開始したところです。

北海道では、第三次保健医療福祉圏域ごとに救命救急センターを整備しており、市立総合病院は12カ所目となります。

このうち道北圏域では、すでに旭川市内に2カ所整備されていますが、アクセスに時間を要する地域に、専用病床が10床以上20床未満の「地域」救命救急センターの整備を進めているところであり、今回、市立総合病院が専用病床12床で運用をしていることから、「地域」救命救急センターとして設置の要請を受けることとなったものです。

今後も、急性期医療を担う道北の地方センター病院として、地域完結型の医療提供体制の構築や救急医療の充実・強化に努力してまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援については、子育て支援センターのサービス充実を図るため、旧木材需要拡大センター「なよろ親林館」の改修工事を行っていますが、8月27日に施設の愛称選考委員会を開催し、愛称は「ひまわりらんど」に決定いたしました。現在、当初の計画どおり10月中旬のオープンに向けて準備を進めるとともに、条例案について本定例会に提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

保育の質の向上については、本年7月に2回にわたり、幼児の容態急変などに対する救命講習を名寄消防署の協力のもと行いました。市内の全保育施設に勤務する保育士及び保健師を対象として

行い、保育現場の救命知識の向上を図ったところ  
です。

また、子育て世帯臨時特例給付金の受付状況に  
ついては、6月1日から受付を開始していますが、  
公務員を除き、7月末日現在で受給対象者1,24  
8人中、1,222人の手続きを終えており、受付  
期間である11月末日までに、全対象者へ給付金  
が行きわたるよう取り組んでまいります。

ひとり親支援施策の推進では、寡婦（夫）控除  
のみなし適用について、本年9月に料金算定を行  
う保育料から適用を開始いたします。

今後も、国の施策を注視し、子育て支援の向上  
を図ってまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

戦没者追悼事業は、実行委員会を組織して7月  
10日に実施しました。追悼式は市民文化センタ  
ーを会場に、御遺族をはじめ約200人の参列の  
もと、厳粛に執り行いました。

また、第59回を迎えた平和音楽大行進では、  
15団体の力強い演奏を多くの市民が楽しむと  
ともに、悲惨な戦争が繰り返されないよう願いが込  
められました。

なお、9月1日から、臨時福祉給付金の受付を  
開始しており、併せて、給付金対象者1人につき  
3,500円の地域商品券を交付してまいります。

次に、高齢者の福祉の充実について申し上げま  
す。

高齢化が進みますます増加する認知症の方を地  
域で支えるため、昨年度から引き続き「認知症サ  
ポーター養成講座」を開催し、多くの方に認知症  
についての理解を深めていただきました。各関係  
機関や企業向けのほか、市民向け講座も開催し、  
本年7月末の認知症サポーター数は1千人を超え  
ることができました。

また、昨年12月に締結したエーザイ株式会社  
との「認知症対策・地域包括ケアの推進に関する  
包括的連携協定」の一環として、「もの忘れ“め  
やす”チェックリスト」の提供をいただき、平成

27年度介護保険料納入通知書に同封して65歳  
以上の方々に配布をしています。

今後も認知症サポーター養成講座の開催をはじ  
め、各種認知症対策を拡充してまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

循環型社会の形成には、ごみの発生抑制と減量  
化を図り、その資源化に向けた取組など、廃棄物  
の適正な処理が必要なことから、本年も5月と7  
月に環境衛生推進員による最終処分場内での一般  
搬入者に対する分別指導を実施しています。また、  
資源集団回収事業の推進のほか、小型家電の回収  
や古着・廃食用油のリサイクルを引き続き実施し  
てまいります。

広域最終処分場の建設については、防衛省の補  
助金の交付が決まり、浸出水処理施設建設工事施  
工業者の選定を終えています。今後は最終処分場  
実施設計業務の入札を予定しており、平成30年  
3月の完成に向け取組を進めてまいります。

本年1月から6月までの上半期における火災及  
び救急・救助出動状況については、火災件数は6  
件で、前年比4件の増、火災種別では、建物火災  
5件、林野火災1件となっており、負傷者3人と  
なっています。

救急件数は514件で、前年比29件の減、事  
故種別では、急病375件、一般負傷65件、転  
院搬送39件、交通事故12件、そのほか23件  
となっています。

救助件数は15件で、前年比1件の減、交通事  
故によるもの5件、そのほか10件となっていま  
す。

火災予防については、4月から7月までに防火  
対象物47事業所、危険物施設55箇所の立入検  
査を実施し、法令違反の対象物に改善指導を行っ  
ています。また、一般住宅1,158世帯と高齢者  
独居住宅412世帯の防火訪問を実施し、住宅用  
火災警報器の設置と維持管理などの住宅防火対策  
の推進に努めています。

消防事業については、化学消防自動車と消火栓

の更新を進めており、消防活動体制の充実強化を図ってまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

本年の自治体スクラム支援会議については、東京都杉並区、福島県南相馬市ほか4自治体、並びに特別参加の静岡県南伊豆町に本市を加えた8自治体により名寄市を会場に開催されました。

会議では、福島県南相馬市への水平支援を引き続き行うことに併せて、「防災」に関する事項として、防災訓練への相互参加など地域防災力の向上と各地域の特性を生かした災害時の具体的支援策の検討について確認し、今後の方向性が示されました。

また、支援会議の取組の一環として、福島県南相馬市の小学5、6年生19人を招いて、8月5日から9日に「なよろ夏季林間学校」を開催し、自然体験、搾乳体験、パークゴルフのほか、市内各施設や旭山動物園見学などにより、ストレス解消や交流促進を図りました。

次に、本年度の防災訓練について申し上げます。

7月23日、天塩川と名寄川の堤防が同時に決壊したことを想定し、地域住民を含む約200人の参加により実施しました。

訓練は、まず災害対策本部を設置し、参加者の避難が完了する時間のリードタイムを把握するほか、テスト配信した緊急速報メールなどの避難情報の受信確認を促すとともに、逃げ遅れた場合を想定した垂直避難を実際に体験していただきました。栄町区町内会では、避難後に名寄消防署による高所からの救出訓練に併せて、毛布を使用したタンカ作成講習も実施したところです。

これらの避難訓練を通して、避難の考え方、課題などについて理解をいただきました。

さらに、防災訓練と併せて、市民文化センターにおいて、名寄河川事務所主催の「天塩川上流水防研修会」を開催し、旭川地方気象台職員による防災講話、図上訓練DIG（ディグ）を実施しました。各町内会から90人が参加し、意見交換を

行いながらそれぞれが暮らす地域の特性について学び、防災についての知識を深めています。

次に、名寄市防災マップについて申し上げます。

名寄市防災マップは、平成23年3月に洪水ハザードマップとして配布していますが、関連法令の改正に基づく地域防災計画の見直しに併せて、新たに作成し本年8月に全戸配布を行いました。洪水ハザードマップや土砂災害に関する情報のほか、各自然災害に関する情報も掲載し、A4冊子型としています。

防災においては、自助・共助が重要であり、平常時から自らの地域を知り、浸水想定を各地域において確認することが重要となります。名寄市防災マップの全戸配布を通して、より一層の住民の防災知識の向上につながるよう、防災の取組を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

本市におきましても、不審者による声かけやつきまといなど、子どもや女性を狙った事件や、特殊詐欺事件が発生しています。

犯罪のない安全安心な市民生活の実現に向けて、6月27日に市民文化センター大ホール「ENRAY」において、北海道警察音楽隊などの協力により、名寄市民安全安心まちづくりコンサートを開催しました。600人を超える市民の皆様の御来場をいただき、市民一人ひとりが心をつなげて考え、防犯や交通安全の意識高揚を図る機会となりました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業の北斗団地については、昨年度着手した鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸の8月末現在の進捗率が約70パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。本年度建設分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の工事は、9月に着手し、平成28年10月の完成を予定しています。

また、新北斗団地については、3月に着手したプレキャストコンクリート造平屋建て1棟4戸の

全面的改善工事が、7月末に完成しています。

また、7月に着手した1棟12戸のノースタウンなよろ団地の長寿命化型改善工事については、8月末現在の進捗率が約40パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく公園施設整備は、名寄公園の人道橋の更新工事を8月に完了しています。

また、花園公園の遊具の更新工事については、7月に発注を終え、現在、工事を進めています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、中央東7号線老朽管更新工事ほか2路線、延長588メートルが完了し、現在は風連29線ほか2路線、延長1,152メートルの整備を7月中旬に着手し、10月下旬の完成を予定しています。

配水管網整備については、風連西町3丁目線配水管網整備工事ほか2路線、延長430メートルが完了しています。

サンルダム建設事業に伴う上水道2期拡張工事については、名寄から風連地区への簡易水道統合整備送水管新設工事ほか1路線、延長2,567メートルの整備を8月中旬に着手し、11月下旬の完成を予定しています。

また、有収水量向上のため漏水調査業務や清浄な水道水の供給を図る配水管洗浄作業を実施しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、6月中旬に、名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備の更新工事に着手し、来年2月下旬の完成を予定しているほか、雨水管渠新設工事では、6月中旬に、豊栄川3号幹線、延長162メートルの整備に着手し、11月下旬の完成を予定しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、名寄地区2基、風連地区3基の合併浄化槽の設置

が完了し、現在は、風連地区2基の整備を進めているところであり、10月下旬の完成を予定しています。

今後、両地区合わせて5基の工事発注を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている西4条仲通、南西8条仲通の1、北1丁目通、徳田18線緑丘連絡線については、9月に工事の完了を予定しています。

また、6月には昭和通、7月には風連東8号北線の発注を終え、現在、工事を進めているところであり、さらに、9月には南11丁目右仲通、10月には新規路線の南3丁目通の発注を予定しています。

次に、総合交通体系について申し上げます。

昨年8月に、北海道縦貫自動車道「土別市多寄町～名寄市間」の事業再開が決定したことを受け、本年6月に、市内の商工農林業関係団体などによる「高規格幹線道路網活性化を図る市民期成会」が発足され、早期完成とインターチェンジの整備などを実現させるための取組を進めるよう要望を受けたところです。

国では、昨日、風連庁舎において、地権者の方々に対する事業説明会を開催したところであり、本市といたしましても、引き続き、市民期成会や関係団体と連携を図りながら、早期完成について、国会議員をはじめ、関係省庁に対して要望活動を進めるとともに、高速道路の開通に伴う地域振興について、その有効性や優先性を考慮しながら、市民の皆様とともに考えてまいります。

また、現在運行中の下多寄線デマンド交通については、利用者アンケートの結果をもとに、乗降指定箇所追加について検討を行い、名寄市地域公共交通活性化協議会での了承が得られたことから、本年10月の運行から適用し、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。



初めに、8月15日現在の農作物の生育状況については、基幹作物である水稲は、もち米、うるち米ともにやや遅れている状況となっています。

小麦は、秋小麦については降雨により収穫作業が遅れたものの、収量では平年を上回る結果となり、春小麦については平年並みの見込みとなっています。

畑作物を含めて、馬鈴しょ・玉ねぎ・てん菜などの生育は順調に推移しています。アスパラガスについては、低温の影響を受け、昨年及び平年をやや下回る状況で終了しています。

次に、有害鳥獣農作物被害防止対策について申し上げます。

8月18日現在の捕獲状況は、エゾシカで昨年度より19頭多い286頭、アライグマは5頭を駆除し焼却処分を行ったところです。

次に、ヒグマの出没などについて申し上げます。

本年度は、8月18日時点で、昨年度の20件に対し30件多い50件の報告件数となっています。

今後、農作物の収穫時期やキノコ採りのシーズンを迎えることから、広報・ホームページによる出没状況に関する情報提供を行うとともに、警察をはじめ関係機関や団体と連携して注意喚起を図りながら、被害防止対策を実施してまいります。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧場については、受精対象牛を中心に放牧を行っており、市営牧野は5月25日から297頭、また、母子里地区共同牧場では、6月5日から105頭をそれぞれ受け入れています。

次に、もっともち米プロジェクト事業について申し上げます。

8月4日に開催されたサッポロビアガーデンや市内における各種歓迎行事などのイベントにて、もちつきの実演を行ったほか、民放ラジオ番組の出演などを通じて、なよろ産もち米のPRを市内外へ行ってまいりました。

今後も名寄産農作物のブランド化に向けて積極

的に事業を展開してまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

地産地消の推進と地場産品の良さを広め、農業・農村への理解と農作物の消費拡大を図るため、8月23日に「第37回なよろ産業まつり」を開催しました。会場のなよろ健康の森では、大相撲春日山部屋力士の方々が参加したイベントや、東京の香川調理製菓専門学校の学生による地場農産物を使用した試作商品の試食会などが行われ、多くの市民の皆様に御来場いただきました。

御協力をいただきました関係機関・団体の皆様にお礼を申し上げます。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が公表しています平成27年第2四半期（4～6月）の上川北部地域の地域別経済動向調査では、建設土木業、運送業などは堅調に推移していますが人材不足が続き、宿泊業については堅調に推移しています。

一方、個人消費は消極的といえ、商店街の景況感芳しいとは言い難く、第1四半期（1～3月）と比較して地域景況感・生産動向は「横ばい」、消費動向は「やや下降」と判断されています。

市の融資関係では、7月末現在、経営資金、設備資金ともに融資件数は増加傾向で推移しています。経営資金は92件、4億7,367万3千円の融資となっており、前年同期比では件数で1件の減、金額で9.9パーセントとなっています。また、設備資金は10件、6,078万円の融資となっており、前年同期比では件数で1件の増、金額で大きく上回っています。

次に、名寄市中小企業振興条例及び支援制度の見直しについてですが、中小企業振興審議会に設置された中小企業支援制度検討部会において、現状と課題について検討を進めています。これらの意見の中から、現在の社会情勢を踏まえた条例及び支援内容となるよう見直しを進めてまいります。

次に、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支

援交付金を活用したプレミアム25%付きの「なよろ地域商品券」についてですが、6月22日から販売を開始し、6月28日の休日販売を経て7月1日に2万5千セットを完売しています。併せて実施した「買・なよろ運動地元商店応援キャンペーン」については、期間終了前の7月29日に券の引き換えなどを終了し、8月28日にお笑いライブを実施しました。今後も12月27日を使用期限とする商品券の利用による消費喚起を促し、地域消費の向上を図ってまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における6月末の月間有効求人倍率は0.92倍で、前年同月比を0.15ポイント下回り、平成27年3月から連続して前年同月を下回っています。

来春の新規高卒予定者の求職状況については、卒業予定者697人のうち、就職希望者は174人で、前年比27人、18.4ポイントの増となり、うち管内就職希望者は105人で、前年比18人、20.7ポイントの増となっています。

また、就職希望者が増加していることを踏まえ、7月30日に、ハローワーク名寄、上川総合振興局、上川教育局及び士別市と連携した企業説明会が開催され、25の企業などや近隣の高等学校から107人が参加し、各企業の経営理念や求められている人材などについて学ぶ貴重な機会となりました。

さらに、地元自治体の連携による「高校生のための企業見学会」が、管内4市において開催されました。本市で開催された8月7日の見学会には、高校生4人が参加し、ニチロ畜産、ふうれん特産館での体験を通して、就職への意欲を高めました。

今後も関係機関と連携し、就職活動の支援に努めてまいります。

次に、合宿に係るホスピタリティ事業について申し上げます。

本年度も、地域の特産品素材を活用した新商品の開発に取り組んでいる香川調理製菓専門学校の

学生が、8月20日から5日間の日程で名寄合宿を行いました。

今回のテーマは、「もち米」と「スイートコーン」を活用した商品開発として、なよろ産業まつりで試食コーナーを設けたほか、学生の取組や成果品に対するアンケートを実施するなど、学生と本市の双方にとって実り多い交流の場となりました。

次に、ひまわり観光について申し上げます。

ひまわりボランティア事業については、本年度も、ひまわりボランティアを募集し、6月20日に苗の定植作業、7月26日に除草作業を道立サンピラーパークで行うなど、市民のおもてなしの心を育み、ホスピタリティあふれる観光地づくりに努めました。

サンピラーパークひまわり事業については、6月の低温と日照不足による天候不順の影響で、生育に遅れが生じたものの、昨年同様12万5千本のひまわりが咲き誇りました。さらに、併設したひまわり案内所の設置やなよろひまわり観光マップの作成など、各地から訪れる観光客の受入体制の整備を行うとともに、昨年に引き続き、LED照明を活用したライトアップひまわりを7月31日から17日間実施しました。ライトアップの期間中は、大手旅行会社が企画した旅行商品も実施されるなど、約900人が暗闇に浮かびあがるひまわりを楽しみました。

また、8月9日には名寄ひまわりまちづくり大使の有森裕子氏を招いて、道立サンピラーパークなどをコースとした「第3回有森裕子なよろひまわりリレーラン」を開催しました。市内外から前回は上回る94チームの参加があり、地域資源を活用した交流人口の拡大が図られました。

次に、イベント関係について申し上げます。

「第36回ふうれん白樺まつり」は、6月20日、21日にふうれん地域交流センター及びふうれん望湖台自然公園において開催され、杉並区代表団をはじめ、高円寺阿波おどり親善訪問団のほ

か、多くの来賓にも参加をいただき、大いに盛り上げていただきました。

本市の夏を彩る「てっしフェスティバル」は、8月2日に天塩川曙橋下流河川敷において開催され、野外ライブや各種団体のステージ、さらにはフィナーレを飾る花火など、多彩な催しに約1万4千人の来場者で賑わいました。

第37回を迎えた「風連ふるさとまつり・風舞あんどんオン・エア」は、8月13日夜、14団体15基の行燈がJR風連駅前通り特設会場を練り歩き、帰省者や多くの市民が夏の風物詩を堪能しました。

次に、シーニックバイウェイについて申し上げます。

上川北部の9市町村の観光協会、商工会議所、商工会及び市町村からなる道北観光連盟が中心となり取り組んでいる「天塩川流域ミュージアムパークウェイ」について、7月27日に「ルート運営代表者会議」が開催され、本年度中にルート運営活動計画書（素案）などを作成し、平成29年度に正式なルート指定を目指すこととされました。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の校内研修の充実に関する研究グループにおいて、「学校力向上に関する総合実践事業」の実践指定校である名寄小学校の取組について理解を深めるなど、中堅教職員の力量を高めるミドルリーダー育成の研修会を行ってきました。

豊かな心を育てる教育の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育資源などの活用に関する研究グループにおいて、市民文化センター大ホール「ENRAY」の施設見学を実施し、活用のあり方を模索しているところです。

いじめへの対応では、根絶に向け、7月14日に名寄中学校において、名寄市いじめ防止サミットを開催しました。全小中学校の代表児童生徒が参加し、各校のいじめ根絶にむけた取組について

交流したほか、児童生徒へのいじめ防止宣言の浸透度を把握するために行った事前アンケートの結果をもとに意見交流を行いました。

さらに、本年度はいじめ防止標語を募り、優秀な作品についてはポスターを作って学校のほか市内各教育施設などに掲示し、社会全体でいじめをなくす取組を進めました。

健やかな体を育てる教育の推進については、7月末までに市内の小中学校において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を終えました。名寄市教育改善プロジェクト委員会の校内研修・研究の充実に関する研究グループでは、5月28日に風連中学校で、新体力テスト実施にあたっての実施計画案や学校体制のあり方、調査種目ごとの実施にあたってのポイントなどについて研修を行いました。

今後は、各学校及びプロジェクト委員会で調査結果を分析し、本市の児童生徒の体力などの課題克服に向けて、体育の指導を改善する取組を進めます。

特別支援教育の推進については、学校の要請に基づき、専門家チームが4月に1回、6月に1回、7月に2回、発達障がいを含め障がいのある幼児、児童生徒に対する適切な支援のあり方について協議、研修を行いました。

信頼される学校づくりの推進については、教職員の資質向上を図るため、7月21日に学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーを招いて教育講演会を開催しました。当日は、市内外から約80人の教職員が参加し、日常授業の改善や学級経営のあり方などについて研修を深めました。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

昨年から実施している名寄南小学校の校舎などの改築については、大きな工事の遅れもなく順調に本体工事が進んでいます。また、名寄西小学校の増築工事にも7月上旬から着手しています。今後も児童や工事関係者の安全対策に配慮しながら、工事の完成に向けて取り進めていきます。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

平成28年4月に設置を予定している保健福祉学部社会保育学科は、設置に向けて、文部科学省への教職課程認定、厚生労働省への保育士養成施設指定に係る必要書類の提出、増員となる教員の選考も順調に進み、教員を中心として道内外の高等学校への新学科の広報活動を精力的に行っているところです。

8月からは既存校舎を改修して、新たに必要となる教育研究室、演習室などへの転用工事を進めており、一部については今月中に完成を予定しています。

また、学生増などに伴う新棟の平成30年度供用開始に向けて、基本設計業務に係る補正予算案を本定例会に提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、大学図書館の建設工事については、7月15日から着工しており、駐車場の利用などにおいてB&Gプールの利用者に御不便をおかけしていますが、今後も、通行者を含めた安全対策に最大限配慮しながら、工事を進めてまいります。

また、名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくため、7月25日と8月22日に、高校生と保護者を対象にオープンキャンパスを開催し、2回合わせて高校生368人、保護者237人の参加がありました。なお、3回目のオープンキャンパスを10月17日に予定しています。

5年目を迎えた特別支援学校教諭免許状の取得向上に向けての取組は、本年度から北海道教育委員会が主催し、名寄市立大学が指導大学となる免許法認定講習として7月27日から12日間にわたり開催しました。道内では、北海道教育大学が指導大学となって実施した3会場と合わせて4会場で開催されています。名寄会場では、市内小中高校から参加した10人の現職教員、支援員をはじめ道内の教員、幼稚園教諭など81人が受講し、

先進的な教育理論や教育実践の講義に熱心に取り組みました。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校給食用の米飯やパンの製造を行っている「学校給食用食材供給施設」は、建設から40年以上が経過し、雨漏り・すが漏りが発生したため、二重屋根とする修繕工事を実施しました。今後も、安全安心な給食を安定的に提供できるよう取り組んでまいります。

学校給食では、地元産の新鮮な野菜などを積極的に使用しています。また、7月には、なよろの日に合わせて「なよろ煮込みジンギスカン」を、8月には、地元産「メロン」など名寄の特産品や旬の食べ物を提供し、児童生徒から好評を得ています。

今後も、給食センターの衛生管理や食材の安全確認を徹底し、安全安心な学校給食を提供できるように取り組んでまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

本年度13回の開催を予定している市民講座「なよろ入門」については5回、名寄ピヤシリ大学にて実施している「公開講座」については2回、これまで開催してきており、併せて延べ200人以上の市民が受講され、地域についての知識を深めてきているところです。

本市の短い夏を締めくくる市民盆踊り大会は、天候の影響で8月15日のみの開催となりました。当日も小雨が降る中でしたが、子ども盆踊りに約200人、仮装盆踊りには、個人15人、団体13組の参加をいただき、延べ1,240人の人出で賑わいました。実施にあたって御協力をいただきました実行委員並びに協賛事業所など、皆様に感謝を申し上げます。

次に、市立図書館について申し上げます。

学校の読書活動の支援として、6月10日には、北海道立図書館から講師を迎えて研修会を開催しました。研修会では、風連中央小学校図書館において、本年度から配置されている学校司書3人を

対象に、図書館の環境づくりなどについて、多くのアドバイスをいただきました。

その後、名寄市小中学校図書館・市立名寄図書館担当者会議を開催し、「学校図書館の活性化と学校司書の役割」「“子どもが集まる”学校図書館の環境づくりを！」をテーマに研修及び情報交換を行いました。また、7月22日には、智恵文小学校で「学校ブックフェスティバル」を開催し、大型絵本の読み聞かせやストーリーテリングを楽しんだ後に、絵本や児童図書の貸出を行いました。

6月24日には、子どもの読書普及のために、名寄市内読み聞かせ団体連絡会議を開催し、読み聞かせに適した古典絵本の紹介や、相互連携について意見交換を行いました。また、夏の子ども行事として、本館と分館において1日司書体験やお話し会などを開催し、多くの子どもが参加し本に対する興味や関心を高めることができました。

今後も、学校や関係機関と連携し、子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

6月2日から8日の間、東京都杉並区に移動天文台車ポラリス2号を派遣し、観望会や天文授業を実施し、617人の参加があり好評を得ました。

6月29日から7月7日にかけては、七夕の短冊飾り付けイベントを行い、市内の保育所や幼稚園児、小学生、大学生、来館者などの協力をいただき800枚の短冊を天文台に飾り付けました。また、7月7日には、日本天文学会主催・全国同時七夕講演会を北海道大学との共同企画で実施し多くの方が聴講されました。

7月17日には、北海道大学と共催し、「はやぶさ」の研究者で世界的に有名な北海道大学の塚本尚義先生と橘省吾先生による「ここまで分かったはやぶさによる科学」と「何かが分かるはやぶさ2による科学」をテーマにした市民向けの講座を行い、79人の参加がありました。

7月25日には、星と音楽の集い実行委員会による「きたすばる・星祭り2015」が開催され、

1,625人が参加し、多彩なイベントが行われました。また、国立天文台及び石垣島天文台とインターネット中継を双方向でつなぎ、星祭りイベントの様子を中継するなど交流を深めることができました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

5月9日に開館した市民文化センター大ホール「EN-RAY」においては、プレオープン事業として様々な催しが行われてきました。

6月5日に開催した「札幌交響楽団・小山実稚恵特別公演」には、639人の来場者を迎え実施しました。6月30日には、これまで施設の建設やピアノの購入に御寄付をいただいた皆様に招待した「プレミアムコンサート」を開催し、新しく購入したピアノの弾き込みをしていただいた二人の若手ピアニストを迎え、458人の皆様にそのピアノの音色を聴いていただくことができました。

7月11日には、東京都杉並区との交流事業として、ジャズピアノ界の巨匠・山下洋輔さんを迎え「山下洋輔ジャズコンサート in 名寄」を開催し、520人の皆様が本格的なジャズピアノソロを堪能しました。7月18日には、「吉野直子ハープリサイタル」を開催し、254人の来場者がハープの美しい音色を楽しみました。

7月からは一般貸館を開始しており、この間、主催事業以外にも市民の皆様に様々なジャンルの公演の鑑賞機会を提供してきています。

次に、北国博物館について申し上げます。

本年は、キマロキ保存40年・深名線廃線20年の年にあたり、5月23日から6月26日の間「記念展」を開催しました。6月27日から28日には、関係団体による実行委員会を組織し、記念事業として「キマロキまつり」を開催しました。

キマロキまつりには、道内外からの鉄道ファンだけではなく、ミニD51の乗車会やHOゲージの走行展示が行われ、家族連れなど多くの方が訪れました。また、新聞や雑誌に記事が掲載された

ほか、JTBの列車時刻表やBSテレビの鉄道番組で紹介されるなど、SLキマロキを全国にPRすることができました。

昨年、名寄公園が「北の造園遺産」に認定されたことから、7月25日から8月30日の間、特別展「名寄公園の小動物 どんぐりの森の小宇宙」を開催しました。本市の指定文化財であるミズナラ林が生息する名寄公園は開拓以前の姿を今に残しており、特別展では市民が自然と触れあう場所であること、小動物や多くの野鳥たちが命を育む空間であることなどについて、パネル解説や写真で紹介しました。

また、8月13日には、夏休み体験講座「コウモリ観察会」を開催し、日頃は目にする事の難しいコウモリ類の生態について、専門家を招き親子で調査・観察するなど、名寄公園の生い立ちとともに、次の世代へ残す貴重な財産として多くの方に理解を深めていただきました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭教育学級については、幼稚園を主体に3学級を開設し活動を行っていただいています。8月8日には、合同研修会リズムコミュニケーション体験と題し、札幌ドラムサークルの米澤倫子さんを迎え、打楽器を使いながら親子のコミュニケーションを深めました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

7月26日には、サンピラー国体開催記念第13回サマージャンプ大会が134人のエントリーにより開催されました。国内トップクラスの葛西紀明選手、伊東大貴選手、高梨沙羅選手、伊藤有希選手などが出場し、市内外から集まった多くのジャンプファンから大きな声援をいただきました。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子ども会育成連合会との共催によるリーダー養成事業「わくわく！体験交流会」については、24人の児童が登録し、第1回目は6月27日に浅江島公園にて、23人が参加し飯ごう炊飯で調理実習を行いました。第2回目は、7月4日から1

泊2日で道立トムテ文化の森キャンプ場にて、21人がキャンプなどの野外体験を行い、集団生活を通してリーダーとしての心構えを学びました。

第26回を迎える野外体験学習事業「へっちゃLAND」については、小学4年生から6年生38人が参加し、7月28日から3泊4日の日程で道立トムテ文化の森キャンプ場を中心に実施しました。テントでの生活や飯ごう炊飯、九度山登山、また本年度は北海道教育委員会の委託事業「なよろ朝活事業」と提携し、学習プログラムや親子プログラムを取り入れ実施しました。

後半の2日半は悪天候により、キャンプファイヤーなど一部プログラムを変更しましたが、雨の中での野外生活という貴重な体験と集団生活を通して、お互いの絆を深め、たくさんの思い出を作ることができました。

また、昨年度に続き、本市新規採用職員の職員研修として位置付け、期間中18人の新規採用職員をサブリーダーとして配置し、子どもたちと一緒に野外活動を行い、異世代とのコミュニケーション能力を高めました。実施にあたり御協力いただいた関係機関や団体の皆様に感謝を申し上げます。

名寄市・杉並区小学生体験交流事業については、市内の小学4年生から6年生までの25人と東京都杉並区の同じく25人が参加し、7月28日から31日までは名寄会場、8月5日から8日までは杉並会場において、それぞれの生活環境・自然環境などについて学び、交流を深めました。班行動では、小学生の時に本交流会に参加経験のある方を含む一般、大学生、専門学校生、高校生の各ボランティアリーダー12人を中心に小学生同士が相談し合い、お互いに協力し行動することで友情を育み、たくさんの友達や思い出をつくることができました。

次に、放課後児童クラブについて申し上げます。

南児童クラブの建築は、8月から建設工事が始まり、平成28年4月からの新施設への移転に向

けて計画どおり順調に進んでいます。

次に、青少年センターについて申し上げます。

7月23日と24日に名寄警察署の協力を得て、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施しました。立入調査では、青少年に対して有害となる凶書類の販売状況の確認、携帯電話販売店へのフィルタリング機能の利用機能の依頼、カラオケ店の青少年利用の指導などを行いました。

夏休み期間中は、名寄市児童生徒補導協議会との連携で特別巡視を行うとともに、名寄祭り・風連ふるさとまつりでは、各町内会から推薦された指導員と街頭指導を実施しました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

ハートダイヤルによる電話相談や面談により、主に保護者から学校や子どもとの関わり方などの悩み相談の対応を行っています。

また、月2回開設している夜間相談日には、日中の時間帯に相談のできない保護者などの対応のほかに、通信制に在学する生徒の引きこもり対策として、交流や気分転換を図ることを目的に、気軽に参加できるレクリエーションを実施するなど、相談業務の充実に努めています。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

11時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、ただいまの行政報告について加藤市長から訂正がございます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 申しわけございません。行政報告の2ページでございます。文化センター大ホールの基金については、本年4月1日から基

金の名称が建設基金から文化センター大ホール基金に変更しております。現状を鑑みて上から7行目、文化センター大ホール建設基金からピアノ購入というところと11行目、名寄東病院振興基金、文化センター大ホール建設基金など、この2カ所をそれぞれ文化センター大ホール基金に訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

国においては、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが国際社会における取り組みとも連動しつつ着実に進められ、平成11年には男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とする男女共同参画社会基本法が制定をされております。本市におきましても平成20年3月に名寄市男女共同参画推進計画を策定をし、啓発活動の充実や本市が設置をする委員会、審議会への女性委員の参画促進などに取り組んできておりますが、依然として男女の平等や男女共同参画が実現しているとはいえない状況にあるほか、少子高齢化の進展など社会情勢が変化をする中で、男女が性別にかかわらず主体的に行動することが一層求められております。このような状況を踏まえて、男女共同参画に関してさらなる市民意識の高揚と推進を図るために条例を制定をしようとするものであります。

次に、制定しようとする本条例案の概要について申し上げます。条例の初めには、本市のこれまでの取り組みや課題、行政と市民等が協力をして男女共同参画社会の実現を目指す決意など条例制

定の趣旨を明らかにする前文を置き、次に男女共同参画の推進の柱となる目的や基本理念を定めて、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが推進をされるように規定をしております。また、男女共同参画を推進をする上で市民等が行う取り組みの果たす役割が大きいことから、市の責務に加えて市民や事業者などの責務についても規定をしております。

条例の施行は、平成28年4月1日からを予定をするものであります。

よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 提案説明を受けましたけれども、何点か質疑を申し上げたいと思います。

この間公募あるいは有識者の委員の皆さん、そして庁舎の皆さんが精力的に条例提案にこぎつていただいたことにはまず敬意を表したいと思いますし、何点かの中には恐らくや委員の皆さん等のかぶりもあることを承知でお聞きをしたいと思っております。今市長から提案の中にもあったとおり、あるいは条例の前文にもありましたけれども、名寄市が平成20年、島市長時代に推進計画を立ててことしで8年になりますが、そのときと2015年、今とではわずか数年単位の状況ですけれども、かなり社会的に潜在的なものが顕在化したりして、あってはならない事件、事故や人権無視の動きなんかについてもありますけれども、そういう意味合いでは今回従前の計画あとまだ1年残っていますけれども、計画の積み上げ、啓発を中心にした施策の積み上げ等でも一定の蓄積もございましてけれども、条例を背景にしたこれからつくろうとする新たな計画になるわけですけれども、従前の計画だけの動きと条例に裏打ちをされた計画について、今回提案に当たってどのような認識を

持たれているのかお答えをいただきたいというふうに思います。

2つ目に、特に男女の人権の尊重の関係でいくと、従前から、昔からもあったことなのでしょうけれども、また近年言われている性同一性障害、医学的な病名なのですけれども、これらに対する執行者としての基本認識、あるいは条例の中にどのようにそれを読み取っていかれたらいいのかお答えをいただきたい。いわゆるマイノリティーに対する対応、施策などについての認識あるいは方向性についてお聞かせをいただきたいと思っております。

3つ目には、制定後、今までの計画の中でも一銭もかかっていないかといえばそうではないと思っておりますけれども、いずれにしても条例を制定する、施策を積み上げていく段階において当然財政に対する措置が盛り込まれていかなければなりません。そういう認識は変わらないのでしょうかけれども、名寄市の今回提案された条例の中にはどのように、どの条項でこれを担保されていこうとするのか明文化されておられませんけれども、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

4点目は、5章の15条の2の関係、附属機関関係の委員の数の問題あるいは男女構成割合の問題あるいは6章の27条の推進委員の男女の比率の均衡等の表現はございますけれども、これをイコール推定をすれば、子ども・子育て支援の条例の設置の議論の議会の中における不十分さも当時はあったのではないかとと思いますが、いずれにしても均衡をとるということは厳密に言えば男女比率関係なく5割、あるいは4割から5割、そういう幅で、数字でもってあらわすとそういうことに、推進条例の中では当然そうなっていますけれども、これを均衡ということをどのように理解をしたらいいのかお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、現行の計画はあと1年残して、条例の中にもその部分につ



いてはそれを計画として読みかえると。新しい計画については、向こう1年の中で新たな計画をそれぞれ市民を巻き込んでつくっていくということになっておりますが、この1年をついでにある1年ではなくて、条例が来年4月1日からスタートするわけでありまして、十分リンクをさせなければならぬと思いますが、向こう1年間現行計画をどうバージョンアップして仕上げていこうとするのか、少しお答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 5点にわたり御質問いただいたというふうに認識をしています。

まず最初に、この条例制定に当たっての市としての認識というところが1点目だったかというふうに思いますが、ここにつきましても前文にも記載をしていますけれども、やはり人口減少社会が進む中で、あるいは住民の自治意識が高まる中で、さらには市としては住民基本条例、これの推進に当たって性別に関係なく皆さんが生き生きとして活躍する場の提供というのが必要だろうというふうに思っています。そういった意味で今回の条例については、前文でそういった考え方についてあらわさせていただいておりますし、この条例の推進、さらには各事業の推進に当たって必要となります行政を初め、市民あるいは事業者の皆様等の、関係する皆様、実際に活動しなければいけない皆様の責務などもあらわしてこの条例を推進したいと、そのような考え方を持っています。いずれにいたしましても、これまでの推進計画ではなし得なかった男女共同参画社会をこの条例を通じてより一層進めていきたいという認識のもとにこの条例を定めたということで、まず御理解をいただきたいというふうに思えます。

次に、人権の尊重のところについて御意見がありました。ここについては、福祉的な視点も含めてさまざまな施策を進めていかなければいけないところだというふうに思っていますけれども、こ

中では特徴的なところをいいますと教育の場面での男女共同参画の推進というところをうたっておりますけれども、なかなか人の意識にかかわる部分でありますので、一足飛びに意識が急激に高まるということではないのかもしれませんが、その一つの手段としてはやはり子供たちの教育も含める中で人権の尊重のところについては進めたいというふうに思っていますし、それ以外のところの取り組みも含めて、ここについてはこの条例について一層進めたいと、そのような考え方を持っています。

次に、条例の趣旨に沿って各施策を進めるための財源的な裏づけというところの御質問がありました。ここについては、条例の中では個別の取り組みについてはうたっていないわけではありますが、条例の中で定めています基本計画の関係、あるいは市の責務として取り組みを進めるところがありますので、この条例を根拠に具体的な取り組みについて検討していきたいというふうに思っています。

具体的な取り組みにつきましては、基本計画の中でうたわれる部分もあると思っておりますし、あるいは男女共同参画の推進委員会を設置しますので、そこからいただいた御意見をもとに進める部分もあると思っております。さらには、それらを総合計画のローリングや各年度の予算編成作業がありますので、その中で条例推進に必要な、さらには基本計画の推進に必要な予算については確保に向けて内部の検討を進めていきたいという、そのような考え方をしてございます。

次に、27条の推進委員会の人数構成、さらには各市の附属機関の委員の構成等についての考え方についての質問があったと思っておりますけれども、推進委員会の人数については、ここについては今回条例制定に当たっての市民の委員会を設立しておりましたけれども、その中での御意見等も踏まえてということでもありますけれども、この間の推進委員会もありましたので、その人数等も考慮

しながら、今回は15人というふうにしてございます。

また、具体的に附属機関の男女比率の是正と言ったら言葉悪いかもしれませんが、女性比率の向上につきましては、これは基本計画の中で15条のところでありまして、第2項第2号の中で市が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項も推進計画の中でうたっていくようになりますので、この中で比率については検討し、一定の目標値を設定しながら推進したいと、そのような考え方をしているということがあります。

最後にいただきました現行計画と条例の施行の期日に1年程度差があるわけですが、ここのところの現行計画をどうするかということでありますけれども、ここについても毎年評価をしながら見直しを進めているところでありまして、この条例施行を踏まえて推進計画の検証、さらには見直しを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 一部答えをいただいていることも含めて改めてお聞きをいたしますけれども、条例全体の中で評価ができるなというふうに思ったのは、教育現場における人権思想の普及啓発なども含めて他市よりもぬきんでた、定期的に教育現場の関係は過程の中ではしっかり担保されている条例は多く見ますけれども、条項を起こして、そういう面では子供たちあるいは大人社会も含めて教育啓発活動の重要性についてはこれからもしっかり議論をしていかなければならぬし、定着をさせていかなければならぬと思いますが、今お答えをいただいた中で、今までは計画はありましたと。私どもの印象からすると、啓発活動、宣伝活動はいわゆる住民では定着をしていくことによってまた次の段階にということでしょうが、条例に裏打ちをされた計画との違いというの

はそこにおのずから出てくるのではないかとというふうに思っております。

道内今ちょっと古いデータしかネットでも出てきませんが、説明資料にもあるとおり全道18市町、北海道全体の1割程度で、この1年半ぐらいの施行関係の情報は伝わって来ていませんが、北海道でいくと19番目の制定ということで、早い、遅いからすればもう13年前ぐらいから北海道や旭川市も含めて条例を制定をして取り組んでいる。それからすると遅いなど。しかし、全道の中でまだ1割ということからすると早いのかなということで、早い、遅いの議論は余りする必要はないのですが、条例、法律に基づいて担保されて、これからつくる条例が新たなバージョンアップをしていくということからすると、基本的にやっぱり違うのではないかと、前文や、あるいは基本理念との関係では名寄的な特徴をどう持たせたのかと。あるいは、推進員の皆さんが熱心に議論をいただいて、数点にわたってしっかり織り込むべきだということなどについて、どのような特徴を持たすことができたのか、正式な原案として来ているわけでありまして、もう少しお答えをいただきたいと思っております。

2つ目は、これはお答えを避けたのかもしれませんが、人の見方によって、人の意識によってという次元では基本的にはよくないのではないかと考えておまして、男女の人権の尊重の中で、特に少数、いわゆるマイノリティーに対する理解がそれぞれ、あるいは認識が高まってきておりますから、条例の中でも性同一性障害に対する基本的な認識をしっかり持つ必要があるのではないかと、このように思いまして、そのままの言葉で盛り込むかどうかは別にしても、非常に今日的には重要なテーマになっているのではないかと、改めて基本認識をお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、財政の関係も財政措置をとるところは私どもにそういう提案権がございませんから、

あえて言うのですが、手話条例の制定の過程、あるいは今回の大学の議論の過程の中においてもそれほどこだわることなくて、条例や施策をやる時には当然必要な財政の措置をするというのはしっかり裏打ちをされていかなければならぬわけで、計画をつくりながら、あるいは予算を編成をしながらという、そういう弱い姿勢では市民的にも個人的にも受け入れられないのではないかと、いうふうに考えておりますから、非常に再考を要するテーマではないかと思っております。いずれにしても、限りあるということを大前提にやられるわけですから、どの条例、施策についても。改めてその認識について、基本認識についてやっぱりしっかり、不十分かなという感じがしておりますので、改めてお伺いをいたします。

附属機関や、あるいはこれから立ち上げる推進委員会の人数構成、結果的に均衡がとれて、あるいはどちらも4割切らないように、男女関係なく。結果の数字が出ればいいというものではなくて、やっぱり12年前にスタートしている旭川の条例ですら、明確に数値的な目標を持って諸作業をするというスタートをしているわけで、いまだに均衡だとかオブラートで包むような、今までも計画づくりの推進委員のメンバー見れば、特にこの種、子供や子育て、男女共同参画の関係についてはそれなりに均衡を保たれてきているという実績がございませぬけれども、しかし法律、条例の中でそういう認識を改めて持った上でスタートをする時代に入っているというふうに思いますので、その辺について改めて本会議の場で結論が出るということでは今は認識は持っていませんけれども、基本的な認識をしっかりと答えをいただきたいというふうに思います。

現行の計画のあと1年、これはついでにある1年ではなくて、そういう面では来年4月から、これから議会で本格論議が始まるわけでありませぬけれども、条例をスタートさせた上での残りの1年間、旧の計画が条例の中で位置づけられているわ

けです。それを計画として位置づけると。そして、並行しながら1年間かけるか、半年かけるかわかりませぬけれども、改めて実態調査やら、いろんなアンケートをとったり、次へのステップに向かっていくのではないかと、いうふうに考えておりました。そういう面ではその1年のあり方というのは私は重みが違うのかなという感じがしておりますので、改めてお聞きをしたいと思います。

あと、市民からの申し出の関係について、これからは議論されていくでしょうけれども、苦情処理ということの側面ばかりではありませんけれども、明確に苦情処理的な委員会を設けながら設置をしている条例もございませぬし、当然市長に申し出るという、非常に役所的な感覚が拭い切れなぬという感じがしております。苦情処理の実態あるいは相談事やアドバイスやさまざまなものがここに含まれてくるのだらうというふうに思いますので、そういう基本認識についてお伺いをして、2回目を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 御質問いただきました。1つには、これまでの啓発を中心とした活動から条例が施行されたときに、当然さらに踏み込んだ活動があるのだということ、あわせてそこについては財政措置も一定程度織り込みながら、しっかりと取り組みを進めるべきだろうと、そういう御質問が1つだったというふうに思いますけれども、ここについて私どももこれまではどうしても庁内の取り組みに限られていた面がありました。例えば講演会を開くだとか、何とかの集会を開くだとか、あるいは中での委員の数をどうふやすのかとか、どうしても庁内での取り組みに限られていた部分がありますけれども、ただ今回については先ほど申し上げましたように市の責務のほかに市民の責務ですとか、事業者の責務等についても規定をさせていただきました。こういった方たちがどうかかわっていただけるのか、その責務を果たしていただけるのかというところについての働きかけは

今後より一層必要なのだろうなというふうを考えておりますので、そういった意味では事業者や市民の皆様により一層働きかける、あるいはそういった方たちの活動が支援できるような、そんなスキームができるのか、できないのか、ここは一步踏み込んで考えなければいけないのだろうというふうに思っています。これについては、次年度の予算編成等もありますので、そこに向けて4月1日以降どんな取り組みができるかについては内部で慎重に検討させていただきたいと思っておりますし、現状にも市民委員会はございますので、こういったところにもぜひ御意見をいただきながら、条例を踏まえて進めるべき施策について一層検討させていただきたい、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思っています。

それと、附属機関等の男女比率の関係で、今回は均衡を保つということで条例案の中に盛り込みをさせていただきました。当然この間も男女推進の計画がありますので、その現状を超えた均衡を図っていかねばいけないと思っておりますけれども、今回あえて均衡という言葉を使っているのは、男女それぞれに固有のよさがあるだろうという、そういう認識もあります。各附属機関によっては男性が多い委員会もあると思っておりますし、当然女性が多いほうが委員会として有効というか、機能的だろうという部分もあるのかというふうに思っていますので、そういった意味では数字的なものであらわすより今回については均衡という言葉であらわさせていただいたということでありまして、均衡ですので、今言ったように男性が多いものもあれば女性が多い場合もある。ただ、総体としてはやはり男女がともに参画できるという、そういった言葉として均衡という言葉が適切ではないかということで委員会の意見もいただいて、条例の中では定めさせていただいた。ただ、具体的な部分については、先ほども申し上げましたように基本計画の中では数値目標等を定めて設定

していくようになると思いますので、条例、さらには基本計画をあわせて、ここについては考えているということで御理解をいただければというふうに思います。

それと、人権に絡むところの少人数への対応等のところについてもありましたけれども、ここについては今回特に審議員さんがこだわったというか、最後に時間をかけて検討いただいたのは、実はこの前文のところでありました。前文のところ、男女共同参画推進がやはり市民憲章の実現に寄与しなければいけないというところがありました。この市民憲章が前提としているのは、特定の人ということでなくて全市民でありまして、当然議員が言われますように少人数のところについてもこの中に入っているということでありますので、全ての人が差別なく男女共同参画推進にかかわっていただくと、そういった願いを込めて条例案としてまとめさせていただいたものであるということで、ぜひ御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） これで終わりますけれども、提案説明にも3行目、頭のほうから依然として男女の平等や男女共同参画が実現しているとは言いがたいという共通認識をしっかり持っていていただいているから、心配はしておりませんが、やっぱり長い日本の歴史における家父長制度の残像みたいなのが現実はまだまだ。私ども自身もそういう意味では大きな反省もありますけれども、条例を制定をして新たな計画をつくる大きなステップになってきているわけでありまして、その辺の共通認識を持っていただきながら、多くの市民や、あるいは事業者、企業、官公庁はもちろんです、全ての市民の人たちにしっかり声を上げていただきながら、理想とする男女共同参画社会の大きな一歩を踏み出してもらわなければならないというふうに思っております。この後所管の委員会の中で恐らく熱心に議論が展開をされていくでしょうから、そのことに期待を申し上げま

すけれども、従前の感覚からまた役所自身も言葉の表現だとか、あるいは施策のやれることをこつこつやることも大切かもしれないけれども、やれないこともある面では挑戦をするような問いかけも、能動的な姿勢があってもよろしいのではないかというふうに思っていますので、大いにこれからも議会としてもかかわりを深めていかなければならぬなというふうに思っていますので、以上、終わります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第1号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

13時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第2号 名寄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第4号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について、議案第6号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第4号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について及び議案第6号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基

づき、社会保障・税番号制度がスタートいたしますが、この3本の条例の制定または一部改正はこの番号法に基づき整備をしようとするものでございます。

まず、議案第2号について申し上げます。番号法では、個人番号の入った個人情報である特定個人情報の授受を同一機関内で行う場合や別の実施機関である市長部局と教育委員会との間で行う場合、さらには番号法に規定をされていない事務において個人番号を独自利用する場合には、条例を制定し、規定をすることとされております。このことを踏まえて、本件は番号法の範囲内において行政事務手続の効率化を図るため、特定個人情報の庁内での利用や別の実施機関への提供を行うことができるように、名寄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定をしようとするものでございます。

なお、個人番号の独自利用については、事務の内容や番号法の趣旨を考慮して今後検討をしております。

次に、議案第4号について申し上げます。番号法の施行に伴い住民票を持つ全ての方に個人番号が付番されます。番号法では、この個人番号を含む個人情報である特定個人情報等について、これまで以上に厳格な保護措置を講ずることとしておりまして、地方公共団体に対しても番号法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずることと規定をしております。本件は、本市において番号法の趣旨に沿って特定個人情報等の適切な取り扱いを行うために、名寄市個人情報保護条例の一部を改正をしようとするものでございます。

次に、議案第6号について申し上げます。番号法の施行に伴い、平成27年10月から住民票を持つ全ての方に個人番号を通知するための通知カードが郵送されて、平成28年1月から本人の申し出に基づき顔写真のついた個人番号カードの交付が始まります。これらカードの交付に係る費用について、初回分は国による費用負担となりま

すが、滅失、盗難等の理由により再発行となる場合の国の費用負担はございませんので、本件は通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を新たに定めるため、名寄市手数料徴収条例の一部を改正をしようとするものでございます。

また、あわせて番号法の施行に伴い平成28年1月から住民基本台帳カードの新規交付が廃止をされることから、当該条例から住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除しようとするものでございます。

以上、3件につきましてよろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（黒井 徹議員）** これより、議案第2号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

**○5番（川村幸栄議員）** 何点かお伺いをしたいと思います。

まず、今きょうの全国紙、地方紙でも取り上げられていましたけれども、10月からマイナンバーがそれぞれのところに届くという中では、各個人もそうなのですけれども、全国的には自治体も、またこれから取り扱わなければならない事業者の方々も非常に困惑しているというような報道をされているところであります。そういった中で今進められようとしているこの法なのですけれども、まず最初に第2号の中の3条の中に市の責務とあります。自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとするというふうに書かれています。国との連携を図りながら、自主的かつ主体的にというふうにされていますけれども、このところをどのように、地域の特性に応じたというふうに書かれています。この部分で御説明をいただきたいと思っております。

もう一つは、4号の中に、ちょっと私も読み取れないのですが、第15条の2、特定個人情報ファイルの削除請求ができるというふうなことなのですが、何人も自己に関する特定個人情報が番号

法云々、違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されていると認めるときはというふうなのですけれども、これはどのようにすれば認めることができるのか、わかるのかということですよ。という部分で、これは自分の情報がどういうふうになっているのか知り得ることができるのか、そういった部分かなというふうに思うのですが、この御説明をいただきたいと思っております。

それから、もう一点なのですが、DVなどで住民票がある場所で番号を受け取ることができない方々に事前申告といいますか、特別申請といいますか、8月24日から9月25日の間に申請すれば自分が今住んでいるところで受け取ることができますよということになっていたかというふうに思うのですが、これが皆さんの中に本当に知られているのかどうかというところら辺が非常に疑問を感じます。この点についてどのように取り扱われているのかお知らせをいただきたいと思っております。

**○議長（黒井 徹議員）** 白田総務部長。

**○総務部長（白田 進君）** 今3点にわたり御質問いただきました。議員が言われますように、ここ2日ほど新聞のほうにもいわゆる事業者の対応がおくれているというところの報道が1つありましたし、またけさほどの新聞には弱者と言った方がいいのでしょうか、そういう人たちがこの10月に予定されている通知カード、本当にお手元に届くのかという、その辺の記事が記載をされたということです。私たちが改めてこの記事も読んで、十分な対応をしていかなければいけないのかなと、そういうふうに気持ちをまた新たにしているところであります。

まず、条例の最初にある自主的に、主体的にということでもあります。この番号法の関係については、法令の中で市町村がこれに取り組むことというふうなうたわれておりますので、ある意味では国、道、市町村がありますけれども、その役割の中で市町村として主体的に、あるいは責任を持って取り組まなければいけない部分があると思いま

すので、1つはそこをしっかりと取り組むというのがございますし、今回の条例提案の中にはありませんけれども、地域に合った独自の個人番号法の活用方法もありますので、これはまだこれからの検討になりますし、条例提案についても必要があればこの後提案させていただきますけれども、そういった分については地域の特性等を踏まえてとなっていますので、そういった意味で主体的にかつ地域の特性を踏まえてこの条例施行をしていきたい、あるいは個人番号の推進をしていきたいと、そのような考えを持っているということで御理解いただければと思います。

次に、特定個人情報の私個人にして私の特定個人情報をどのように活用されているのかということだと思います。ここについては、国の中で今マイポータルというのを策定するというふうになっています。これは、法の中でも決められている部分でありますけれども、いわゆる検索サイトと言ったらいいのでしょうか。その中で特定の個人の情報がどのように扱われているのかということについては検索ができるようになっていきますので、その中で検索をしていくことになると思います。ここについては、決して一自治体の中だけの活用ではありませんので、ここは国が責任を持ってそういった検索システムをつくる必要があるだろうと私も思っているところでありますし、そのサイトの完成が、マイポータルの供用開始が一日も早くできることを私たちも要望してまいりたいというふうに考えています。

最後に、DV等のいわゆる居所不明と言ったらいいのでしょうか、こういう人たちの対応ということであります。ここについては、当然私も名寄市の職員でありますので、名寄市内における情報伝達というのでしょうか、コマーシャル含めてしっかりやらなければいけないと思っています。ただ、ここについては私もだけではやはり限界があるだろうというふうに思っていますので、ある意味ではDVに限りませんが、例えば

福祉のサービス事業者なんかおられますので、そういった方たちは直接的にそういった方に接している分もありますので、そういった事業者との連携なんかも含めて考えていきたいと思っていますので、そこら辺の情報提供というのでしょうか、1つはコンタクトをとっていかなければいけないのかなと思っています。

もう一つは、市外におられる方に対する対応をどうするかということなのですが、ここは今言ったように市内では事業者を含めてという話でしたが、やはりここは連携が必要なのだろうなと思っています。第一義的には国の制度ですので、国が情報提供して、市民といいますか、国民の皆さんに周知をしてもらうというのは当然必要でありますけれども、各自治体も各自治体の中でしっかりこのことを周知してもらうことによって、全国各地のどこかにいるわけですから、どこかの自治体でそういう情報を知り得ると思っていますので、ここは単独の自治体だけということではなく、広域的というか、各自治体がそれぞれ連携をしながら、あるいは役割を分担しながらしっかりとそういった方たちに周知をしていくということが必要なのだろうなというふうに考えています。

まだまだ克服しなければならない課題たくさんあるのかもしれませんが、考えられる範囲で、努力できる範囲でそれぞれの役割のもとに努力してまいりたいと考えていますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 自主的かつ主体的に地域の特性を、これからだというお話でしたけれども、やはりこれからということではなくて、ある程度こういう方向性でといった部分も必要なというふうに思っているのですが、そういった状況、そこまでいっていないのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

それからあと、特定個人情報を検索することができるということでした。今高齢者の方々の問題

も出てきますけれども、ナンバーがそれぞれのところに行って、これが何だかわからないという状況の中で、悪用もされるかもしれないという危惧は非常に大きくなってくるのかなというふうに思います。悪用されて、検索して個人の情報を知ることができるということにつながるのかなというふうに思っているのですが、年金の問題もありましたけれども、やっぱりそういう不安を払拭する手だてというのが本当にまだまだ見つからないという状況にあるのではないかというふうに私は思っています。ぜひその部分、もう一度名寄市としてはどういうふうに対応しようとしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それと、もう一つ、特別申請のところですが、市内の方々にはお知らせをしていきたい。市外にいらっしゃるの方々については、全国の自治体がそれぞれ周知をしながら、そこで情報を得てもらいたいというふうにおっしゃったかなというふうに思うのですが、それで本当に皆さんのところに情報が届いているかどうかというふうに思うのです。最近ちょっとマイナンバーということでキャラクターもかわいくなっているので、名前は聞いたことがあるかなというふうには思うのですが、ただ中身はなかなかわからないですし、どういうところら辺に使われるのかというところなども皆さんの中に届いていないかというふうに思うのです。そういった部分で所在をなかなか明らかにすることができない方々にとって、どのようにしたらいいのか、本当に課題は大きいかなというふうに思うのですが、その部分についてお答えをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 地域の独自活用についてということですが、ここは議員が言われるようにこれからの取り組みということでは遅いということなのかもしれませんけれども、今もほかの自治体でどのような活用をしているのか等も含めて実は調査をさせていただいておりま

して、そういったところも踏まえて、作業的にはおこなっているかもしれませんが、少しスピードアップをしながら、独自の利用についての可能性も含めて検討させていただきたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

それと、検索制度悪用されるのではないかと。いかにそういった方たちに利用方法であったり、あるいは管理の部分も含めてしっかり周知ができるのかということだと思いますけれども、ここについてはこれまでも広報紙の関係ですとか、弱者ですからホームページはなかなか見られないかもしれませんが、ホームページでも掲載させていただいております。あるいは、ことしの介護保険の納入通知書の中にもチラシを入れさせていただいたり、町内会長との懇談会の中でもコマシャルをさせていただいてございますけれども、できるだけ多くの機会を使いながら、1つは行政としてしっかり情報提供していきたいと思われし、先ほども申しましたようにサービス事業者等もおられますので、こういった方たちは直接そういった方たちと触れ合う機会もありますので、そういった方たちともぜひ連絡をとりながら、全員の方が理解できるようになるように努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいなと思っています。

それと、居所不明の関係の方たちについて、ここについては私どもも正直ちょっと先が見えない部分がなくはないのです。ただ、今回居所不明、先ほど言ったようにまずは周知をして、できるだけ多くの方に手続をしていただいて、10月5日以降の通知カードの送付については御本人の手元に届くというのが、これが最優先すべきことだというふうには思っておりますけれども、そのときに届かなかった通知カードについては、ちょっと経由はわからないのですが、市町村に戻ってくるということでお伺いしております。現在でどの程度戻ってくるかわかりませんが、戻ってきた段階で改めてその方たちに対する対応に



ついて検討していきたいというふうに思っていますし、まだ若干でありますけれども、時間がありますので、その間の周知の徹底とあわせてそこに対する準備も含めて検討させていただきたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 本当に大変な対応が迫られているのかなというふうに思っています。先ほど事業者の方のお話もしましたが、社会保険だとか、いろんなところで全部この番号が、家族の方もということでしたので、このことについて学習会をしたり、どう対応したらいいかということで随分大変な思いをされているというのも聞いています。さらに、今部長がおっしゃったようにそれぞれの自治体の中でも御苦労が多くて、国会答弁の中でも自治体のセキュリティー対策には不安もあるというような、そんな国会答弁もあったというふうに聞いています。それぐらい大変な制度なのですけれども、今本当に必要かどうかといったところら辺を国が決めたことだからということだけではなくて、やはり地方からも声を出していくというか、これで住民を守れないのだというようなことも発言していくことも必要かなというふうに思っているのですが、その点についてお答えをいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 今の議員が言われたように、スケジュールは刻々と過ぎておりますので、それまでに十分な対応ができるのかということと法で決まったことだからということではなくて地方からも声を出すべきだという、そういう御質問だったと思います。実は、マイナンバー制度構想の段階から、これは全国市長会等を通じて意見反映は随時させていただいております。たしか平成23年ぐらいから全国市長会のほうを通じて意見反映させていただいているということです。当然ここにはセキュリティー等を含めての、そこはもう大前提として確保していただくというのは

もとよりですけれども、国に対してですので、国民という言葉を使っていますけれども、国民の皆さんの真のサービスの向上につながるような制度設計をするようにということで、これは何回にもわたって意見反映をさせていただいているところでありますので、今後とも適宜必要に応じての上部への意見反映等させていただきたいと思えますし、市内にも国の出先等がありますので、そういったところも連携をしながら、対応については協議をさせていただきたいと思えますので、ぜひ御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 何点か御質問申し上げますけれども、今のやりとりとも重複する部分もあるかと思えますけれども、正直言って私だけなのかもしれませんが、マイナンバーについてよく理解できていない前提でお聞きしますけれども、提案理由にある市民の皆さんの、行政にとってみれば効率化だとか、あるいは利便性の向上だとかというふうに言われて、公平、公正な社会を実現するためというようなことで、ずっとどのような文書を見ても大体そういうことになっているのですけれども、実際に私も何人かの市民の人たちの話聞いていて、私自身もよく理解できませんから説明もできないのですけれども、よくわからない。広報なんかで流れているけれども、利便性の向上だというふうに、便利になるのだというようなこと言っているけれども、そのことがよくわからないから。やっぱり情報漏えいの問題や、あるいは国によるプライバシーの管理というところにいろいろ疑問が行き届くのですけれども、本当に名寄の行政側としてみれば法律で決まったので、その範囲の中で淡々と条例の制定をしなければならぬということなのでしょうけれども、実際毎日生活をしている市民の皆さんからすればよくわからないから、改めて名寄市の立場として何が利便性向上になるのかということについては具体的にもう少しこの場で御説明をお願いをしたいな

と思います。

それから、マイナンバー法の9条第2項で条例で定めることを予定している事務について、名寄市の場合は何々、どのくらいあるのか、市民生活にかかわることについて、2つ目にお聞かせをいただきたいなと思います。

それから、条例の市の責務ということで、これはやらなければならぬことの責務をいろいろ書いてありますけれども、実際に国もそうですし、道もそうですし、名寄市もそうですが、この間の年金問題もそうですけれども、情報漏えいした場合の責任というのは具体的にどうやってとるのか。それは、実害的な被害なのか、あるいは精神的な被害なのか、不安なのかということできまざまなんでしょうけれども、実際に情報漏えいが人間の手による誤り、あるいは犯罪に絡むもの、間違いだとかということもあるんでしょうけれども、本当にそれを担保できるという性格の代物なのかどうかというのがいまだに私もよく理解できていないので、名寄市の場合は仮にそうなった場合にどのような行政責任、執行責任をとるのかということについてもう少しお知らせをいただきたいなと思います。

それと、条例3本一括で審議をしていますが、いわゆる従前の個人情報保護条例に基づく個人情報の管理と番号法に基づく個人情報の定義というのは基本的に違うのですが、法律的には問題ないということになっているのですけれども、なぜ定義の違うものが2つの条例で制定をされて問題がないのかどうかということについて、特にこれから金融情報なども含めて国会の中で通っていくような近々の状態になっていますけれども、いわゆる特定情報についての理解について、名寄市の場合にはどのように新たな条例の中で市民が心配のないように規制をかけていくのかということなどについて、説明会ではありませんけれども、市民の理解が行くようなお答えを少しお待ちをしたいと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 何点かにわたって御質問いただきました。まず、1つ目は、今回のマイナンバー制度が市民の皆さんにとって、あるいは行政にとってもそうかもしれませんが、効率化や、あるいは利便性の向上にどうつながっているかということだと思いますけれども、1つには一つの個人に付与した番号によっていろいろな情報が集まるということでもありますので、その人がどういう状況に置かれているのか、あるいはどういう認定を受けているのか等の情報が容易にということか、迅速に確認ができるということがありますので、そういった意味では事務の効率化が生まれるということが1つありますし、さらには事務が効率化されるということについては当然市民の皆さんにとっても迅速な対応につながるということ、あるいは効率的な作業ができるということでもありますので、一つ一つの作業は小さいかもしれませんが、サービスに伴う事務費等についても削減効果が出る可能性がありますので、そういった分でも市民の皆さんに効果があるというふうに思っていますし、何よりも市民の皆さんが窓口に来たときに、例えば自分がどういう認定を受けているのか等の失念している場合もあるかと思えますけれども、そういったのがマイナンバーを使うことによってこちらで確認ができるということもありますし、これまでは各窓口を回っていただく、あるいは本人の同意をいただかないと情報を確認できないところについてもこの番号制の中で、今回の条例の中ではその利用ができるということになりますので、市民の皆さんにとっても利便性の向上につながるものだというふうに私もは考えているところであります。

次に、今回の条例の中で市が番号法のもとに利用できる事務についてであります。これについては国の法の中で利用が定められております。この中で利用に当たっては98の事務が列挙されておりますし、また情報の提供ということでは今回

提案している条例案の中に市長部局から教育委員会に、さらには教育委員会から市長部局にということそれぞれ一つの事務をのせさせていただいておりますけれども、この事務が情報提供ができるということでございます。

次に、個人情報保護法の関係で、特定個人情報という定義は今回のせらせていただいているということでございますけれども、これまでの個人情報とどのように違うかということだったかと思っておりますけれども、これまでの個人情報にプラス今回はマイナンバーが付与されるわけでありまして、マイナンバーが付与された情報が特定個人情報ということで、条例の中で新たに定義を起し、特定個人情報にかかわります収集あるいは利用、提供に係る規定についてそれぞれ設けさせていただいたということでありまして、特定個人情報については、これは番号法の中でこれまでの個人情報にも増して厳格に取り扱う必要があるという規定がございます、これに基づいて今回条例案の中でそれぞれその取り扱いについて規定をさせていただいたものでありまして、これまでよりもあらかじめ目的を明確にして使うということと、さらには災害等を除いた場合については目的外に利用ができないというところで、これまでの個人情報よりも規制が厳しい、そういった内容となっているということで御理解いただければというふうに思います。

最後に、情報漏えいに対するという部分であります。ここについては、まず前提としては情報漏えいがないようにしっかりとシステムの構築や、あるいは運用における人的な教育ですとかが必要だというふうに考えておりまして、ここについては今まさにこの間も個人情報の関係で進めてきているところでありますけれども、マイナンバーを契機により一層ここについては強固なシステムの構築と、さらには人的な教育、指導も含めてしていかなければいけないだろうというふうに思っています。

漏えいした場合ということでありまして、ここはさまざまな場合が想定されるということでありまして、もし特定の方が悪意を持ってかかわったということであれば当然その方の責任だというふうに思っておりますが、それ以外の場合についてはその都度状況に応じて、当然対応策の検討を含め、さらにはそれに対する対処についても検討していかなければいけないかなというふうに考えているところであります。

私からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今の説明ではよくかみ合っていないのですが、いわゆる98の事務が法で規定をされていますけれども、名寄市の場合については何々あるのかという具体的なことがわかって初めて、これが効率化されて市民にとっても非常に利用しやすくなる、確認しやすくなるということがよく伝わってこないのです。一般的な話ではなくて、名寄市の場合は税法やら、あるいは障害認定だとか、いろんな福祉だとか、さまざまことでもあると思いますので、その程度のチェックは名寄市の場合ほどのぐらい、何々あるのかと。そのことがマイナンバーの導入、条例制定することによって市民の便利度がどのぐらい上がるのかと。あるいは、迅速化されるのかと。ところが伝わらないから、やっぱり年金情報問題ばかりではなくて、誰も信用していないのです、正直言って。最後責任とった人はこれまでもいない、国もそうですけれども。そのところがよくわからないまま、わかりましたという状況にならない状況の中で、とりあえず来年1月から、10月から通知が来て、届け出て市が管理をするという流れになりますけれども、時間がなから早く、急がなければならぬという市の役割、立場は理解しないわけでもありませんけれども、もう少し名寄市の場合に置きかえてみた場合にどのように事務があつて、これが市民それぞれの皆さんに、善良な市民にしてみれば今までのいわゆる

る事務の流れで十分ですという人がほとんど大半と聞きますので、さらに便利になるのだと、効率的になるのだということあたりはよくわからないから、わからないままみんな黙って見ているということが多いのです。もう少しそこは名寄市に置きかえて具体的な作業、事務の流れについてお知らせをいただきたいと。どのように事故がなく、犯罪に絡むものについては防止のしようがないのかもしれないけれども、やっぱり間違いもあるのです、当然人間ですから。その場合の責任のとり方、あり方の問題について、国の法律に基づいて条例をつくるのだけれども、そのぐらいの覚悟と決意を持って提案をするということの気持ちが私どもによく伝わってこないのです。そのことについて改めてもう一回御答弁をいただきたいと思えます。

それと、提案理由の、これも先ほどのやりとりと重なるのですけれども、6条の委任の下の米印のところの番号法の範囲においてということあたりから、今後市独自のマイナンバーの利用について、いわゆる利用の拡大の必要性を検討した上で本条例にまた新たに規定をするということでもありますけれども、これは具体的にどのようなものが想定されるのか、重ねてお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 具体的に名寄市の事務がこの番号法何事務に当たるかについては、ここについては先ほど申し上げましたように独自利用の関係も含めて改めて少し整理をさせていただきたいというふうに思っておりますし、その結果をもって市民の皆さんにもう少しこの利便性が伝わるような周知にここは努めていきたいというふうに思っておりますので、今後取り組みを進めるということでぜひ御理解をいただければというふうに思っています。

それと、番号法の独自利用の関係について、先ほど調査をさせていただいているというような話

もさせていただきまされたけれども、ある自治体では乳幼児医療費の助成事務などにも活用しているところがありますので、これが即我がまちに適用できるかどうかわかりませんが、そういった利用ができるものだというふうに私ども受けとめているところがござります。

それと、情報漏えいがあったときの対応についてということでありませけれども、基本はやはり情報漏えいがないようにいかに対応していくのかというのがやはり前提としてあるのだらうなというふうに思っています。先ほど言いましたように、番号法の施行に向けて今システムの確認あるいは確立もして、改修もしていますけれども、そこでしっかりと構築をしていく。情報漏えいしないような形でシステムを構築するのが1つでありますし、これは先ほど申し上げた個人情報の保護の関係でもこれまで規則に基づいて内部でセキュリティー会議というのを設置してござりますので、この中でしっかりとこれまで以上に内部での情報の取り扱い等について徹底をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） マイナンバーの取り組み自体につきましては、正直申しまして国のほうも少しおけているかなというのは印象として持っています。ただ、名寄市のほうで具体的に、現実的にといいますか、リアルにどのような形でこれを運用していくのか、こちらについてはまだPR不足かなというのが正直な印象でござりますので、媒体いろいろ使いまして、そこはしっかり対応してまいりたいと思っております。

それと、もう一つ、情報漏えいの関係につきましてですけれども、年金機構の問題が発覚しましてすぐ後に第1回のセキュリティー会議というのを開かせていただきました。この中では、システムの問題、それから今回の情報流出に係りましてどこがよくなかったのか具体的に検討しまして、

早速庁内での対応をとっているところであります。例えば職員端末に入るパスワードを有効期間3カ月までとして3カ月ごとに切り替え、あるいは手元にあるエクセル、ワード等の開き方についてもパスワードの設定ですとか、いろんな方面から検討しているところであります。責任についてどのような形ということ、先ほど総務部長答弁しましたとおりシステムの契約あるいはこちらのセキュリティー会議の規則等もありますので、なかなか一概には言えませんが、きちんとしたセキュリティーの中でこの事業を進めることができればこれが一番だと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 全国市長会なんかで何年も前からいろいろ意見反映はやってきていただいたのでしょうけれども、これは国に大きな原因があるのですけれども、実際にはスケジュールありきでとりあえず走ってきて、あとは大丈夫だからということですとこの間きていて、大きな不安を感じているし、2年後には個々人の金融情報も含めて連携させるという、あるいは金融情報からさらに超えて個人的な生活や、いろんなことにまで波及をしていくということは、既に韓国や世界的ないろんな段階で問題が波及をして、逆に言えば改めて見直しの時期に入っている国際的な例で、これを加藤市長や皆さん以下、皆さんに言っても仕方ないのですけれども、そういう不安をさしておいて、やっぱり振興するということについて看過できないという感じがしております。

今橋本副市長、さらに名寄市的な庁内の管理のあり方やセキュリティーの管理のあり方や実際端末のパスワードの問題なんかも含めていろいろという、それは誰もわからないのだ、一般市民の人は、名寄市から発生した問題ではないのだけれども、そのことを初めてわかってみて、こういう効率や合理化があって市民サービスに伝わるのだなど。あるいは、極端な話人手がかからなくなって、

そして短時間で仕事ができるようになるから、その分は事務効率化で、あるいは人件費にも反映されていくのではないかという話ししても、それはそれならどのぐらいですかといったって今は答えられないのです、現実には。そのぐらい不安定なものを決めるということについては、私は現時点ではやっぱり納得いかないというふうに考えておりました、3回目だから一旦閉じますけれども、これから先のほうは随分怖いという感じが、それぞれの懐の中も捕捉をされて課税強化という道に歩むことははっきりしているように聞いていますから、不正をして不正受給をしたり、それからあるいはインチキな申請をして福祉の金、税金を横取りするというような話は、それはとんでもない話ですけども、善良な一般市民からすれば非常に不安だけが増すような条例の内容になっているような気がして、市で善良に一生懸命条例を制定してそうならぬようにということについては理解をするけれども、現実によってはちょっと私はこの条例制定についてはすんと落ちないという感じがします。再々答弁は求めませんけれども、理解がいかないという感じがします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号外2件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されま

した。

お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 賛成多数であります。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、児童福祉法第6条の3第6項に基づき地域子育て支援拠点事業を実施をするため、名寄市地域子育て支援センターさくらんぼを名寄市東保育所内に設置をし、運営をしてまいりましたが、子育て支援センターの利用ニーズが高く、同施設内での運営スペースの確保が困難な状況となっていたことから、市民文化センター及び駅前交流プラザよろーなを活用し、事業を実施をしているところであります。しかし、利用者から利用時間の延長及び専用施設での運営の要望が強く寄せられていることから、現在旧木材需要拡大センターの改修工事を行っているところであり、改修後速や

かに事業を実施するために新たに本条例を制定をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第3号は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

ただいま市民福祉常任委員会に付託いたしました議案第3号については、9月28日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第3号については、9月28日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第5号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律の施行に伴い、共済年金が厚生年金に統一されることにより改正をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本市も組織団体となっている北海道市町村職員退職手当組合の組織団体から道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月31日解散により脱退をし、また西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成28年3月31日解散により脱退をし、とちち広域消防事務組合が総務大臣の許可の日から加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表の変更について協議をするため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年度北斗団地公営住宅建設工事について、8月18日3社による一般競争入札を執行した結果、中館・吉田経常建設共同企業体が1億6,750万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税1,340万円を加え1億8,090万円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては建設水道部長より説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 議案第8号、平成27年度北斗団地公営住宅建設工事（建築工事）の提案理由の追加説明を申し上げます。

本工事は、名寄市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した北斗団地、新北斗団地の建てかえ事業により建設をするものであり、昨年度の実施

設計に基づき平成28年10月中旬の完成に向け準備が整い次第工事に着手いたします。

本日議決をお願いいたします平成27年度北斗団地公営住宅建設工事の事業概要について説明いたします。本工事は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積は住宅部分が877.98平米、物置、自転車置き場が47.79平米で、合計が925.77平米であります。住宅戸数は2DKが6戸、2LDKが2戸、3LDKが2戸で、合計10戸の建築工事であります。

建物本体事業費は、2億6,620万円を計上しており、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、建具工事の4工事に分けて発注を予定しております。このうち本日議決をお願いいたしますのは、建築工事であります。

次に、入札の経過と結果について申し上げます。本件は、一般競争入札により7月22日に告示し、3社から応募がありましたので、入札等審議委員会において入札参加資格者3社を認定し、8月18日に入札を執行の結果、第1回入札により中館・吉田経常建設共同企業体が落札いたしました。

なお、工事期間は議決後の翌日から平成28年10月17日までを予定しております。

次に、お手元の資料について御説明いたします。資料1番目の建物概要配置図をお開きください。図面上部は、来年度発注する駐車場であります。台数は、住宅戸数を確保しております。図面中央は公営住宅で、図面下部は入居者が自由に使える菜園スペースとなっております。

資料2番目の1階平面図をお開きください。図面上部が雁木や物置及び自転車置き場等の共有スペースであり、下部が住宅となっております。

資料3番目の2階平面図をお開きください。各住戸の配置及び戸数は1階と同様となっております。

資料4番目の立面図をお開きください。入居者の除排雪軽減に配慮して無落雪屋根を採用し、外壁は東西面を金属板仕上げ、南北面を塗装仕上げ

としております。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第9号及び議案第10号 工事請負契約の変更について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号及び議案第10号 工事請負契約の変更について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、名寄南小学校校舎、屋内運動場改築工事の建築主体工事その1につきましては、平成26年6月20日に荒井・大野組・坂下特定建設工事共同企業体と8億9,100万円で契約をし、現在施工中であります。発注以降の労務費等の変動に伴う物価上昇分に対応するため、契約書の第25条第6項のインフレライドを適用し、契約金額に1,784万1,600円を加え、9億884万1,600円で当該企業体と変更契約を締結しようとするものでございます。

次に、同じく建築主体工事その2につきまして



は、平成26年6月20日に廣野・大野土建・橋本川島・高橋組特定建設工事共同企業体と11億7,039万6,000円で契約をし、現在施工中であります。発注以降の労務費等の変動に伴う物価上昇分に対応するため、契約書の第25条第6項のインフレスライドを適用し、契約金額に1,262万5,000円を加えて、11億8,302万1,200円で当該企業体と変更契約を締結しようとするものでございます。

以上、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時05分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大変失礼いたしました。議案第10号、契約金額、先ほど私1,262万5,000円を加えと言ったところを1,262万5,200円を加えて11億8,302万1,200円で当該企業体と変更契約を締結するというところでございます。訂正し、おわびを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第9号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

塩田昌彦議員。

○9番（塩田昌彦議員） この2件の案件でありますけれども、工事契約の25条の6項、インフレスライドの適用をしたというふうなことで、私も昨年この関係について質問をしてきた経過もあったので、このことについては契約に基づく部分と適正な執行という部分と非常に理解をするものであります。今後の公共事業の執行に当たり、契約条項の適用、実際東日本大震災、そして東京で

行われるオリンピックの部分で、今の労務単価、それから鋼材等々の値上がり等々で非常に御苦労されているという状況があります。その中でそれを適正に評価をしたというという部分で、この部分で上がってきたものと理解をしていますので、この分については今後における公共工事の適正な執行といえましょうか、その部分では非常にいいことだなというふうに理解をしております。

その中で1つお伺いをしたいのですけれども、このインフレスライド適用に当たって当然発注者、受注者間で協議がなされ、そしてこの工事単価というよりは設計に伴う部分の見直しというふうな部分であろうかというふうに思うのですけれども、この場合、今回の2件に当たっては基準日といえましょうか、変更に至った基準日はどうなっていたのか、協議経過はどうであったのかについてお知らせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 塩田議員のほうから質問がございまして、基準日ということでお話がございます。1つだけこのスライドの適用については、設計変更という考え方ではなくて、数量が変わるわけではないので、基本的には国においてことしの2月、4.2%労務費が改定になりましたということを受けて北海道の単価が変わりましたということによって変更になっているということをつけ加えさせていただきます。

それで、今基準日についてということでお話がございまして、私どもと2つの企業体と協議をさせていただきまして、基準日については4月14日ということ協力が調いまして、それ以降の残工事について今回北海道単価と昨年の6月の発注時の単価との差額をもって計算をさせていただいたという内容になっています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。

この部分については、設計変更でないというの

は重々承知をしております。インフレスライドですから、それはもう中身は労務単価の変更、それから鋼材等々の値上がり、その他いろんな経費も全て見ていくというふうなたしか国土交通省のほうからの通達といいましょうか、その中でそのようにされているという部分でありますけれども、再度確認をしたいと思っておりますけれども、今回は昨年と今年2月の労務単価で先ほど4.2%の変更があったと。要するに値上げになっているといいましょうか、単価がアップしていると。それを補正する部分として、今回はこうなったというふうな理解であって、その他の部分については見ていたか見ていないかというのはちょっと別としまして、そういう理解でいいのかどうか、もう一度お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 全国的にことしの27年2月に労務単価が平均で4.2%上がりましたと。このことを受けて北海道単価の改正が2月にあって、それを受けて道段階での単価変更が4月にありましたということでの変更ということでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） わかりました。

労務単価の変更だけというふうなことで今回これに至ったのだなというふうなことで、恐らく工期も近づいているから、これで終わりなのかなというふうな気はしますけれども、その辺については適正な執行といいましょうか、契約条項に基づく執行、中身の部分についても受託者としっかり協議をし、いい関係で終わって工事が終了すると。そして、それを市民が喜んで使うというのが一番望ましいスタイルだというふうに思いますので、これからまたこのような工事が出てくるのかわかりませんが、それらについて適正な執行に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第9号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第11号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 市道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。

整理番号3062、路線名、徳田3号線は、都市計画法第29条に基づく開発行為により造成をされ、その後都市計画法第40条第2項による土地の帰属を受けた道路であるため、総延長178.46メートルを道路法第8条第2項の規定により新たに市道認定をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第12号 平成27年度名寄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成27年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ7億2,575万4,000円を追加をし、予算総額を241億2,344万円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして地域総合整備資金貸付事業費3億5,300万円の追加は、現在建設中の株式会社グランドホテル藤花によるホテル増設事業に対し地域振興に資する民間活動等の支援から資金を貸し付けをしようとするものでありまして、国の地域総合整備資金貸付制度を活用しようとするものでございます。財源として同額を市債で計上しております。同じく2款総務費におきまして移住定住対策推進事業費97万8,000円の追加は、都市からの移住促進のためプロモーション活動などを実施しようとするものでございます。

6款農林業費におきまして農業担い手海外派遣事業補助金221万6,000円の追加は、農業を

取り巻く環境の変化に対応するため、国際感覚を養い、幅広い視野を持った農業後継者の育成を目的として名寄産業高校酪農科学科の生徒を海外研修として台湾へ派遣をする事業に対し補助をするものでございます。同じく6款農林業費におきまして強い農業づくり事業費1億4,550万円の追加は、道北なよろ農業協同組合の実施をするバレイショ集出荷施設整備事業に対し補助をしようとするものでありまして、財源として道支出金9,700万円及び市債4,850万円を計上しております。同じく6款農林業費におきまして販路拡大事業費51万円の追加は、地場農産物の販路開拓拡大を図るための取り組みを支援をしようとするものでございます。

7款商工業費におきまして望湖台自然公園管理運営事業費4,388万6,000円の追加は、ふうれん望湖台センターハウス及びセンターハウス周辺施設の取り壊しなどに要する経費を補正をしようとするものでございます。同じく7款インバウンド活性化事業費240万円の追加は、外国人観光客の誘客に向けた取り組みに対し支援をしようとするものでございます。

10款教育費におきまして名寄東小学校校舎改修事業実施設計委託料500万円追加は、老朽化が著しい名寄東小学校校舎の大規模改修に向けた実施設計委託料について補正をしようとするものでございます。

同じく10款市立大学新棟及び既存施設改修基本設計業務委託料1,600万円の追加は、保健福祉学部の再編に向けた新たな校舎建設と既存施設の改修に係る基本設計委託料について補正をしようとするものでございます。

同じく10款教育費におきまして合宿誘致事業費334万円の追加は、冬季スポーツを中心とした大会開催や合宿を誘致をするための取り組みを実施しようとするものでございます。

11款災害復旧費におきまして公共土木施設災害復旧事業費750万円の追加は、去る7月22

日に発生をした大雨の被害に係る災害復旧に要する経費について補正をしようとするものでございます。財源として災害復旧に係る国庫負担金及び災害復旧事業債を見込んでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更などに伴う特定財源の調整のほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をしようとするものでございます。

15款国庫支出金で次世代育成支援対策施設整備交付金848万1,000円の追加は、旧木材需要拡大センターに移設をする子育て支援センターの整備を実施するに当たり交付金を受け入れようとするものでございます。

次に、第4表、地方債補正では、地域総合整備資金貸付事業ほか2件を追加し、解体整備事業ほか3件を変更し、道路・橋梁等維持補修事業を廃止しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けまして補足の説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、議案第12号の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項3目情報化推進費の社会保障・税番号制度システム整備事業費191万7,000円の追加につきましては、マイナンバー制度による個人番号通知カードなどの裏書き業務の効率化を図るため裏書き印字システムを購入しようとするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。2款総務費、4項2目道公職選挙費582万

7,000円の減額は、選挙経費の精算に伴いまして補正しようとするものであり、歳入として道委託金につきましても527万円減額として予算計上させていただきます。

また、同様に2款4項3目市議会議員選挙費、16ページ、17ページに記載をさせていただきます。2款4項4目農業委員選挙費におきましても選挙経費の精算として減額の補正予算を計上させていただきます。

次に、18、19ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費の社会福祉費一般行政経費4,636万3,000円の追加につきましては、各事業の精算に伴い国、道費負担金の返還が生じたことにより補正を行おうとするものでございます。

3款民生費、2項3目保育所費のさくらんぼ運営事業費369万9,000円の追加につきましては、旧木材需要拡大センター移設後の地域子育て支援センターに係る運営維持管理経費を補正しようとするものでございます。同じく3款2項3目、認定こども園運営事業費3,239万1,000円の追加につきましては、大谷認定こども園に対しまず施設型給付費負担金につきまして国から提示されました公定価格に対応するために予算を追加計上しようとするものでございます。なお、財源といたしまして国及び北海道からの負担金をそれぞれ施設型給付費負担金として予算計上させていただいております。

また、同様の理由によりまして24ページ、25ページに記載をしております10款4項1目幼稚園費では、風連幼稚園に対する施設型給付費負担金につきまして2,490万2,000円を追加して計上させていただきます。

次に、20ページ、21ページをごらんいただきたいと思っております。4款衛生費、5項1目上水道費で共同飲料水供給施設等事業費補助金240万円の追加につきましては、風連町中央地区共同飲料水供給施設改修に係ります補助申請に対応し、

予算を計上しようとするものでございます。

6款農林業費、2項1目林業振興費で有害鳥獣・ヒグマ等対策事業費75万円の追加につきましては、昨年度に比べまして既に市内各地域で頻発しておりますヒグマによる農業被害防止及び地域の安全確保を図るためにハンターの出動経費を追加補正し、ヒグマ対策に当たろうとするものでございます。

次に、22ページ、23ページをお開きください。8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で592万円の追加につきましては、昨年の大雨災害の影響などから道路等修繕箇所が増加に伴い予算を追加して計上しようとするものでございます。

次に、24、25ページをお開きください。10款教育費、6項9目天文台費で167万5,000円の追加につきましては、スライディンググループ観測室の可動式屋根の車輪が摩耗したことにより交換を行おうとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。お戻りいただきまして、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思っております。15款国庫支出金、2項1目総務費補助金で社会保障・税番号制度システム整備事業補助金92万1,000円の追加につきましては、個人番号カード交付事務に対する補助金を予算計上しようとするものでございます。

次に、8、9ページをお開きください。18款寄附金で総務費寄附金から教育費寄附金まで合わせまして484万8,000円の追加につきましては、7月28日までに寄附採納されたものを予算計上するものでありまして、寄附者の意向に沿いまして地域振興基金に94万円、地域福祉基金に120万円、文化センター大ホール基金に214万6,000円をそれぞれ積み立てるほか、交通安全推進事業費や図書館資料整備事業費の財源として充当しようとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○6番（奥村英俊議員） 6款農林業費、農業担い手海外研修派遣事業補助金221万6,000円についてお伺いをしたいというふうに思います。

研修先を台湾として名寄産業高校酪農科学科の2年生を派遣する事業ということですが、何点か質問したいと思っております。経済建設常任委員会の中でも説明があったところですが、改めて事業の目的について教えていただきたいというふうに思います。この事業に至る経過や目的に国際感覚を養い、幅広い視野を持った人材育成という点を挙げているかというふうに思います。この点について言えば市内の同世代の高校生全体に言えることではないかというふうに思います。そういう中でなぜ農業の担い手、そして名寄産業高校酪農科学科に絞ったのか、その理由についてお伺いをしたいというふうに思います。

また、担い手を育成するための研修先ということ言えば、農業の先進的な地域、それ道内あるいは国内にもたくさんあるというふうに思いますし、また海外、国際感覚を養う、そういった点を考えたとしても海外の中でもいろんな都市があったというふうに思います。そういう中でなぜ台湾だったかという点についてもお答えをいただきたいというふうに思います。

あわせて、募集の対象者と応募の資格、それから派遣の人員、想定している事業期間あるいは成果について今の時点での考えをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 奥村議員から3点にわたって御質問をいただきました。まず、東アジアを取り巻く農業情勢をちょっと御紹介をさせていただきますと思っておりますけれども、国においてもアジア圏から来る方が非常に多くなって、そういった意味では農産物の輸出環境の整備、規制緩和なども含めて今さまざまな取り組みがされている

ところでございますし、北海道においても北海道の総合戦略の中でも道産食品の輸出を現行の576億円から1,000億円にするだとか、外国人観光客154万人を300万人にするというような状況の中で、とりわけ台湾については昨年度の154万人の中、47万人が台湾から訪れられているということでございまして、そういった意味では今後このように人、物の交流拡大が進む中、農産物の輸出に向けた食の輸出拡大戦略も検討が進められております。ホクレンにおいても7月から台湾、シンガポールに輸出起点を設けて体制整備に向けた取り組みなどが行われておりまして、旭川市の卸売業者においても地元産メロンを台湾に試験販売などをするというような状況も広がっておりまして、J A道北なよろにおいてもアジア圏の輸出に向けて香港そごうのアスパラの試験販売なども行いまして、次年度から正式に販売されるというような状況がございまして、そういった意味では東アジアへの輸出に向けた流れがそういった状況にあるものですから、そういった中での海外市場も含めた販路の拡大に取り組むとともに、ニーズの把握や作付作物の選定などの対応が求められている状況にあるのではないかというふうに思っております。

経過といたしましては、名寄市では平成25年度から台湾の高校生の教育旅行を誘致を行っておりまして、地元高校生との交流を中心として国際交流事業を実施しているところでございます。とりわけ産業高校においては、交流事業の取り組みを高く評価していただきまして、積極的にこの間受け入れに取り組んでいただいていた経過でございます。その中で台湾への理解がより高まってきた結果、地域農業の担い手として国際感覚を持ち、広い視野で農業を行っていく力を養うために台湾への海外派遣についての要望が出されてきたところでございます。また、台湾側からも名寄への派遣だけでなく、受け入れによる相互交流について望まれている状況がございまして、

事業目的といたしましては、農業を取り巻く環境の変化に対応するために国際感覚を養い、幅広い視野を持った農業後継者の育成を目的としておりまして、今回名寄産業高校酪農科学科の生徒の皆さんを海外研修として台湾へ派遣したいということでございます。現地では、農業者や高校生との交流を初めさまざまな研修を通して農作物の栽培の技術、食文化の違いなど直接体験から学習することで今後の農業にかかわる上で生かされるものと考えているところでございます。

それで、今回産業高校さんを特定したということでございますけれども、今回の研修は農業の担い手の育成という視点で派遣を考えております。台湾との交流事業ということで先ほどお話ししましたけれども、この間産業高校さんにおかれましては産業まつりだとか地産地消フェアの出展などや産業高校独自の農場公開講座による、俗に言うみずならショップや野菜などの販売、さらには智恵文小学校や名寄東小学校との連携学習事業などに取り組まれておりまして、名寄市の地域貢献や食育、地産地消の御尽力をいただいているところでございます。さらには、有機農業によりメロン栽培を行われておりまして、国内の一流デパートでの高評価もいただいております。近年の国際化の中で広い視野で農業を学んでいただき、さらなる視点で名寄市に尽力いただけるものと考えておりまして、今回名寄産業高校さんを選ばさせていただいたということでございます。

それで、2つ目の研修先が台湾ということでございますけれども、台湾においては親日国でもあり、友好的な国民感情を持っている国でもございます。また、農業の輸出国でもありまして、米を初めとして果物等の作付が盛んな国となっております。今回訪問予定をしています虎尾高級農工職業学校は農業科を初めとして多くの専門的な授業を行っておりまして、3代目までの校長は日本人でありまして、受け入れに前向きであることから交流校として適任と判断しているところでござ

います。また、日本が戦時中統治していた時代もございまして、教育を初めとして特に農業基盤の整備に力を入れており、烏山頭ダムなどは台湾の農業を飛躍的に向上させたほか、日本の技術指導もあり、現在の台湾の農業の基盤を築いた歴史経緯もありまして、そのことを研修する意義も含めて台湾への研修派遣を考えたところでございます。

募集要領等につきましては、派遣においては来年1月を予定をさせていただきまして、5日間程度の研修というふうに考えてございます。派遣人数につきましては、最大で14名ということでございまして、引率者事務局4名を含めてというような中身に考えてございます。応募資格といたしましては、産業高校名農キャンパスに通う高校生で、一定の条件を満たす者というふうにしておりまして、1つ目には心身とも健康で外国生活に適応できる方、2つ目に学校体験の際に台湾語でコミュニケーションを図る意欲がある方、3つ目に外国文化や産業に関心があり、積極的に学ぶ姿勢がある方、4つ目にクラブ活動や学校行事に積極的に取り組んでいる方、5つ目に帰国後も本市の国際交流に積極的に協力できる者などで、あと事前研修も予定していますので、事前研修に参加できる方というような形で考えております。

事業費につきましては、今回事業総額では343万6,000円でございます。名寄市から道北農業担い手育成対策協議会が事業主体となつただけで、そこに221万6,000円、今回民間の北海道開発国際交流基金の助成金を80万円を7月に採択をいただきまして、それと参加負担金42万円を含めて343万6,000円の事業費としているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今丁寧にお説明をいただきました。ただ、どうも行き先の関係については台湾ありきという感じが否めないというか、そ

ういうふうにお聞きしました。それから、同世代の人たち、今回担い手ということで限定をしているということでの説明でしたけれども、広く国際感覚やそういった視野をこの先名寄に戻ってきたり、名寄で生活していく若い人たちの人材育成ということからすると、もっと広い視野で高校生全体に、担い手ということではありませんけれども、そういった人材を育成するということでの事業であってもよかったのかというふうを感じるところであります。

1つ、今回の事業、事業費自体は道北農業担い手育成対策協議会への補助金ということで、事業自体はそちらのほうでやっていただくということになるのだというふうに思いますけれども、事業の丸投げということはないのかどうか。にはならないとは思いますが、どうしても補助金という形で出した中ではそういった懸念がありますので、その点について市として事業に対する責任のあり方について1つ伺いたいというふうに思います。

もう一つ、応募の資格の関係で、基本的には本人が手を挙げてということで一定の条件ということでありましたけれども、当然派遣を希望する高校生本人の意思や意欲はもちろんですけれども、日常的な学習の状況などもしっかり勘案すべきだというふうに思います。そういう意味では、学校推薦というか、そういう点も応募の資格ということでぜひすべきかなというふうに思いますが、その点についてお考えをお伺いをしたいというふうに思います。

事業主体は、3年の取り組みということでお伺いをしていましたけれども、市として事業に責任を持つということも含めて、3年終わってからということとは当然ないとは思いますが、その都度の事業者の検証、それからあわせて成果の検証ということが最も重要だというふうに思います。その点についての対応についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） まず、道北農業担い手育成対策協議会の補助金の支出ということでございますけれども、この協議会事務局が産業高校の名農キャンパスになってございます。それと、この間この事業の制度設計においては、私ども名寄市と産業高校さんと話をさせていただいて、打ち合わせをさせていただいておりますので、そういった意味では今後もそういう形で十分協議をさせていただいて、進めていきたいというふうに考えてございます。

それと、先ほど公募の関係でございますけれども、最大14名というふうになりますけれども、公募を考えてございまして、当然その中で生徒さんを一番内容を知っているのは学校の先生でございますので、学校からの推薦ということも含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、3年間の事業ということでございます。3年間の事業で、そういった3年間を通しての事業の検証はもとよりですけれども、単年度、単年度、当然予算編成時期もありますし、この事業総計ローリングにも頭出しをさせていただいておりますので、そこでの検証なども含めてしっかり検証作業を年度、年度行ってこの事業を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 農業の担い手育成という点では、この事業についてはそういう意味では理解をできるかなというふうに思いますけれども、先ほどもちょっと言いましたけれども、市内の同世代の子供たちからすると不公平感はないのかなというふうに思うところであります。

また、台湾との国際交流についても当然否定するものでは何もありませんけれども、何でもかんでも台湾でないかというふうな感じもちょっとし

ています。その点について私だけではないかなというふうに思います。いずれにしても、市が責任を持って事業の展開も検証するというものでありますので、その点についてはぜひしっかり進めていただきたいというふうに思いますけれども、今後の事業の成果や検証については私自身もしっかりかかわっていききたいというふうに思います。そのことを述べまして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 何点かお伺いをしたいと思います。

1つは、7款商工費、1項2目観光費の中のインバウンド活性化事業費についてなのですが、多言語パンフ、マップの製作補助金というふうになっています。多言語となっています。何カ国、どういった言葉でつくられるのか教えてください。

それで、これは部数どのくらいつくろうとされているのか、そしてこの事業にかかわっては誘客の増を見込んでということでした。どのぐらいの誘客増を見込んでいるのかお知らせをいただきたいと思います。

それから、10款の1目保健体育総務費の中で合宿情報等にかかわってのホームページ作成委託料が200万円というふうになっているのですが、合宿情報をホームページで公開してたくさんの方々に来ていただきたいというふうには思うのですが、これが200万円というふうになるとどのようなそういう案内ホームページになるのかなというふうに思っております、その部分の中身についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今インバウンドの関係について、御質問あった関係について回答させていただきたいと思います。

まず、今回つくるパンフレット、地図等については英語と中国語ということで、先ほども川田部長の説明でありましたように、今北海道のほうで昨年でいえば約154万人来道しているというこ



と目標は300万人を目標にしているということで、私どものほうの入り込み数的にはまだまだ数が小さいです。ただ、今現状で外国人の観光客が私どもの観光の窓口にお問い合わせがあった場合、3年前につくった道北観光連盟のパンフレットがありまして、それが英語と台湾ということも含めて中国語のパンフレットを作成しています。若干それも古くなったということと個人の外国人観光客が私どものほうの部分についての観光窓口の問い合わせというのはまだまだ低いのですけれども、昨年で大体20件程度私どものほうの観光の窓口のほうに問い合わせありました。今そういったことで外国人の観光客で、特にレンタカーを借りて北海道を観光したいという方がふえつつあります。昨年台湾のフリーペーパーの雑誌の方が名寄のほうに取材に来まして、今大体北海道に来られる方はまず有名な観光地のほうに大多数が行くのですけれども、そういったことを行っている観光客がだんだん、だんだん違う今まで行ったことのない北海道の地域に目を向けている観光客がいるということで、昨年私どものほうに取材に来て、特に名寄から稚内までの道北の地のところをフリーペーパーに取材したいということで来ました。そういったことも含めて今後そういった問い合わせがあるということで、その問い合わせが来たときの整備をきちっとしないといけないということで、今回英語と中国語のパンフレット、それにあわせて同様の部分で日本語も含めてなのですけれども、作成させていただくということで、全部で5,000部を印刷する予定をしております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 御質問ありました合宿のホームページの関係でありますけれども、これにつきましては地方創生先行型事業費ということで、現在名寄市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の会議が市民委員会等行われています。この中での交流人口の拡大ということで、8月27日

も市民委員会の中でも議論をいただいたその中で、1つには合宿の誘致という部分でホームページの作成について事業として挙げているところであります。それに基づく予算ということで200万円今回計上しているところでありますけれども、具体的には今中身を精査しているところでございますけれども、名寄市の四季折々の状況だったり、観光であったり、当然合宿ですからスポーツ施設であったり、あと病院とかコンビニとかいろんな名寄市内の情報を的確にわかるようなPRするホームページを作成すること、あと問い合わせにかかわる窓口であったり、そこでホームページを通してやりとりをするといった点とか、そういった部分については今後検討していきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもほかの先行して行われていますホームページ等々も参考にさせていただきながら、よりよいホームページをつくってきたいというふうに思っているところであります。そういった形でホームページの補正予算を計上しているところでです。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 合宿もそうですし、インバウンド活性化事業もそうなのですが、名寄をPRするという部分では非常に有効で、これが本当に実のあるものになっていただくことを願っているわけですが、せんだって東京なよろ会の方々との交流の中で話が出たのですが、ニセコスキー場に随分外国の方々が来ている。でも、ニセコの雪より名寄の雪のほうがずっといいよねというような話になって、もっとパウダースノーを売りに売ったらいいのではないかと。それで、外国の方が来て、爆買いをしてもらったらいいのではないかと、そんな交流を深めたところだったので、すけれども、そういったことも含めてやはり多言語パンフ、マップで240万円、ホームページで200万円ですから結構な額になるかなというふうに思うのです。これが本当に実のある中身になって多くの皆さんに来ていただく、そういった中

身にさせていただくことを強く求めて終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 補正全般の関係で、二点お聞きをしたいと思うのですが、今回の補正は7億2,575万4,000円出入りということで、そのうちの市債が約4億5,000万円ということで額的には非常に大きいのですが、昨年も御説明をいただいた中期計画の平成27年度の市債の数字と合計今年度の数字とこれを入れてほぼ同額なのですけれども、ということは今後の償還計画その他への、あるいは中期計画上の数字として十分織り込み済みだと、そういう理解でよろしいのかどうかということで、まず1点お聞きをしておきたいと思います。

それから、2つ目には、歳入のほうの総務債の関係で地元ホテルへの3億5,000万円ほどの貸し付けの事業がありますけれども、私もきのうネットでいわゆるふるさと融資、一般財団の地域総合整備資金貸付事業、非常に有利な事業で、恐らく全て国からのトンネルだというふうに思いますけれども、充当率100%で、あとは利子負担総額の一部を交付税で返すというようなことで、有効な手だての事業だというふうに思いますが、一昨年もソーラーの事業のときに同様の2億円台の採択をいただいていますけれども、割とこれだけ大型なものに対する採択ハードルは高いように見えるけれども、しっかりした企画、雇用だとか、地域の経済だとか、いろいろな形でマッチングすれば十分利用可能なものだというふうに考えていますけれども、今後も総務債の活用についての考え方あるいは市内の事業者あるいは企業動向を見ながら、規模の関係もあるでしょうけれども、基本的にどういう対応になっていくのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

あと、これに絡んでは実際には名寄市で最終的には15年償還ということのようなのですが、どの程度いわゆる名寄市の持ち出しが交付税なんか

を差し引いたりなんかして出ていくことになるのか、あるいは事業者の実際の負担というのは保証関係なども受けて出てくるようなのですけれども、今回の補正の提案の内容を具体的に少し説明をいただきながら、新たな活用の意欲はもっとしっかり宣伝した上で選択をしていただくような方法を積極的に提案をしていくことが行政としても必要かなという感じがしますので、特定の一、二の有力のところだけが使うということでもないのでしようけれども、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

それから、具体的な2つ目の関係で、議長、水道会計との関係との相関関係がありますので、ちょっとわかりますけれども、お許しをいただきたいのですけれども、上水道費、20ページの上水道事業会計繰出金ということで、出資分として210万円提案がございますけれども、これは水道会計のほうの会計の予算からするとどれに当たるのか御説明をいただければ。水道会計でお答えいただいてもどちらでもいいですけれども、相互にやりとりしていると思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点で終わりますが、議案の22ページ、商工費、望湖台の管理棟の解体で4,388万6,000円計上されておりますけれども、これ解体した後は活用の計画があるのかどうか。解体しっ放しなのか、あるいは望湖台全体に施設物はかなり老朽化しているということもありまして、相当あるとして中長期の計画に前議員の佐藤勝さんも大変こだわっておりましたけれども、今後の計画展望について、さらに解体があちこち続いて本当に自然公園という、あるいはキャンプ場ということだけの展望になるのかどうか、これは日進との関係もございますでしょうけれども、改めてお聞きをしておきたいと思います。

それと、これが最後なのですけれども、歳出の全体の中で今川村議員も触れておりましたが、今回地方創生先行事業で見ると限りでは4件、合計言

例えば422万円、大きい数字ではありませんけれども、各事業の今後の継続性、有効性について、どれもこれも時限的なものではないかというふう

に理解はするのですけれども、今後の継続性について考え方お知らせをいただきたいと思

います。  
**○議長（黒井 徹議員）** 橋本副市长。  
**○副市长（橋本正道君）** 私のほうからまず1点目の中期財政計画における償還との整合性なのですが、現状予算ベースでは大体いい感じにはいつているというか、地方財政計画つくるときには総合計画のほうから引っ張ってきますので、まずこのところまでは流れとしてはいいかなと思うのですが、不確定要素がまだあります。1つは、いざお金を借りる段になりますと起債の枠が決められてくる可能性がありますので、その分で増減してくる場合、それと現実

に先ほど御質問にも関連しますが、契約金額そのものの動きによっては起債の額が変わってきます。それで、それに

応じて起債の種別によっては交付税の算入率も変わってきますので、増減ありますので、まだ最終的な判断には至っていないというような状況にあります。それから、水道会計のほうで若干御質問いただきましたけれども、今回の210万円の水道会計の出資につきましては水道事業会計の老朽管更新工事の変更に係る分であります。ページにしますと議案第16号の6ページに合併特例債という括弧書きがあ

って147万円と63万円がありますけれども、この分が変更になっておりますので、係る場所はここということ

であります。

それと、一番最後の地方創生の関係でありますけれども、今回補正させていただきましたのはもとをただせば平成26年度の年度末に繰り越しの形でまず先行型とさせていただいている分があります。そのときには、合宿ですとか、そういうのが出てきましたけれども、それから道のほうでも地方創生に関係しまして動きが出てまいりました。先ほどありましたとおりインバウンドの関係、それから農産物の輸出の関係、それと名寄市独自の

案件としましてはことしの冬にはジュニアオリンピックというのが出てまいりますし、当然夏では既に合宿も入っています。ちょっと言葉はきついかもしれませんが、地方創生になりますとどうしても先行有利とい

いますか、地域間の競争という部分も出てくると。この段階でタイミングよく補正をすることによりまして今後の地方創生にもつなげていけるかと。まず、ここで一步踏み出すの

で、私どものほうでは事前相談あるいは申請のお手伝いをさせていただくと手続上はなっているということで御理解をいただきたいというふうに思っております。今後の融資につきましては、予算に計上しているとおり3億5,300万円の融資ということであります。これについては、土地を除く設備投資費の、この地域は過疎地域、さらには定住自立圏の締結地域でもありますので、10%の上乗せがあって45%まで上限として貸せるということで、それでいきますと3億5,300万円が今回の融資額になってございます。これに伴う事業者に対する直接的な支援効果ということがあります。これは、14年と7カ月の融資期間がありますけれども、仮に利率を1.3%であったとすればという仮定でありますけれども、支援額としては3,100万円程度の支援額になるだろうという見込みであります。このうち国のほうで75%の交付税措置がされますので、市の持ち出しとしましては25%に当たる800万円が市の支援になるということで御理解をいただければと思います。

次に、このふるさと融資の運用に当たってどういう姿勢であるかということなのですけれども、これにつきましてはそれぞれ事業者のほうから支援策について照会があります。このときについては、ふるさと融資も含めて御紹介をさせていただいている状況にありますけれども、まず第一弾に相談に来られる方が望まれるのは、やはり補助金を望まれるというのが1つ傾向としてありますので、どうしてもふるさと融資は補助金がないときに融資でどうなのだという、そこの話し合いになりますし、融資等については市独自の制度もありますので、その辺の兼ね合いの中で事業者のほうにはどの事業をお使いいただくか御判断いただいているということでもあります。

現状の中では、今回融資する事業者以外に具体的な相談はない状況にありますけれども、この制度に対するPRについては少し不足している部分

もあったかというふうに思っておりますので、ここについては改めてそれぞれ関係部局のほうからそういった相談に当たっては紹介をするとともに、何らかの方法でこういったふるさと融資についても御紹介するような機会を設けていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今のふるさと融資の関係については、かなり行き渡っているという状況よりも採択条件もいろいろございますけれども、今後中小企業振興条例の大きな見直しだとか、あらゆるメニュー、事業等についてしっかり情報を出していただきながら、使えるものは使っていただくような、それが活性化の一助にもなるのではないかというふうに考えておりますので、広く窓口を開いて御指導をお願いをしたいというふうに思います。

それと、副市長からも答弁いただきましたが、ちょうど相当橋本財政課長時代につくったものでしょうから、今年度の市債の中期で聞いた数字は45億円、そして現在の市債の発行額、今回補正を含めて45億円、端数は微々たるものですが、その数字だけを見れば十分、そう大きなこれからの変更はないでしょうけれども、変動要素としては先ほど二、三点話あったことについてはのみ込んでいますつもりでありますので、より堅実な財政運営に努めていただきたいと思います。ただ、補正全体の数字が非常に大きかったものだから、これは十分当初から見えていたという理解に立ちたいというふうに思います。

それと、水道の関係、室長もいますけれども、あえて聞いたのは今210万円のお答えいただいたのは水道会計で見ると、一般会計のほうで見ると出資金で出ておりますけれども、他会計出資金で147万円、それから他会計借入金で63万円ということになりますけれども、合計210万円というこの出し入れの整合性については全く問題ないという理解でよろしいのか改めて確認をさ

せていただきたいというふうに思います。

地方創生の関係については理解をしました。

これで終わりです。確認の部分だけ。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、望湖台のセンターハウスの関係について回答させていただきたいと思います。

望湖台のセンターハウスについては、平成24年3月31日をもって営業終了したということで、その後何件かセンターハウスの利活用についての相談がありましたが、それを利活用しての部分を実らなかったということがありまして、各地元の町内会や風連地区のまちづくり協議会や風連地区の町内会連絡会とも協議をさせていただいて、最終的にはセンターハウス等は使われていないのですけれども、冬等の雪の重さで倒壊したりするおそれもありまして、一定の維持費もかかるということで、再度6月に地元の町内会等と協議をさせていただいて、了承をいただいて、今回センターハウスの解体、周辺の施設含めて解体することにさせていただきました。

また、先ほど熊谷議員からもお話がありましたように、今オートキャンプ場オープン、営業させていただいておりますけれども、コテージも一定の老朽化になってきているということも含めて、最終的にはセンターハウスの施設周辺の施設自体も撤去されるということで、個人的にもあそこの望湖台周辺も湖があってロケーション的にもある程度の観光資源的になり得るものだと私も思っていますので、今具体的な活用の部分についての案はありませんけれども、それらも含めて、先ほどのオートキャンプ場のあり方も含めて今後再活用の可能性について検討させていただきたいと思っています。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第13号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして前年度繰越金を中心に補正をしようとするものであり、歳入歳出それぞれ3,788万7,000円を追加をし、予算総額を38億625万6,000円に、直診勘定におきまして繰入金事業勘定繰入金、諸収入などの増額による費目間の調整を行おうとするものであり、歳入歳出それぞれ896万円を追加をし、総額を2億1,895万円にしようとするものでございます。

補正の主なものについて保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では印刷製本費として31万3,000円、3款後期高齢者支援金等では支援金の額の決定により57万6,000円を、同じく4款前期高齢者納付金等では納付金の額の決定により5万4,000円を、11款諸支出金では平成26年度療養給付費等負担金の確定に伴う

精算返還金として3,341万3,000円を、国民健康保険診療所への繰出金として353万1,000円、それぞれ追加をしようとするものでございます。

次、保険事業勘定の歳入について申し上げます。2款国庫支出金では国民健康保険診療所に係る特別調整交付金として353万1,000円を、9款繰越金では前年度繰越金のうち3,435万6,000円をそれぞれ追加をしようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では人件費等で698万6,000円を、3款施設整備費では医療機器等の備品購入費等で197万4,000円をそれぞれ追加をしようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では診療報酬収入等で62万9,000円を、4款繰入金では事業勘定繰入金で353万1,000円を、5款諸収入では480万円をそれぞれ追加をし、調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第14号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ876万7,000円を追加し、予算総額を24億4,483万円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。平成26年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還分として6款諸支出金に876万7,000円を追加をしようとするものでございます。

歳入におきましても同様に平成26年度介護給付費負担金等の精算に伴い9款繰越金に876万7,000円を追加をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第15号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに5万円を追加をし、予算総額を3億7,988万4,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。3款保険料還付金では、還付金の増により5万円を追加をしようとするものでございます。

歳入におきましても同様に保険料還付金の増に伴い3款諸収入に5万円を追加をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第16号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に緑丘浄水場に係る施設の修繕と整備費の追加に伴い補正をしようとするものであります。

まず、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、緑丘浄水場ろ過池洗浄配管設備及び空調設備室外機などの修繕費用として362万7,000円を追加をし、総額を6億3,595万1,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では企業債、出資金、他会計借入金が増、国庫補助金の減により618万6,000円を追加し、総額を3億6,497万6,000円とし、また4款資本的支出では緑丘浄水場Nの、ろ過池改修工事など施設整備費の増により720万4,000円を追加をし、総額を6億2,505万1,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第20号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第21号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第22号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第23号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について、議案第24号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第25号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号から議案第26号までの平成26年度名寄市一般会計決算、各特別会計決算、病院事業会計決算の認定について及び議案第27号の平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、決算の認定につきましては、議案第17号から議案第25号までは平成27年5月31日、議案第26号及び議案第27号第2項は平成27年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算の認定をお願いをするものでございます。

次に、議案第27号第1項の水道事業会計未処

分利益剰余金の処分についてであります。水道事業会計におきまして未処分利益剰余金を利益積立金に積み立てしようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、いずれも細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第17号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号外10件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 報告第1号 平成26年度名寄市一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 平成26年度名寄市一般会計継続費精算報告について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成25年度から平成26年度まで事業を実施をしましてまいりました北斗・新北斗公営住宅建設事業（4棟目）及び平成24年度から平成26年度まで事業実施をしましてまいりました（仮称）市民ホール整備事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し



上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 報告第2号 平成26年度名寄市病院事業会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 平成26年度名寄市病院事業会計継続費精算報告について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市立病院において平成24年度から平成26年度まで事業を実施をいたしました精神科病棟改築事業が完了したことに伴い、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月4日から9月15日までの12日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月4日から9月15日までの12日間を休会とすることに決定をいたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全

て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦勞さまでした。

---

散会 午後 3時24分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 山 田 典 幸

平成27年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成27年9月16日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美  
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 橋 本 正 道 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 白 田 進 君  
市 民 部 長 三 島 裕 二 君  
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君  
経 済 部 長 川 田 弘 志 君  
建設水道部長 中 村 勝 己 君  
教 育 部 長 小 川 勇 人 君  
市立総合病院 岡 村 弘 重 君  
事 務 部 長  
市 立 大 学 局 松 島 佳 寿 夫 君  
こども・高齢者 馬 場 義 人 君  
支 援 室 長  
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君  
上 下 水 道 室 長 天 野 信 二 君  
会 計 室 長 常 本 史 之 君  
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（16名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 靖 議員  
1 番 浜 田 康 子 議員  
2 番 山 崎 真 由 美 議員  
3 番 野 田 三 樹 也 議員  
4 番 東 川 孝 義 議員  
5 番 川 村 幸 栄 議員  
7 番 高 野 美 枝 子 議員  
8 番 佐 久 間 誠 議員  
9 番 塩 田 昌 彦 議員  
10番 川 口 京 二 議員  
11番 山 田 典 幸 議員  
12番 大 石 健 二 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 高 橋 伸 典 議員  
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（2名）

6 番 奥 村 英 俊 議員  
16番 佐 々 木 寿 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏  
書 記 久 保 敏

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に6番、奥村英俊議員、16番、佐々木寿議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 高野 美枝子 議員

10番 川口 京二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

明るく元気なまちづくりについて外2件を、東川孝義議員。

○4番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして、3件8項目について順次質問をさせていただきます。

明るく元気なまちづくりについて、項目の1番目、地方創生の取り組みについて伺いをいたします。今この言葉ほど地域で、全国で広まり、どうすれば未来に生き残れるのか、夢を持ち、悩み、考え、また日本中の人口減というそう遠くない現実に向かい、特に責任を担う行政関係者は心を痛めているときではないかと思えます。だからこそ、過去を見詰めて未来に引き伝えるために、今の私たちの立場をしっかりと認識し、市民に引き伝えるにふさわしい、理事者と議会は基本を探りながら決断をする責任を果たさなければならないと思えます。過去から現在まで引き継がれてきた限りない医療、教育の財産など、さらによき姿にするためにとめてはならないし、逆転させてはならな

いと思えます。このまちには、北海道や日本、いや世界に誇れる財産があり、地球の中で与えられた自然の気候、風土、習慣など誇れる財産があることに気づき、その過去に感謝をしながら、日本の人口減をこのまちだけが減るという錯覚を捨てなければならないし、責任ある今を肉づけして生きなければならないと思えます。

地方創生とは、未来にどういう当市の姿が描けるかを改めて心と感謝を持って認識し、決意をすることが今大切であると思えます。私自身、ではどうすると言われればわかりません。しかし、過去から引き伝えられたどこにもないコンパクトで人情と未来があるこのまちに魅力を感じ、紋別から移ってきた私にとって、名寄はカボチャ、ジャガイモ、モチ米など全国レベルでの食べ物があり、すぐれた医療と教育施設に加えて文化性の高いスポーツのまちで、子育てもでき、社会に送り出すことができた私自身、夢と希望を持って生きなければとの決意を新たにしております。地方創生の取り組みは、市民みんなが自信と誇りを共有でき、小さくても未来に引き伝えられる施策が必要であると考えます。

そこで1点目に、当市において進みつつある地方創生の具体的な取り組み状況について伺いをいたします。

次に、2点目、当市のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会が6月に第1回目が開催されております。その位置づけ、策定方法などの論点と、また国から示されている地方創生との整合性について伺いをいたします。

3点目に、平成28年度より策定される第2次総合計画は、当市の将来像を示す重要な施策であると考えます。そこで、総合戦略の位置づけと第2次総合計画との関連について伺いをいたします。

次に、大項目の2つ目、交流人口拡大に向けた観光の振興について伺いをいたします。北海道の2014年度外国人観光客は154万人に達し、

3年連続で過去最高を更新して、2020年には300万人にふやすという目標を加速させたいとの報道がありました。当市も7月に名寄日台親善協会設立総会も開催され、外国人受け入れに対して積極的な施策に取り組んでいると認識をしております。

そこで1点目に、当市での海外観光客の受け入れ実績推移についてお伺いをいたします。

また、外国人を受け入れるためにはきめ細かな対応が要求されることと考えます。いわゆるおもてなしであります。市内の観光案内はもとより、バスや鉄道を使った観光地へのアクセス、また民間企業との連携による宿泊施設などへの案内も重要性を増してくると思います。定例会初日の補正予算の中で、地方創生先行型事業のインバウンド活性化事業も提案されておりましたが、2点目にその内容を含めまして改めてインバウンド、いわゆる外国人受け入れに対する取り組みと今後の課題についてお伺いをいたします。

次に、3点目、食を通じての観光施策であります。当市の観光振興計画では名寄市の特性を生かしながら交流人口による経済効果の拡大を図ることを目標として、戦略スケジュールが計画されております。その具体的な戦略の一つに食の観光提供は不可欠であると明示されています。食は、日常生活はもとより、観光地でも大切な楽しみの一つであり、旅行先でその土地ならではのおいしいものを味わいたいというニーズは高く、訪れた人に感動を与えるものと思います。また、食の開発振興は、民間とのより強固な連携が必要であると思います。そこで、平成24年度に策定されました観光振興計画に基づき、食の開発、PR事業などへの観光施策への具体的推進経過についてお伺いをいたします。

次に、4点目のEN-RAYホール周辺の環境整備についてお伺いをいたします。EN-RAYホールは、5月9日の開館式典以降各種のイベントが開催され、8月12日までに1万2,158名の

利用があったと聞いております。来館された方は、市内はもとより地域外の人も多く御利用されていることと思います。来館された方にとってEN-RAYホールで上演されるイベントには当然のこと感動されていることと思いますが、市内の景観も人の心を引きつけ、大きなインパクトを与えるものだと考えます。しかし、EN-RAYホールに続く昭和通並びに豊栄通には街路樹のないところがあり、切り株だけが残っている箇所、または植樹柵に雑草が生えている箇所などが見受けられ、景観としては決してよい状態とは言えません。一部の植樹柵については、町内会の方だと思いますが、ひまわりや花を植えて管理されている箇所もありますが、今後どのような管理運営をされていくのかお伺いをいたします。

次に、大項目の3点目、橋梁長寿命化計画の取り組みについて伺います。当市は、1級河川为天塩川と名寄川が合流する地点に位置し、地形は名寄盆地とも言われ、基幹産業である農業はもとより上川北部管内の経済、医療、教育などの交通の拠点となっております。天塩川、名寄川はもとより、そこに注ぐ支流を含めて市内には244の橋梁が設置されており、どの橋梁も重要な役割を果たしております。先般の議会報告会で一部回答をいただいておりますが、改めて3点についてお伺いをいたします。なぜならば、市内244橋梁のうち1970年代に全体の45%に当たる大小合わせて110の橋梁が建設され、約45年が経過をしております。構造により寿命の違いはあるとは思いますが、今後集中した修繕並びにかけかえが予想されます。

そこで1点目に、市内にあります橋梁の現状と実態調査の内容についてお伺いをいたします。

2点目は、名寄市内の橋梁は建築方法、年数、長さ、交通量などにより修繕の内容は異なってくると思いますが、具体的な修繕のポイントについてお伺いをいたします。

3点目は、どんな設備も時間とともに劣化、老

朽化して、やがては使用に耐えられなくなると思っています。今回の点検は、いわゆるメンテナンスであり、欠陥を早期に発見し、寿命を延ばす効果が期待されると思います。そこで、橋梁長寿命化計画に基づく事前の点検により、いわゆるメンテナンスによる費用の効果について現状で確認できる範囲でお伺いをいたしたいと思っております。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） おはようございます。ただいま東川議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目2のうち小項目の1から3につきましては営業戦略室長から、同じく大項目2の小項目の4及び大項目の3につきましては建設水道部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、大項目の1、明るく元気なまちづくりについて、小項目1、地方創生の取り組みについて申し上げます。初めに、当市における取り組み状況及びまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の論点についてでございますが、国においては急速に進展する人口減少と少子高齢化に歯どめをかけるべく、昨年まち・ひと・しごと創生法を施行するとともに、人口の現状と将来の姿を示す長期ビジョンや将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年計画であります総合戦略を策定するなど、問題解決に向けた取り組みを本格化させております。まち・ひと・しごとの創生につきましては、国と地方が一体となって推進する必要があり、都道府県や市町村におきましても地域の実情に応じた総合戦略の策定が求められておりますことから、本市といたしましても人口減少の克服を目指し、冬季スポーツに適した自然環境や市立大学、市立総合病院といった本市の資源を最大限に生かしながら、地方創生の取り組みを推進する必要があると考えております。このた

め、本年2月に名寄市まち・ひと・しごと創生本部を設置し、本市の総合戦略の策定に向けた検討を始めたところであり、これまで農林業や商工業、文化スポーツ、子育て世代、大学生や報道機関など7団体と8回にわたり意見交換会を実施するとともに、市民や学生を対象に結婚や子育て、人口減少に対する意識など、これらに関するアンケート調査を実施したほか、本年6月には国の通知に基づき広く関係者の意見を反映するため、産業界や教育機関、金融機関、労働団体などで構成します名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を設置するなどしまして、市民の皆様の御意見を伺いながら総合戦略の策定を進めているところでございます。

本推進委員会は、現在までに5回開催しておりますが、国の総合戦略の基本目標であります地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、若い世代の結婚、出産などの希望の実現、地域連携を勘案しまして、本市のまち・ひと・しごとの創生を推進するための基本目標として設定をいたしました産業の振興、定住人口、交流人口の拡大、子供、子育て支援や高齢者福祉の充実、市立大学の機能強化、地域連携の拡大の5つの分野についてそれぞれ御議論をいただき、委員の皆様からは各施策の内容を具体的に記載すべき、数値目標の項目を工夫すべきなどといった御意見をいただいているところでございます。今後本推進委員会におきましてさらに議論を深めるとともに、市議会に対しましても十分に御説明をさせていただくなど、丁寧な議論を重ねながらも本年度中のできる限り早期に総合戦略を策定してまいりたいと考えてございます。

次に、総合戦略と第2次総合計画との関連について申し上げます。本市におきましては、まち・ひと・しごと創生を実現するためには、総合戦略はもとより第2次総合計画に基づき必要な取り組みを着実に推進する必要があると考えております。第2次総合計画につきましては、現在計画の構成

や期間など検討を進めているところでありまして、今後これらの検討を踏まえ、第2次総合計画策定に当たっての基本的な考え方をお示しし、総合戦略との関係につきましてもこの中で整理してまいりたいと考えておりますが、総合計画は市政運営における最上位計画であり、本市の総合的な振興、発展に資する施策を明らかにするものでありますことから、総合戦略に盛り込む施策、事業につきましては第2次総合計画におきましても重点的に取り組むべき施策、事業となるものと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目2、交流人口の拡大に向けた観光振興について、小項目1、海外観光客の推移についてお答えいたします。

外国人入り込み数につきましては、日本政府観光局、いわゆるJNTOが調査する訪日外客数や訪日外客訪問地調査などにより推計した北海道を訪れた外国人入り込み数を算出しています。道内の各市町村におきましては、外国人宿泊数を北海道へ報告することになっており、本市での外国人宿泊数は平成24年度は17人、平成25年度は97人、平成26年度は59人となっております。この宿泊者数の内訳につきましては、平成24年度が国際雪像彫刻大会ジャパンカップの参加者、平成25年度、26年度につきましては国際雪像彫刻大会のジャパンカップの参加者に加えまして、教育旅行で来名した台湾からの高校生等でありませ

す。続きまして、小項目2、インバウンドの受け入れに対する課題と対応についてお答えいたします。北海道では、東京オリンピック、パラリンピックが開催されます2020年に来道外国人観光客を昨年度の154万人から約2倍の300万人を目標としております。現在本市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて具体的な政策

の検討課題の一つとなっております。当地域では、外国人観光客受け入れ態勢が十分とは言えず、今後レンタカーなどを利用した個人旅行を楽しむ外国人観光客の増加が予想され、外国人観光客に対しての案内機能等の整備が課題となっておりますので、受け入れ態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、食を通じての観光施策についてお答えいたします。食は、最も地域らしさが出しやすい観光資源であり、集客力が大きく、また地域再生の手始めとしても取り組みやすく、本市でも食資源として日本一を誇るモチ米を活用したもっともち米プロジェクト、食文化の掘り起こしにより新たなご当地グルメとして活用されることになったなよろ煮込みジンギスカン等食と観光資源に一層の磨きをかけ、発掘をすることで交流人口の拡大を目指しております。もっともち米プロジェクト、なよろ煮込みジンギスカンにつきましては、それぞれ官民連携により組織された名寄市食のモデル地域実行協議会、第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊が名寄の食文化の発信、知名度向上等にかかわる取り組みを展開しており、今後ともより一層食の魅力の情報発信に努めることで観光需要に結びつけることができるよう民間と協力をしながら取り組みを進めてまいります。

なお、もっともち米プロジェクトにつきましては、今後市内飲食店でモチ米を使ったメニューを紹介するマップを作成し、次年度完成する予定であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目2の小項目4及び大項目3、橋梁長寿命化計画の取り組みについてお答えいたします。

初めに、ENRAYホール周辺環境整備について申し上げます。ENRAYホールにアクセスする幹線市道につきましては、錦通、豊栄通、ハルニレ通の3路線で、各路線の植樹柵設置数は

錦通73カ所、豊栄通184カ所、ハルニレ通147カ所で、総数404カ所となっております。現況としましては、錦通の植樹柵はほぼ全ての柵に街路樹が植え込まれております。街路樹が伐採処理されている植樹柵は103カ所あり、そのうち豊栄通は87カ所となっております。南4丁目から南9丁目間において街路樹が既に伐採された柵が点在しています。現在E N-R A Yホールにアクセスする道路の路線の中で街路樹が伐採処理されている植樹柵での抜根作業は、木の根元までを処理することが必要となります。植樹柵の解体、再設置を含め、歩車道の舗装部分まで掘り起こしが波及する大規模な作業となり、多額の費用を必要とすることから、街路樹伐採後の植樹柵についてはどの路線でも抜根は行っていない状況となっております。

また、抜根は行っていませんが、地域の市民の皆さんが工夫をしながら植樹柵を活用し、さまざまな草花を植えていただいている植樹柵もごございます。また、道路施設として当初より花壇として整備を行っております路線につきましては、隣接する町内会等に御協力をいただいております。健康の森へ行く日進の道路では、樹木を植える植樹柵ではなく、花苗用の柵花壇としての整備をしております。日進9線と日進東11号線の2路線があります。また、市内には大通の道道日進名寄線、市内中心部では大通から西4条間の南3丁目通、南4丁目通と駅前から名よせ通りを経て市立病院までの南6丁目通に柵花壇が設置されております。毎年6月に市が花苗の集荷と配送、運搬を行い、各町内会が植栽作業と維持管理に御協力をいただき、市民の皆さんとの協働による町並み環境の整備を行っている状況もごございます。現在市としては、既存の樹木との統一感からも街路樹伐採後に同じ柵に補植する計画は持っておりません。樹木の切り株を残したままの植樹柵をどのように活用していくのか、植樹柵沿線の町内会の皆さんとも相談をしながら、研究をしてまいりたいと

思いますので、御理解をお願いします。

次に、大項目3の小項目1、市内にある橋梁の現状と実態調査についてお答えします。日本の道路橋は、その多くが高度経済成長期に建設され、建設後約40年から50年が経過し、多くの橋梁において急速に老朽化が進む状況となっております。特に北海道においては、積雪寒冷地という地域特性から、凍結、融解などの損傷や老朽化による損傷が拡大する傾向にあります。老朽化が進む橋梁に対して従来では損傷が大きくなってからかけかえや対策を行う事後保全型の維持管理を継続してきました。この場合は、供用が難しくなるまで対策を講じないため、維持管理コストが膨大となり、安心、安全の確保のための適切な維持管理を続けることが困難になることから、損傷のひどくならない早い段階から予防的に修繕及び計画的なかけかえを行う予防保全型の維持管理に政策転換を図ることが必要となっております。

こうした背景を踏まえ、名寄市において管理橋梁について点検を実施し、その点検結果をもとに橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕工事を進めていくこととなりました。現在名寄市の管理橋梁は244橋あり、建設後40年以上の橋梁については全体の約3割、10年後には全体の約8割に達する状況にあります。実態調査については、国土交通省所管である社会資本整備総合交付金の活用により平成21年度から平成24年度までの4カ年で遠望目視点検を実施し、平成25年度に点検結果を踏まえ、名寄市橋梁長寿命化修繕計画を策定したところでございます。

次に、小項目の2、今後の具体的な修繕計画についてお答えします。平成25年度に策定を終えた名寄市橋梁長寿命化修繕計画により、遠望目視点検の結果から得た5段階の損傷評価AからEのうち、損傷評価の悪いD、E評価の橋梁26橋に対して損傷の激しい橋梁や交通量の多い幹線道路にかかる橋梁を優先的に平成27年度から平成36年度までの10カ年において修繕計画を立案い

たしました。今年度の発注工事については、今月に入札を終えたところでございます。

次に、小項目の3、長寿命化計画に基づく効果についてお答えいたします。橋梁長寿命化修繕計画策定時において今後60年間の橋梁保全、更新費用を試算した結果、従来の損傷が大きくなってから対策を行う事後保全型維持補修を行った場合の累計は296億円程度、予防的に修繕及び計画的なかけかえを行う予防保全型の累計は約112億円程度となり、予防型保全の維持補修を実施することにより約184億円程度のコスト縮減効果が見込まれます。このことについては、今後の60年間の財政出動の見込みであり、最終的には橋梁の寿命が来た場合においてはかけかえとなりますが、このかけかえ時期を少しでも後年次に送り込むことにより一時的な財政出動を抑制し、名寄市のインフラに対する事業費の平準化を図ることができる効果があるものと考えております。

私からは、以上答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

1点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会、これまで都合5回開催をされ、本年度の早い時期に最終的な方向が見出されるという回答をいただきました。答弁をいただいた中で何点が改めてお伺いをしたいと思います。地方創生の取り組みは、確かに人口減少に対する将来像をどう描いていくかが課題であると思います。名寄市は、旧風連町との合併当初の平成18年度の人口は3万1,212人、平成24年10月に2万9,965人、そしてことしの3月に2万8,276人と確かに人口は減少しておりますが、緩やかな減少傾向であり、その背景は名寄には先人の方が築いていただいた過去のすばらしい財産が支えになっているからだと思います。過去の財産を宝として、市民みんなで心と目線を合わせ、いわゆる名寄的グローバルスタンダードの取り組みが重要ではない

かだと思います。物と情報が国境を越えて瞬時に移動できるようになった現代社会では、どのような取り組みもグローバルな視点からの考察が欠かせないのではないかと思います。また、地方創生の最初の前文に、魂、いわゆる心があるべきだと考えます。精神論になるかもしれませんが、この点について加藤市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 地方創生の取り組みにつきましては、先般も議会のほうで特別委員会を設置をしていただき、鋭意それぞれ建設的な御議論をいただいたというふうにお聞きしまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

もう御案内のとおり、昨年増田レポートが発表されて、全国の自治体の約半分が消えてなくなるかもしれないというような衝撃的なレポートで、そのほとんどが地方の自治体であると。地方の自治体がなくなるということは、すなわちやっぱり日本は地域、地方にこそ文化や歴史や日本らしさがあるということだと思います。地方がなくなるということは日本そのものがなくなってしまうという危機感のもと、国も地方自治体もそれぞれが役割を認識をして前に進んでいくことが何よりも必要なのではないかと。その中で名寄市ができることを今議員がおっしゃられたとおり、市民の皆さんと一緒に目線を合わせて、心をそろえて向かっていくことが何よりも必要なのではないかとこのように思うところであります。

御案内のとおり、増田レポートの中でも名寄市は北海道内では人口減少率が比較的少ない上位トップテンに入っていると、こういうことでありまして、このことは2005年から2010年にかけて大学は4年制化するだとか、病院がICUだとか、高度化していったことによる病院の就業者数の増加、あるいは大型店が進出してきたと。こうした特殊な要因が重なりまして、社会人口の減少に大きく歯どめがかかった5年間だったとい



うふうに認識をしています。これも先人の皆さんの財産のおかげだと思いますが、一方で2010年以降の人口の動きを見てみると、やはりそうした効果が剥げ落ちているというか、一巡しているということでありまして、社会減少、いわゆる転出、転入を引いた人口減少が大きくなってきているということでもあります。非常に危機感を持っております。その先人の皆さんからいただいた財産、これにあぐらをかくことなく、この財産をさらにみんなで磨き上げて生かしていくと、このことに尽きるのではないかというふうに思うところでありまして、これが心になるかどうかわかりませんが、そうした思いで総合戦略を策定していきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。加藤市長の考え、思いがこの地方創生戦略に反映されることを御期待をいたします。

地方創生の取り組みにつきましては、この後も質問を予定されているので、できるだけ重複は避けたいと思いますけれども、もう一点お伺いをしたいと思います。今市長もお話がありましたように、本市には市立大学があります。保健福祉学部の栄養、看護、社会福祉学科があり、教育、研究を対象とする公立大学が設置をされている意義は極めて大きく、人口の歯どめに一定の役割を担っていると思います。

先日市立大学で開催されました小樽商大の李先生の講演を聞かせていただきました。その中で大学間の横の連携、非常に強いものがあるのだなというのを改めて痛感をしたところであります。そこで、新規事業の取り組みについては産学との連携が期待されるところでありますけれども、市立大学との連携はどのように進められようかとされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 地方創生の中でのとりわけ大学の取り組みということで質問がありました

が、日本には公立大学86ありまして、そのうちの約7割は都道府県立あるいは広域連合の設置主体ということでありまして、残り3割が地方自治体単独の設置主体と。その自治体を見ても政令指定都市や、あるいはそれに準じる中核市がほとんどでありまして、このような名寄市の3万人ちょっとのまちで公立大学があるということはもうほとんど希有に近い状況だと。これは、ある意味で奇跡でもあり、これこそは先人の皆さんの熱い思いがここまで大学を発展させていただいたということでもあります。この大学こそが名寄市にとっても大きな財産であり、今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも大きな柱の一つになろうというふうに考えています。その中でも1つ、昨年議員の皆様にも御理解いただき、進めさせていただいている社会保育学科の新設と保健福祉学部の再編強化ということと、それと今お話のあった産学官、いわゆる大学を今の道北地域研究所、地域交流センターをさらに進化をさせる形で新たにコミュニティケア教育研究センターを新設し、大学の研究機能の強化を図っていくということが大きな柱となっていくというふうに思います。これは、地域のニーズをしっかりと酌み取っていける組織になろうかというふうに思いますし、地域のあらゆる政策課題、とりわけこうした人口減少、特に地方都市においてのそうしたことに対していかに包括ケアも含めて立ち向かっていくことができるのかという研究だとか、あらゆる研究機能の強化を図ることで地域に対していい効果を発現できる、あるいは地域にそうしたことに資する人材を輩出できる、そうした大学の機能強化を図ってきたいというふうに考えているところでありまして、改めてこの名寄市の大きな戦略の柱として考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。市立大学がある強み、これをぜひ生かした内容で進めていただきたいということを要望させて

いただきたいと思ひます。

地方創生の取り組みは、市民に理解をしていただくことはもちろん重要でありますけれども、民活を含めたさまざまな分野における意見を取り入れることにより、いわゆるバランスのとれた名寄的グローバルスタンダードの取り組みになることを期待をいたします。また、その取り組みが優しさと愛情を持ち、市民に心と目線を伝える内容であることを要望し、次の質問に移らせていただきます。

次に、交流人口拡大に向けた観光施策の振興について伺います。私は、8月にトマムの雲海を見る機会がありました。その日は非常に天候に恵まれ、朝5時からゴンドラで展望台に上がり、その光景のすばらしさに感動を覚え、周りの人とも同じような喜びを分かち合うことができました。やっぱり体験の観光というのは、非常に人を呼び寄せるのに重要な施策の一つではないかと思ひます。名寄の冬場に見られるダイヤモンドダストなど、自然を生かした体験型観光への取り組みについてどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問ありました体験型観光についてということでお答えさせていただきます。

体験型観光につきましては、今議員のほうからお話がありましたように、特に冬の部分を生かしたカーリングとか、いろんな部分を含めての体験型観光のメニューを御用意させていただいています。先ほども申し上げましたように、台湾からの教育旅行の際にも特に今台湾の観光客については北海道の冬の魅力を感じたいということで、本市のほうにも来ていただいておりますし、今年度もまた台湾からの教育旅行を受け入れる予定であります。今私どものほうでさまざまな体験型観光のメニューを用意しておりますけれども、一つの課題といたしまして、名寄だけで体験型観光だけで観光客をお呼びするという部分についてはなか

なか日程的な部分も含めて、来ていただいて着地型観光ということで宿泊も伴った観光を目指していかないといけないということを含めて、今回の台湾からの教育旅行の誘致の際も他の近郊の市町村と、下川とか美深とかと連携しながら体験型観光のメニューを構築して、道北観光連盟ありますけれども、そこらの管内で一つの体験型観光の商品を二つ三つと用意することが今後この名寄の地にお越しいただける可能性が高くなるということで、今それぞれの市町村で体験型観光のメニューをいろいろ模索しておりますけれども、もう一歩進んで広域的に一つの旅行商品として構築できるよう他の市町村とも含めて検討させていただいております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） この体験型というのは、先ほどお話をさせていただいた雲海もそうなのですけれども、初めてその光景が見られた方、あるいは2回、3回と来て見られた方というふうなことで、非常にそこに集まる人の人数多くなるのかなというふうに思ひます。今回回答いただきましたように、近郊市町村を含めてやっぱり名寄市独自の目玉となる体験型観光について今後も積極的な取り組みをお願いをしたいと思います。

次に、EN-RAYホールの案内板について伺います。現在は、昭和通と錦通の交わる北と南にそれぞれ設置をされております。しかし、国道の南北から来たほうには案内が不足しているのだと思ひますが、案内板設置の考え方についてお伺いをいたします。

また、国道を南から来て中央通に交わる手前並びに昭和通の北から来て中央通に交わる手前に使用されなくなった市民会館の案内が残されたままになっております。この看板でのEN-RAYホール案内の利用は位置的に難しいのかもしれませんが、不用な看板は速やかに撤去が必要かと思ひますが、今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今御質問ありました案内表示の関係ですけれども、ことし施行中であります主要施設の案内表示の工事を今やっております。市内に既に計画としては6カ所案内看板をつくるようになっていまして、その6カ所の看板のうち4カ所においてE N—R A Yホールへの案内看板を作成をする予定ということで、工期は9月までになっていますけれども、既におおよそでき上がってきているかなというふうに思っています。

それで、市民会館の関係では、議員おっしゃったとおり2カ所に看板が立っていまして、この看板については基本的には撤去するというのではなくて、ぜひ活用はしたいというふうに思っていますが、現状昭和通の案内看板については表示する文字数の関係でちょっと検討が必要かなというふうに思っていますし、また国道40号線の案内板についてはこれ国道の敷地内に設置をされている看板を利用して名寄市の施設の案内板ということになってございまして、この点については開発局との協議も必要になってくるというふうに考えていまして、既存の看板については先ほど言いましたようにぜひ利用しながら、特にE N—R A Yホールの関係については表示をふやしたいという考え方を持っていますので、議員言われたとおり開発との協議ですとかも必要になりますけれども、議員からお話があったような協議を進めていきたいというふうに考えていますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） E N—R A Yホールは、先ほども8月まで多くの方が利用されており、地域の方もかなりその中には含まれていると思いますので、場所がわかるような案内標識についても今後早急な対応をお願いをしたいと思います。

今看板についてお話をさせていただきました。

先ほどE N—R A Yホールの街路樹のお話もさせていただきました。一部回答の中にもありましたように、名寄市の健康の森に向かって10号橋を右に渡ると先ほど言われたように花壇あるいは競技場、パークゴルフ場の西側もきれいに管理がされております。非常に入ったときに、あそこの健康の森に向かったときに訪れる人を感動させるとともに、目を楽しませていただいているのかなという気がします。この管理について、実はちょっと近隣の人にお伺いをいたしました。地域の老人クラブの方がボランティアで苗の植えつけ、草取り、後の後片づけを行っているというふうなことでお聞きをしました。先ほどE N—R A Yホールの植樹については、伐採の切り株についてはとりあえず今のところ道路の問題だとかというふうなお話も受けましたけれども、できれば近隣の町内の皆さんと同様の取り組みができるかどうかわかりませんが、市民の協力をいただきながら、先ほども言いました会場での感動はもちろんですけれども、来館者の心に残る景観への配慮について検討を要望させていただきたいというふうに思っています。

最後に、橋梁長寿命化計画の取り組みについて再度お伺いをいたします。今回橋梁の点検を実施されましたが、今までの点検体制はどうであったか、また今後どのような点検を行っていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今後の点検の方向性ということだというふうに思いますが、点検あるいは修繕の内容についてということで触れさせていただきたいと思いますが、基本的には長寿命化ということで大規模な修繕を一度に行うということではなくて、一部橋においてコンクリートが欠けた状態になっている、あるいはひび割れが発生をして橋梁ですとか橋台の表面が剥がれているですとか、あるいは橋の床版部分の防水ですとか、あるいは橋梁の桁の部分の断面修復等、

橋梁全体の中で悪いところの部分について修繕を行うということで、あくまでも橋梁の延命を図るということの修繕工事を行う予定になっています。これまで橋梁の点検の方法につきましては、平成26年7月に施行の国の道路法の改正によって、従来の点検方法としては遠望目視という点検でありましたけれども、改正によって橋梁の点検者を利用しながら、目視確認ですとか、触診、触れるということ、あるいは打音、たたいて音の確認、そういった検査を行う近接目視の点検に変更となっています。この検査については、国として5年に1回検査を行うように義務づけも行われているところであり、このことによって今後の橋梁修繕計画については、これまでやりました近接目視点検の結果によって、5年ごとに今の計画自体見直しを図るようなことにもなるかもしれません。ただ、この点検については従前の遠望目視よりも点検の費用が少し高額になるということから、点検についても国の交付金の中でできるのですけれども、ちょっと全体的な点検に係る金額が高額になるということで、点検費、そして修繕工事費のバランスなども勘案しながら今後も計画的に修繕、長寿命化の事業を継続してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。どの橋梁においても市民生活並びに上川北部管内の交通の拠点として重要な橋梁ですので、ふぐあいのない状態で使用できるように管理のお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

加藤市長の市政執行について外2件を、大石健二議員。

○12番（大石健二議員） これより通告に従い、3件5項目について一般質問を行います。

初めに、地方創生の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略から、名寄市が本年6月にポータルサイトで公開しています名寄市人口ビジョン中間報告からお聞きをいたします。地方版総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、まず人口推移と現状及び将来推計を踏まえ、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すことをビジョン策定のポイントとして挙げています。この将来展望は、2060年までの長期ビジョンが求められていますが、人口予測の根拠、目標人口設定の考え方について御答弁願います。

次に、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略について6点お聞きをいたします。1点目は、総合戦略の目標設定と具体的施策の選定過程です。名寄市の総合戦略は、ホームページのまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で公開されている膨大な資料の段階ではありますが、これを実行計画にするまでの過程と検証、検討等をどのように進めていくのか御答弁願います。

2点目は、名寄市における地方創生の推進の中で総合戦略は第2次総合計画に包含されるものと考えられるとの基本的な考え方が示されていますが、本年度からスタートしている総合戦略と29年度から新たにスタートする第2次総合計画の整合性をどのように図っていくのか御答弁願います。

3点目は、5年計画の主眼と主な施策についてです。人口ビジョンで2060年を見据えていくわけですが、その礎となる総合戦略の5年間、2015年から2019年をどのような視点を持って施策を進めていくのか御答弁を願います。

4点目は、進捗状況の把握と目標管理の方法です。総合戦略は、PDCAサイクルを用いて客観的な効果検証を実施すべきとされていますが、その進捗の把握の方法及び検証方法をお聞かせください。

5点目は、近隣自治体との調整についてです。実は、この点が今回の地方創生を考えるときに私

自身最も関心のあるところでしたが、類似の取り組み事業など定住自立圏を構成する一方の中心市である名寄市として、圏域の構成12自治体との連携及び調整についてそのお考えを御答弁願います。

6点目に、目標を実現するに当たっての予算確保、事業費の財源確保について御答弁願います。

次に、無戸籍児の行政サービスについて伺います。無戸籍者は、何らかの理由で親権者が役所に出生届を出さなかったために戸籍を持たない人のことを指します。その要因は、離婚した前夫の籍に入れたくない、家庭内暴力、DVなどさまざまな理由で出生届が出されないケースが指摘されています。無戸籍で公的に身分を証明するものがないがために、社会で生活していく上でさまざまな支障が出てまいります。また、この戸籍に基づいて作成される住民票がないことで、就学や児童手当あるいは児童扶養手当等の受給など各種の行政サービスを受けるのにも制約が生じかねません。名寄市における無戸籍児の現況と今後の対応について伺いをいたします。

次に、市民の声から、2件お聞きをいたします。最初に、電気柵の事故防止対策についてお聞きをしております。本年7月、本州で電気柵の漏電による感電で7人の死傷者を出す痛ましい事故が発生をいたしました。名寄市においてもエゾシカや熊の食害対策として電気柵や電気牧柵が設置されていますが、現在の設置状況及び漏電や感電による事故防止に向けた取り組みについて御答弁願います。

次に、市庁舎前の掲示板についてお聞きをいたします。まず、名寄市の情報公開条例に対する考え方からお聞きをしております。市のホームページを参照すると、情報公開制度について市政をより一層開かれたものにするために市民の皆さんが市の保有している公文書を閲覧したり、その写しを求めることができる制度ですと解説をしております。また、21条から構成されている名寄市

情報公開条例の第1条の目的には、市政に関する情報についての市民の知る権利について明記しています。こうした情報公開の制度と条例を踏まえた上で、改めて市の情報公開に対する考え方について御答弁願います。

次に、庁舎前に設置されている掲示板についてお聞きをいたします。この掲示板に張り出されている掲示物は、名寄市公告式条例によると条例、規則、規程の制定、改廃について公告すると明記をされています。しかしながら、掲示期間によっては膨大な掲示物が重なり合ったり、折れ曲がったりして内容が読み取れないこともしばしば見受けられます。夏の暑い日盛りには、茶色く日焼けして尾羽打ち枯らした無残な姿をさらしていることが多々見受けられる。掲示板の情報公開のあり方について御答弁を願います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま大石議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1及び大項目3のうち小項目の2につきましては私のほうから、大項目2につきましては市民部長から、大項目3のうち小項目の1につきましては経済部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目の1、市長の市政執行について、小項目の1、地方創生への取り組みから、初めに人口ビジョンについて申し上げます。人口ビジョンにつきましては、本市の人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と2060年までの人口の将来展望を提示するものでございます。人口ビジョンにつきましては、国から策定方法が示されておりまして、まずはこれまでの総人口や年齢構成の変化を分析し、市民の結婚、出産、子育てや移住に関する意識などを把握するとともに、目指すべき将来の方向性を提示した上で、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を基本としなが

ら、出生率にかかわる自然増減や転入、転出にかかわる社会増減に関する見通しを立てて将来の人口を展望することになります。

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計によりますと、2060年の時点で1万8,610人となることが推計されておりますが、現在自然増減や社会増減に関する見通しについて検討を進めているところでありまして、今後国の長期ビジョンを勘案するとともに、目指すべき将来の方向性を踏まえまして本市の将来人口を展望し、総合戦略とあわせて人口ビジョンを策定してまいりたいと考えてございます。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。本市におきましては、総合戦略の策定に向けて本年6月に名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を設置しており、これまで5回にわたり御議論をいただいているところでございます。当初は、本市の地方創生の基本目標として設定をいたしました産業の振興、定住人口、交流人口の拡大、子供、子育て支援や高齢者福祉の充実、市立大学の機能強化、地域連携の拡大の各施策分野ごとに議論を進めてまいりましたが、先週開催いたしました推進委員会におきましては施策全体を体系的に取りまとめた資料をお示しし、改めて全体的な議論を行っていただいたところでありまして、今後さらに推進委員会において議論を重ねていただき、本年中のできる限り早期に総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

また、総合戦略は地域の実情に沿って策定することが求められておりますことから、本市といたしましては本市が有する資源の活用や自治体連携を主眼に推進委員会の御意見を伺いながら主要施策を取りまとめ、人口減少の克服に向けて着実に推進してまいりたいと考えてございます。

次に、第2次総合計画との整合性についてでございますが、現在第2次総合計画の構成や期間などにつきまして検討を進めているところでありまして、今後これらの検討を踏まえ、第2次総合計

画策定に当たっての基本的な考え方をお示しし、総合戦略との整合性につきましてもこの中で整理してまいりたいと考えておりますが、総合戦略に盛り込む施策、事業につきましては第2次総合計画におきましても重点的に取り組むべき施策、事業としての位置づけとなるものと考えているところであります。

次に、進捗状況の把握などについてでございますが、総合戦略につきましては毎年度外部の評価を受けながら検証することとなっているほか、政策分野ごとの基本目標につきましては数値目標を設定することとされていますことから、推進委員会におきましてこの数値目標などをもとに施策、事業の効果を検証し、必要に応じて改定を行うなど妥当性及客観性を担保した総合戦略の進行管理に努めてまいります。

次に、定住自立圏構成市町村との調整についてでございますが、多くの市町村におきまして人口減少が進行している中で、市町村が単独でフルセットの都市機能を整備していくことが困難となることが想定されますことから、本市といたしましては圏域市町村との連携を拡大する必要があると考えてございまして、総合戦略におきましても地域連携の拡大を基本目標の一つとして設定してまいりたいと考えてございます。しかしながら、総合戦略はそれぞれの自治体が地域の実情に応じて策定するものでありますことから、現在構成市町村に対しまして地域連携に関する施策の総合戦略での位置づけにつきまして照会をしているところであり、各市町村の状況を把握した上で必要な調整を行ってまいりたいと考えてございます。

最後に、目標実現に必要な事業費の財源確保についてでございますが、総合戦略につきましてはまち・ひと・しごとの創生に向けて今後5年間に特に取り組むべき具体的な施策を示すものではありませんが、個別の事業につきましては実施時期や制度設計など今後さらに検討を要するものもありませんことから、事業の内容の詳細につきまして決定

した上で、今後の予算編成や第2次総合計画の策定過程におきまして必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、大項目の3、市民の声から、小項目の2、市役所庁舎前の掲示板について申し上げます。まず、市民への情報公開に対する考え方についてでございます。本市といたしましては、情報公開の請求があった場合につきましては名寄市情報公開条例に基づきまして同条例第10条に規定をしています個人情報等の公開してはならない文書及び第11条各号に規定をしてございます公開しないことができる公文書、このうちの実施機関が公開しないと判断したものを除く公文書につきましては、原則公開すべきものと考えておりますし、これまでもそのように取り扱いを進めてきたところでございます。

なお、情報公開の件数につきましては、毎年6月広報におきまして前年度の実績につきまして紹介をさせていただいておりますが、平成25年度が請求件数6件中公開が4件、公文書が存在しないものとして不存在が2件、平成26年度につきましては請求件数5件中公開が2件、不存在が3件となっているところでございます。

次に、名寄庁舎東側に設置をしております掲示場につきまして、その現況と課題解決に向けた取り組みについて申し上げます。本市では、地方自治法第16条の規定に基づき制定をされています名寄市公告式条例によりまして、条例の公布や規則並びにその他の規程を公表しようとするときは、名寄市東側にございます掲示場に掲示することとなります。また、あわせて地方税法に基づく公示送達やその他法令に基づく告示等で公表が必要な文書におきましても同様に当該掲示場に掲載をしております。

御質問のありました掲示場における文書の掲示状況についてであります。掲示場のスペースの問題もあり、掲示する文書が多い場合や1件で複数枚張り出す場合、さらには時期的な問題もござ

いまして、乱雑に張られたり、重ね張りをした結果、2枚目以降が見えない、文書が変色しているなど掲示している文書をごらんに来られた市民の皆様にご迷惑をおかけしていることにつきましてはおわびを申し上げたいというふうに思います。今後におきましては、掲示場に整然と掲示するよう職員への指導を行うことを徹底することについては無論のこと、この掲示場につきましては施錠してございません。扉をあけて文書を見ていただくことが可能でありますので、このことにつきまして掲示場の扉に表示、周知するなどしまして掲示場閲覧の環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の2、名寄市の行財政運営から、小項目の1、無戸籍児の実態と行政サービスについて、その現況と今後の課題及びその対応等につきまして申し上げます。

無戸籍児を含む無戸籍の方につきましては、これまで名寄市において相談、問い合わせ等の事例はありませんが、法務省の全国調査では平成27年7月の段階で626人、うち道内では15人、旭川管内では3人が確認されております。また、文部科学省が行った実態調査におきましては、平成27年3月10日現在で戸籍に記載のない学齢児童生徒が全国で142名に上るとのことです。通常出生届が提出をされ、戸籍住民基本台帳への記載が一連の流れとして行われ、各種行政サービスを受けることができますが、さまざまな事情により出生届が出されない無戸籍児の数につきましては、プライバシーの問題も絡みまして発覚しにくい背景があるため、相談等がない限り実態数を把握することは非常に困難な状況でございます。戸籍や住民票がないことでさまざまな行政サービスを受けることができず、不利益をこうむることとなりますけれども、今後名寄市において

このような事例や相談等があった場合には、平成26年7月31日付の法務省通知に基づきまして速やかに法務局に報告を行い、相談者の状況を把握し、戸籍や住民票を作成するために必要な家庭裁判所での手続方法、現状でできる行政サービスの御案内等、担当部局と情報共有し、生活に必要な行政サービスを円滑に提供したいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目3、市民の声からの小項目1、電気柵の事故防止対策に関して申し上げます。

現在市内で設置されております電気柵については、ほとんどが中山間地域等直接支払制度における集落事業の助成を受けて設置されているものと認識しております。これまでの事業実績としましては、平成17年度から平成26年度まで合計322キロメートルが設置されております。また、設置されている設備につきましては、出力電流が制限されるとともに、漏電遮断器や危険表示のプレート等がセットにされており、通常の方法で使用すれば問題が起きないものとなっております。このたびの電気柵に起因する死傷事故の発生を受けまして、適切な電源装置からの電気供給や危険表示の徹底など注意喚起の文書を中山間地域集落協議会へ通知し、各設置者へ周知を依頼し、事故の防止に努めております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいりたいと思います。一部内容がさきの東川議員と重複をしておりますけれども、創生総合戦略、質問内容を構成する上でどうしても重複しかねない、重複してしまうという、その部分についてはあらかじめ御了承願いたいと思います。

最初に、人口ビジョンの人口予測、将来展望についてですが、先ほど総務部長のほうから御答弁いただきました。45年後の2060年には、名寄市の人口は1万8,610人ということでございました。あわせて高齢化率も調べてみますと、36.4%というふうになっています。それぞれが推計値ではありましたが、この1万8,610人、今後も十分精査していくのだというお話はありましたけれども、今の段階で出ている1万8,610人という人口将来推計値と、あるいは36.4という高齢化率のそれぞれの推計値の精度というところの程度まで高められている、収められた数値なのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここで社人研の示している数字ということでありまして、ここは統計上の数字として扱っているところでありますので、例えば直近に大きな変化があるとかという部分については十分勘案されていないというのがありますので、あくまでも推計数字という捉え方をしています。今回の人口ビジョンは、あくまでもこの推計値を活用しながら、将来的な2060年の人口設定をどうするのかというのが人口ビジョンの考え方でございますので、先ほど申し上げましたように基本的には社人研の人口を使いますが、これからさらに総合戦略で講じる施策の効果がどうなるのかと、あるいはこれは先ほど申しましたように市町村だけではなくて国、道についてもそれぞれ取り組みを進めるわけですから、そこの施策も相まってどうなるかということでもあります。ですから、基本的な考え方としては1万8,610人が推計をされますけれども、当然ここに期待値というのが施策による効果等が勘案をされる部分だというふうに思っていますので、1万8,610人を超える目標設定になってくるといって予測をさせていただきます。同様に国においても例えば合計特殊出生率等については2040年には2.07でしたか、上げるというふうに、あるい



は2030年には1.8という数字を挙げていますけれども、施策効果を見込んで出生率が上がるという、そういった見込みをしていますので、当市においても同様に施策の効果等について勘案した目標設定をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりましたということで、推計値の精度の問題ちょっとお聞きしたものですから、さらにお聞きをしていきたいのですけれども、7月末現在の数字というのが2万8,769人、単純に差し引きしていくと1万159人減少すると、今後20年の間で。これを単純計算で割り返していくと、年間平均で508人ぐらい減っていくのだなんていう、単純な割り算ですけども、そういう数値が出てまいりました。平成18年の合併時の人口というのが3万1,575人、たまたまこしは折しも合併から10年という節目の年ですから、この10年間の減少、年間の平均減少数値を出してみますと281人というふうになりました。10年間で年間平均281人、たまたま今回の人口ビジョンでは年間平均508人と。これが比較対照できるかどうかは別として、ただ人口ビジョンで減っていく年間平均が508人で、これまで合併からの10年間で281人。この差が大体220人ぐらいになるのかなと。これから45年間の20年間で人口が減少していく年間の平均減少人数を見ていくと、222人の乖離があるということで、多少悲観的にすぎないかというのがあるのですが、この点いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 先ほどもあくまでも統計の数字上で、直近の変化については十分対応できないのが統計上のマジックと言ったら変ですけども、限界なのだということに思っています。今大石議員が言われたように、直近の人口の減少についてはこれまでの減少率を超えるような勢いで減少しているという部分がありますので、一つ

の要因はそこにあるのかなというふうに思っていますし、統計上の一つの仕組みとすると、名寄市の人口減少が比較的緩やかな要因の中には大学があったり、あるいは若い方が働く職場、大きな職場もございまして、そこが必ずしも将来にわたって定住するという約束はありませんけれども、統計上はその世代が引き続き5年ずつ一定の割合で減りますけれども、そのままそこが使われていくということがありますので、私どもが想定しているのは社人研で出ている45年後の1万8,610人ですか、そこよりも恐らく厳しい。議員が言われる悲観的なのというようになるのかもしれませんが、ここよりは恐らく減少率は低いだろうというふうに考えています。それが恐らく今言われたところの数字の二百何ぼの乖離というふうに思っていますが、そういった意味では今回出ている社人研のところについては多少名寄市においては誤差があるのかなと思っていますが、目標という点につきましては先ほど申し上げましたように施策の効果等勘案する部分でありますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。あくまでも推計値ですから、多少これからの社会情勢も含めていろいろ変化をしていくのだろうと思います。

次に、総合戦略の策定の方法について、名寄市で公開されているホームページ上の資料、膨大な資料なのですが、それを拝見していくと、その中に市民との意見交換、産学官労金による外部組織の審議というふうに挙げられていましたけれども、ただ公表されている文書を見ていくと市民との意見交換、あるいは住民代表との意見交換というような表現であったかと思うのですけれども、市民との意見交換と住民代表との意見交換というのは微妙に違いがあるかなというふうに考えるのですけれども、今後総合戦略の策定の中で、あるいは計画の概要について周知を図っていく、

いろいろあるのでしょうかけれども、理解を求めていくという場が多分出てくるのだらうと思うのですけれども、そうした市民との意見交換というのは具体的にどのような場で設定されているのか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この総合戦略については、行政だけが取り組むのではなくて、先ほどの東川議員の御質問の中にもありましたけれども、民間含めて、市民含めて取り組んでいくことが非常に重要なところだということ考えていますので、先ほど申しあげましたように策定段階においても市民のいろいろな団体あります。分野ごとに分けさせていただきましたが、そういった御意見も頂戴をしておりますし、先ほども申しあげましたように各分野から人を人選させていただきました。総合戦略の推進市民委員会なども設置をしながら、5回の議論を踏まえて今現在に至っているというところでありますので、引き続き推進市民委員会については策定で終わりということではなくて、策定後も総合戦略の評価も含めて、検証も含めて御意見いただこうと思っておりますので、1つについては市民委員会を活用しながら市民の皆様の御意見を反映していきたいというふうに思っております。

それと、もう一点は、策定段階においてはパブリックコメントを実施をしなければいけないと思っておりますので、パブリックコメントについては御案内のように市民誰でもが御意見をいただけるという仕組みになっておりますので、パブリックコメントなどを通じながら、広く市民の皆様に意見も頂戴しながら、この総合戦略策定してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 承知をいたしました。

あと、続いて質問に移らせていただくのですが、現在総合計画の後期計画が執行中であり

ますけれども、この総合戦略の28年及び29年度に係る事業というのは総合計画後期計画の行われているローリングの中でも逐次反映されていくのかどうか確認の意味でお聞きをしたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 総合計画と総合戦略、いわゆる第2次総合計画との間のタイムラグがありますので、その期間についてであります。ここについては総合戦略については現存の総合計画の中での1つローリングの対象になるというふうにも考えておりますし、毎年度の予算編成もございますので、予算編成の中でもさらに精度を上げていきたいというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

それでは、続いて同じく総合計画にかかわってちょっとお聞きをしてみたいです。公開されている資料の中で、総合戦略は第2次総合計画に包含されるものと考えられるという微妙な表現があるのですけれども、これは包含するのか、包含されるという他律的な要因が加わっていくのか、その辺がわからないものですから、この点をちょっと確認をしていきます。第2次総合計画の策定時には、総合戦略そのものが総合計画の中で吸収をされて一元化されるという理解でいいのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 総合戦略については、5年間の戦略として策定をします。総合戦略そのものについては5年間継続することになります。ただ、名寄市における総合計画については、市の最上位計画として全ての分野の施策あるいは事業について取り組むものでありますので、総合戦略という計画は残りますけれども、総合戦略の考え方等については当然総合計画の中に含まれていくものだというふうに考えております。先ほど申しあげましたように、総合計画の基本的な

考え方については精査中でありますので、明確に申し上げることはできませんけれども、今申し上げましたように基本的には市民の皆さんとともにつくった総合戦略でありますので、その考え方については総合計画の中に反映をしていくと。ただ、タイムラグの2年間がありますので、この2年間の中にも総合戦略は検証していくという部分がありますので、当初策定した総合戦略と第2次総合計画がスタートしたときに総合戦略そのものの見直しもありますので、そこも踏まえた上で総合計画の中に反映をしていくと、そのような形になるというように思っています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） そうすると、2019年までの5年間は総合計画あるいは戦略計画との二頭立てでいくということでのいいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 形的に言えばそれぞれの計画がありますので、総合計画があつて総合戦略と2つの計画が存在しますけれども、考え方についてはここに乖離があつてはいけないわけですので、考え方とすれば総合戦略を踏まえた総合計画ができるというふうに御理解いただいていいかと思ひます。考え方については、総合戦略の考え方は総合計画の中に入ることになりますので、御理解いただければと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ありがとうございます。

それでは、続いて定住自立圏、近隣自治体との周辺の連携と調整についてお聞きをしていきたいと思ひます。私ふるさと納税というのを関心を持って見守っているのですけれども、近年のふるさと納税というのは近隣自治体、自治体同士で疲弊に近いと思うぐらいサービス合戦が起きて、本来のふるさと納税の趣旨というのは少し見えなくなつてきているような気がしないでもないというふうに考えているのですけれども、名寄市が中

心市として12周辺自治体との果たすべき役割の中で、今申し上げたような類似、御答弁にもあったのですけれども、再度確認の意味で連携と調整、具体的にはどのようにいつどこでという、わかる範囲で結構ですけれども、かなりここ一両日で名寄市の総合戦略が冊子にまとめられてきているという、それが完成形かどうかわかりませんが、そういった冊子にまとまってきた段階で、次のステップとして定住自立圏の構成自治体との連携調整もでき上がってからやるというのではちょっと遅きに失するかなと思ひますけれども、こうした周辺自治体との連携調整についても近いうちにお考えがあるのであればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 広域連携の中の特に定住自立圏についてという御質問でありました。基本的に先ほど申し上げたように、広域連携については総合戦略の中での一つの柱になるだろうというふうに考えているところでございます。ただ、定住自立圏あるいは広域連携については当然相手があつての連携となりますので、今現在定住自立圏の構成市町村と調整をしているという段階にありますので、現段階ではなかなか具体的話がいただけないというのが実情であります。ただ、先ほどの水間室長のほうから、例えば観光についても広域的な取り組みが必要だという話があります。こういった話が取り組みが広域的に取りまとまるのであれば、定住自立圏の中で、あるいは各市町村の総合戦略の中にも位置づけが可能だと思ひますが、なかなか現段階で具体的なものについては見えない状況であります。ただ、総合戦略についても5年間の期間がありますし、毎年見直しをして必要なものについては加えることもできますし、あるいは見直し、あるいは落とすこともできる内容となっておりますので、仮にことしができないとしても次年度以降の見直しの中でそういった取り組みについても調査研究してまいり

たいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

それでは、事業費についてちょっとお聞きをしてみたいなと思うのですが、多少流動性が高いのだというお話がございました、答弁では。新聞を読んでいますと、地方創生の柱として2016年には新たに新型交付金が創設されるのだと。新聞で読みますと、この中から1,000億円程度地方創生にかかわる支出をするのだというニュースが出ておりました。ただ、地方自治体が積み上げてきた地方創生にかかわる事業の総額が大体1,700億円から2,000億円でした。そうすると、差し引き1,000億円ぐらいは地方の負担になるのかなというふうに考えるのですが、名寄市における事業費あるいは財源確保の先行きについてもしてお考えがあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 地方創生の国から示されたのにあわせて、議員が言われますように地方からは国に対してしっかりと財源措置をするようにという要望等が出たところであります。平成26年度の国の補正が1,700億円ぐらい地方創生関係で出ましたので、地方ではこれを上回る国の財源措置が必要だというような話をさせていただきましたけれども、これも議員が言われたように平成28年度の内閣府の概算予算では1,080億円ということだったというふうに思いますし、これはあくまでも概算要求ですので、今後の予算が決まる段階でどうなるか、不確定要素もあるということだと思います。地方全体としての意見とすればやはり1,080億円では少ないのではないかとということと、もう一つ、この1,080億円の国の財政措置とあわせて事業費ベースでは掛ける2、いわゆる2,160億円ですか、の事業執行というのを国のほうで示しておりますので、

内容についてはまだ明確にされていませんけれども、単純に考えれば2分の1は地方が負担しなければいけないと、そういうスキームになるというふうに思っていますので、そういった意味ではなかなか地方の思いどおりの国の財政支援にはなっていないのかなというふうな思いはしています。

一方、名寄市の総合戦略の財源についてでございます。ホームページではまだ載っていないかもしれませんが、5年間の計画期間の中で施策、事業等については創設をしていくという考えのものもありますので、ここについてはまだ事業スキームができ上がっていません。当然事業費については明確になっていないということでもありますので、総合戦略総体として名寄市において幾らの事業費ということについてはまだわからないところでありますけれども、先ほど申しましたように総合計画におけるローリングや、あるいは毎年の予算編成がございましたので、この中である意味では事業も精査させていただきながら、できるものを取り組んでいくという、そういう考え方にいるということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 今白田部長のほうから毎年度の予算でというお話ありましたけれども、そうするとこれからの5年間の中で新たな新年度予算の計上するときには総合戦略にかかわる予算計上の総額というのはわかるように明示されるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここについては、これからの部分でありますので、各款にわたってそれぞれ予算を計上するのか、あるいは特定の総合戦略という形で予算を計上するのかについてはまだ明確になっていませんけれども、さきの補正等については各所管の予算のほうにそれぞれ計上させていただいた経過があるということについては報告をさせていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ありがとうございます。

それでは、先ほども申し上げましたけれども、一昨日に市のほうから議会に対して名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略という冊子をいただきました。見ると物すごく5つの基本的な目標とそれらの施策について網羅されていましたけれども、なかなか事業も施策も豊富ですけれども、一面で言葉に語弊があるのかなと思いますけれども、見ようによっては、人によっては総花的な事業展開というふうな指摘もされてくるかなと思いますけれども、既にごらんになった市民の方から、あれもこれもというのではなくあれかこれか、もしくはこれ、事業の選択と集中というような、申し上げたとおり事業の高度化あるいは収れんというような考えというのは一方ではあるということですので、この市民の率直な声をどのように受けとめられるのか、ちょっとお考えがあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員が言われますように、一昨日特別委員会のほうに現段階までということで名寄市における総合戦略の案というのでしょうか、素案というのでしょうか、お示しをさせていただいたところでもあります。見方によっては総花的という受けとめ方もあるということでもありますけれども、私どもの認識としては総合戦略については人口減少問題に対する取り組みだという基本的な認識がありますので、ここにかかわる部分について5本に絞って、さらにはその中でも名寄市の特徴である大学を生かしたりしながら、あるいは地域資源なんかも生かしてということで、一定の絞り込みをした中でこの総合戦略を考えているという認識であるということですので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 承知しました。

あと、先ほどもちょっと触れましたけれども、

市民との意見交換あるいは住民代表との意見交換というようなお話を申しあげましたけれども、ある程度一兩日、この二、三日で冊子もまとまってきた。この総合戦略に対する中間報告あるいは概要版、速報版、名称は何でも構わないのですが、市民の皆さんに今のところですけどもという断りをつけながらこの総合戦略に対する市民への周知を図るお考えはいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 市民の周知ということでもあります。ここについては、議員も既にごらんいただいているかと思っておりますけれども、市のホームページのほうで各委員会等の経過も踏まえて公開をさせていただいているところですので、ぜひそういったものもごらんいただきたいというふうに思いますし、ごらんいただくような呼びかけ等についても改めてさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

さらには、一昨日議会にお示しをしましたビジョンにつきましても第5回の市民委員会の中で示した内容でございますので、これも当然ホームページの中に掲載をさせていただくという考え方もありますので、ぜひそういった意味では今後ともできるだけ速やかに市民の皆様にもごらんいただけるような仕組みをつくっていきたく思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。まだ人口ビジョン、総合戦略の策定過程、年内にはつくるということですので、発展過程にあるのだということですので、

私も加藤市長にちょっと総合戦略あるいは行政戦略という観点からお考えをお聞きしたいのですが、年が改まりましたからかれこれ2年になりますけれども、先ほど市長も東川議員の問いかけに答えておられましたけれども、日本創成会議の座長である増田寛也氏が自治体の消滅に関し

てレポートを発表したと。ことしの夏に東京圏介護破綻という第2弾のレポートを出しています。この増田レポートに先立つ5年前に、実は東京都の杉並区のほうで静岡県南伊豆町に特養をつくるのだというような構想を発表して、ことしから着工して2018年1月に開所するというところまでこぎつけています。杉並区と交流の自治体協定だとか、あるいは人的にも物産的にも官民挙げて交流事業できずなを深めている一方で、国よりも何よりも、世間の耳目を集めた増田レポートよりも何よりも先に杉並区の田中区长さんが先駆的に時代を読んで行う行政事業の展開方法というのは名寄もやっぱり多く学ぶべきだろうというふう考えています。杉並の取り組みから学ぶ名寄市の総合戦略あるいは行政戦略について、加藤市長にお考えがあればお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 御案内の静岡県南伊豆町も杉並区を中心としたスクラム連携のオブザーブメンバーということですが、横の連携しておりまして、先般スクラム支援会議と、それとその次の日に総合戦略のための連携会議ということで全自治体の首長来ていただきまして、南伊豆の町長からもこの取り組みについて御報告があったところでありまして、これ全国的にも非常に注目されている取り組みでありまして、杉並区在住の方が南伊豆に優先的に入ることができる。ただし、そこがあいていけば地元の方も使うことができるよと、そういうような事例でありまして、大きな法律の壁をクリアして、杉並区の田中区长の強い思いでこれが前に進んでいるということはすばらしいことだなというふうに思います。一方で、南伊豆のほうとしても特養のいわゆる雇用する人の確保がなかなか大変なのでないか、そんなような話もありまして、これも進めていく中でさまざまな課題はあるのですけれども、都市と地方の連携という意味では非常に注目すべき事案だという

ふうだと思います。

杉並区と名寄市は、もう平成元年からですから27年にわたってさまざまな交流を続けておりまして、物心両面にわたって、この取り組みは実は北海道でも非常に注目をされていて、北海道の町村会が今東京の23区と連携協定を結びまして、お互いの強み、弱みを補い、あるいは生かしつつ相互連携をしていくことでそれぞれのことにつなげていこうと。その先には、今お話ししたようなことも思いとしてはあるのかもしれませんが。名寄市としても例えば杉並区の皆さん、アクティブシニア層という方たちにこの地に来ていただいて、夏の間だけでも、あるいは冬のスキーのときだけでも来ていただいて、その中で地域でいろんな活動をしていただくとかということも可能性としてはないわけではないのかなというふうに思います。これまでは、どちらかという短期的な人のやりとり、交流が中心でありましたけれども、今後は南伊豆町さんのようなことができるかどうかわかりませんが、うちは大学という大きな強みがありますので、ここの機能も十分生かしながら、あるいは医療支援が豊富にあるこの地域の特色を生かしながら、そうした中長期の人材の交流というのができないかということはずいぶん杉並区さんともよく連携をして研究をしていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ありがとうございます。今加藤市長のほうからもおっしゃっていたように、介護保険の扱いをどうするのだと。いろんな問題をクリアしながら開所にこぎつけていると。杉並区というのは、光化学スモッグの発祥の地だという。たまたま南伊豆町に転地療養の施設があったと。その施設を有効利用することから発想の転換が生まれたのだというような内容についてお教えをいただきました。

それでは、無国籍児についてちょっとお時間がなくなってまいりましたが、お聞きをしまいいり

ます。先ほど御答弁をいただきましたけれども、行政サービスのうち無国籍児であるがために受けられるサービス、受けられないサービスというのが多分出てくるのだらうと思うのですけれども、この点はいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 基本的に戸籍がないということで、無国籍児にこだわらないのですけれども、例えば婚姻届が受理をされないですとか、運転免許が取れない、あるいは国家資格の取得に支障がある、年金の請求ができない、さらにはパスポート、これはいつき報道等で問題になりましたけれども、基本的には発給はできないのですけれども、最近の流れの中では申し出により認められる場合もあるというような状況になっております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ありがとうございます。

実は、この質問をする前段で関係される担当の職員の方からちょっとお聞きをしておりました。ただ、現段階では市民部長のほうからもお話がありましたけれども、無国籍児不在の確認はとれないのだということでした。だから、いるかいないか把握できていないというのが正直なところなのだろうなと思いますけれども、答弁にもありましたから、今後はもし発覚あるいは発見した場合には法務局なり家裁のほうに照会をして問題の解決に当たっていきたいのだというお話でございましたので、適宜核家族化が進む中で、あるいはDVなどで逃れてくるという親子がいて、なかなか出生届が出せないというままにこれから移り住んでくるケースもあるやに想像はできますので、ぜひ発覚時、発見時には迅速な対応で不利益をこうむらないように対応していただければと思います。

あと、掲示板についてなのですけれども、御答弁にありましたけれども、掲示板のガラス戸が開くというのは私全然存じ上げませんでして、見る

から堅牢なつくりで、ステンレスでがっちり固められていたものですから、あのガラス戸がスライドして開けるといのは御案内していただかない限り多分施錠されているのだという認識のもとで眺めるだけで終わってしまうというのがありますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

あと、前段で情報公開制度についてお尋ねをしましたけれども、私たち議員というのは議案書に載っている議案の中では、例えば交通事故の報告がございますけれども、そのときには名寄市ともう一方の当事者のお名前、住所、そういったものが出てくるのですけれども、情報公開でされている、7カ所か9カ所くらいたしか議案書も置いてあるのかなと思いますけれども、その議案書を見ると明示されていないということになるのですけれども、これは議会のほうに規定は、あるいは傍聴者の皆さんは閲覧できる、回覧できる議案書があるから名前も住所も確認はできるのでしょうか、改めて情報公開をしている場所で拝見をする議案書の中にはそういった当事者である個人の方のお名前、住所、氏名等は、先ほどの情報公開条例の11条にというお話ありましたけれども、公開はできないということになりますか。改めてお聞きしますが。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議会に提示をさせていただきます議案等については、これは議案審議に必要な部分として個人情報についても載せさせていただいているということでもあります。これは、個人情報保護法の中でも特定の目的に沿ってという部分については個人情報も扱えるというところがありますので、これに沿って活用させていただいているところではありますが、一般の情報公開として出た場合については、個人情報でありますので、扱いについては難しい部分があります。その情報請求をした目的だとか、そこの辺を勘案しないと一概にいい、悪いという部分については今申し上げることができませんけれども、多くの場合

申請があっても個人情報にかかわる分については公開については難しい部分があるかというふうに思っています。

なお、その扱いについて微妙なものにつきましては、これは審査会を設けてございますので、審査会のほうに判断を委ねて判断をしたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 時間が来ましたので、以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

プレミアム商品券の取り扱いに関して外3件を、佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） それでは、ただいま議長より御指名がございましたので、さきの通告に従いまして、大項目4点にわたって順次質問したいと思います。

まず、大項目1点目のプレミアム商品券の取り扱いに関してであります。この件に関しましては、6月議会でも取り上げられたところではありますが、市政報告会の際にも市民からの意見として1世帯3セットまでとされたにもかかわらず、3セット以上買ったという人がいるが、そういう質問が出されました。また、発売を終えてほどなく、1世帯で10万円ほど買ったという人がいるが、どうなっているのか、そういう情報が私のもとに入り、調査に取りかかっておりました。

そこで、小項目の（1）、販売を終えての問題点について、なぜこうした問題が起きたのか、加藤市長の回答書も出されておりますが、改めて市側の見解についてお伺いいたします。

小項目の（2）、市民に対する公平性の観点についてであります。限られたセット数を期限を定めて販売するわけですから、1世帯でたくさん買えば買えなかったという人も出てくるわけで、しかも広報では1世帯3セット、3万円までと決められていたものが幾らでも買えるということになれば早い者勝ちになってしまい、仕事などの都合で後になった人は買えずじまいとなります。市民に対する公平性の観点から見てどうだったのかについてお伺いいたします。

小項目の3点目ですが、どうしても気になるのが町中商店街における経済効果についてであります。このたびのプレミアム商品券は、中小零細規模で頑張っている町中商店街に光を当て、少しでも潤うような経済効果を発揮させるようにすることが取り組みの本旨ではないかと私は解釈してはいたわけですが、大型店も同様の取り扱いになっていきます。中小零細規模でやられている町中商店街における経済効果は有効であったのか、あるいはどの程度あったのかお知らせください。

次に、大項目2のコンパクトシティ構想に関連してであります。人口の減少によるまちの空洞化を防ぎ、行政コストを抑制するという観点から、当市においてもコンパクトなまちづくりの推進が基本課題として取り上げられております。コンパクトなまちづくりについては、これまでも数年来議論され、まちづくりが進められてきた経緯がありますが、人口の減少や郊外に大型店が進出したことなども重なって名寄市の顔ともいえるべき中心市街地は活気があるとは言いがたい現状にあります。

そこで、小項目の（1）、中心市街地に人を寄せる施策について、中心市街地に人を寄せるにぎわいづくりをどのように進めてきたのかお伺いいたします。

次に、シャッター通りとなってしまっている町中商店街について、市民のニーズ等を調査し、行政としても具体的なたこ入れを図っていくときで



はないかと思えます。

そこで、小項目（2）、町中商店街の活性化対策の考え方について、市としてどのような対策を講じていこうと考えているのかお伺いいたします。

小項目（3）の5丁目、6丁目通のアーケード費用負担についてであります。設置費と維持管理費について、5丁目、6丁目の商店には消費動向の変化に伴って廃業に追い込まれ、アーケードを設置した当時と比較して商店数が激減したことから、これらの費用負担が重くなっているとの声が寄せられております。これは、2012年名寄商工会議所調べなのですが、5丁目商店街振興組合は8商店街の中でも10年間で27件の減と最も減少数が多く、空き店舗が大きな課題となっております。アーケードの初期の設置費用については既に振興組合で償還済みとなっていると聞いておりますが、その後老朽化したアーケードを大規模修繕をした費用が5丁目通について残っていると聞いております。新規開業で5丁目、6丁目に店を構えるにしても出るにしてもこのアーケードの費用負担と空き地の利活用が中心商店街再形成の大きなネックになっているのではないかと考えます。これまで市民にとっては、5丁目、6丁目通を歩くときに雨や雪に当たらずに用事を足せるという恩恵を受けており、加えて地域の商店街を守っていくという見地からも行政として何らかの手だてを講じるべきではないかと考えます。市としての考え方をお伺いいたします。

次に、大項目の3の農業生産物の有害鳥獣対策についてお伺いします。特にことは智恵文、風連日進、8月には緑丘というように熊の出没状況が数多く報告され、市政報告会においても看板の設置や対策について要望が出されました。市としての対応も講じられてきておりますが、小項目（1）の有害鳥獣による農産物被害状況と当市の被害防止計画についてお伺いいたします。被害額は全体でどの程度と把握しているのか、また市が策定している被害防止計画についてどのような項

目が盛り込まれているのか、その内容について御報告ください。

さらに、小項目（2）の猟友会の現況についてであります。有害鳥獣被害を食いとめるためには、猟友会などとの連携した寄せつけない対策と適正な駆除が求められております。名寄市における猟友会の現況、とりわけ猟友会会員の高齢化、後継者不足ということも耳にするわけで、そのあたりの対策についてもお知らせください。

次に、大項目の4の防犯灯、街路灯についてお伺いいたします。まず、小項目1の市の設置した防犯灯、街路灯の設置基準について、中心部を少し外れた地区では1区画に暗い小さな照明が1つしかない箇所があります。防犯灯か街路灯をつけてもらえないのかというような相談が寄せられております。防犯灯、街路灯はどのような基準で設置されているのかお伺いいたします。

小項目（2）の今後の防犯灯、街路灯新設の計画について、このあたりの考え方もあわせてお知らせいただければと思えます。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 佐久間議員からは、大項目4点にわたり御質問をいただきました。大項目1と2につきましては私から、大項目3につきましては経済部長から、大項目4につきましては建設水道部長から回答させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

まず、大項目1、プレミアム商品券の取り扱いに関して、小項目1、販売を終えての問題点についてお答えいたします。プレミアム商品券の対応につきましては、さきの第2回定例会でも御質問をいただき、実行委員会と連携をとりながら販売日等の周知の徹底、引きかえ券となる広報が何らかの理由により届いていない世帯への対応、各販売箇所に混乱が生じない販売方法、1世帯3セット以内の販売の徹底について御回答し、実行委員会と協議をして取り組んできたところであります。

市広報を引きかえ券に利用した経緯につきましては、実行委員会との協議の中で事務コストの軽減及び可能な限り多くの市民に周知できる方法として、市広報の活用が有効であるという結論になったことから、今回初めて採用したところであります。しかし、市広報を引きかえ券として使用することにさまざまな問題があったのではとの御指摘につきましては、重複して購入された事例等の結果を踏まえると、もう少し緊密な制度設計が必要であったこと、市と実行委員会との連携及び指導不足がこのような問題を生じさせてしまいました。これらの問題を真摯に受けとめ、次回以降どのように取り組むことが最善策であるかについて、実行委員会とも検証を進めてまいります。

続きまして、小項目2、市民に対する公平性の観点についてお答えいたします。商品券の販売に当たっては、1世帯3セット以内での購入を徹底するよう取り組みを進めてきましたが、何らかの理由により市広報が届かなかった世帯にも購入できるよう住所、氏名等を記入しての販売が想定していた重複購入を抑制する効果にはつながらず、重複購入を可能とする結果になってしまい、販売方法に関しては多くの課題が残りました。最終的には、実行委員会の試算では現在最低約7,500世帯の市民が購入した結果と算定しておりますが、今回の事業につきましては低所得者に対する支援など、また多子世帯に対する給付事業もあわせて取り組んでおりますので、今回の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業全体がまだ事業の途中でありますので、今後検証をしていきたいと考えております。

続きまして、小項目3、町中商店街における経済効果についてお答えいたします。議員が御指摘のとおり、他の市町村では地元商店街と大型店を分けて商品券の販売に取り組んでいる事例があります。当実行委員会の中でも同様に地域商品券を区分し、大型店での利用可能枚数を減らし、地元商店街の利用をふやすことができないかとの検討

もされました。しかし、消費者の購買意欲を低下させ、結果的には地域商品券の販売数も減少してしまうおそれがあるのではないかとの意見が多数であったことから、今回のプレミアム商品券事業の中での差別化は難しいと判断し、登録店舗全店で使える商品券といたしました。このことから、プレミアム商品券事業とは別建てで地元商店街における経済効果を図る取り組みとして、買・なよろ運動地元商店応援キャンペーンを実施いたしました。事業内容につきましては、人気お笑い芸人によるライブの招待券及び豪華景品が当たる企画とした結果、期間終了前の7月29日に券の引きかえが終了し、8月末締めで約78%の換金となっており、昨年の販売で28.6%となっていた地元商店での利用率が33.4%と上昇し、一定の事業効果があったと考えております。

また、月末締めによるきめ細やかな換金も行ってまいりますので、各個店に対する直接的な売り上げ効果が図れるよう取り組みを行っております。プレミアム商品券の使用期限である12月27日まで実行委員会と連携しながら、地元商店での消費喚起を図ってまいります。

続きまして、大項目2、コンパクトシティー構想に関連して、小項目1、中心市街地に人を寄せる施策についてお答えいたします。中心市街地に人を寄せる施策として、平成12年5月に高齢者や子供が暮らしやすく、市民と行政が協働して行うことを目的とした名寄市中心市街地活性化基本計画を策定し、これに基づき商工会議所が策定したTMO構想に基づき議論を進めてまいりました。しかし、都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法のまちづくり3法の改正に伴い、基本計画の見直しが必要となってきたことから、結果的に法の要件を満たさず、中心市街地活性化計画の策定は断念してきた経過があります。

その後名寄地区都市再生整備計画として都市機能の強化、土地、建物利用の高度利用によるにぎわいと活力あるまちづくり、公共交通機関の充実

など市街地中心部へのアクセスしやすく利便性の高いまちづくり、緑地整備など快適な魅力あるまちづくりの3つの目標を掲げた計画が認可され、社会資本整備総合交付金を活用し、各事業に取り組みました。具体的な事業といたしましては、観光案内所や各種団体が活動できる貸し館機能を備えた駅前交流プラザよろーなの設置、市街地中心部へのアクセス向上などを図るため市内循環コミュニティバスの路線、便数の改善、都市機能の強化として町並み景観の改善を図るためのアーケード等の修繕など市街地に人が集うための事業に取り組んでまいりました。

続いて、小項目2、町中商店街活性化対策の考え方についてお答えいたします。町中商店街に限らず、市内の各商店におきましては経営者の高齢化や後継者の不在などの理由により、閉店に至るケースが多くなっております。これまで市では、各種中小企業支援として商店街でのイベント開催によるにぎわい創出を図る街なかになぎわい事業、店舗の再利用などへの支援を行う商店街空き地空き店舗活用事業、アーケードなどの商店街環境整備に対する支援などを行ってまいりました。また、町中商店街では社会福祉関連の事業所やコミュニティスペースの開設、さらには空き店舗を活用し、文化活動の活性化や商店街のにぎわいを創出するため、名寄市立大学の学生など多くの市民が加わり、商店街あそびの広場などのイベントなどが開催されるなど、商店以外の形態による空き店舗の活用も見られます。これらの状況を的確に把握し、諸問題を解決するために中小企業支援について来年度施行を目指して現在検討しています。

昨年名寄商工会議所が実施した買・なよろ運動推進事業の中で、商店街での買い物客等へのアンケート調査を実施し、質問の中で商店街に必要なものは何ですかとの項目で、上位に外食チェーン、大型店の誘致、駐車場、歩道などの環境整備、顧客ニーズの商品などが挙げられておりました。特に上位にあった外食チェーン等の部分につつま

しては、外食チェーン等の特色ある商店の誘致につきましては民間投資による誘致を目指すとともに、新たな雇用創出をも期待できることから、関係機関と誘導策について研究してまいります。

続いて、小項目3、5丁目、6丁目通のアーケード費用負担についてお答えいたします。アーケードの整備につきましては、昭和40年代後半から50年代後半にかけて整備されたもので、その後それぞれの振興組合により改修などが行われています。設置された当初は、雨や雪に当たらず買い物ができることから、商店街の振興に大きく効果を発揮してきました。しかし、近年においては会員数が減少するなど商店街においても大きな負担となっているとお聞きしており、新規に出店を考える方にとっても高いハードルとなっていると考えられます。議員からの御指摘のとおり、市民も雪や雨に当たらず買い物できるなどアーケードの恩恵を受けているという観点についてのアドバイスをいただきましたので、現在進めております中小企業支援制度検討部会の中で貴重な御意見として参考にさせていただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目3、農業生産物の有害鳥獣対策について、小項目1、有害鳥獣による農産物被害と被害防止計画について申し上げます。

9月1日現在のヒグマ及びアライグマによる農業被害につきましては、全体で215アール、概算の被害金額では295万7,000円となっております。特にスイートコーンの被害が多く発生しております。

次に、名寄市鳥獣被害防止計画についてですが、この計画は名寄市の鳥獣被害における取り組み方法等を明示したもので、平成25年度から平成27年度までを期間として第2期計画期間となっております。対象鳥獣をエゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネとしております。被害防止の取り組

みとして、エゾシカについては猟友会の協力のもと駆除の実施及び電気柵による被害防止に取り組むこととしています。アライグマ、キツネについては、箱わなによる捕獲に取り組むこととしています。ヒグマについては、パトロールの強化、箱わなの導入、電気柵の普及などを取り組み方針に掲げています。初動においては、市職員と警察署が連携しまして現地確認、注意喚起、看板設置を行っております。状況によっては、市が委嘱していますヒグマ駆除隊と協議し、箱わな設置、巡回などを実施しております。今後とも被害防止計画に基づき、関係機関、団体と連携し、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、猟友会の現況について申し上げます。現在名寄市における狩猟登録者は名寄部会42名、風連部会10名の合計52名が登録しておりますが、前年度に比べ4名の増加となっております。また、平均年齢は58歳であり、60歳以上の方が半数を占めている状況でございます。後継者の育成対策としましては、北海道猟友会の育成事業を初め中山間地域等直接支払制度交付金を活用した支援事業として農業者みずからの自営対策として狩猟免許の取得に支援を行い、狩猟登録費用の助成による新たな狩猟者の育成に努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目4、防犯灯、街路灯についてお答えいたします。

初めに、小項目1、市の設置した防犯灯、街路等の設置基準について申し上げます。現在名寄市の防犯灯及び街路灯設置状況につきましては、平成26年度末で防犯灯は3,207台、街路灯は963台の合計4,170台を設置しております。これらの設置基準につきましては、住宅や公共施設の配置などにより町内会のさまざまな夜間における明るさの条件が異なるため、一様には定めておりませんが、街路灯の果たす効果を有効に機能さ

せることを目的として各町内会要望や交通安全及び生活安全業務の担当課からの要望により現地を確認して設置が必要であるかを判断しています。防犯灯に関しましては、夜間の歩行者の安全性から周辺住宅等の立地状況により、明かりが不足して暗闇が連続する箇所を解消するように設置しています。また、設置に当たっては事前に町内会と協議を行い、設置予定場所となる近隣住民と明るくて寝られない、街灯に虫が寄ってきて迷惑でないか等のコンセンサスを得て設置しています。街路灯につきましては、道路改良工事等の実施にあわせて交通量の増加が予想される路線には連続照明の設置として、安定した交通量が予想される路線には道路照明としての効果に加えて事故抑止を兼ねての交差点照明として設置しています。

次に、小項目2、今後の防犯灯、街路灯新設の計画について申し上げます。防犯灯に関しましては、夜道の安全確保に向けて新たに住宅造成が行われ、住宅建築がされた周辺地域には早期に新設を行っております。また、以前は近所にあった商店や施設の明かりがなくなるなど設置状況の変化による対策は町内会からの要望などにより現地を確認し、暗闇解消の有効性を判断しての設置を行っております。街路灯につきましては、現在のところ新設計画はありませんが、交差点等の安全面から必要と判断される箇所については随時整備を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） それでは、可能な限り順を追って再質問させていただきます。

まず、プレミアムつきなよろ地域商品券に関して、販売を終えての問題点なのですけれども、市長回答では厳格な対応がされていなかった事実、販売における公平、公正への疑義が出されたことは市側の指導が不十分であったことが原因、まことに遺憾、深く反省し、不公平感を抱かせてしまった市民に心からおわび申し上げますと、このよ

うにいわゆる市政報告会に対する、質疑に対する回答書があります。このようにあるのですが、この種のプレミアム商品券での問題点については過去にも多々あったのではないかと、そういうふうには思っております。そうした教訓が生かされずになぜ何回も続くのか、甚だ疑問な点がございます。この点についてお答えいただきたいと思っております。

**○議長（黒井 徹議員）** 水間営業戦略室長。

**○営業戦略室長（水間 剛君）** 今御質問いただいた件についてですが、地域商品券事業につきましては、平成19年度の取り組みから計8回実施しております。過去の取り組みの中では、実行委員会で検証し、問題となっていた内容については大きく2点挙げられておりました。1つ目が地域商品券の1次販売として定めた期間内に完売できず、2次販売として再度周知を行っても完売までには至らず、実行委員会のメンバーが非常に苦労してやっと完売までに至ったという点であります。2つ目が地域商品券の利用についてですが、利用が大型店へと流れてしまい、地元商店との利用格差が大きくなってしまい、いかにして利用格差を是正していくかという2つの点が今回も最重要課題として位置づけられ、解決に向けて検討されてきました。このことから販売方法につきましては、商工会議所及び商工会の会員である金融機関の協力を得ながら、少しでも市民のお買い求めやすい環境を提供するという事で、商工会議所、商工会の窓口、さらには市内金融機関の窓口を含め市内10カ所で6月22日から販売させていただき、7月1日の9日間で今回につきましては完売することができました。このことから8月までの地域商品券の利用につきましては、約2カ月間で6割以上の地域商品券が利用されており、早期完売による消費喚起効果が図られたという結果になっております。

また、地元商店街と大型店との利用格差の対策につきましては、先ほど述べさせていただきましたけれども、買・なよろ運動地元商店応援キャン

ペーンに取り組んだということによって地元の利用率が去年が28.6%だったところが33.4%と向上し、先ほど検証のときの重要課題として位置づけられた部分につきましてはある程度の解消ができたというようなことの結果になっております。

しかし、議員から御指摘のありました重複購入を防止するという件につきましては、過去の地域商品券の販売時には余り問題点として取り上げられなかったというのが現状であり、前回につきましては1世帯の購入限度セット数が5セットということで定めており、実行委員会の中でも早期の完売を目指すためにも最終的な1世帯の購入セット数をもっとふやすべきでないかというような意見もありましたが、最終的には多くの世帯に購入してもらうということを優先させていただいて、今回は3セットまでということにさせていただき、多くの世帯が購入できることを優先させていただきました。このような検討をした経緯もあったことから、市といたしましても販売促進と大型店の利用格差に重点を置かさせていただいたというのが事実でありまして、本来的には重複防止策に対する指導も重点課題と同じように徹底すべき点であったということであったと深く反省しているところであります。

以上であります。

**○議長（黒井 徹議員）** 佐久間議員、発言の中で市政報告会でなくて議会報告会ということでございますので、訂正して発言してください。

**○8番（佐久間 誠議員）** 失礼しました。訂正してください。済みません。

それでは、隣町の土別市では郵送によって、市からの整理券の発行によって市民に対する公平性を担保しております。それでも、きょうの道新のプレスにもありましたように市民から買えなかったとか、いろんな問題もあるところでありますが、しかし公平性は担保したのではないかというふうに思っております。名寄市における広報による引きかえというそもそもの組み立てがまずかった

のではないのかと。この辺についての考え方についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今の御質問ありました広報を引きかえ券に活用したのがそもそもまずかったのではないかというような質問の中身についてですが、昨年実施した地域商品券事業の際には引きかえ券として地元で発行しているフリーペーパーを利用したというところであります。前回の中の議論の中では、フリーペーパーは多くの家庭に配布され、かつ公共施設や民間店舗にも配置されていることから、多くの市民に周知できることが可能であるということから、商品券の販売にかかわる販売効果も大きいのではないかということで、今回はフリーペーパーを活用させていただきました。しかし、結果的には1次販売におきましても約半数しか販売できず、2次販売につきましても引きかえ券を利用しないで購入できることの運用をさせていただいたのですが、実行委員会でも相当苦労してやっと完売することができたというような結果になりました。このことから実行委員会では、早期販売に向けて相当危機感を抱きながら検討した結果、先ほど申し上げましたけれども、事務コストが軽減でき、かつ可能な限り多くの市民に周知できる方法として市の広報の活用が有効ではないかというような結論になって、今回初めて市広報を採用させていただきました。最終的には、繰り返しの答弁になりますけれども、今回実際に市広報を引きかえ券として使用することにつきましてはさまざまな問題点が出たということもあります。また、重複して購入した事例等の結果を踏まえると、もう少し本当に緊密な制度設計が必要であったということで、また市と実行委員会との連携についても市の指導不足がこのような問題を生じさせてしまったという結果になったということで考えております。次回以降どのように取り組むことが最善策であるかについて、再度実行委員会とも全体事業の総括には

きちっと検証を進めていきたいと考えております。以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 商工会などを中心として構成された実行委員会に市側から要請した際に、6月議会で確認された1世帯3万円までという最も基本的な点は周知されたのかどうか、どこから1人3万円になっていったのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今1世帯3セットまでの購入についてということですが、これにつきましては実行委員会に徹底していただくよう市のほうからもお願いさせていただいたところがあります。しかし、昨年度の商品券の事業の結果から、1人5セットまでを限度とさせていただいたのですが、相当売れ残り、完売まで苦労した結果があったことから、実行委員会でも今回の地域商品券販売には相当危機感を抱いていたというのは事実であります。このことから消費喚起による景気浮揚策を高めるために、早期販売に主眼を置かれ、検討を重ねてきたということも事実であります。しかし、このことが1人3セットまでの購入となったということではございません。議員からの御指摘がありました1人3セットまでという内容につきましては、実行委員会が今回販売の窓口において地域商品券の取り扱いの説明を個別に行った際の実験用紙に記載されていた文言であります。この説明用紙の中に1人3セットまでという誤解を招く文言が誤って記載しておりました。あわせて複数の広報紙を持参する場合も想定し、広報紙1冊に対して3セットまでの購入可能と。あくまで広報紙1冊で3セットまで購入可能としたというふうな記述もありました。こういった誤解を招かないように、個別説明会では1世帯または広報紙1冊で3セットまで購入することができる旨の個別の説明を担当者のほうから説明をさせていただいておりました。この説明文につきまし

ては、実行委員会担当者が販売窓口の個別の説明をした後、市にも説明文をいただきましたが、記載内容で誤解を招く文言があったことからきちんと説明し、理解していただいたというような説明もあったことから、説明文の修正まで指導しなかったというのが原因であります。今回のことが不公平感を招く要因の一つになってしまったと認識しております。また、これらの部分も含めて市の指導不足が原因であったと改めて深く反省しているところであります。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 実行委員会に担当者はオブザーバーで加わって、問題点が生じないようにしていたのではないのでしょうか。その際のチェックはどうだったのか、その辺お伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 実行委員会につきましては、市からもオブザーバーということで参加させていただきました。実行委員会の中でさまざまな検討をする中で、市の広報の掲載内容では周知効果は高くないのではないかと御指摘もあり、急遽市も連携をとりながら販売窓口を初め市内公共施設での周知ポスターの掲示や、さらには新聞の折り込みを行うなどの取り組みを行うなど連携して実行委員会と体制をとっていきました。しかし、現実的にはまだ事業途中でありますけれども、現段階で市民に不公平感を抱く結果となってしまったということにつきましては、再三申し上げておりますように市の指導不足がこのような結果、問題を生じさせてしまったということで、真摯に受けとめております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 議会からの見解を求める回答の中で、個人情報の問題もあるため、実行委員会では重複購入等の内容については明らか

にできない旨の記載があるわけですが、個人情報保護法では業務委託先の監督は委託元、発注者の義務となっております。委託元、市、いわゆる市に対しても明らかにできないと言っているのか、お伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今回販売窓口の中で特に金融機関において記載した記名式カードにつきましては、金融機関の性格上、現金を取り扱う場合につきましては個人から現金等を受け取りする際に金額や個人名等を特定できる証明書を保管する必要があるということであります。当初は、実行委員会では広報持参者につきましては記名式カードを記載せず地域商品券を購入できるということを考えておりましたが、金融機関での販売につきましては先ほど述べましたように性格上金融機関が保管すべき個人情報の、今回記名式カードは様式ではございませんが、それに準じた個人情報として全てのお客様に対して記名式カードを記載していただいたところであります。今回の記名式カードにつきましては、個人情報保護法にかかわる利用目的の特定をしておきませんで、金融機関の現金取り扱いにかかわる保管情報として取り扱っておりますので、個人情報を利用し、個人を特定する用途への使用については各金融機関ともお客様に対して個人情報の不適切な取り扱いに対する疑義が生じるおそれがあります。つきましては、今回御指摘されている問題等を調査する部分につきましては、今申し上げました個人情報の観点からも難しいと考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 名寄市の個人情報保護条例第9条第1項第5号で、除外項目として適正な行政執行のため、または公益上必要があり、個人の権利、利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときということによって定められており、今回の記名式カードは重複購入を避けるためにと

った個人情報であることから、目的以外とも言えないのではないかと、したがって個人情報保護法があるので、公表できないということにはならないのではないかと。この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今回の記名式カードの記入につきましては、何らかの理由により市広報を持っていない世帯への対応、さらには個人情報を記載することから重複購入を防止する抑止的な効果も考えての取り組みでした。実行委員会では、消費喚起を促し、経済浮揚効果を図るため、早期販売に努めた結果、少しでも市民の方にお買い求めやすい環境を提供するため、市内金融機関の協力を得ながら販売してきたところであります。記名式カードの個人情報につきましては、議員からの御指摘のとおり重複を避けるために記載してもらった個人情報ではありますが、一方で金融機関の現金取り扱いにかかわる保管情報としての性格も兼ね備えております。先ほども述べましたけれども、地域商品券にかかわる個人情報を利用し、個人を特定する用途への使用につきましては、各金融機関ともお客様に対しての個人情報の目的外の取り扱いに対する疑義が生じるおそれがあるということで、地域商品券に係る個人情報は、個人情報保護法の適用を受ける「個人情報」に該当するため、調査は難しいと考えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） いずれにしても、今回の取り扱いで市民からの指摘のように重複購入があったことが明らかになったわけで、重複購入をした人を特定することが私の質問の趣旨ではありません。ただ、適正な行政執行のため、または公益上必要があるとの個人情報保護条例の除外項目についての解釈は見解の相違であると考えます。それについてはこの場でのやりとりはしませんけれども、このたびのプレミアム商品券の取り扱い

の問題点と課題、今後の改善策について現在考えていることがあれば明らかにしていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今回の地域商品券事業につきましては、12月27日までが利用期間となっており、低所得者向けの支援や多子世帯向けの支援事業とあわせて地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業全体の終了時期が今年度末となっており、現在は事業途中であります。事業終了時には、各事業及び項目ごとに検証し、実行委員会として総括することになりますが、現段階では地域商品券の販売と地元商店街での利用促進キャンペーンが終了しております。現在のところ市として検証すべき項目として考えられるのが市広報の活用及び引きかえ券との利用がどうだったのか、また販売シミュレーションの徹底、地元商店街と大型店との利用格差の是正、また販売周知方法等さまざまな問題点が挙げられます。また、今地域商品券の利用者に対してもアンケート調査を実施しておりますので、利用者からの改善や要望点などの意見も聞くことができますので、それらも含めて実行委員会で検証してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 時間もありませんから、ただいま何点か示されました改善策につきましてきっちりと守っていただき、今後同じような事業があった場合に教訓点として生かしていただいて、市民に不公平感や疑問を抱かせないような行政執行をお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

コンパクトシティ構想に関連しての再質問に移らせていただきます。先ほど答弁の中でTMO構想、タウンマネジメントオーガニゼーションですか、ほかさまざま示されました。これまでの施策は、さまざま努力はされておりますけれども、



効果が目に見える形になっていないのではないかと  
いうふうに思っています。それで、中心市街地に  
人を寄せる施策について、まちなか居住の推進  
と現在の住宅施策、まちなか居住を推進する公営  
住宅の検討、整備について、例えば当市が昨年5  
月に発行している名寄市低炭素まちづくり計画の  
中にもコンパクトなまちづくりの推進方策がのっ  
ておりまして、コンパクトなまちづくりのため利  
便性の高いまちなか居住の推進を図るとなってい  
ますし、まちなか居住を推進する公営住宅、借  
り上げ、買い取り型公営住宅を検討、整備する  
となっております。さらにまた、平成25年3月の  
住宅マスタープラン見直し概要版では、北斗団地  
や瑞生団地の建てかえの中で町中への買い取り、  
借り上げ公営住宅の供給について民間業者と連携  
して具体的な検討を行います、このように目標や  
指針が掲げられております。私は、5丁目、6丁  
目の中に、もしくは近間に交通弱者となったお年  
寄りや、あるいは病院が近間に必要な人たちに  
入居基準を絞った形で公営住宅を整備するべきで  
はないかと考えます。とりわけ高齢化が進んで  
きて、運転免許証を返上した方でも歩いて買い物  
にも行けて、あるいは病院にたびたび通わなけ  
ばならないという、そういう事情を抱えた方も  
緊急時に病院の近くに居住することで安心感も  
出てくるわけでありまして。そうしたところにお  
年寄りが住めば、中心街も日常の生活必需品の  
購入も見込まれると考えておりますし、あるい  
は車を持たないわけですから駐車スペースも多  
くはとらないのではないかと。この辺について、  
名寄市として考えている今後のイメージについ  
てお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今御質問がござ  
いました町中に公営住宅ということで、イメージ  
というふうにもお話ありましたけれども、中心市  
街地、中心部における公営住宅の整備について  
お話をさせていただきたいというふうに思いま  
すけ

れども、現在市街地周辺に整備をした公営住宅  
としては南団地がございます。この団地につい  
ては、北斗、新北斗団地の整備、建てかえ等  
に当たって、そこに今まで住んでいらした方  
の住みかえの住宅として建設をしたというこ  
とで、現在どちらかというと中心市街地を取  
り巻くように住宅構成されてはいますが、町中  
ということでは南団地に当たるのかなという  
ふうに思っておりまして、1棟34戸を整備  
を、建築をしたという状況になってはいます。  
ただ、現在私ども公営住宅にかかわっては、  
平成22年から32年までの計画で北斗、  
新北斗団地の整備を毎年現地の建てかえある  
いは改修という形で事業を実施している最中  
ということではございまして、整備途中とい  
うことでありますので、市街地への公営住宅  
の誘導というのは現時点では少し難しいの  
かなというふうに考えてはいます。しかし、議  
員のほうからお話がありましたように、住宅全  
般の指針として24年度に策定をいたしました  
住宅マスタープランあるいは低炭素計画等で  
将来の人口減少あるいは市街地の人口の空洞  
化が懸念をされるということではありますの  
で、今後いろいろな機会を捉えまして、より  
コンパクトで暮らしやすい住環境の整備につ  
いて議論を進めてまいりたいというふうに考  
えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいまの御答  
弁でございますけれども、商店街の活性化  
という商業振興策だけでなく、まちなか居  
住の促進という、いわゆる住宅政策を組  
み合わせることで各種事業の相乗効果  
を生むことができるのではないかと  
いうふうに考えますので、ぜひ計画的  
で一貫性のあるランドデザインを描い  
ていただき、さらに住みよいまち  
にするために御一考をお願いしたい  
と思っております。

次に移ります。町中商店街の活性化  
対策の考え方についてでございますが、  
町中商店街の活性化に

ついて既存の小売店にない、いわゆる集客力を持つ業種を呼び込むなどの対策が必要ではないかというふうに考えます。例えば鮮魚店と農産物の直売、地元生産物加工品などを中心とする物産館を空き店舗活用でやれないのだろうか。近隣の農漁村交流ということでもありますけれども、もちろん市民ニーズを把握した上での話であります。名寄においても国内交流事業である物産交流として特産品の交流や、あるいは学校給食食材交流など実績があるわけで、近隣の例えば留萌市、紋別市、枝幸町、雄武町、ここら辺の近間のまちとそうした取り組みをやってみてはどうか。先進地例では、まずはイベントなどでの交流から始まって開業に至っている地区も、これは東京の世田谷区用の賀商店街というところがありますが、ここは物産交流から恒常的な販売になって地域商店街が活性化されているということがあります。海産物を中心に販売するまちなか観光物産館などもうまくいっているということなのですから、このあたりの市の考え方、もしあればお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問ありました町中商店街のところに魅力ある店舗ということの誘致ということできないかというような御質問だったと思います。現状として、今私どもの現状で中小企業の支援制度の中でも特に町中商店街と言われている、都市計画でいえば商業地域にそういった店舗を設置する場合、支援策として近隣の市町村にはないほど厚い誘導策ということで中心市街地近代化事業というのを、現在制度がありますので、それらの部分を使うことも可能なかなということ考えています。ただ、今いろいろなアイデアのお話がありましたけれども、先ほども買・なよろ運動の取り組みの中で、市民というか、買い物客にニーズ調査したときに外食チェーンやそういう大型店のそういったものの商店街への誘致をやってほしいというような意見もありま

した。基本的には、私どものほうとしては民間投資による誘致を目指していきたいということで、それらも含めて関係機関と誘導策について研究していきたいなということで考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） わかりました。

次に、名寄のまちづくり関係なのですけれども、例えば名寄にはまちづくり懇談会として全体的に意見を聞く場だとか、あるいは商工会議所のほうではまちづくり委員会として、これはイベント中心に対応されていたり、あるいは企業、産業誘致では名寄・下川・美深地域産業活性化協議会というのがございまして、活動されているわけなのですけれども、ぜひともこれらをトータル的にコーディネートすることができる仕組みづくりに取り組んでいただいて、町中商店街の活性化に結びつけていただきたいと思います。これは私の希望であります。

次に、5丁目、6丁目のアーケード費用負担について、先ほど御答弁いただいた内容でぜひかなり小さなお店が苦勞しているということなので、何とか積極的な支援策をお願いしたいと。

農業生産物の有害鳥獣対策の関係なのですけれども、先ほど御答弁いただいたのですが、ことし熊が数多く出没しておりまして、私調べてみますと行動半径が雌、雄それぞれ違うのですが、100平方キロから500平方キロとかなり広域にわたって移動すると。さらに、近年特定外来種のアライグマなども被害も発生していることから、広域連携による駆除などの取り組みが必要になってきているのではないかと。この辺の考え方もお伺いしたいと。

それと、もう一つ、アライグマについてなのですが、ここ名寄でも何件か智恵文方面で捕獲されておりますが、報奨金制度がないと思うのです。ここをやっぱり特定外来種に向けて組み立てていただきたいと思います。この辺についてお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） まず、広域連携の関係なのですが、現状ヒグマについては出没情報をいただきまして、近隣市町村と情報交換をとりながら行っておりますが、基本的にはヒグマ駆除要請に関しては市長が市内を限定して駆除隊に出動要請を指示を出すと。そして、駆除を行っていただくという仕組みでございます。また、アライグマにつきましては、被害発生の都度ごと箱わなを農地周辺に設置して捕獲に当たっている状況ということでございます。広域連携ということにつきましては、上川総合振興局が開催するアライグマの捕獲対策情報交換会や同じく振興局管内であります北部地域のヒグマ対策連絡協議会という協議会もございます。それらと近隣市町村の情報交換などを含めて、連携して対策の強化を図ってまいりたいなというふうに考えてございます。

もう一つのアライグマの報奨金の関係でございしますが、アライグマの駆除につきましては箱わなということで駆除が有効ということで進めさせていただいています。設置、回収については、市職員または講習会受講者、わな免許の取得者、事前に届け出をしていた認定を受けた者ということで、現状は7名の方というふうになります。したがって、現状においては報奨金制度の創設は難しいのかなと考えておりますけれども、今後駆除体制の強化に向けては有効な施策について研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） アライグマの関係は、近年畜産農家、乳牛のいわゆる乳房をかみ切るだとか、そういうことも出ているという事例がございまして、やっぱり特定外来種については1頭見かけたら20頭はいるというふうに言われていますから、ぜひ前向きにこの辺は検討して被害防止に取り組んでいただきたいということを御要望し

たいと思います。

それとあと、防犯灯、街路灯については先ほどの御説明で納得しました。ぜひ東地区のほうで照明関係で困っているところもありますので、一度見ていただきたいと思います。

最後になりますけれども、行政としての取り組む課題については多岐にわたっていると考えております。ぜひ市民が安全に安心して快適に暮らせるまち、すぐにできないこともあろうと思いますが、可能な限りスピード感を持っていただいて、一つ一つの施策を進めていただきたい、そのように申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

地域自治とコミュニティについて外2件を、  
浜田康子議員。

○1番（浜田康子議員） ただいま議長より御指名いただきましたので、通告順に従いまして、大項目3点について質問していきたいと思っております。

急速な高齢化と人口減少は、誰でもが知り得る心配事であり、その解消への手だては専門家や大学での研究でも確実な方策が見つからず、国中が暗中模索という状況ではないかと思っております。しかし、日々の生活は続き、誰もが毎日1つずつ年を重ねていきます。住みなれた地域で暮らし続けていきたいという思いがあっても、その生活を支えていけるだけの十分な地域資源が不足しているのが現状ではないでしょうか。

かつて昭和の時代、名寄地区や私が育った風連地区の駅前商店街には小さな商店がたくさんあり、対面販売のよさで会話をしながら、日々の日常の品々を購入していました。また、その店先では小さな椅子や箱に座って店主やお客さん同士での会話が弾んだものです。そんな井戸端会議で子供の見守りや家族の心配事、地域のお祭りの相談などをしては、互いに補い合いながら生活をしてきた記憶があります。

中心街活性化事業によりまちはきれいになり、集約され、便利にはなりましたが、その次の地域自治とコミュニティということを考えてとき、地域が果たす役割が大きいと考えられます。しかし、名寄市におけるコミュニティの核はどこになるのでしょうか。大事なことは、人がそこへ行きたいと思えるような魅力を創出すること、そこに人が集まり、対話がなされ、自然と情報が集積していくような空間をつくること、またそれをつくるためのセンスを磨いていくことがこれからの地方自治に重要な要素ではないでしょうか。誰もが気軽に寄り集まれる場所があり、そこには地域にいる知恵や知識のある住民、またその情報があり、行政の窓口で相談することに抵抗感のある人などが気軽に利用、相談できることが大事ではないかと考えています。今後地域のコミュニティの維持のためには、人と情報が集積されるような新たな地域活動支援の方策を創造する機会が来ていると思います。場所を提供し、催し物を企画し、住民を呼び込むなどの活動も一面では有効かと思いますが、考え方を一歩踏み込み、日常の暮らしの中に溶け込む支援、イベントではない普通の生活の中にあり、安心を感じられる居場所が今こそ必要ではないかと思えます。地域には、知恵と知識を持っている市民の方がたくさんいらっしゃると思います。市民の考える空間、豊富な人材の活用などこれからのまちづくり、人づくりではないでしょうか。

そこで、お聞きしますが、大項目1、地域自治とコミュニティについて、これからの市の考え方についてお伺いします。

次に、大項目2、社会の認知症に対する不安への対応についてですが、平成25年4月の国の通知をもとに今年度より取り組まれている保健師の地区担当制の現状と課題についてですが、まだ短い期間と思いますが、その実績や活動状況についてお伺いします。

次に、小項目2の子供たちへの認知症等の啓蒙

についてですが、昨年6月の定例会において質問の中にあつた子供たちにも認知症サポートの養成講座みたいなものを開けるかとのお答えに可能であれば学校等にも入ってとあり、子供たちに対しても認知症についての知識を広く教えて高齢者に対する態度を養ってまいりたいというふうに考えておりますとありました。その後1年が過ぎましたが、何か子供たちに対するアプローチを行ったのかお伺いします。

次に、3つ目として、軽度認知障害への取り組みについてですが、社会の中では普通に認知症の情報が流れてきており、高齢になっていくことと自分も認知症になるのではないかと不安を感じる人たちがいるとお聞きしています。物忘れなのか、認知症なのか、自分の周りの人もわからない。また、認知症まではいかないが、日常生活に支障は何とかないが、認知症の前段階である軽度認知障害や認知症が今後の人口の高齢化に伴い急増するとも推定されています。高齢者の仲間入りをした市民に対してどのような取り組みが行われているのかお伺いします。

次に、大項目3、ごみの分別についてです。1として、ごみの分別、変更に対する周知方法等についてですが、名寄市と近隣の町村で利用している炭化センターでは、生ごみの水分、ホチキスの針などが故障の原因の一つと聞いています。また、以前は炭化ごみの区分であった割り箸も機械に挟まり故障の原因となるため、昨年の10月より埋め立てごみの扱いになりましたが、住民への周知が広報だけでは十分に伝わっていないのではないかと感じています。小型家電の回収やリサイクル対象の変更など、周知方法について創意工夫がされているのかお伺いします。

2番目として、ごみ収集の現状と課題ですが、市民のごみに対する考え方は個々で温度差はあると思います。風連地区は、ごみの分別の始まりから集団収集方式を継続しています。その集団収集についてですが、合併前の風連町においてはごみ

の分別について細かくなっており、みずから出したごみに対する責任所在を明確にするということから記名式になっていました。そのごみを効率的に集め、ごみステーションと名づけた集積箱に老いも若きもそこへごみ袋を出しに行くという形が確立されました。最初のころこそ町民に混乱はありましたが、町内会の協力と役場職員の努力により、ごみステーション方式が確立されました。自分たちが住む環境を守り、限りある資源を守っていくという意識が町民に根づいたと思っています。

また、名寄地区では戸別収集ということで、家の前から分別ごみの全てが収集されるということですが、風連地区の住民の中には方式の違いに疑問を持つ方もいると聞くことがありますが、風連町時代に築いたごみの集団収集、ごみステーション方式は、設置場所の民地を借りてその運営、維持管理には各町内会の御協力をいただき、ごみ収集をしてきています。冬期間の除雪、周りの草刈り、カラスの被害から守るための手だて、年月がたち、さびが来ている収集箱のペンキ塗りとその維持に努力を重ねてきています。行政の収集業務経費においては、回る箇所が少なく済み、効率的効果に協力しているのではないかと考えられます。まさに地方自治を実践していることではないかと思えます。そのような観点から、町内会により管理、維持されているごみステーションは集団収集ごみにおいて公共性があると思えます。そのような状況を考えると、公共性においては戸別収集との違いは明白ではないでしょうか。

そこで、風連地区町内会連絡会から一般ごみ収集に関する具体的要望事項が出されておりますが、その中に補修、更新及び新規追加等に対する助成、補助制度の創設について要望されています。さきにも述べましたとおり、ごみの集積箱は公共性のある設備であり、集団収集を維持する上でも要望のありました助成制度は必要と考えております。市のお考えをお伺いします。

次に、イベント等におけるごみの分別について

ですが、白樺まつり、なよろ産業まつりなど大きなイベントでは多く消費される割り箸やその他のごみについて分別がほとんど行われていない現状ではないかと感じています。その状況についてお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま浜田議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1については私のほうから、大項目2につきましてはこども・高齢者支援室長から、大項目の3につきましては市民部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目の1、地域自治とコミュニティについて申し上げます。地域自治につきましては、本市のまちづくりを進めるための基本ルールといたしまして名寄市自治基本条例を定め、地域自治の重要な担い手であります地域コミュニティによるまちづくりを尊重し、市民と協働しながら市民の誰もが主体的に参加できるまちづくりを目指しているところでございます。議員が言われますように、地域コミュニティを推進し、地域自治を高めていくためには、地域の方々のかかわりや対話はその基礎をなすとともに、同じ場所に集い、主体的な活動が進められていくことが必要となりますことから、これまでも地域活動に活用できますコミュニティセンターや公共施設の設置及び学校施設の開放などを通じまして、集える場所の提供に努めてきているところでございます。

また、地域コミュニティの基礎的組織であります町内会活動につきましては、町内会館や集落センターなどにおきまして地域での対話や情報交換が促され、地域内の人材育成や交流の促進、コミュニティの助長につながっているものと考えているところでございます。

日々のコミュニティ活動の活性化に資する支援といたしましては、市内各町内会の活動に対す

る財政支援や集いの場となります町内会館を整備するための補助金のほか、主に小学校区単位で構成されています地域連絡協議会に対する運営や各種イベントなどの活動への財政支援、さらには人材育成を含めた地域の活性化に資する事業を支援をいたしますまちづくり推進事業助成など、町内会活動にとどまらず、広範な活動に対しましても支援を行っており、人材の育成確保に一定の成果が期待できるものと考えているところであります。今後におきましても引き続き地域の自主性及び自立性を尊重するとともに、地域づくりにかかわる人材や組織の醸成を図りながら、市民主体のまちづくりに向け支援を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、大項目2の社会の認知症に対する不安の対応について、初めに小項目1の保健師の地区担当制の現状と課題について申し上げます。

地域における保健師の保健活動は、地域保健及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づいて、地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的として実施しております。健康課題である生活習慣病の発症と重症化予防を柱に、高齢になっても健康で生活できるよう若い世代からの働きかけを重点に行っております。これまでは、業務担当制により大きく母子と成人に分け、複雑で多様な健康課題に対しの確に対応できる体制をとりながら地域に入ってまいりました。しかしながら、地域保健や保健師を取り巻く社会経済状況の変化や保健、福祉関連の制度の見直しを実施された中、平成25年4月の厚生労働省通知「地域における保健師の保健活動について」により10項目の基本的な方向が示され、そのうちのひとつが地区担当制の推進であります。地区担当制は、今までの業務担当を超えて地区担当を決め

ることにより、住民個人やその世帯、また地域全体の健康課題を把握し、地域の実情に応じた必要な支援ができる体制の整備が求められたことから、地区担当制を導入し、約5カ月が経過したところであります。民生委員児童委員連絡協議会の地区区分を参考にして4地区に分け、8人の保健師を2名ずつ配置して、それぞれが地区の窓口や顔として各種団体の総会でのPRを行い、さらには健康相談や訪問時に担当保健師としての紹介を行ってきております。4月から8月までの5カ月間の実績としては、母子関係の訪問数で保健師が延べ272人、管理栄養士などその他の職員で延べ44人、合計で延べ316人となっております。また、成人保健関係の訪問数では、合計で延べ94人となっております。

なお、未受診者につきましては、国保高齢医療係と連携し、平成27年4月に策定されました名寄市保健事業実施計画に基づき、新規受診者の拡大、受診者には継続受診となるよう計画的に受診勧奨を実施しております。今年度は、40歳から50歳代の男性と60歳代で名寄市国保に新規加入した方、生活習慣病の重症化予防の対象者の方で平成25年度の特定健診未受診の方を対象として位置づけ、重点的に実施することとしております。

次に、人員配置につきまして、現在1名欠員となっている保健師については、平成28年度に採用予定ですが、業務担当制との併用であることや地区との調整業務などにより従来より稼働が増加していることから、今後の状況を見ながら業務の効率化や適正な職員配置に努めてまいりたいと考えております。今後とも保健師の計画的な人材確保と資質向上を図りながら、保健センター及びぶうれん健康センターを活動の拠点として保健事業を効果的に実施するために総合的な健康施策に積極的にかかわりながら、健康課題を個人や世帯、また地域全体から捉えて対応していくために、職員相互の連携と地域や各関係機関との連携を進め

ながら市民の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、小項目2、子供たちへの認知症の啓蒙についてと小項目3の軽度認知障害、MCIへの取り組みについてにつきましては、認知症で関連がございますので、あわせてお答えさせていただきたいと存じます。最初に、子供たちへの認知症の啓蒙について、本市では市民向けに認知症に関する講演会の開催や認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深める活動を進めていますが、子供たちを対象とした認知症に関する啓蒙事業では、認知症の病名や専門用語等の難しい言葉があり、子供たちに理解をしてもらえらるような進め方がよいか検討していたため、現在までにはまだ実施していない状況でございます。今後開催に当たっては、多くの子供たちが参加できるよう教育委員会など関連部局とともに協議し、今後子供たちが多く集まる場や開催時期についても検討し、継続的に子供たちへの認知症等の啓蒙活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、軽度認知障害、MCIへの取り組みを申し上げます。認知症とその予備群とされる軽度認知障害の人は、65歳以上の4人に1人と言われ、本市で推測しますと2,184人と推測され、認知症はとても身近な症状となってきました。MCIとは、記憶、決定、理由づけ、実行などの認知機能のうち一つの機能に問題が生じているものの、日常生活には支障がない状態のことで、認知症ではないもののことを言います。MCIの原因となる原疾患を放置すると、認知機能の低下が続き、5年間で約50%の人は認知症へとステージが進行すると言われております。MCIであることで認知症となることが確定したということではございませんが、認知機能の低下に対する適切な対策を行うことでMCIになったとしても認知症の症状が最後まで出ずに済むケースもあります。

平成26年第2回6月定例会におきましても認知症のチェックリストを市民に配布してはどうかという御意見をいただき、庁内検討した結果、本

年度認知機能のうち記憶に問題があるかどうかのチェックをし、心配な場合はかかりつけ医やかかりつけ薬局、または地域包括支援センターへ相談するよう呼びかけるため、第1号被保険者の介護保険料通知に昨年度認知症対策・地域包括ケアの推進に関する包括的連携協定を結んだエーザイ株式会社からの御協力をいただき、「もの忘れ“めやす”チェックリスト」を同封して郵送することとし、7月10日に一斉発送し、以降65歳に到達した方へも随時郵送しております。現在のところ地域包括支援センターにおいては、「もの忘れ“めやす”チェックリスト」による相談は受けておりませんが、今後必要に応じて専門医に受診することを勧めたり、また生活習慣病の予防や悪化の予防などについての保健指導を行うなど相談者の状況に合わせた対応を行ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目3のごみの分別等について、小項目3点について申し上げます。

初めに、小項目1のごみの分別変更に対する周知方法等につきましては、この間使用済み割り箸が炭化ごみから埋め立てごみへの区分の変更、小型家電リサイクル事業によりまして小型家電が埋め立てごみから資源物への区分変更と個別の品目ごとに若干の排出ルールの変更を行ってきております。このような場合の周知方法ですが、広報やチラシによる周知、ホームページの更新を行っております。また、他市町村から転入された方には自治体ごとにごみ排出方法が異なることから、個別に説明を行って周知に努めているところです。適正なごみ処理は、市民の皆さんの御協力をいただいで進めていかなければなりません。市民の皆さん、さらには事業者の意識の啓発を図るなど、今後ともごみ分別ルールの周知に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目2のごみ収集の現状と課題につい

てにつきましては、現在のごみ収集体系は名寄地区の市街地は戸別収集、農村部においては収集経路沿いの拠点回収となっております。これに対して風連地区はステーション収集となっており、資源物の回収についても風連地区の19カ所に設置してあるリサイクルステーションに持ち込みをする方式がとられております。風連地区のステーション収集につきましては、合併前の風連町時代に風連町衛生組合でごみ収納箱設置事業としまして、昭和58年から23年間で136基のごみ収納箱への半額の補助を行ってきた経緯がありまして、現在風連地区に設置されているごみ収納箱は11カ所となっております。また、風連地区のステーション収集の制度維持のために、ごみステーションに分別されていないごみがとどまると町内会等からの連絡により職員が回収に行き、排出者の特定をして個別指導を行ったり、その町内会用の分別チラシを作成し、配布、回覧を行うなどしておりますので、御理解をお願いします。

現在ごみ排出に当たりましては、カラスや野良猫の被害防止、風による飛散防止のため、中が見える透明なものや網目状のネットのようなもので覆う等の対策をお願いをしており、必ずしもごみ収納箱を設置しなくてもよいことになっております。

なお、ごみステーションに対する修繕や更新時の補助制度について質問をいただきましたが、複数世帯が共同で利用しているステーションが補助対象となると、市街地区以外の拠点収集を行っている農村地区や市内にある400カ所以上のアパート等の集合住宅も含めると相当数に上ることから、従来どおり個々に対応していただきたいと考えております。

最後に、小項目3のイベント等におけるごみの分別についてにつきましては、イベント開催時におけるごみ処理はイベント主催者の責任においてごみ処理を行っていただいております。イベントでは、地場産品を使った食べ物の提供や飲料水の

販売等が行われており、イベント会場では飲食後の残渣やトレー、割り箸、空き缶、ペットボトル等多くのごみが排出されます。主催者側も分別、回収ボックス等を設置するなど対応をしていただいておりますが、必ずしも分別排出のルールが徹底されていないことから、現状ではその多くが埋め立てごみとして処理されているものと考えております。

他自治体の取り組みの中では、イベント時のごみの分別を徹底するため、ごみ回収場所に排出指導の人員を配置して分別指導を行ったり、排出者みずからペットボトルのすすぎを行う等、分別に御協力をいただいている姿が見受けられます。また、排出時において分別の徹底を図ることにより、イベント会場が清潔に感じられることはもとより、全てのごみが混在したごみの山を生まないため、イベント終了後のごみ処理も適切に行えることから、見習うべき取り組みであるものと考えているところです。当市におきましても多くのイベントが開催されておりますので、イベント開催時の分別マニュアル等を作成するなど、イベント主催者に対する協力依頼をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） ただいまそれぞれ御答弁いただきました。それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、大項目1の地方自治とコミュニティーについてですが、行政がコミュニティーに必要な集いの場の提供や活動のサポートを行い、それらを通じて人材の育成確保など地方自治の推進を図っていることについては理解をいたしました。しかしながら、市街地はもちろんですが、9月7日付の名寄新聞には農家戸数が四半世紀で半数になり、地域活動への影響不安との記事があります。それは、商工業においても同じではないかと思えます。また、現状においては町内会では担い手不足や未加



入者の問題など多くの問題があります。そうした中で地域自治の推進を図るためには、コミュニティーにおける一層の努力が欠かせないものの、行政側における取り組みも一層踏み込む必要があると思います。

他の自治体の取り組みを見ますと、形や内容等はさまざまあるようですが、地域担当職員制度を取り入れている事例が相当数あるようです。あるレポートでは、道内において約3割の自治体が導入しているとの報告もあり、その意義を次のように示しています。第1としては住民との関係を改善する手段としての意義、言いかえると行政職員と住民の間に顔の見える関係が構築されること、第2には住民と行政のパイプ役としての意義、第3には自治体職員の能力向上が期待できることが挙げられています。しかし、一方では課題も示されており、その導入には十分な調査と制度の検討が必要かと思いますが、さきの定例会で職員の町内会への加入状況が8割程度であるというお答えでしたが、その改善策としてはもとより地域の実情を知る、いわゆる現場を知るということは職員の向上、市民ニーズに沿った政策立案につながるものと考えますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思いますので、お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま浜田議員からは、地域担当職員制度についての御提案をいただいたということであります。あわせてこの制度の導入に伴って私どもが抱えている職員の町内会の未加入についても解決に向けての方策になるだろうという具体的な提案をいただきました。ありがとうございます。

まず、職員の未加入の町内会の加入のことに付いてから触れさせていただきたいと思いますが、職員の中にあっても地域の役員を担うなど、あるいはボランティア活動も含めて積極的に地域にかかわっている職員がこれは相当数いるということでもあります。ただし、その一方で議員が言わ

れましたように、あるいはさきに答弁させていただいたように、職員全体としての町内会の加入率は8割ということでもありますので、残念ながら2割弱の職員がまだ未加入ということでもあります。ここについては、今提案いただきました地域担当職員制度とは別にしっかりと町内会の加入への呼びかけと、そして活動への積極的な参加について指導を促していく必要があると思っておりますので、引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、町内会の加入の関係、これは一般の市民の部分でも触れられておりましたけれども、ここについては全市的な課題だというふうに考えているところであります。課題解決に向けては、町内会や地域による加入の呼びかけについてはもとよりでありますけれども、町内会活動を通じたコミュニティー意識の醸成など、地域の取り組みがまず必要だというふうに思っておりますけれども、市の役割といたしましても転入時等の窓口での町内会の加入の呼びかけですとか、あるいは地域自治活動の推進など、これらの支援を通じて促していく必要があるだろうというふうに考えているところであります。しかしながら、実態としては人口減少問題や、あるいは高齢化の問題も相まってなかなか極端に数字が上がる状況ではないという実態にあるということであっています。

そこで、先ほど浜田議員に地域担当職員制度の導入についての提案をいただいたということでもあります。行政として一歩踏み込むべきではないかという御提案だったというふうに思いますが、議員が言われますように導入のメリットとしては3つ挙げていただきましたけれども、そういったメリットがあるというふうに考えているところであります。地域活性化の推進ですとか、住民との交流を通じた人脈形成、あるいは地域の実情を具体的に知ることでもできるというふうに思っておりますので、そういった意味では職員に、あるいは行政にとつ

てメリットが想定されるわけでありますが、浜田議員も言われたとおり一方ではやはり課題もあるということだというふうに思っています。導入に当たっては、やはり地域と行政がともに目的を十分に理解をし、共有し合うことが1つ必要だというふうに思いますし、互いの役割分担ですとか、互いの関係をさらに高めるといふ、さらには効果を発揮するためにはどういう制度設計していくかという部分がありますので、ここについては少し調査研究の必要があると思っております。他の自治体の取り組みなどもあるということで今伺っておりますし、私ども把握している部分がございますので、そういった調査研究を踏まえながら次期2次総合計画がございますけれども、その策定の議論におきましてぜひ検討させていただきたいというふうに思っております。御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 次期総合計画の中で検討されるということですので、ぜひ前向きに御検討いただくとともに、場所の提供や活動への支援など既存の取り決めについてもニーズに沿ったきめ細かな対応をいただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

保健師のほうの地区担当制についてですが、すぐに結果が出ることでないのは理解できています。区割りについてですが、民生委員さんの担当を参考にしたということですが、今後地域性やその地域の特性に応じた担当地区の見直しなど柔軟な考えがあるのか、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 保健師の地域担当制の区割りの今後の考え方ということで御質問をいただきました。現状といたしましては、担当として地区や家庭への訪問が入り始めたばかりということでもありまして、これから特定健診ですとか、その事後指導、また未受診者宅への訪問が本格化いたしますことから、今年度は地域の皆さ

んに地区担当制をPRすることに重きを置かせていただきまして、保健センター内での定例で実施しております地区業務調整会議等におきまして情報共有を図りながら、地域の健康課題や全体像の把握に努めてまいりたいと考えております。当面基本的には現状の振り分けを変えず、地域との連携や協働活動を進めながら一定の時期に地域の実情に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） わかりました。これからは住民が不安を感じないように進めていただければと思います。

また、今顔を覚えていただくというお話でしたが、顔の見える支援という視点からも職員の皆さんが下げているホルダーのネームが見づらいことがありますので、わかりやすい位置につけていただけることをお願いいたします。また、できれば名刺に顔写真を入れていただき、地区担当の皆さんが地域の皆さんに顔を覚えていただき、自分たちの地域の保健師さんとより信頼されることになればいいかとも思います。

次に、土別市では、保健師の地区担当制について26年度よりモデルケースでの活動をして、本年度より本格的始動をし、統括保健師という職種を設けておおむね月1回の会議を包括支援センターの担当者と情報の共有をしているというお話を聞いております。名寄市の場合は、どのように保健センターと包括支援センターの連携をとっているのかお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今保健センターと地域包括支援センターの連携ということで御質問をいただきました。当市では、現在保健センター及び地域包括支援センターにそれぞれ保健師であります主幹を配置をいたしまして、両主幹が常時連携を図りながら保健師の活動を統括して住民や地域全体の健康の保持、増進につながるような

事業や施策に反映させているところであります。地域包括支援センターと保健センターの連携につきましては、地域包括支援センターの日常生活圏域が名寄市全域を一地区といたしておりますので、保健センターとの地区分けが一致をいたしませんけれども、それぞれが業務や訪問におきまして連携が必要なケースが出た場合におきましては、担当間で協議をいたしまして迅速な対応ができるよう努めてきております。また、両センターの情報共有の場を設けながら、双方が関係する課題の解決に向けてともに検討することとしておりまして、引き続き課題や重点的項目に関しましては共通認識を深めながら連携した活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、この地域の包括的な保健、医療、福祉、介護などのシステムの構築とその具体的な運用におきましては、保健師は主要な役割を果たすものでありますので、組織の横断的な連携が重要であると考えておりますので、今後とも連携を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 訪問のケースで連携をとっているということですが、市民に直接かかる職員の方々にはいろんな御苦勞もあるかと思いますが、市民の健康や生活を守るためにも担当職種を超えてより一層の連携をお願いいたします。また、しっかり頑張っている姿を皆さんにも印象づけるようお願いいたします。

次に、子供たちへの認知症の啓蒙についてですが、安心して徘徊できるまち、認知症に優しいまちと言われる福岡県大牟田市では、小中学生から認知症の正しい理解をと認知症絵本教室という取り組みが行われています。若年層をターゲットとした普及啓蒙を行うことにより、その普及啓蒙を受けた子供たちが成長してきたときに効果があらわれると伺います。大牟田市の平成23年6月の地方新聞に載った記事によりますと、記事の内容

がちよっといいですかと部活帰りの高校生が見知らぬおばあさんに話しかけられ、違和感を持った高校生が話を進めて家がどこかわからないという言葉聞き出し、警察へ送り届けたとのこと。高校生は徘徊中のおばあさんを助けた形になったそうですが、見知らぬ人に積極的にかかわることは勇気の要ることです。名寄市においても見知らぬ人に積極的にかかわる人を育てていくために、早目の取り組みが必要ではないかと思えます。その対応について具体的にお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 浜田議員からは、ただいま福岡県大牟田市の事例を挙げていただきまして、子供たちの認知症の取り組みへの事例の御質問だったかと思えます。紙芝居を利用してということで質問だったかと思うのですが、私ども本市におきましては小中学生を対象とした認知症の理解を深める取り組みといたしましては、今年度中にモデル事業といたしまして中学生または小学生の高学年向けに認知症サポーター養成講座を開催する計画をしているところでございます。ただいま議員の御質問いただきました事例のように、子供に認知症を理解していただくためには、子供でもわかりやすいような取り組みや工夫が必要だと考えているところでございます。今回のモデル事業におきましては、認知症のサポーター支援や指導者養成を行っております全国キャラバン・メイト連絡協議会が発行している中学生向け、小学生向けの教材を使用した講習会を開催するという事で予定をしておりますが、今後につきましては議員から貴重な御提言をいただきましたので、その御提言いただきました内容も含めて今回実施するモデル事業を参考としながら、以降の開催方法やその使用教材につきまして研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） モデル事業として行っ

ていただけるということで、よろしく申し上げます。名寄市も認知症に優しいまちと言われるようになりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、平成27年度の介護保険料通知の中に物忘れリストを入れたということですが、これからもさらに生かして利用していく取り組みとして、同じようなチェックリストを来年度も配布して、前年と比べるようにしていってはどうでしょうか。そうすることによって自分の状態を前年と比べることができ、認知症に対する不安を少しでも解消できたり、受診のきっかけになるなどツールの一つとして役に立つのではないかと思います。その取り組みのお考えがあるのかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 議員のおっしゃるとおり、「もの忘れ“めやす”チェックリスト」の毎年配布の御質問だったかと存じます。このチェックリストにつきましては、認知症介護研究・研修東京センターというところのセンター長でいらっしゃる本間先生の監修に基づきまして、本年度先ほども御答弁させていただきましたように65歳以上の第1号被保険者の方々全員に配布をさせていただいたところでございます。8,888人と記憶しておりますが、お送りさせていただいたところでございます。このチェックリストが現状の生活と1年前の状況を比べてチェックをしていくという内容になってございまして、議員から今御提言いただいた内容からいきますと、日々というか、毎年の状況をチェックしていくという意味では隔年とか何年かに1回というよりも毎年配布するということが有効な御提言かなというふうに考えております。

ただ、今回配布させていただきました資料につきましては、御提供いただきました相手方の著作権の問題もございまして、来年度以降使用する資料につきましては今年度中に検討を行い、新年度

につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） よろしく申し上げます。

次に、ごみのほうに移りたいと思うのですが、小項目1のごみの分別変更に対する周知方法についてですが、改めて割り箸等の分別排出を含めた今後の周知方法をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） ごみの分別変更に対する周知方法につきまして改めて質問をいただきました。先ほども申し上げましたけれども、基本的には広報紙やチラシ、ホームページの更新等で周知を図っておりますが、10月広報の中では秋の清掃週間のお知らせとあわせて古着のリサイクル回収の一部変更、これ着物等が回収品目から外れることとなりますけれども、使用済み割り箸につきましても再度改めて班回覧の中で周知を図りたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 周知については、これからはわかりやすい広報をよろしく申し上げます。

次に、小項目3のイベントにおけるごみ処理についてですが、ほとんど埋め立て処理されている状況とのことで、埋め立て処分地の延命のためにも何かの手だて、工夫が必要と考えます。

実は、8月のしもかわうどん祭りに行き、そのごみの分別のすばらしさに驚きました。平成18年からうどん祭りの実行委員会が2日間にわたり完全にごみの分別が行われてきたということです。お祭りの会場には、ごみを処分できる場所が入り口の一番目立つ場所の1カ所しかなく、そこには簡易シンクを設置し、食べた人みずからが器を洗い、バケツに捨て、分別を指導してくれる方の前にあるごみ箱に地域の分別に従って捨てていました。私も確認させてもらいながらおいしく食べた簡易井を洗い、割り箸を捨ててきました。たった

それだけのことで気持ちのいいものでした。

衛生施設事務組合構成市町村で人口が最大である名寄市が限りある埋立地の維持のためにもイベントにおける分別を下川町に学び、簡易シンクを設置し、イベントに訪れた人々にごみの分別に協力していただき、子供たちはもちろんふだんは家でごみの分別にかかわらない方に対しても意識づけ、ごみの分別広報になるかと思えます。ぜひ簡易シンク、ごみ箱、横断幕、表示のボード等を用意していただき、その備品を子供や力のない人でも容易に移動や準備ができるように工夫していただきたいと思えますが、どのような対応をお考えかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 埋め立て処分場の延命のためにもイベントにおけるごみ分別の徹底は大きな課題の一つであります。イベントに限らず、ごみの分別は市民の皆さんの協力がなければ成立がしません。ここは、イベントの主催者がごみの分別に御協力をいただけるということが前提となりますけれども、ペットボトルをすすぐための簡易シンクを初め、分別のためのごみ箱、各種の表示板ですとかボード等々必要な貸し出し物品ですとか備品、体制などについて協議をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えておりますし、イベントに参加の皆さんがそれぞれ整然と分別する姿が子供たちのごみ分別に対する大切な意識づけにつながることを期待をしております。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 大変な前向きな答弁ありがとうございます。ごみの処理という、余り気持ちのよいきれいな仕事ではないと考えられますが、汚れていたものがきれいに始末されるということは市民の皆様にもしっかりと評価していただけることだと思います。

最後に、2番目のごみの収集の関係ですが、ごみの収集については生活の基本となる制度でありますので、基本的には市内全域同一の方法で取り

組まれることが望ましいと思われませんが、歴史的な背景や条件などからそれぞれの方式で適正に運営管理なされ、市民の生活が保障されることが重要だと思っています。そこで、歴史的背景や条件も含めて考えをもう少しお話ししたいと思います。ごみステーション方式では、民地も含めて収集場所を確保し、そこに一定の戸数のごみが集められることとなります。当然収集日ごとですから、頻繁に他人のごみが特定の地先に相当数、市街地においては単純計算でも26戸程度のごみが集まることとなります。そのため地先の理解を得ることはもとより、環境衛生や景観の観点あるいは回収の面からも適正に収集、保管されなければならず、一部例外はあるものの、風連地区ではごみステーションの方式を選択した必然としてごみ収集箱の設置が進んだということがあります。高齢化により当番制での管理が維持できなくなった町内会では、管理人を置き、謝礼を支払って維持管理に努めている地域もあります。

また、答弁にありました衛生施設事務組合による収集箱設置に対する支援についても行政としてごみステーション方式を導入した、その回収システムの一環としてごみ収集箱の必然性を認識し、行政の補助金と住民の負担金から成る衛生施設事務組合で助成措置を講じたということであり、言いかえると行政も間接的に補助を行い、設置の後押しをしたという経緯があるわけです。答弁にあった拠点回収については、ある意味同様の考えが必要かと思いますが、集合住宅については家賃を得ている家主さんがいるという意味では区分があってもよいと思います。また、収集に当たりごみ収集箱を必須としていないということでしたが、戸別収集でも小型のごみ収集箱を設置している方がおられることは認識しておりますが、先ほども申し上げたようにごみステーション方式の必然として行政も後押しし、回収システムのごみ収集箱が浸透、位置づけられていることでもあります。改めてステーション方式におけるごみ収集箱への支

援について考えをお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） ごみ収納箱に対する助成制度につきましては、先ほども申し上げたところでもありますけれども、旧名寄地区におきましても農村部あるいはアパート、マンションにつきましては拠点回収となっておりますし、個人の方が所有するものなど鉄製の既製品や手づくりのものなど、さまざまなごみ収納箱を設置していただいておりますが、ごみステーションの修繕等経費やごみ収納箱の新規あるいは更新のための購入補助につきましては、バランスですとか公平性の観点から、ある地域に限定することは考えられませんし、市内全域ともなると対象が相当数に上ることから、制度化は困難と考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 御答弁いただきました。バランスと公平性ということでしたが、ステーション方式におけるごみ収集箱の支援は難しいことだということだと思っております。同一の方式で特定地域への支援ということであれば、御答弁いただいたように平等の視点からも無理な話であることは十分理解しています。しかし、地区で異なる方式を導入しているということは、一律という視点からでの平等よりも異なる方式により生じる格差を是正する公平、公正の視点から優先されるべきと考えます。ステーション方式を支えているのは、戸別収集にはないごみ収集場所まで運ぶ地区住民と収集場所を管理する方々の日々の積み重ねと意識であり、この協働の姿勢は行政コストの削減にもつながっているものと考えます。ただいまいただいた御答弁内容が公正、公平の視点からどうなのか、歴史的背景や日々の地域の積み重ね、いわゆる協働による行政コストの軽減への貢献も含めて総合的な見地から改めてお考えを伺いたいと思っております。理事者の御答弁をお願いし、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 浜田議員からは、ごみ収集に関しまして市民部長の答弁を踏まえて公平、公正、さらには総合的な視点からお考えをということでありましたが、議員御承知のとおりごみ収集につきましては合併前の旧市町がそれぞれ制度をつくるに当たっては時代背景だとか、あるいは歴史的背景、さらには市民と行政との協働の方式の差異があって、そこも踏まえて一市二制度という、合併協議で整えたということをお理解をいただいていると思っております。その背景には、一市二制度の背景でありますけれども、それぞれの制度については尊重し合って、それぞれの市民がこれまで組み立ててきたということを改めて確認した上での合併協議だったというふうに記憶しているところであります。

さらに、本年は合併して10年ということでもありますし、当時の協議ではステーション自体の老朽化などについてはしっかりと踏み込んだ議論に至っていなかったというふうに、これも記憶しているところであります。ただいま議員からの指摘ございましたことについては、特にことは合併して10周年を迎える節目の年度であるということも考慮いたしまして、風連地区の町内会連絡会からの要望もあつたわけではありますが、このごみステーションの修繕だけではなくて、これも含めて支援措置、さらには収集に係る改善等については、先ほど公平、公正という観点ということでありましたが、それも含めてさまざまな角度から検証をさせていただいて、研究をさせていただきたいというふうに思います。

また、研究に当たっては町内会、それから関係市民、そしてまた収集に係るの検証について関係所管との調査等々も必要になってこようかなというふうに思っておりますので、その点については着手したいということをお申し上げて、答弁にかえさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で浜田康子議員の

質問を終わります。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 2時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 高 野 美 枝 子

署名議員 川 口 京 二

平成27年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成27年9月17日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美  
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 橋 本 正 道 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 白 田 進 君  
市 民 部 長 三 島 裕 二 君  
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君  
経 済 部 長 川 田 弘 志 君  
建設水道部長 中 村 勝 己 君  
教 育 部 長 小 川 勇 人 君  
市立総合病院 岡 村 弘 重 君  
事 務 部 長  
市 立 大 学 局 松 島 佳 寿 夫 君  
こども・高齢者 馬 場 義 人 君  
支 援 室 長  
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君  
上 下 水 道 室 長 天 野 信 二 君  
会 計 室 長 常 本 史 之 君  
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（17名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 靖 議員  
1 番 浜 田 康 子 議員  
2 番 山 崎 真 由 美 議員  
3 番 野 田 三 樹 也 議員  
4 番 東 川 孝 義 議員  
5 番 川 村 幸 栄 議員  
6 番 奥 村 英 俊 議員  
7 番 高 野 美 枝 子 議員  
8 番 佐 久 間 誠 議員  
9 番 塩 田 昌 彦 議員  
10番 川 口 京 二 議員  
11番 山 田 典 幸 議員  
12番 大 石 健 二 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 高 橋 伸 典 議員  
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 佐々木 寿 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏  
書 記 久 保 敏



○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、佐々木寿議員から欠席の届け出がありました。6番、奥村英俊議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 佐久間 誠 議員  
18番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について外2件を、山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問をいたします。

最初に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について質問いたします。ことし7月、岩手県の中学2年生の男子生徒がみずから命を絶ったニュースは本当に痛ましく、報道を聞く者の心に大きな衝撃を与えました。また、8月に大阪府で起きた男女中学1年生の事件など、社会のひずみを考えざるを得ない状況があります。青少年の健全育成については、本人はもとより地域の未来につながる大きな課題であると言えます。

本市においてもことし8月付で教育委員会から公表された平成26年度教育委員会事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書に重点目標として規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などの育成、いじめ、不登校の未然防止、早期

発見、早期対応についての記載があり、取り組みが進められてきています。

そこで、1点目として昨年度から取り組みが進められております名寄市小中学校いじめ防止サミットによる取り組みの実態から、児童生徒の意識の変容についてお聞きいたします。

また、規範意識の定着には、学校だけでなく家庭、地域の教育力も重要であります。2年目を経過したばかりではありますが、いじめ防止サミットの取り組みを一つの核として地域に発信し、さらなる心の育成を図るべく、教育行政の役割について今後の展望をお聞かせください。

2点目として、心に不安定な要素を抱えやすい年齢にある児童生徒に対する教育相談対応についてお聞きいたします。名寄市内4中学校のうち3校においては、校舎内に心の教室が設置されており、心の教室相談員が教師とは別の立場で生徒の心に耳を傾け、心の成長に寄り添うべく相談活動を行っています。しかし、勤務時間は年間700時間と定められていることから、時には実態にそぐわないことが考えられます。今後より一層教育相談の充実を図る上において、相談員配置に関する見解をお聞かせください。

3点目は、健やかな体を育てる観点から、義務教育小中学校における教育環境についてであります。北海道においても夏期間の気温が30度を上回ることもあり、熱中症への対応も必要なケースが出てきています。このことから、教室環境の整備としては空調や網戸の設置、屋内及び屋外における飲料水の確保が必要であると思いますが、各学校の現況はどのような状況にあるのでしょうか、お聞きいたします。

また、日々使用頻度の高いトイレの状況について、築年数の古い校舎の中には洋式便器の設置が少ない学校もあり、不便を感じながらも過ごしているケースが見られます。改善の計画についてお聞きいたします。

次に、大項目2点目、名寄市におけるスポーツ

振興について質問いたします。ことしの夏、健康の森の鮮やかな芝生で熱心に練習に励むアメリカンフットボール部の大学生の姿に出会いました。声をかけてみますと、彼らはここ数年合宿先を名寄に決め、なよろ温泉サンピラーに宿泊しながら健康の森で練習しているとのことでした。さらに、宿泊先の対応、特に食事面での配慮や送迎等に感謝していると感想を話してくれました。また、雪質日本一を誇る名寄ピヤシリスキー場やピヤシリシャンツェには日本を代表する多くのアスリートを迎えています。そして、北海道立サンピラーパーク内のカーリングホールでは外国チームの合宿も行われています。

そこで、1点目として市内の各施設利用における合宿の実態についてお聞きいたします。

また、名寄市が市外から多くの合宿の受け入れを行っていることは、交流人口の拡大等の目的があるかと思えます。今週月曜日に開催されました第3回地方創生総合戦略検討特別委員会でも合宿の誘致の推進について平成32年に5,000人とする目標値が示されました。このように合宿誘致を目指す名寄市としての目標達成に向け、その具体的計画についてのお考えをお聞きいたします。

2点目は、青少年のスポーツ振興を目指す環境整備についてであります。名寄市内各施設の中でもとりわけスポーツ施設においての青少年活動は定例化し、活発に行われていると認識しています。学校教育下の部活動だけではなく、放課後の学校開放による少年団活動や各種スポーツクラブ活動など熱心な取り組みが進められていることから、その活動をさらに充実させるためにはさらなる環境の整備が望まれています。環境を整えることができれば、種目によっては市外から訪れる合宿チームとの合同練習会や競技会の開催、または競技会の観戦、指導者の研修を含む交流会など積極的な取り組みができるのではないかと期待いたします。また、基礎体力の向上を目指す活動の中では、食育も取り入れ、他種目他チームでの合同練習も

よい刺激となることから、体育館、研修室、調理場などそれらの施設がそろった環境を望む声も寄せられています。今ある施設を有効活用する考え方に立って、スピード感を持って今できる環境改善策についての見解をお聞きいたします。

最後に、大項目3点目、地域福祉の推進について質問いたします。まず、1点目は、生活困窮者自立支援事業の実施状況についてであります。本年4月から生活困窮者自立支援事業がスタートし、6カ月目を迎えました。近年経済的困窮または社会的孤立の状態にある人々が増加してきている状況の中で、困り感を抱えながらも今まで十分に支援の手が差し伸べられてこなかった人々を支援する事業として十分機能を果たしていくことが望まれています。本市においても広報なよろ第109号によりその事業開始の内容が紹介され、自立相談支援事業と住宅確保給付金の支給事業が進められています。そこで、相談件数と実際の事業の状況についてお聞きいたします。

2点目は、関連機関連携による見守り体制についてであります。生活困窮者が抱える多様で複合的な課題解決を目指す上では、自治体の内部にとどまらず、職業安定所、保健所、民生委員児童委員など関係機関の連携が不可欠であります。生活困窮者の相談に対し継続的かつ包括的に対応することが重要であることから、地域の見守り体制について名寄市の現況をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） おはようございます。ただいま山崎議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び2につきましては私のほうから、大項目3につきましては健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1の豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について、小項目1の名寄市小中学校いじめ防止サミットによる取り組みの実態と

展望についてお答えいたします。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであります。いじめをなくすためには、よりよい人間関係づくりを基盤とした集団づくりが大切なことから、各学校におけるいじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を一層強力に推進することが重要であります。このため教育委員会では、名寄市いじめ防止基本方針に基づき市内の全小中学校の児童生徒によるいじめの根絶に向けた自主的な取り組みの活性化を図るため、平成26年度より名寄市小中学校いじめ防止サミットを実施しております。平成26年度に実施しました同サミットでは、各学校におけるいじめ防止に係る取り組みを発表したり、名寄市小中学校いじめ防止宣言の採択などを行いました。その結果、児童生徒はいじめを許さない学校をつくるためには学校全体でいじめ防止の取り組みを進めることが大切であるという意識を高めることができたと考えております。

また、本年度に実施しました同サミットでは、児童生徒のいじめを許さない意識や態度をより一層高めるため、各学校のいじめ防止に係る取り組みについて質問や意見を発表したり、名寄市小中学校いじめ防止標語の採択を行いました。さらに、全児童生徒を対象に名寄市小中学校いじめ防止宣言の定着状況に係るアンケート調査を実施し、調査結果について意見交流を行いました。その結果、全体会での児童生徒のまとめの発言にもありましたが、アンケート調査の結果が100%よい結果となるようこれからもいじめ防止の取り組みを進めていかなければならないという意識を高めることができたと考えております。

このような名寄市小中学校いじめ防止サミットの取り組みを受けて、現在各学校では児童会、生徒会活動によるいじめ防止集会や挨拶運動などの

取り組みを推進しております。例えば児童会が中心となっていじめの問題に係る劇をいじめ防止集会で発表し、いじめの問題について全校児童が意見交流を行ったり、登校時におけるハイタッチ挨拶運動等を推進しております。今後教育委員会といたしましては、学校と連携し、名寄市小中学校いじめ防止サミットを継続するとともに、同サミットの取り組み内容などの改善、充実を図り、児童会、生徒会を中心とした自発的、自主的な取り組みによるいじめを絶対に許さない学校づくりを推進してまいります。

次に、家庭、地域との連携の今後の展望についてですが、いじめを根絶するためには名寄市いじめ防止基本方針に定めておりますとおり、教育委員会や学校及び学校の教職員だけではなく、保護者や地域住民などがそれぞれの役割と責任を果たすなど地域総がかりでいじめの根絶に向けた取り組みを推進することが必要であります。このようなことから、学校と家庭、地域が一体となって児童生徒の健やかな心と体を育むため、名寄市教育改善プロジェクト委員会では読書に親しむ習慣の大切さや自尊感情を育むことの大切さ、いじめは許されないと教えることの大切さなどで構成されている家庭で取り組む7つのポイントを作成いたしました。各学校においては、家庭教育の理解と協力を得るため、家庭で取り組む7つのポイントを活用し、日ごろから約束や決まりを守ること、命の大切さや思いやりの心などについて親子で一緒に考える機会を持つことなどの啓発に取り組んでいただいているところであります。また、教育委員会において市のホームページに家庭で取り組む7つのポイントを掲載したり、名寄市小中学校いじめ防止標語のポスターを作成し、市内の全小中学校はもとより主な公共施設等に掲示をしております。今後教育委員会としましては、家庭で取り組む7つのポイントの活用の促進や機会あるごとに名寄市いじめ防止基本方針の地域住民への一層の啓発に努めるとともに、各学校に名寄市中

学校いじめ防止サミットや学校におけるいじめ防止の取り組みなどに保護者や地域住民の積極的な参加を促すような取り組みを一層強力に推進するようお願いしてまいります。

次に、小項目2の教育相談について、初めに各学校における教育相談の取り組み状況についてお答えいたします。学校には、子供たちが学業の成績や将来の進路、部活動等の学校での問題を初め、友人関係や異性関係、家庭問題など一人一人異なる悩みやストレスを抱えていることから、子供の悩みに対して適切かつ可能な限り迅速に対応し、子供が安心して学習に取り組むことができるよう教育相談を充実させることが求められております。教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して特定の教員だけが行うものではありませんし、相談室だけで行われるものでもありません。このようなことから、教育相談を充実させるためには個別相談、グループ相談、定期相談などの相談形態を状況に応じて使い分けるなどきめ細かく支援することが重要と考えております。

本市の各学校におきましては、全ての教職員が学習場面はもとより、行事や当番活動などでも体の不調を訴える、憂鬱な表情をしているなどの子供のサインに応じて悩みが深刻化しないように子供に声かけするなどいつでも相談的な働きかけが行えるようにしています。また、教育相談月間を設定し、いじめアンケートや相談アンケート等を活用しながら、学級担任が全ての児童生徒一人一人と個別に面談するなどして教育相談の充実に向けております。さらに、子供の悩みや相談内容に応じて、学校だけで解決しようとするのではなく、児童センターや児童相談所など適切な専門機関と連携して進めております。今後教育委員会としましては、各学校に対して担任、教科担任、養護教員等のもとより心の教室相談員や特別支援教育学習支援員など子供にかかわる全ての教職員が子供

たちのさまざまな不安や悩みを受けとめ、きめ細かい教育相談が進められるよう働きかけてまいります。

次に、心の教室相談員の配置に関してですが、教育相談の充実に向け、心の教室相談員が配置された背景には、平成11年ごろの校内外における児童生徒による暴力行為の増加、少年等による凶悪犯罪の連続的な発生、過去最多となった不登校児童生徒、いじめ、高等学校中途退学者の増加など児童生徒の問題行動等が多数発生したことが原因にあります。文部科学省は、これらの問題の解決のために公立中学校に教職経験者や青少年団体、指導者等地域の人材を心の教室相談員として配置し、生徒の悩み等の相談に乗ったり、気軽な話し相手となったりすることにより、生徒が悩みなどを抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境づくりを目的として本事業を実施しました。本市におきましては、平成11年度より北海道の調査研究委託事業として名寄中学校と名寄東中学校の2校に心の教室相談員を配置してきました。また、風連中学校には平成13年度より配置してきました。平成16年度以降文部科学省は、調査研究事業として一定の成果を上げたことなどを理由に本事業を廃止しましたが、本市におきましては本事業の実施効果が大きいこと、さらには地域の状況を踏まえ、市単独事業として実施する規則を制定し、継続してきた経緯があります。

次に、心の教室相談員の活用状況ではありますが、平成26年度は名寄中学校、名寄東中学校、風連中学校の3校に配置し、月平均の来室人数は約217人、相談人数は約17人に上り、相談内容の主なものは体や病気、性に関すること、友人関係、部活動のことなどです。本年度も3校に相談員を配置する計画ですが、名寄東中学校の相談員の退任に伴い後任が補充できず、現在市広報やハローワーク等を通して公募をしているところであります。

次に、小項目3の義務教育小中学校における環

境整備の充実についてお答えします。子供たちに良好な環境のもとで学校生活を送ってもらうためには、空調設備や水飲み場などの給水設備、またトイレ等の衛生設備の改善は欠くことのできない問題と認識しております。特に近年の異常気象とも言われるような猛暑が続く気象条件の中では、暑さ対策は重要な課題であることから、各学校には網戸を設置したり、高熱になる可能性があるパソコン教室には空調機器を導入するなどの対応をしており、今後においても計画的な整備を進めていきたいと考えております。

また、体育の授業や部活動など屋外での活動の際に水飲み場が必要となりますが、各学校の状況を調査したところ、智恵文中学校や風連中学校のように体育館出入口付近などで靴の洗い場や散水用として水道が設置されているだけの学校もあることから、水飲み場としても利用できるように改修していきたいと考えております。

学校のトイレにつきましては、近年の生活スタイルの変化に伴い、洋式化への要望が子供たちや保護者からも出されております。特にけがをしたときなど洋式トイレでなければ利用ができないという実態も指摘されているところであります。このような状況を受け、教育委員会としても年次的にトイレの洋式化を進めてきておりますが、平成26年度においては小学校で27.6%、中学校では30.8%の洋式化率にとどまっております。現在建設が進められている名寄南小学校の新校舎においては、全て洋式トイレが設置される計画です。その後の風連中央小学校についても名寄南小学校に準じ整備になると考えられ、洋式化率は向上すると思われませんが、現時点で改築等の整備計画が示されていない学校については今後も計画的に整備をしていかなければならないと考えているところであります。いずれにいたしましても、今後も比較的新しい校舎と老朽化した校舎の二極化の中で市内小中学校の学校運営が進められることとなりますが、子供たちにとって必要な施設整備

は行っていくというスタンスに変わりありませんので、御理解願います。

次に、大項目2の名寄市におけるスポーツ振興について、小項目1の市内施設における合宿の実態についてお答えいたします。初めに、スポーツ合宿受け入れ人数ですが、平成24年度に実施しました宿泊施設への調査では2,493人の宿泊数があり、施設別の内訳ではアルペンスキーが252人、ジャンプが1,624人、クロスカントリーが174人、健康の森の施設を利用しているサッカー、アメフト、ラグビー、陸上などが443人となっております。

次に、合宿の誘致については、現在名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会においても協議をさせていただいております。その委員会では、本市の冬季スポーツに適した自然環境、アルペンやノルディックスキー、スノーボード、カーリングなどの競技施設が充実している環境を生かし、冬季スポーツを中心とした合宿や大会誘致の推進について協議をさせていただいているところであります。合宿誘致の目的、効果については、交流人口の拡大による雇用の安定や宿泊、飲食業等の活性化、また地域スポーツの振興、施設の有効利用や地域をPRする情報発信など地域の振興に効果が期待できるものと考えております。合宿誘致にかかわる具体的な施策の数値目標については、現在総合戦略推進委員会において協議をさせていただいているところであります。合宿誘致の推進に当たっては、市内の関係団体や宿泊施設等と受け入れ態勢を再構築し、合宿専用のホームページによるPR活動を強化して今後本市で開催されます全国中学校スキー大会やJOCジュニアオリンピックカップなど全国規模の大会の開催を好機と捉え、事前合宿などの誘致を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の青少年のスポーツ振興を目指す環境整備についてお答えします。議員から質問がありました施設は、宿泊や調理が可能な施設に

ついでに整備計画の考えとのことですが、本年第2回定例会で答弁をさせていただきましたとおり、現在のところ施設整備の計画はありませんが、閉校になる校舎や遊休施設など活用について検討していく必要があると考えております。その検討につきましては、庁内での検討会議や次期総合計画策定において議論がされていくものと考えております。

現在活動されている団員及び指導者については、既存の体育施設などを活用しながら定例の練習、合同練習、研修会、交流会などが行われています。宿泊を伴う合宿を行う際には、市内ホテルや旅館、宿泊可能な公共施設、近隣市町村の施設の利用を検討いただいているところであります。あわせて名寄市が宿泊研修施設と位置づけていますなよろ温泉サンプラーについては、日進地区再整備庁内等検討委員会において両者からのアンケート調査を実施し、今後の施設のあり方を含め改修計画を策定していくこととなっております。施設の整備におきましては、市民や関係団体などから意見や要望を聞き取りながら計画を策定していくこととなりますので、今後も議員からの御意見がありましたらお願いを申し上げたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目3の地域福祉の推進について、小項目1の生活困窮者自立支援事業の実施状況についてと小項目2の関係機関連携による見守り体制については関連がございますので、一括して申し上げます。

本年4月に始まった生活困窮者自立支援事業の実施に当たり、本市は第2のセーフティーネットとしてさまざまな支援を実施するための入り口としての初回面談が重要と考え、総合相談窓口を社会福祉協議会に設置して社会福祉士の資格を有する主任相談支援員1名、相談支援員兼就労支援員1名を配置して福祉専門職による相談体制を整備して、その周知を図ってきたところです。また、

ワンストップ支援を強化するために従来から実施している生活資金の相談や民生委員児童委員によるよろず相談との窓口を同じくして、あらゆる悩みや困り事、心配していることの相談を気軽にさせていただくための市民の皆さんにとって相談しやすい相談所となるよう名称を生活相談支援センターとしたところであります。相談は、電話相談が多い状況ですが、直接社会福祉協議会へ訪れる方もいらっしゃると思いますので、お話を聞きする際は相談室もしくは会議室を利用し、プライバシーには配慮をしております。

全国的に事業が開始となり、相談件数などが公表されておりますが、政令指定都市、中核市を除き人口10万人で1カ月当たり新規の相談数は平均16名の状況です。本市のこの5カ月間での新規相談者数は35名となっており、一月当たりに換算しますと7名となりますので、人口規模で比較をいたしますと全国平均よりも多くの御相談をいただいていることとなります。相談の件数は、4月から6月にかけて各月10件、7月に2件、8月に3件となっておりますが、傾向として相談事業開始当初は生活保護に直結する相談件数が多かったのですが、次第に債務問題や家族問題などの複雑な相談が見受けられる状況となっております。相談の内容は、収入、生活費などの相談が30件と一番多く、また家賃、債務、家族問題についての相談となっております。相談後の支援については、自立相談支援へつなぐものが2件、生活資金、生活福祉資金へつなぐものが10件、生活保護へつなぐものが4件、その他関係機関へつなぐものが2件となっております。また、相談することで不安を払拭できたり、いつでも相談することができる相談窓口を見つけたことで満足される方も相当数おりました。

これらのさまざまな相談を受け、相談者本人と作成したプランについては、名寄市を初め社会福祉協議会、公共職業安定所、民生委員児童委員連絡協議会、名寄保健所等で構成される支援調整会

議で協議しており、この支援調整会議はプランの策定や変更時に開催し、さまざまな団体が多方面の角度から検証しており、例えば債務整理などでは弁護士への同行相談を初め、今後本人が自立するために有利な資格取得などについて協議し、資格取得の方法や、またそれを本人が希望しているか、本人の特性に即しているか、さらにはこれらに関する費用支援なども検討をしております。また、一方では現に急迫し、生活保護につながるケースも数件あり、生活保護を受給しながらケースワーカーの支援により就労し、自立につながったケースもあります。

また、本事業を進めていく上で重要となるのが関係機関との連携であります。名寄公共職業安定所、名寄保健所、名寄市民生委員児童委員連絡協議会、名寄市社会福祉協議会、名寄市立大学から組織される地域ネットワーク会議や市役所内での各部署で組織される庁内連携会議などを通じてさまざまな問題に起因する相談から、本人の希望に沿った自立に至るまでをフォローできるように取り組みを進めております。地域ネットワーク会議においては、困窮者の自立という共通目的、各所属機関の協調、協力と情報の共有が必要であり、この地域の特性を踏まえた生活困窮者自立支援事業を構築するために状況の把握が重要であることが確認をされております。また、庁内連携会議においては部局横断的な体制の構築と各部署からの生活困窮者相談支援事業へのつながりと個人情報の本人の同意後となりますが、プラン策定における情報の共有と協力が確認をされております。さらに、平時の見守りについては、民生委員児童委員を中心に社協が実施しております名寄市との協調事業である町内会ネットワーク事業や生活関連事業者等に御協力を依頼している名寄市地域見守りネットワークなども活用しながら、より多くの見守りの目で対象者の発見や情報収集、把握に努め、複合的な課題を抱えた個人や家族に寄り添いながら支援につなげていきたいと考えております。

今後とも地域関係団体とのネットワーク会議や地域との懇談会などで課題を投げかけて、理解者や支援者をふやしていく取り組みを進めることにより、地域への働きかけを行いながら相談につなげてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 御丁寧な答弁をいただきましたが、再度質問をさせていただきます。

先ほどいじめ防止サミットについての取り組みの状況について説明いただきましたけれども、まだ今年度2回目ということですので、今後の取り組みについては興味深く見守る必要があるところだと思っておりますが、実は昨年度いじめ防止サミットが終わったときに子供たちがみずから宣言をするという形で名寄市小中学校いじめ防止宣言というものを採択いたしました。これは、私たちは名寄市内の全ての小中学校からいじめをなくすため、次のことを宣言しますということで3項目を示しています。各学校はもとより公共の施設の中にこのポスターは掲示されておりますし、その後もいじめ防止に関する標語等のポスター掲示もなされています。しかし、防止サミットのある時期、その時期についての意識は確かに高く、子供たちの口にも上っているところなのですが、年間通してということになったときに少し気持ちの掘り起こしが必要になることもあるのではないかと思っております。

そのことにつきまして家庭を巻き込んでということの御答弁の言葉をいただきましたけれども、それについては家庭教育に対する7つの約束事という、そのことの中にいじめに関するものというものが含まれているとは思っておりますけれども、言葉がいろいろ錯綜しています状況にあることから、もう少しわかりやすい子供たちが日常的にすぐイメージできるものに関連づけることができないのかなというふうに思っています。例えば山口県の萩市には吉田松陰、地域の偉人としての教えが残

ってしまして、明倫小学校においては小学校1年生から松陰先生の教えということで毎日唱和している言葉があります。きょうよりぞ、幼心を打ち捨ててという言葉から始まる言葉なのですが、自分の幼い心を小学校1年生に入ったときに一度忘れ去ることで人としての道をしっかり学んでいくということを毎朝小学校1年生が1学期に唱和しています。2学期にはまた別な言葉が、3学期にはまた別な言葉がということで、6年生までそれぞれの子供たちがみずからの生きざまを正す言葉を唱和しています。そういう形の中で日常的な取り組みの中につないでいくことができないか、これはもちろん各学校の考え方ということが大きいと思いますけれども、やはり名寄市としての教育行政の目指す方向性も含めて、各学校にそういう啓発をしていただけるということが大事ではないかなというふうに思っていますので、その点についての見解をお聞かせいただきたいと思えます。

あわせて、これは今のところあくまでも小中学校ということになっています。しかし、私は三つ子の魂百までもではありませんけれども、幼稚園での取り組み、保育所での小さい子供たちにしっかりと意識を定着させるということも大事であると思います。ですので、教育という観点から考えますと幼稚園教育ということになりますけれども、年度を重ねていく今後の見通しとして幼稚園を巻き込むということについてはお考えがあるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま山崎議員からは、いじめの継続的な意識を高めていくという点だというふうに思いますが、おっしゃられるとおり当然防止サミットのときには児童会、生徒会も含めて全体で話をしたりして意識も高まっていくかというふうに思いますが、やっぱり時間が経過することによってその意識が低下していくことも懸念されることですので、それに

つきましては各学校におきましては定期的に節目、節目、行事などを通じながら常に啓発を行っているところでもあります。また、家庭や地域におきましては年に1回そういったものを配布しても、それもすぐ忘れられている状況もありますので、ホームページ等も載っていますし、公共施設等の掲示につきましても長期間掲示してもらうような依頼をしたり、あと市広報につきましても節目、節目に掲載してもらうような、そういった継続した取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

それと、幼稚園、保育所児の幼児への啓発というところでもありますけれども、私もその点は大変重要、大切なことだというふうに考えております。いじめは絶対にいけないことという意識は、幼児期のころから持ってもらいたいということが大変重要な教育だというふうに思っていますので、その点につきましては今回のいじめ防止宣言を各幼稚園や保育所など関係する施設に配布をしながら、先生方には子供たちがわかるような言葉で説明してもらいたいような、そういった働きかけをしていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 決して各学校の取り組みが足りないということを言っているわけではありません。各学校は、それぞれの学校の特徴に合わせて、例えば少人数の学校もありますし、100人を超える大規模な学校もありますので、その学校規模に合わせて随時取り組みを進めておりますし、各学級においても担任は常に心を砕いております。それがわかっている上で、あえて地域の中にその機運を高めることができないのかということについて申し上げておりますので、改めてそのことについて言葉にしておきたいと思えますけれども、やはり地域全体の中で児童生徒を見守る。誰が見ていてもいじめは許されるものではない。行動についていつ何どき我が身を正されるか



わからないという、その意識が子供についても大人についてもしっかりと育て、人と人との関係がよりよく構築されていくことを願っておりますので、そのことをあえてもう一度言葉にさせていただきたいと思っております。

続きまして、次の質問に移らせていただきますけれども、心の教室相談員のことです。教育相談という考え方については、先ほど御答弁の中にもありましたけれども、やはり立場が変わると言葉が変わります。教師の行う教育相談、やはりどうしても指導が入ります。それに対して心から傾聴する立場で児童生徒に向き合う相談員については、やはり子供たちにとっては少し違った形での受けとめ方がなされているようです。そのことにおいて700時間というのは、これは週5日、1日4時間、そして指導要領で定められております35週というところに起因しての700時間なのですけれども、夏休みもあれば冬休みもある。ましてや長期休業中においての心の変化というのは、日常的に担任教師に会わない場であるがゆえに大きく揺れる場合もあります。ネット社会でありますので、子供たちは学校に行っていない状況の中でも大きな悩みを抱えることがあります。この700時間がいいかどうかについては今後御検討いただきたいとは思っておりますけれども、少し相談員の対応できる対応の仕方について、時間も含めて再度検討していただきたいということを思っています。

そして、本市は中学校にのみ心の教室を設置しておりますけれども、隣の土別市におきましては土別小学校、土別南小学校、そして土別西小学校にも心の教室相談員を配置しています。それは、日常的に子供たちを見守る問題行動があったときに相談員がかかわることではなく、常に寄り添うことのできる、そういうゆとりのある人間を、しかも経験値も豊富でしっかりと受けとめることのできる人を配置しているのだと認識しています。来年度名寄市においては、名寄南小学校が新しく

なり、子供たちの移動が考えられているところであります。今後状況によっては、小学校への配置等も必要になってくるのではないかと考えております。すぐということではないと思っておりますけれども、先生方は教師という立場で日常的に教科の指導に努力されている中、部活動ですとか生徒指導ですとか自分の時間がない中で最大限子供たちのために奔走されておりますので、そういう時間に余裕のある人間が学校に配置されるということの教育的効果についてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。教育長、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 先ほど教育部長のほうからお話ありましたけれども、心の教室相談員の配置ということにかかわっては、平成11年ごろ全国的に生徒の問題行動が多く発生したことを背景に教師1人当たりに対する生徒の数が多く、主に大きな学校に配置されたという経緯があります。その後、子供たちの生徒の問題行動が終息した段階で多くの市町村では心の相談員の配置を取りやめております。名寄市の場合は、生徒の問題行動が終息した後も生徒の指導の充実のためにということで継続して配置してきたという、そういう経緯があります。また、学校における教育相談というのは、本来学級担任が中心となって全ての教職員が協力し合いながら進めていくことが、これが基本でございます。一方、学校における心の教室相談員の主な役割についてでございますけれども、これにつきましては今議員もお話しになっておりましたように、教員とはちょっと異なる立場で生徒の悩みなどの相談に乗っていただくことなどを通して、学校の教育相談の充実、これを補っていくということにあります。まず、このような心の教室相談員の配置の背景と、それとその役割について御理解いただければと思っております。

1日4時間、週5日の年間700時間の中で子

供の状況に応じて教室の開設、日常弾力的に扱うなどして対応していただくことで、今の現時点では充実した教育相談が行えるのではないかと考えております。そんなことでぜひ御理解をいただきたいと思っております。ただ、今御指摘がありましたように子供の状況によってはいろいろな問題も多く生じていることも考えられますので、これを機会に一回各学校の状況を聞きまして、700時間の問題も含めて、また小学校のほうの配置も含めてちょっと調査研究してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ただいま御検討をということでしたので、その検討の結果を今後聞かせていただけることを期待させていただきたいと思っておりますが、問題行動の低年齢化ということで、昨日ですか、文科省から報告書が出されました。それから、全国の不登校、ひきこもりは去年よりさらに上回ってきているという傾向も発表されています。ですので、それを食いとめる義務教育の重要性ということについてはあえて私が壇上で申し上げることはありませんけれども、特に中学校においては不登校、ひきこもりというつながりを断ち切るとりでであるというふうになっておりますので、ぜひとも効果的な配置をお願いしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。スポーツ振興の部分でお尋ねしました合宿誘致についてですが、合宿誘致が名寄の青少年のスポーツ振興にかかわることができないのかということをご常日ごろ思っています。競技力向上を目指すときに、先ほど合宿の受け入れ状況についてお話のありました冬のスポーツ人口、主にジャンプが多数の人数を占められておりましたけれども、その件について名寄市でなかなか青少年が育ってこないという実態があります。しかし、これは6月の定例会でも確認させていただきましたとおり、立地条件等に

もよりますので、すぐに対応できるということではないかもしれませんが、冬のスポーツを支えるための夏場のトレーニングということに関しましては陸上ですとかその他球技系のスポーツにおいてもサッカーですとかアメリカンフットボール系の合宿もあるわけですから、青少年との交流の中で、さらに一方通行の交流人口ではなく名寄市の人間との交流をすることで行ったり来たりのできるのではないかと考えております。その点について合宿を地域に根づかせるためにどんな連携をとられようとしているのか、特に体協との関係についてお聞きしたいと思います。体協も巻き込んで連携をとるお気持ちがあるのかどうかについてお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいまありました合宿誘致に来た選手たちとの地元の少年団、団体との交流によってスポーツの競技力を高めたりするということだというふうに思いますけれども、その点につきまして言われるとおりだというふうに思います。これまで名寄市においては、合宿受け入れするための総合的な窓口がないがために、直接サンピラー温泉なり宿泊施設等、利用する施設とのやりとりの中で来て利用をいただいているという状況がありますので、そういった面ではなかなか事前に地元の子供たちや団体の人たちとの交流する場面がつかれないという状況ありましたけれども、今後まだ設置をしていませんけれども、総合的な窓口を設置をやって、そこが一定程度受け入れ情報等も収集していくというふうにしていきたいと思っておりますので、その中で来られる団体に地元の子供や選手との交流練習や交流試合、また地元の市民との歓迎、交流も含めてそういったこともやれるようにしていきたいと思っておりますし、今回この総合戦略の中でも位置づけているところでありますし、当然その中には体育協会が各団体と連携をとる組織でありますので、そこはしっかりした連携をとりながら、冬季というふうについてい

ますけれども、陸上やサッカーなどの夏の競技の合宿も来ていますので、そういった全体的な競技の取り組みも視野に入れながら名寄市のスポーツ振興、ジュニア育成につなげていくようなことを具体的に進めていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 窓口一本化ということで、結局ルートができれば情報も回ってくるということで、そこに期待したいと思っておりますけれども、そのときに各団体の状況、それから代表者だけではなく、そこにかかわっている子供たち、親、指導者、そういう言葉悪いですが、末端といえますか、多くの人からの意見を聴取するような形で進めていただきたいと思っております。特に先ほど申し上げました練習環境等の整備につきましても、やはり今いる子供たちが育たなければ将来にはつながりません。子供を育てるということでは、指導者も育たなければつながりません。今何ができるのか、今ある施設の中でできるだけお金をかけないで地域を巻き込み、指導者を巻き込み、親を巻き込む中でできることについては、やはり意見を聞くところからスタートしていただきたいと思っておりますので、その部分についてはお願いを申し上げておきたいと思っております。

最後になりましたけれども、生活困窮者自立支援事業の点について1つ再質問させていただきます。相談件数について御報告をいただきましたけれども、相談に来る方というのは実はエネルギーがあるから相談に来られるのではないのでしょうか。地域の中には、相談に来られない状況でいらっしゃる方がひよっとするといらっしゃるのではないかと。それは、病院に通院されている状況ですとか、例えば子供たちの学校での状況ですとか、そういう多面的なところから情報をキャッチする必要があると思っております。相談に一回来られたけれども、次から相談に来られていない状況ですとか、そういう地域の中でこの事業を必要とされ

ている方たちの掘り起こしについての名寄市での取り組みについてお尋ねします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 初回相談から2回目の相談につなげるという御質問をいただきました。相談の継続は、最初の相談時に当事者の考え、訴えをいかに傾聴するか、しっかり御本人のお話を受けとめまして信頼関係をつくることが重要と考えております。プランの作成が必要と思われる相談内容でも、当事者の心身状況や問題の捉え方などにより相談が継続しない場合もあるのではないかと想定はしております。相談窓口とのつながりが切れることのないように、押しつけとならない範囲でこちらから連絡をとるなど寄り添った支援を続けていく必要があると考えております。また、相談の再開要請があった場合については速やかな対応をとるのはもちろんのこと、見守りが必要だと思われる場合は定期的な訪問や地域の民生委員さんを通じて経過を見守るようにしていきたいと考えております。

また、本事業、制度開始後5カ月というところで、この間初回面接、インテーク面接に重点的に取り組んでまいりました。今後は、2回目の御相談につなげることが重要であると考えております。相談を重ねるごとにさまざまな課題も見えてくるのではないかと思いますので、待ちの姿勢ではなく、こちらから声かけなどを行いながら相談につなげてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、この自立支援事業は伴走型の事業でありまして、さまざま課題を抱えた個人や家族に寄り添いながら今後ともこの支援を続けてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） やはり役所まで来る、相談窓口まで来るということに対してとても敷居の高さを感じていらっしゃる方もおられます。そういう声も届いておりますので、今御答弁いただ

きましたようにそういう方がいらっしゃるのだという認識に立って相談事業、それから生活困窮者支援事業を進めていただければありがたいなというふうに思っておりますので、ぜひその部分、地域にはニーズがあるのだということを私が言うまでもありませんが、心の底に置いて取り組みを進めていただきたいと思います。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

災害に強い名寄市について外3件を、高野美枝子議員。

○7番（高野美枝子議員） 茨城県常総市、宮城県、栃木県など、鬼怒川が決壊し、大きな災害を引き起こしました。まるで東日本大震災の津波を思い起こす恐ろしいほどの川の流れでした。亡くなられた方々に哀悼の意を、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

阿蘇山も噴火し、地震も頻繁に起こっています。名寄市でもゲリラ豪雨や線状降水帯の影響で天塩川が氾濫し、私たちの暮らしや命さえ奪うかもしれません。一瞬にして起こる、経験値で考える範囲を超えている災害にどう対応できるのか、大切な命を何としてでも守っていききたい、そんな思いで通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

この地域もこれから台風シーズンを迎えることになるわけですが、大項目1点目、災害に強い名寄市について質問をさせていただきます。小項目1、防災組織の現状と課題について。昨年は避難を伴う災害がありました。農業被害、橋が流されるなど近年にない大きな被害でした。その後、市民や町内会の意識や行動はどのように変化しているのか質問させていただきます。

小項目2、名寄市防災マップの有効活用について、今回配布をされました防災マップの活用方法について伺います。いかにして活用するかで防災意識を高めることができると考えます。

小項目3、避難行動要支援者の対応については昨年も質問させていただきましたが、昨年からのように変わったのか、再度お聞きいたします。

小項目4、地震や火災など避難訓練の現状と課題について、名寄市は地震がないと言われていますが、その対策についてはどのように考えているのかお伺いいたします。その他災害に対する訓練はしっかりと取り組まれていることと思いますが、なれてきますと形だけの訓練になってしまいがちです。よりリアルな実践訓練が必要と考えますが、どのような工夫をされているのかお伺いいたします。

次に、大項目の2番目、公園や街路樹の管理について質問をさせていただきます。ある日突然樹木が切られてしまったとか、植樹柵やグリーンベルトの管理をする方が高齢になって、楽しかった花の手入れが苦痛になったりしています。小項目1、街路樹の剪定基準と景観保全について、植樹柵やグリーンベルトの管理方法についてお伺いいたします。

小項目2、市道及び公園などにおける落ち葉対策について。これからは、台風シーズンになり、落ち葉が道路の排水溝を塞いだり、雨が降ったときなど路面が滑りやすくなるなど大変危険な状況です。このことについてお伺いいたします。

次に、小項目3、都市公園の管理について、都市公園や児童公園の管理についてお伺いいたします。児童公園は、町内会の方が管理されていますが、高齢でなかなか管理が難しい状況にあるという相談もあります。そのことを受けとめて、相談や助言する体制についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

少子高齢化時代に入り、認知症の高齢者がふえています。認知症は、早期発見が重症化しない最大の取り組みです。より多くの市民が認知症の方に適切に対応ができる優しいまちづくりこそが今必要とされています。

次に、大項目3、高齢者が安心して暮らせるま

ちづくりについて、小項目1、認知症サポーターの養成について、開催状況、市の現状、取り組み状況についてお伺いいたします。

高齢者はもちろんですが、若い世代への啓発も大いに必要ではないかと考えていますが、大学生、高校生、中学生など、小項目2、若者に対する認知症の啓発についてお伺いいたします。

また、小項目3、名寄市における認知症予防対策についてお伺いいたします。

小項目4、ネットワーク事業の現状と課題について、高齢者に対する地域での見守りについて現状と課題についてお伺いいたします。

平成27年度で介護保険制度が変わりました。要介護、要支援者への変更点と対応と課題についてお伺いいたします。

また、小項目5、介護認定者に対する対応と課題についてお伺いいたします。

次に、大項目の4番目、地域コミュニティの推進についてお伺いいたします。小項目1、小学校の閉校に伴う地域コミュニティの推進について、小学校が地域に与える影響と地域性の違いについて、小項目2、多世代が交流できるイベントなどの開催について、高齢者と地域とのかかわり、また地域の伝承文化、お祭りなどの継承についてお伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま高野議員からは、大項目で4点にわたり御質問いただきました。大項目の1及び大項目の4については私のほうから、大項目の2につきましては建設水道部長から、大項目の3につきましてはこども・高齢者支援室長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、大項目の1、災害に強い名寄市について申し上げます。初めに、小項目1の防災組織の現状と課題についてであります。自主防災組織の育成に関しましては出前トークなどの利用を

中心に啓発を図っているところであり、平成27年9月1日現在組織の設立数16、組織は設立していませんが、防災活動を行っている2町内会を加えた計18組織を把握しているところでございます。また、現在自主防災組織設立の検討が行われている町内会は5町内会ほどありまして、来年度までには組織設立が行われるものと見ております。これらの動きは、昨年8月の大雨災害を契機に防災意識が高まっていることに起因しているものと認識をしているところであります。

次に、設立の働きかけにつきましては、防災意識を高めることから考えており、また意識啓発は重要な要素と捉えていますことから、本年の防災訓練では浸水の予想される地区に対し積極的に参加を呼びかけ、防災組織の設立のきっかけとなることを期待しているところでございます。また、組織の活動には自発性が大切であり、地域で防災活動及び的確な避難行動を行うためのキーマンが必要となります。この人材育成の機会といたしましては、北海道の認定事業として地域の防災リーダーを育成します北海道地域防災マスター認定研修会がございまして、名寄市では、自主防災補助金を活用しまして本年9月5日に旭川市で開催されました地域防災マスター認定研修会に9名の受講をいただき認定を受けたところであり、引き続き次年度以降につきましても参加の呼びかけを継続してまいりたい、このように考えているところでございます。

本年7月23日に実施をいたしました防災訓練につきましましては、訓練後町内会の班単位におきましてみずから連絡網を確立したり、御近所同士で緊急速報メールの稼働について情報交換が行われていると聞いておりますので、一定の実践的效果があったものと認識しているところでございます。最大の課題は、この防災意識をいかに持続させていくかということでありまして、自治体だけでは限界があることから、自助、共助を中心に自発的な活動を促しながら取り組みを進めてまいりたい

と考えております。

次に、小項目2の名寄市防災マップの有効活用についてであります。平成23年度に水防法に基づく洪水ハザードマップを全戸配布させていただきましたが、今年度法改正に伴う避難所の改正及び本年1月の土砂災害防止法が関連する規定の改正などから新たにA4判冊子型の名寄市防災マップを作成し、広報9月号にあわせて全戸配布させていただいたところであります。名寄市防災マップでは、災害ごとに危険箇所をお知らせすることとし、冊子中の洪水ハザードマップについては水防法に根拠を置き、国土交通省の作成ガイドラインに沿って見直しを行い、旭川開発建設部の御意見も伺いながら作成をさせていただいたところでございます。防災マップの活用といたしましては、出前トークを中心にPRを行う予定であり、また今後開催いたしますまちづくり懇談会を初め、さまざまな機会を通して活用についての呼びかけを考えているところでございます。防災マップの特徴といたしましては、わが家の防災メモを記入できるようにしてございますので、自分自身あるいは御家族の状況を記入してもらうこととあわせて自分の住む地域の浸水予測を確認することなど、自助、共助を主体として活用してもらうことを想定しているところであります。

また、この防災マップの見直しについてであります。本年5月の水防法改正により国による浸水想定等の見直しの検討が行われている段階にあります。2年後をめどに浸水想定が公表されることに合わせまして防災マップの見直しを検討したいと考えているところでございます。

これら防災啓発や浸水想定周知及び理解を深めることにつきましては、市単独ではなく地域防災会議が決定する地域防災計画に沿っての作成、配布になりますことから、同会議に参加いたします関係機関と検討協議を行うとともに、ここ数年の自然災害の激化に対する自治体の対応能力の限界性から、自助、共助を主体として捉え、推進

するために地域防災会議の中で検討を進めてまいります。

次に、小項目3の避難行動要支援者の対応についてであります。災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿につきましては、本年3月に作成を完了しているところでございます。また、災害の発生及び災害の起きるおそれのあるときには、名簿を消防、警察などの関係機関及び町内会並びに自主防災組織に対して外部提供できるものとされており、現時点での課題といたしましては、平常時における名簿の活用と避難行動要支援者の平常時から見守りなどでありまして、個人情報のルールを遵守した運用とその手法について検討を行っている段階でございます。また、従来の災害時要援護者として登録をいただいた157名の方につきましては、平常時から外部提供できる状態でありまして手挙げ方式の登録でありますので、町内会では把握をいただいているものと認識しているところでございます。また、災害時の初動では担当者の個別マニュアルを作成しまして、避難行動要支援者の避難支援に結びつくよう避難所体制の職員配置についても検討を行ってきた経過がございます。

次に、小項目4、地震や火災等の避難訓練の現状と課題についてであります。市の全般的な避難訓練についてお答えを申し上げたいというふうに思いますが、市などの実施する避難訓練につきましては、消防法に基づく消防計画に沿い、防火管理者が行う火災及び地震の避難訓練及び自然災害を想定した避難訓練がございます。これらの訓練につきましては、内容、性質も異なったものであり、それぞれの事象ごとに行うこととなります。

名寄市の地震について少し申し上げますと、名寄市は地震がないまちとして市民の意識に定着しているところでありますが、名寄市地域防災計画におきましては留萌沖、十勝沖の地震発生を想定し、揺れる場合を想定してございます。十勝沖地震の発生では震度3.8、増毛山地東縁断層帯での

発生では震度4.6を想定しておりまして、また名寄市は内陸のため直下型の地震が予想されるところであります。直下型は、全国どこにおいても起こり得る地震として震度6弱程度が想定されているところであり、この地域におきましては地震がないと市民意識が定着している感はありますけれども、上川北部、宗谷地方でも定期的で活発な地震活動が観測されているところでもあります。

また、水害、洪水につきましては、今年度の防災訓練において栄町の55団地で避難訓練、救助訓練を実施し、避難と救助を組み合わせた地域住民への効果についても認識をしたところであり、議員が言われますように実践的訓練は重要であると認識をしているところでございます。

続いて、大項目4の地域コミュニティの推進について申し上げます。まず、小項目1の小学校閉校等に伴う地域コミュニティの形成についてでございます。地域コミュニティの形成につきましては、各地域において町内会活動を中心にさまざまな取り組みが行われているほか、小学校においては運動会や収穫祭など地域と一体となった取り組みや学校校舎を活用した地域活動の実践など地域コミュニティの形成における小学校の役割は重要であると認識をしているところでございます。特に農村地域では、学校行事や子供たちの安全、安心を守るための各種取り組みを初めとし、小学校と地域の連携による地域行事や町内会活動が実践されるなど小学校と地域との密接な関係により地域コミュニティの醸成が図られていると考えているところです。小学校閉校後の地域コミュニティの推進につきましては、町内会を初め地域における団体などがそれぞれ主体的に活動することが基本となりますが、地域と行政相互の情報交換を行うことにより、地域の実情を把握させていただくとともに、地域活動の維持に向け適宜必要な情報提供や可能な範囲での支援について検討してまいります。

次に、小項目2の多世代が交流できるイベント

などの開催についてお答えしたいと思います。多世代交流につきましては、各地域における学校行事や町内会イベントなどを初めとしまして、各地域が主体となり取り組んでいただいていると認識をしているところでもあります。しかしながら、核家族化や少子高齢化の進展に伴いまして、家庭内や地域における日常的な世代を超えたかかわりは少なくなっているのが現状と捉えているところがあります。当市におきましては、そのような現状を認識し、お年寄りから子供までの幅広い年代が交流できる機会の具体例としましては、風連地区の旧日進保育所を活用した親子お出かけバスツアーを実施しており、地域と世代を超えたコミュニティが形成されているところでもあります。また、同地区には平成25年度から地域おこし協力隊を農業支援員として派遣をしておりまして、現在3名の隊員が農業者宅での農業研修に加えまして地域行事への参加や草刈り、屋根の雪おろしなどのボランティア活動を通じましてコミュニティの推進や地域の活性化に貢献をいただいているところでございます。地域コミュニティの推進を図る上では、多世代交流を初めといたしまして、地域と行政との役割分担のもとに地域の特性を生かした取り組みを継続することが必要であると考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、名寄市の公園や街路樹の管理についてお答えいたします。

初めに、小項目の1、街路樹の剪定基準と景観保全について申し上げます。街路樹があることで私たちの精神的な安らぎや潤いを感じることができ、また、美観の調和など景観上の効果、さらにはヒートアイランドの抑制や大気浄化など環境、衛生の保全という効果もあります。しかし、一方で街路樹が大きく成長することにより、生活環境への影響が随所で見受けられます。御質問が

ございました街路樹の剪定については、樹木の種類によって異なりますが、街路樹を整備した剪定対象路線ごとにおおむね3年から5年の周期で計画的に剪定を進めております。樹木を管理する基準として、生きている樹木につきましては基本的には伐採しないこととしていますが、枯れてしまったり、倒木のおそれにより危険があると判断した場合については伐採することとしています。また、樹木の剪定方法につきましては、樹木本来の樹形を生かしたできるだけ自然な成長となるような剪定に努めてまいります。

街路樹を含めた植樹樹やグリーンベルトの維持管理につきましては、大通、中央通、青葉通、東8号北線については市内業者へ業務委託を行っており、その他の一部の路線では町内会がグリーンベルト、柵花壇を市民の協働として維持管理に御協力をいただいております。

次に、小項目2の市道及び公園等における落ち葉対策について申し上げます。秋になりますと、落ち葉により各方面にさまざまな影響が発生し、対応に追われる光景が見られるところであります。自動車が走行する車道部分における街路樹及び公園等の樹木からの落ち葉の対応は、堆積した落ち葉により走行車両が制動時にスリップ等の危険性が懸念されることから、路面清掃車により清掃を実施しております。歩道面につきましては、清掃車の走行が困難なために清掃対応はしておりませんが、玄関前の清掃とあわせて歩道上の落ち葉の清掃をしていただくなど、地域住民の皆様に御協力をいただいている箇所も多々あることを認識しております。

また、落ち葉によって排水路の閉塞が発生することがないように、落ち葉を堆積させないように注意を払いながら清掃作業を進めておりますが、強風や大量の雨水による影響では落ち葉が集積して突然排水路が塞がってしまう場合もありますが、道路パトロールや市民の皆様からの情報提供により随時対応を行っております。

次に、小項目3、都市公園の管理方法について申し上げます。現在名寄市の都市公園につきましては、広域公園として道立サンピラーパーク内の森の休暇村、総合公園として名寄公園、浅江島公園、風連町緑町公園の3公園、近隣公園として大学公園、風連町西町公園、風連町中央公園の3公園となっております。面積が広く多くの公園施設が整備されているこれらの公園につきましては、指定管理や業務委託により維持管理を行っております。これら以外の各町内会に設置をしています25カ所の街区公園の管理につきましては、遊具の点検やトイレ清掃等を市内業者に業務委託を行い、草刈りや遊具の塗装など軽微な補修につきましては町内会にその作業をお願いしているところであります。時代とともに少子高齢化が進行する状況が公園の利用状況にもあらわれてきており、子供たちの遊ぶ姿も減少しております。街区公園は、地域の子供が遊べる身近な公園として、また地域の皆様の憩いの場、集まる場として町内会イベント会場にも利用されております。公園の利用が始まる年度当初に各町内会からの維持管理に係る意見要望をお伺いしながら、今後も町内会に管理をお願いしたいというふうを考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、大項目3の高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて、小項目1、認知症サポーターの養成について申し上げます。

認知症の人やその家族の方たちができる限り安心して住みなれた地域で暮らしていけるよう社会全体で認知症の人を支えていくためには、地域に住む住民の方や企業の方たちからの御協力と御理解が重要となってまいります。市では、一人でも多くの市民が認知症を正しく理解し、認知症の人に適切な対応ができるよう認知症サポーター養成講座を開催してまいりました。認知症サポーター



は、特別なことをする人ではなく、例えば認知症の人が道に迷って困っているときに声をかけるなど、さりげない見守りや声かけを行ったり、認知症の人を介護する家族の方たちの応援団でもあります。認知症サポーター養成講座は、認知症の人への対応として不安を取り除くことが重要で、話しかけるときには正面から視線を合わせ、優しく声をかけるなどの適切な対応について知っていただく内容となっております。

名寄市における認知症サポーターの数は、平成25年度末で446名でしたが、平成26年度からの認知症対策の一環として認知症サポーター養成講座の開催の強化を図ってまいりました。町内会、企業、名寄警察署、その他各種団体の御協力をいただき、平成26年度は開催回数23回、417名ものサポーターが新たに誕生し、合計876名となりました。また、今年度は本日現在で開催回数7回、209名の受講があり、計画中の講座受講予定数を含めると市内のサポーターは1,100人に達する見込みとなっております。

また、認知症サポーター養成講座を受講された方のうち賛同いただける方を募り、認知症サポーターの会を立ち上げました。また、市が主催する市民向け講座につきましても名寄地区は本年7月29日に開催し、風連地区では明年2月に開催する予定でございます。引き続き町内会や企業、団体からの開催依頼に応じて随時開催するなど今後も認知症サポーターの養成を推進し、認知症の人と介護する家族の方を支え合うまちづくりを目指してまいります。

次に、小項目2、若者に対する認知症の啓発について申し上げます。認知症は、ありふれた病気となっており、地域において世代を問わず認知症の人に接することは必須の状況であります。若い世代が認知症を理解し、認知症の人に対して優しく接していけるような方策として、若い世代を対象とした認知症サポーター養成講座につきましても取り組みを進めているところです。平成26年

度には、初めて名寄市立大学生を対象として認知症サポーター養成講座を開催し、大学生、教員と合わせて21名が受講し、本年度は授業として位置づけていただいた結果、81名もの受講がありました。また、今年度中には中学生または小学生高学年を対象として全国キャラバン・メイト連絡協議会発行の中学生向け、小学生向けの教材を使用して認知症サポーター養成講座の開催を計画しており、今後も継続して若い世代に向けた認知症の理解について活動を進めてまいります。

次に、小項目3、本市における認知症予防対策について申し上げます。認知症の効果的な予防法はまだ確立されておりませんが、糖尿病の方は認知症を発症するリスクが4.6倍、高血圧症の方が脳血管性認知症を発症するリスクが3.4倍と言われていることから、これらの生活習慣病を予防することがひいては認知症を予防することになります。また、認知症症状があらわれた場合には、脳腫瘍や甲状腺の病気など早期からの適切な治療により認知症状が改善する場合もあるため、早期診断が必要となるところです。特にアルツハイマー型認知症などの認知症は、治療法が確立されていないため、徐々に進行していきませんが、適切なケアや接し方により、周囲の方を困らせてしまうような症状を重症化させないことにつながります。

これらのことを広く知っていただくため、認知症サポーター養成講座や町内会での介護予防教室の講話、全市民を対象とした認知症に関する講演会を開催しております。平成24年度には、砂川市立病院認知症疾患医療センター長の内海久美子先生の講演会を開催し、126名、平成25年度には名寄市立総合病院精神科・心療内科診療部長、野口剛志先生の講演会を開催し、123名、そして平成26年度には旭川圭泉会病院精神科医長、森川文淑先生、株式会社FOLLOWデイサービスセンターあうん代表取締役、川田哲也先生の2部構成の講演会を開催し、242名の方に受講をいただきました。多数の方に受講をしていただい

ており、認知症に対する関心が高まっているものと考えております。今年度は、合併10周年の冠事業として認知症に関する講演会を開催する予定としております。認知症対策は、効果をあらわすまでは長い期間が必要とも言われており、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指して努力してまいります。

次に、小項目4、ネットワーク事業の現状と課題について申し上げます。高齢者を見守るためのネットワークといたしましては、地域見守りネットワークにより生活関連事業者から情報提供者として協力を得ることで地域に暮らす高齢者の異変に気づき適切な支援につなげられるよう推進しております。現在44の市内事業者がネットワークに参加していただき、協力事業者がお宅を訪問した際に何日分も新聞が取り込まれていないなどの異変に気づいたとき、地域包括支援センターに通報していただくこととしております。

また、徘徊高齢者SOSネットワークにおきましては、認知症によって行方がわからなくなった高齢者の安全確保を地域や警察署等が協力して行い、できるだけ早く御家族のもとに帰っていただけるよう取り組んでおります。SOSネットワークには、23事業所から協力の承諾をいただいております。行方不明の通報があったときには協力事業所に情報提供し、周辺の搜索に御協力をいただいているところです。徘徊の心配のある方は、事前に登録いただき、万が一行方不明になられた場合に素早く対応できるよう備えているところでございます。現在SOSネットワークの登録者数は49名となっており、年々増加しているところです。また、SOSネットワークは毎年模擬搜索訓練を実施しており、昨年度は旭東区町内会に御協力をいただきまして、徘徊者役を発見し、正しく声をかける訓練を実施し、認知症に対する正しい知識を深めてきたところです。

2つ目のネットワークにおける通報実績につきましては、平成26年度は見守りネットワークが

3件、SOSネットワークは1件でございました。今後も認知症サポーター、地域見守りネットワーク、徘徊高齢者SOSネットワーク、さらには救急医療情報キット、命のカプセルとあわせて、これらの取り組みをさらに拡大していくことが必要でありますので、引き続き関係する団体や企業の方々に働きかけや市民への啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目5、介護認定者に対する対応と課題について申し上げます。平成27年度は、介護保険法の改正に伴い、制度創設以来と言われるほどの改正が行われました。御質問のございました認定者に係る主な変更点につきましては、4月から65歳以上の介護保険料基準額が月額4,036円から4,727円に増加したことを初め、介護保険施設利用時の居住費、食費の補足給付制度に配偶者の所得や預貯金等の額を勘案するなどの改正が行われました。介護保険サービスを利用した際の利用者負担では、65歳以上の方で合計所得金額が160万円以上の単身世帯の方につきましては2割負担となり、制度開始に当たり7月末までに要介護、要支援認定者1,608人に負担割合証を交付したところでございます。うち2割負担と判定された方は64人で、全認定者のおよそ4%となっております。負担割合の判定は、前年の所得で行うため、今後も毎年度認定者に対し負担割合証を交付してまいります。また、2割負担と判定された方につきましても全ての負担が2倍になるわけではなく、高額介護サービス費の支給の限度超過分につきましては保険給付で補填されることとなっております。

負担増加の一方で、市独自の要介護者への支援といたしましては、本年8月から認知症グループホームに入居する一定所得以下の方に対し、入居に係る居住費を1日当たり500円助成する制度を新たに開始し、市内3カ所の認知症グループホームで8名の助成対象となりました。今後も認定者や在宅介護者に対して介護用品購入費用の一部

を助成する家族介護用品支給事業とあわせて高齢者が可能な限り住みなれた地域でさまざまなサービスを切れ目なく利用できるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者施策を展開してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 再質問をさせていただきます。

7月23日に行われました名寄市防災訓練についてお伺いいたします。洪水を想定した防災訓練でしたが、課題も残されたように思います。訓練時間とか各参加者から出された御意見などを今後どのように反映させるのかお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま7月23日に実施をしました防災訓練の関係について御質問いただきました。先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、こういった訓練についてはそれぞれの事象を想定しながら実施するという事になってございます。本年実施したものについては、昨年8月に大雨が2度あったということ踏まえまして、住民を巻き込んで大雨被害に対する訓練として、新しい内容で実施をさせていただいたということであります。今回参加の対象者としては、浸水の想定される地区の方々を主体に参加をお願いし、呼びかけをさせていただいたというのが1つと、さらにはそれらの見学については今回広く呼びかけをさせていただいたということであります。

内容については、予定をしたとおり時間も含めてできたというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたように実践的な効果があったというふうに認識をしているところであります。特に栄町での訓練については、リードタイムの計測ですとか、あるいは救助訓練なんかも組み合わせ実施をしたということで、まさに実践に沿った

生きた訓練ができたということで、成果があったというふうに認識しているところでありますし、多少意見として時間のずれがあったのではないかとこの間もございましたけれども、これは訓練の特性として時間に合わせて区切るということではなくて、やはり一連の流れの中でやっていくことが実践に沿ったものだというふうに思っておりますので、さらには町内会の役員の方にも次の訓練に移るときについても確認をしておりますので、私どもとすれば生きた訓練になったのだなというふうに思っておりますし、時間についても訓練そのものは予定どおり実施されたという認識を持っているということでもあります。

ただ、言われたように中で出た意見等については、これはある意味では自主的な部分、あるいは共助の部分での活用というのがありますので、地域のところについての課題なんかもグループワークの中でやっていきましたので、ここはぜひ地域の中で自助、共助の中でも活用いただきたいというふうに思っておりますし、いただいた意見については次年度以降も含めて私どもも内容を検討させていただきたいなと思っております。今後も混乱が起きないような形で訓練については実施していきたいというふうに思っておりますし、今回の訓練を教訓に、さらに市民の方々にとって、さらには私たちにとって生きた訓練となるように努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 会館や公共施設、学校などに防災マップを大きくした地図を壁に張って、常に見て確認して、自分の避難やルートを再三確認することがとても大事だと考えておりますし、そのことを希望している市民の方もいらっしゃいます。各会館や町内会館に大型防災マップの掲示をしていただきたいと思いますと考えますが、このことについてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 今大型防災マップの掲示についての御提案をいただいたということであり、避難時の行動については、平常時からいざというときに的確な行動がとれるかどうかというのが非常に重要だというふうに思っておりますし、災害の状況ですとか判断に対して気づきというのでしょうか、それぞれ各人が気づくということ、ここが重要だというふうに思っておりますし、あるいはそれぞれの皆様が住んでおられる地域の特性なんかを十分理解することが非常に大切だというふうに思っております。そういった意味においては、自助、共助におきまして、今言われました防災マップ、それに基づく浸水想定なんかを掲示いただくことや活用いただくことについては非常に重要なことだというふうに認識をしているところであります。また、消防のほうでもそういった拡大図の張りつけを検討しているところも伺っておりますので、自助、共助、公助の観点から各施設におけるそういった大型の地図の張りつけについては今後検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 今回常総市で起きた災害に対して、課題としていろいろ報道されているところがございますが、大規模災害に行政がどこまでかかわることができるのか、災害避難指示を待っていてもその前に想定以外のことが急激に起きている状況だと思っております。災害本部が指示を出す前に大規模災害が起きる可能性もゼロとは言えない状況にあるのかなと思っております。そのことについてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 議員が言われますように、今回の関東地方を襲った大雨については、私もテレビ等、新聞等で拝見をさせていただいておりますけれども、非常に痛ましい災害だったなというふうに思っているところでありますけれど

も、その中でインタビューを受けた方がお答えをしておりました。行政からの指示待ちではなくて、みずから命を守ることが大切で、自主避難をしたという方の報道が流れておまして、まさに災害時における一番のポイントはそこなのだろうなというのを改めて認識をしながらニュースを聞かせていただいたような状況がありました。先ほどの答弁の中にあつたように、災害時においてやはり一番ポイントとなるのは自助であったり、共助であつて、その中でいかに自分たちの命を守るかということだと思っておりますので、その判断ができるような状況、あるいは避難ができる状況をどうつくっていくかというのが行政の役割だと思っておりますし、さきに実施をした避難訓練なんかをまさにその一つになるというふうに思っています。いきなりではなかなか対応ができませんので、そういった事前の平時の準備態勢というのでしょうか、そこをいかにトレーニングできるかというところを私たちも考えたいと思っておりますので、今回のことし実施をしました防災訓練等を今後とも継続をして、市民の皆さんにそういった準備態勢が整うような取り組みを継続してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） ぜひどんな災害にも対応できる名寄市であることを要望いたしますし、地域住民とともに協力して周知していただくことを要望し、次の質問に移らせていただきます。

いつも大雨が降るたびに水がつく豊栄川や危険水域に対する対応について、また北海道で予定しております貯水池や豊栄川の状況について今現在どのようなになっているのかお聞きいたします。中村建設水道部長、お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 大雨ということで、豊栄川ですよね。豊栄川の関係につきまして、昨年8月に大雨があつたということがございますので、豊栄川についてはこれまでも道に道河川の認

定をしていただきながら、河川の拡幅をしていただきまして、ことしについても名高までの18線までの豊栄川について拡張しているということになってございます。またさらに、計画では少し長期的な計画になりますけれども、35年までには豊栄川の17線、18線にさらに遊水池をつくってという道段階での計画になっております。名寄市としても17線に排水を設置をしながら、とりわけあそこの徳田の白樺団地に水がどうしても集中をするということでございまして、その解消ということで昨年17線の排水の工事をさせていただいたという状況になっています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 本当に何としてでも早急に対応していただきたいということで、市長のほうからも道のほうにしっかりと行っていただきたいし、あしたにでもあさってにでも本当にゲリラの大雨が降るかもしれない状況にあるわけですから、名寄市民の命を預かる行政の方としてきちっと対応していただきたいというふうに思います。

昨年の8月の大雨のときに名寄公園の水があふれて、あそこからも非常に下のほうに水が落ちてきたという状況なのですけれども、大雨が予想されるときにあらかじめ公園の水を抜いて下に落としておくとか、そういうことは可能かどうかお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 名寄公園の池の水の関係ですけれども、あそこの水源につきましては緑丘地区の排水等が集約をされてあの池に流れ込むということでありまして、一定の水量を超えますとどうしても水があふれる状況になります。議員今お話がありましたように、私どもとしましてもこれまで天気予報等を参考にしながら、大雨が予想される場合においては事前に池の水の放水をしておく。池の水位を下げた状態で大雨時の

一時保水量を確保するというで被害の軽減について努めているということでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 街路樹や公園は、まちの景観に大きく影響を与え、地域振興活性化、まちづくりといった観点から重要な役割を果たし、未来への遺産であると考えますが、その点についてお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 街路樹、公園等につきまして景観との、地域ごとで、これはいろいろ名寄は名寄の歴史、風土がございますし、文化、伝統もございます。こういった景観を維持あるいは継承すると、こういう活動が大変重要だというふうには思っております。これまでも議会の中で街路樹あるいは公園の管理について御意見をいただいているところでございます。改めて私ども担当で街路樹あるいは公園の管理について景観づくりも含めて議論をしながら、また市だけではなかなか取り組めない側面もございますので、街路樹においては沿線の町内会の皆さん、公園も同じようにそれぞれ街区公園の御協力について町内会の皆さんとも協議をしながら景観がある名寄市のまちづくりに努めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 議会報告会でも樹木の剪定について質問が出されたところです。道路や公園の管理や街路樹の管理は市民から要望の多い事項でもありますし、まちの景観が文化度をあらわし、犯罪の減少にもつながるとの説もございます。今後も美しい景観に努めていただきますことを要望し、次の質問に入ります。

昨日の浜田議員の質問に対する答弁の中に小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を予定しているとのことでしたが、そこに大学

生もかかわっていただき、名寄市全体で認知症サポーターの会を組織し、開かれた大学、地域に根差した大学として連携できないものかお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 昨日浜田議員からいただきました一般質問の中でも御答弁させていただきましたが、小中学生を対象とした認知症の理解を深める取り組みといたしまして、今年度中に認知症サポーター養成講座の開催を予定しているところでございます。今御提言いただきました大学生にお手伝いをいただくということにつきましては、子供と大学生のそれぞれにとってもよい経験になる機会かと存じます。認知症サポーター養成講座では、その講座の講師を行いますキャラバン・メイトという方が講師役を務めることになっておりまして、北海道におきましては北海道庁が道内で札幌市と、あともう一カ所の道内の各地域でキャラバン・メイトを養成する講座を行っているところでございますので、今年度すぐ大学生を講師役にしていくということは難しいかと思いますが、モデル事業、モデル的に子供たちの事業を開催させていただきましますので、大学生にどのような部分をお手伝いいただけるか検討してまいりたいというふうに考えております。

また、認知症サポーターの会は今回発足させていただくということで御提案をさせていただきます。24人のサポーターの皆さんに御賛同いただいているところでございますが、今後会員の皆様と会の活動の内容を検討していきたいというふうに考えておりますので、大学との協議もあわせて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 27年4月からこども・高齢者支援室が設置されています。少子高齢

化を考えたときに、まさに高齢者と子供がどうかかわっていくのが地方創生の鍵でもあると考えます。日進の親子お出かけバスツアー、東小学校のコミュニティカレッジ、智恵文小学校の高齢者との交流などでは、経験豊富な高齢者の方と子供たちがすばらしい交流を重ねています。こども・高齢者支援室長として今後どのように施策を進めていくのか思いをお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 御承知のとおり、本年4月から子ども・子育て支援制度の開始と介護保険制度の大幅な改変に対応することなどに伴いまして、こども・高齢者支援室が設置されたところでございます。全国的に核家族化の進行によりまして、おじいちゃん、おばあちゃん、祖父母と子供との触れ合いが少なくなったというふうに言われる一方で、議員の御指摘のとおり市内の老人クラブ等々では子供の登下校の際に声かけをしていただくとか、市内の保育所の運動会の事前準備の支援や運動会、それと発表会、親子お出かけバスツアーなどの参加協力をいただいているせわすき・せわやき隊など多くの子供と高齢者の触れ合いが行われているところでございます。子育ては、親だけが担うのではなく、社会の宝として国や名寄、そして社会が担っていくということが重要だというふうに言われているところでございます。高齢者の方々につきましては、長年にわたりこの社会に寄与されてきたということで敬愛されることはもちろんであります。今後はこども・高齢者支援室といたしましても世代間交流を検討していかなければならないかと考えております。子供たちは多くの人間関係からさまざまなことを学んで、高齢者の方々はその能力や経験を社会で活用していくことが社会的な孤立を防ぐなど、それぞれの子供の健やかな成長や高齢者の方々には介護予防、生きがいの助長に有効だと思っているところでございます。子供と高齢者

がそれぞれが支えるとか支えられるという一方的な関係だけではなくて、心身ともに支え合う社会となれるような施策を検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 次に、地域コミュニティの推進について再質問いたします。

地域の活性化を考えられない、どんどん地域が衰退していく、すさまじくてやりきれないという声を農村部でお聞きすることが多くあります。小学校がなくなり、小さな子が見られなくなり、寂しいという声もお聞きしているところです。地域コミュニティの推進、再構築が求められていますが、そのことについてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 地域コミュニティの再構築についてということだというふうに思います。コミュニティについては、特に農村部を中心にその世帯数そのものの減少あるいは担い手の高齢化も含めて深刻な問題になりつつあるのだろうなという認識をしています。ここは、先ほど申し上げましたけれども、1つにはコミュニティの問題でありますので、第一義的には地域の皆さんがまず自発的にというところが中心になるのだろうなというふうに思っていますけれども、やはり地域の課題を地域と、そして行政が共有をする必要があるだろうなというふうに思っています。その課題に対して、1つは今言ったように地域がみずからどのような活動を起こすのかということと行政はそれに対してどのような後押しができるのかというのがあります。特に課題の解決に向けては、地域の特性なども踏まえたところが必要だというふうに思っています。先ほど事例として挙げた、例えば日進地区については、ここは日進保育所が保育所としての活用をしなくなったという、1つ空き施設があったという条件があって、それともう一方では世代を超えた交流が必要だと。

子育てのところも含めて必要だという、そういう町中にニーズがあった。そして、地域のそういう施設ともうまくマッチングをした取り組みの一つだと思っていますし、地域おこし協力隊についても先ほど報告をさせていただきましたけれども、ここは地域の農業の担い手の不足というところと一方では定住人口をふやしたいという行政側の目的もあって、ここがうまくマッチングをしてこういった取り組みができたということだと思いますので、地域の課題をしっかりと共有することとそこに対して地域の特性を生かした取り組みをどうするのか、支援できるのかということについて今後とも引き続き取り組みを進めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 鬼怒川の堤防が決壊し、大変な恐怖を目の当たりにいたしました。同じことが天塩川で起きたときを想定して質問させていただきました。災害に強い名寄市であってほしい、一人の犠牲者も出さないためにしっかりと取り組んでいくことを再確認させていただきました。

そして、今65歳の4人に1人は認知症と言われています。認知症になっても地域で見守ることができる、そんな優しさと思いやりあふれる市民力をこの地域の方たちは持っていると思っております。ふえ続ける高齢者が生きがいや自分の居場所を見つけ、このまちで暮らすことが何より求められています。若い方や子供たちが高齢者と一緒にこの地域のコミュニティや伝統を引き継ぐことが重要ですし、元気で活動することによって医療費や介護費に影響があるかもしれません。長年培ってきたその経験を地域の力として発揮できる名寄のまちにするために今何ができるのか、最後に久保副市長にお聞きし、質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 市長というふうに予想していたのですが、御指名いただきましてありが

とうございます。今地域は何ができるのかという点に絞ってお答えをさせていただきたいと思いません。

まさに今総合戦略に取りかかっているというところで、ぜひ子供やお年寄りにしっかりとこの地に根差した施策を市長の手元で展開をさせていただきたいと思えますし、特に農村部の疲弊については重要な課題だというふうに思っていますので、地域の皆さんとしっかりと課題を共有するということから始めて、そしてまた定住していくというのはここに住んでよかったと思えるかどうかだというふうに私は思いますので、そこに重点を置いて今後とも市政を推進してまいりたいと思えますので、御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（黒井 徹議員）** 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

**○議長（黒井 徹議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市立大学の経営について外2件を、塩田昌彦議員。

**○9番（塩田昌彦議員）** 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

大項目1の名寄市立大学の経営について2点質問をいたします。小項目1、名寄市立大学保健福祉学部の再編協議において、大学経営にかかわる収入と収支の状況について説明をいただきました。大学の試算によると、運営経費で見る収支バランスが平成35年には赤字に転落し、設備投資を加えると平成27年度以降一部年度を除き赤字となります。平成35年度には2億3,000万円を超える赤字となる見通しですが、収支計画策定における積算の考え方について改めてお聞きをいたし

ます。

初めに、歳入の根幹である地方交付税について、平成26年度の保健、看護系学部算入単価は199万円とお聞きをいたしました。平成27年度の算入単価について、次にこのような見通しで大学の経営は大丈夫なのでしょうか。

また、大学生が名寄市にもたらす経済効果、貢献について、大学の持続的発展が地域を支えるという基本理念について考えをお知らせください。

小項目2、大学予算のあり方についてお聞きをいたします。現在大学に係る予算は、一般会計の10款教育費に計上されています。大学の収支状況がわからないとの指摘もあり、特別会計への移行の考えについてお聞かせください。

次に、大項目2の名寄市における農業、農村振興の方向性について3点質問をいたします。小項目1、新名寄市農業・農村振興計画の見直しについてお聞きをいたします。新名寄市農業・農村振興計画は、合併後の本市農業、農村の新しい中長期的指針として策定され、計画の見直しまで1年半を残すところとなりました。そこで、現計画の検証やJA道北なよろが策定した第3次地域農業振興計画との整合など、どのように考えていらっしゃるのかお知らせください。

また、平成29年3月の策定に向けてのタイムスケジュールやJA道北なよろを初め農業関係機関、団体を含めたプロジェクトの設置について考えをお知らせください。

小項目2、名寄市食育推進計画の見直しについてお聞きをいたします。第2次名寄市食育推進計画もスタートから3年次目を迎えておりますが、計画に伴う取り組みや実績についてお知らせください。

また、市民の皆様にも参加をいただいている名寄市食育推進協議会での意見、提言などについてお知らせください。

小項目3、名寄市農業・農村振興計画及び名寄市食育推進計画の策定に向けての体制についてお



聞きをいたします。農業・農村振興計画は、名寄市の基幹産業である農業の将来の方向性を示す羅針盤的役割を担っており、多くの農業者を初め関係団体、機関との調整、課題の整理など統括的役割や地産地消の推進、食育推進計画など幅広い作業が求められることから、計画策定に向け専門職員の配置が必要と思いますが、お考えをお知らせください。

次に、大項目3、新名寄市行財政改革推進計画後期実施計画についてお聞きをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員、通告の順番が違いますので、振りかえて言うように表現してください。

○9番（塩田昌彦議員） 先ほど大項目の2で名寄市農業・農村振興計画の方向性についてということで質問させていただきましたが、私の通告は3項目目になっておりますので、訂正をさせていただきます。

それでは次に、大項目2、新名寄市行財政改革推進計画後期実施計画についてお聞きをいたします。組織機構の見直し及び定員適正化への取り組みについてお尋ねいたします。昨年6月に定例会で職員のスリム化に向けた職員の削減目標73名の年度内達成が難しいことから、目標期間を2年延長し、平成28年度まで延長する旨の答弁がありました。そこで、お聞きをいたしますが、国や道からの権限移譲などによる業務量の増加に加え、社会情勢の変化など単に財政健全の名のもとに職員の削減をすることは、市民サービスに大きく影響することが懸念されます。組織機構の見直しの必要性も含め、削減目標を改め、職場議論を積み重ねるとともに、適正な人員配置をすべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。この質問に当たって順次大項目の2と大項目の3について入れかえて質問させていただきましたことについておわびを申し上げます。どうぞよろし

くお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） それでは、通告順に従い答弁をいただきたいと思います。

松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 塩田議員から大きな項目で3点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は総務部長から、3点目は経済部長からそれぞれ答弁をいたしますので、よろしくお聞きをいたします。

初めに、小項目の（1）、大学経営の将来展望についてから申し上げます。まず、平成27年度の学生1人当たりの地方交付税の単価は、保健福祉学部で197万8,000円、短期大学部で60万3,000円となっております。

次に、今後の収支見通しについてであります。本年6月30日開催の総務文教常任委員会でお示しをしました名寄市立大学収支の推計の最終年度に当たる平成37年度では、運営経費については1億5,500万円のマイナス、これに施設整備費と公債費の償還を加えた全体の収支では3億5,900万円のマイナスとなっております。これは、歳入では地方交付税の学生1人当たりの単価を平成26年度の199万9,000円をベースに毎年2%の減少率で積算し、一方歳出では人件費は定期昇給などを考慮して毎年2%の増加率で、加えて平成28年度の新学科開設に伴い教員、事務職員など合わせて9名の増員を見込み、さらには現在建設中の図書館、学生数の増加に伴い必要となる新棟及び福利厚生施設の整備費用なども盛り込み、歳入歳出とも厳しい推計を行ったことによるもので、現在もこの考え方に変更はありません。

次に、名寄市に大学があることによる効果などについてであります。今年度で学生、教職員を合わせた人数は約800名、平成31年度の社会保育学科の完成年度では900名を超えるものと想定しており、このうちの大部分が名寄市で暮らしております。名寄市に居住することで地方交付税のうちの人口を基本に積算される部分として、

平成26年度ベースでおよそ1億円が措置されております。一方、消費効果としては家賃を含めて1人平均月10万円を消費すると試算しますと1年間で9億6,000万円、そのほか学生が生活することによる若年人口の増加でアルバイトやボランティアなどさまざまな効果があり、数字にあらわすことのできないことも含めてまちの活性化につながっており、名寄市のまちづくりに大きく影響を与えております。

次に、本学発展の基本的な方向、将来の目指す姿についてであります。平成28年度に社会保育学科を保健福祉学部内に設置できる見通しとなりました。このことによって既存の栄養、看護、社会福祉の3学科と社会保育学科の連携により、従来の分野に加え食育、病児保育、発達障害など現代的な諸課題に対応する質の高い教育研究を行うことが可能になり、子供から高齢者まで全ての世代のケアのあり方を教育研究などを通して地域社会に貢献してまいりたいと考えております。

また、平成28年度から道北地域研究所と地域交流センターを統合してコミュニティケア教育研究センターを設置する予定ですので、学部教育とセンターの両面からケアの未来を開くという本学の基本理念の実践に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、大学予算のあり方について申し上げます。大学費の予算につきましては、短期大学時代の平成2年度までは市立短期大学事業特別会計として特別会計を設置しておりました。当時は、教員の人件費、物件費などの歳出に対して授業料、入学料などの歳入では賅い切れず、不足する金額を市税等の一般財源を原資とする一般会計繰入金で補填をして、収支をプラス・マイナス・ゼロとして経理しておりました。毎年報告しなければならない市町村財政状況調査、いわゆる決算統計においては、短期大学事業に関する歳入及び歳出は事業の政策上普通会計として一般会計とあわせて報

告をしなければならないことから、平成3年度の予算から一般会計の中の教育費として大学予算を計上しているところであります。

特別会計を設置する場合は、法令の規定によって設置が義務づけられている場合と法令によって設置が認められる場合に限られます。大学予算については、法令等による設置の義務づけではないこと、さらには決算統計上普通会計とあわせて報告する必要があり、過去に特別会計から一般会計に移行したことなどから、当面は一般会計の中で持ちたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大項目2、新名寄市行財政改革推進計画について、小項目の1、組織機構の見直し及び定員適正化への取り組みについて申し上げます。

本市の行財政改革につきましては、新名寄市行財政改革推進計画に基づき推進しているところであり、平成18年度から23年度を前期計画とし、現在は平成24年度から28年度までの後期計画の期間中でございます。その推進に当たっては、市長を本部長とする名寄市行財政改革推進実施本部と組織・機構検討部会などの専門部会を設けているほか、職場会議等における意見を踏まえるなどしながら組織機構の見直しや業務の改善など行財政改革を推し進めているところでございます。

御質問のありました職員の適正化につきましては、当初平成21年度から26年までに73人の削減目標に取り組み、69人の実績となっております。その内訳につきましては、前期計画期間で46、後期計画期間の平成26年度までに23人の削減となっており、残り4人の削減につきましては、国、道からの権限移譲、新たな事業や施設の新設などに伴い業務が拡大している現状を鑑み、昨年度目標年度を2年間延長して取り組むこととしたところでございます。しかしながら、平成2

7年度当初では平成26年度に比べ総体で6人の増加となっております。これは、この間の大量の定年退職とスリム化に伴う急激な世代交代への対応や市民ニーズが複雑多様化する中で適切な市民サービスを維持、確保するため人員の確保を図ったものであります。今後の職員適正化の取り組みにつきましては、引き続き名寄市行財政改革推進実施本部などでの議論と職場点検を基本としながら、削減目標に向けたスリム化に取り組む一方で、基礎自治体として求められます市民サービスを提供するために必要な人材、人員の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目3、名寄市における農業、農村振興の方向性について、小項目の1、名寄市農業・農村振興計画の見直しについて申し上げます。

次期の農業・農村振興計画の策定に当たっては、現在策定作業を進めておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略や今後策定される第2次の名寄市総合計画との整合性を持って進めてまいりたいと考えております。本年度においては、現状分析や課題整理を行うとともに、計画素案を策定するプロジェクト会議と計画素案を審議する検討委員会をそれぞれ設置いたします。現在関係機関、団体の職員レベルによるプロジェクト会議を設置し、現状の課題等の整理に取り組んでいるところです。また、検討委員会につきましては、総合計画の市民検討委員会の設置にあわせて設置の予定です。今後のスケジュールにつきましては、年内に農業者や関係団体などから現状や要望など意見交換を行い、1月ごろより計画素案検討、来年度からは計画素案をもとに農業者や関係団体との意見交換を行い、最終的にまとめたものについて検討委員会より市長に報告し、農業・農村振興審議会の諮問を経てパブリックコメントをかけて計画としていく予定です。

次期計画検討におけるポイントといたしましては、現計画を策定したときよりもさらに農業者の高齢化と経営規模の拡大が進んでいることによる情勢変化やこの間の総合戦略などにおける農業・林業関係団体懇談会やJAとの協議を踏まえ、新規参入者、後継者の育成確保、多様な労働力の確保、農産物輸出を含めた販路拡大などが現在のところ想定されますが、今後の農業者や関係機関などとの協議をもとに課題を整理していきたいと考えています。また、JA道北なよろで策定されています地域農業振興計画につきましても振興計画策定に当たり参考としていくことになると考えております。

次に、小項目2、名寄市食育推進計画の見直しについて申し上げます。第2次の食育推進計画につきましては、食育推進協議会の御協力のもと食育を実践することをテーマに平成25年度から平成29年度の5カ年を期間として策定し、本年度で3年目となっております。計画では、年次目標を設定し、平成25年度は第2次計画の市民への周知、平成26年度は実践的な活動を活発化させることとして取り組んでまいりました。具体的な取り組みといたしましては、食育推進計画周知パンフレットの配布や地場農産物のPR、地場農産物を使用した料理コンテストや各種料理教室の開催及び健康食品に関する講演会の開催などに取り組んでまいりました。

また、食育推進協議会を構成する保育所、幼稚園、学校や食育に関係する団体においては、食育指導や農業体験、地場農産物を使用した加工品の製造などに取り組まれており、児童生徒を初め市民に健康的な食習慣の重要性について認識をいただいているところです。また、協議会の議論を受けて市民を対象に収穫体験と収穫した野菜による煮込みジンギスカンの試食会を行う事業が実施されるなど、協議会の活動を通じて他団体と協働し、事業を行うことにより、食に対する視野が広がり、効果的な食育事業となったとの報告をいただき、

一定の成果を上げているものと考えております。今年度は、さらに多くの市民の方に食に関する関心を高めていただけるよう食育フォーラムの開催を予定していくなど、食育事業推進に当たってまいりたいと考えております。

次に、小項目3、名寄市農業・農村振興計画及び名寄市食育推進計画策定に向けての体制について申し上げます。現在の農業・農村振興計画の策定については、旧名寄市、旧風連町が合併して最初の計画に当たり、それぞれ異なった振興計画となっていたことから、作業量的にも多かったものと考えておりますが、次期計画策定については現計画により基本的な項目について一定程度整理がされていることから、その分事務量の軽減も想定されているところですが、今後の策定作業の体制につきましてはそうしたことを踏まえた上で十分対応できる体制となるように考えてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。私大項目の2と大項目の3の取り違いをして質問をしてしまったことに関しておわびを申し上げます。それで、通告順とは順不同ではありますがありますが、順次再質問をさせていただきます。

初めに、定員適正化についてのことでお聞きをいたします。答弁の中で27年4月の職員の配置状況、そして平成26年度の削減の実績69名ということでもありますけれども、実際に27年4月1日の配置という部分では逆に6名多く配置をしているというようなことで答弁があったというふうに思います。しかし、28年度まで当初の73名の削減達成に向けて努力をするということでありまして、いろんな諸条件といたしましうか、状況が変化している中で今回の対応になったのかなと思いますけれども、ちょっと中に矛盾があるというふうに理解をするので、そのことについてお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、確かに目標2年延長した背景にあつては国や道からの権限移譲に伴う業務量の増加、それから社会情勢の変化に対応するための職員配置もさまざま出てきているのではないかなというふうに思います。それから、急激なスリム化の対応ということで、それらに対応するための職員の混乱といたしましうか、そのような部分もあるのかなというふうに思いますし、住民サービスへの影響などなどあろうかなというふうに思います。それからまた、本年オープンした文化ホールE N - R A Yの管理運営に伴っても職員の増員が図られてきましたし、28年度から大学の児童学科の4大化に伴って大学の事務職員の増というふうな部分でこれも想定されるわけですから、組織の見直しについても非常に厳しい状況にあるのではないかなというふうに思っています。

加えて、この財政健全というふうな部分で考えますと、民間ですと不採算部門がある部分についてはそれから撤退をして財政健全を図っていくというようなことが俗に行われる部分かなというふうに思いますけれども、行政はそうはいかない。市民福祉を守っていかなければならない立場のもとに、やはりきちっとした配置をして市民の暮らしを守るということは必要になってくるのかなというふうに思っています。このような状況の中で当初計画の73名、21年から26年を2年延長して28年までというふうなことでありますけれども、本当に削減目標を掲げ続けていくことができるのかどうなのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今再質問をいただきました。行革に関する考え方あるいは今後の方向性というところかというふうに思っていますが、この行財政改革を取り組むに至った背景というのでしょうか、必要性というのは、1つは国レベルでの問題があると思います。これは、今少し景気上向いてきたというのがありますけれども、この

行革に取り組んだときについては経済が非常に長期間にわたり低迷していたという部分がありました。それを受けての国の財政問題という国レベルの問題もありましたし、一方地方ではどうかというと、国の経済に伴っての地域の経済の疲弊という部分もありましたけれども、今問題になっている人口減少の問題ですとか少子高齢化の問題などがありましたし、一方では地方分権ということで自治体そのものが自主自立のもとに進めていかなければいけないというさまざまな課題があったということで、これらを踏まえて将来にわたって市民サービスを保障できる、持続的に発展をしながら自治体が進んでいかなければ、そのために必要な改革を行うというのがまさに行財政改革というふうに私自身考えていますし、計画の中にもその趣旨が書かれているかというふうに思います。そういった趣旨でいきますと、最後に言われていました市民サービスを守るためにしっかりとした人材の確保、人員の確保をする必要があるだろうというところについてはまさにそうだというふうに思いますので、これは市民サービスに必要な人員については今後も目標のいかにかわかわらず、必要なところについては確保していかなければいけないだろうという考えがあります。

ただ、一方で目標が73人に対してことしの4月で6人ふえたので、計画と実際の配置に矛盾があるのではないかということでもありますけれども、数字的には確かにそういう部分はあるのですけれども、今後の方向も含めて考え方になりますが、業務がふえる部分も確かにありますけれども、一方では時間の経過とともに事業が縮小する、あるいは終了するという事業がある。あるいは、システム化に伴って人員を減らすこともできる。あるいは、職員の工夫、知恵によって労力を軽減できるというのがありますので、そういった部分については今後もスリム化の方向で進めていきたいというふうに思いますし、塩田議員が言われたように業務の拡張と、あるいは市民ニーズに対応した

取り組みについては、そこについては人材あるいは人員の確保が必要だと思いますので、一見矛盾したような内容になっているかもしれませんが、必要に応じての削減、必要に応じての確保に今後とも努めていきたいというふうに思いますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 矛盾という言い方したのですけれども、私の中では実はこの職員削減というのは削減ありきの部分では決してないのだなというふうに思っているのです。最後にも言わせてもらったのですけれども、住民サービス、これらについて影響を及ぼしてはいけないというふうな部分がやはり一番大事な部分だということに思っています、そういう意味でいうと職員の先ほど言われた新しい事業も出てくるけれども、なくなっていく事業もあると。いろんなこと今後はあると思うので、それは中長期的な視野に立っての部分で、当然名寄市の行財政改革推進検討委員会の中でしっかり協議をなされていくのだなというふうに理解をしています。

私の言いたいのは、本当に73名というふうな部分で当初計画した、これは努力目標になるのかもしれませんが、そうでなくても目標は目標として持つのはいいけれども、やはりきちっと市民の生活を守るということを前提に適正な配置をしていただきたいというふうに思っていますし、これら組織機構の検討委員会の中でも話し合われ、そしていろいろ職場討議も積み重ねて、これは見直しに向けてこれから進めていくというふうに思っていますので、当然適正な配置につながっていくものだということに思いますけれども、それらの適正な配置という観点に立って再度御答弁いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この行革、特に人員の適正化については、先ほど申し上げましたように、まず職場レベルからの議論も積み重ねていけ

る点もあります。職場レベルはどうしても部課単位でございますけれども、それを統合的に実施本部という、先ほども説明させてもらいましたけれども、実施本部として組織としてどうなのかについて今度は総体的な視点でそこを検証させていただいているということでありますので、これらの経過を踏まえながら、経過というか、システムをしっかりと今後も継承しながら、適正な人員配置に努めていきたいという考えではありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） では、よろしくお願ひします。

続きまして、大学の関係について質問をさせていただきます。実質昨年ですか、再編に向けての部分で御提示をいただいた部分として、37年度までの試算ということで資料を出していただいたときに、実は私もびっくりをしたという部分であります。確かに御答弁の中で、歳入について平成26年度の算入単価でいうと199万9,000円、それから27年度、今年度といいましょうか、197万8,000円だったですか、ということで2万1,000円の減ということで、当初2%ずつ削減になっていくのではないかという長期的な展望を見ていたわけですが、1%ちょいといいましょうか、それぐらいにおさまったということで、ちょっと安心をしている部分ではありますけれども、ただ社会情勢これからどうなっていくかわからないことも含めて非常に厳しい状況であることは変わりないのかなというふうに思っています。それに伴って運営費に占める歳出の部分でいうと、人件費の2%、これは職員の定期昇給なりというふうな部分も含めてかもしれませんけれども、この2%を見続けていくというのは非常に大き過ぎるのかなというふうに実は思っています。そのほかに物件費等々の経常経費や何かについてもきちっと健全な大学運営をしていくための経営の考え方という部分では、この部分についてはや

はり見直すところはしっかり見直していく、そして歳出を圧縮をしていくというふうなことが必要だというふうに思います。その中で設備投資においては、大学の図書館も初めとしてこれから整備されるもの等々の起債の部分、それから起債借りの償還の部分というのは出てくるわけですから、当然今後においては大きな負担になってくるというふうなことだと思います。

その中で運営に係る歳入歳出の部分を見させていただいた中で、平成31年にはこの再編4大化でいうと生徒さんが満度充足するという部分かなというふうに思っています、その5年後、35年との比較というふうな部分でちょっと考えてみたのですけれども、実際には歳入では7.7%の減、約1億円ということで、それから歳出の人件費では8.2%の増で同じく約1億円、物件費等でも4.2%の増で2,000万円ほどでありますから、2億二、三千万円ほどやはり現状の31年から比べると負担になっていくというふうなことになります。実質収支を見ると、35年には2億三千数百万円というふうな赤字を想定をされているというふうな部分で、しっかりこの部分を歳入歳出、歳入は難しいと思いますけれども、歳出部門でいうとやはり鋭意努力をすることによって圧縮できるというふうに考えておりますので、そこら辺のところを今後どのようにまた進めていっていただけるのかというふうなことで御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 今後の大学の収支見通しを含めた件について再質問がございましたので、お答えをさせていただきたいと思ひます。

さきにも答弁をいたしましたとおり、どうしても歳入というのは手がたく見積もらないと難しいといひますか、手がたく見積もり、歳出についてはある程度かかる経費は想定できる分は一定程度見込むということで、歳入歳出とも厳しく見込ん

でいるというのは御指摘のとおりでございます。今後収支を安定させていくためにどのようなこととさせていただきますけれども、まず1つとしては、学生数を安定的、一定的に確保することが大学運営では一番重要でありまして、そのことは例えば国家試験の合格率を100%に近づけるですとか、就職率を上げるですとか、いわゆるそれらを含めた学生のサポート、それからそれを含めた学部教育、そして学生募集などの広報活動をまず大学としてしっかり取り組んでいきたいと。あわせて歳出の経費につきましては、今後一定の施設整備が見込まれるのは事実でございますので、通常経常経費といいますか、物件費、維持補修費などのいわゆる経常経費については余り伸びないように、大学内部での内部努力、そこをしっかりとやることで今後の収支改善に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） よろしく申し上げます。

本当にそうだと思うのです。昨年のときの議論にもありましたけれども、学生の確保がしっかりできるかできないかということが一番重要な部分だなというふうに思っています。それに伴う部分としては、要するに今の高校生なり保護者を対象としたオープンキャンパスを開いてとか、いろんな確保するための努力というのは大学としてしっかりなされているというふうには理解をしているのですけれども、そういうことも含めて将来的なことを考えると、やはり確保すべきことはしっかり確保しなければならないというふうに思っていますので、それらについて鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、大学が名寄市に与える経済の効果ということで先ほどの説明をいただきました。そういうことだなというふうに実は思っています。この何億円という、実質10万円だ、120万円、100人で1億2,000万円という、その経済効果、それが900名になったらどうなのかという

ふうなこと等も含めて、やはり何か我々って先を見ると赤字というのがどうしても目についてしまう。その効果という、大学があることによって名寄市にどういう潤いがあるのかというのを忘れがちなところも実はあるわけですから、その中で私も今まち・ひと・しごと創生総合戦略というふうな部分でやはり人口減少にどう歯どめをかけていくか、そういう対策というのは非常に大事な部分、その中で大学の存在価値というのは大きいものだなというふうに思っています。

昨日の東川議員なり大石議員の質問の中にもありましたけれども、人口減少ということはやはり敏感に感ずるものではありませんけれども、私自身考えてみたら、もし大学が名寄になかったとしたら、今の約2万9,000の人口というのは維持できていたのかなというふうに考えますと、相当今の2万4,000とか2万5,000の世界になっているのではないかなと、極端に言えば。経済学者ではないからわからないですけれども、そういうふうに思っています。この効果というのは非常に大事だなと。ほかから名寄市に来てくれるという部分でいうと、やはり外資といいましょうか、アパートとかマンションに係る経費だとか、そういうふうな部分についても当然仕送りとかいうふうな部分で、ここで発生しない経済の部分をよそからもらってこの経済を運営するといいましょうか、賄うというような部分でいうと、非常に経済にとって効果が大だというふうに思っていますし、何せ若い人が800人もいるということはすばらしいことだなというふうに思っています。その中で大学が名寄市の市民、どういうふうな、先ほど貢献という部分でいうといろいろ大学を卒業してからとかいう部分でありましたけれども、実際に名寄市民との連携というふうな部分で効果というのはどのようなことが現実にある、そしてこれから想定されることがどういうことがあるというふうなことで答えていただければというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 改めまして大学の効果ですとか今後の地域貢献含めて再質問がありましたので、少しお答えをさせていただきますと思います。

議員からお話がありましたように、今まさに地方創生、総合戦略、名寄市も取り組んでおりまして、その中の御存じのとおり5本の柱の一つに市立大学の機能強化ということを盛り込んでおりまして、今まさにまとめの時期ということでございます。その中では、3本の施策から考えておりまして、1つは社会保育学科の設置による学部再編、それによって教員、学生数がふえると。それから、2つ目として御指摘のありました研究所機能の強化ということで、道北地域研究と地域交流センターを統合してコミュニティケア教育研究センターをつくっていくと。この前段として、先日もお話がありましたように小樽商大の地域貢献の話に向こうのセンター長をお呼びして道北地研が講演会といいますか、その種のをやって、今後コミュニティケア教育研究センターをどのような形にしていくかということで、教員、事務局が中心になって、あるいは道北地域研究所の諮問会議のメンバーの方々なんかからも御意見をいただきまして、そこら辺を模索しているところでございます。

あと、もう一つの柱として、卒業生の地元定着ということで、昨年26年度の例でいいますと公務員とか市立病院の看護師さんを含めると14名就職が市内にあったのですけれども、それは3カ年の中では多いほうでして、そこをいわゆる誘導策、インセンティブを盛り込んで少しふえるように地元定着なんかというような議論を今しているところでございます。

それと、あわせてちょっと一つの例としてなのですけれども、先週12日に商店街あそびの広場というようなイベントがことして4回目ですか、開催をされまして、主に児童学科の教員です

とか学生が中心になったのですけれども、看護学科の教員の方も救急、蘇生なんかの講習みたいのをやっています、ささやかではあるのですけれども、そういういわゆる大学ができる地域貢献といえますか、そういうことなんかも年に何回かやって、これからもこういうのを例としてやっていかなければならないのかなと思っております。

今後も本学の基本的な開学理念というのは保健、医療、福祉のいわゆる有為な専門職を育てて地方に送り出すということが最大の使命ですので、その部分、学部教育をしっかりとさせて、いわゆる地域貢献の部分については新しくできるコミュニティケア教育研究センターを中心に、さらに地域、学部ではできないことをセンターが中心となって研究、実践を含めて、市はもとより定住自立圏域内含めて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） よろしくお願ひします。

それと、また私どもの昨年のお話になるのですけれども、学部再編時に将来の見通しということで経営の収支の見込みをお知らせいただいたのですけれども、このことについては毎年毎年実績は出てくるわけですから、それらについて何かお示しをいただけるような策といひましようか、あるのか教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 収支計画につきましては、毎年決算が固まり、まさにこの時期に決算が固まった時点で、それからその時間を置かないで見直し、時点修正といひますか、そこをしっかりと時点修正をして、いわゆる議会の常任委員会等にお示しをして、私ども常に毎年こういうふうになっているということを議会のほうにもお知らせをしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） よろしくお願ひをします。



それと、やはり市民の関心事という部分でいうと、今の部分と関連をしますのですけれども、大学の収支について関心を持っています。そういうふうな部分でいうと、今度市民向けにどのような形でこの周知といたしまししょうか、することができるのか、またするとすればどのような形が考えられるのか、それについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 大学の収支を含めて市民の皆さんについては、運営等も含めまして収支もあわせた形で市の広報なんかを使いまして、運営と収支等を市民の皆さんにお知らせできるように検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 鋭意努力よろしくお願ひします。

それでは、続いて農業・農村振興計画に関連して質問をさせていただきます。先ほどの御答弁の中で既に各関係機関、団体が組織するプロジェクト会議は設置をして、検証等々については進んでいるというふうなことであります。その中で計画素案を審議する検討委員会を設置をするということで、これは総合計画の市民検討委員会というのですか、の設置にあわせて設置をするというふうなこと、私の聞き違いかわからないですけれども、だと思ふのですけれども、そうだとすれば検討委員会の構成メンバー、どういうメンバーで構成するのか、それから流れといたしまししょうか、ちょっとわかりづらい。もっとわかりやすく説明していただければというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 検討委員会の考え方ということで御質問いただきまして、現状の農業、農村を取り巻く状況も変化してきているという状況の中で、課題も多岐にわたっているというふうな思っております。検討委員会においては、農

業だけでなく商工業の関係の方や大学や産業高校などの御協力をいただきながら設置していきたいというふうに考えてございます。具体的には、関係機関、団体としては市立大学、名寄産業高校、農業改良普及センター、農業委員会、JA道北なよろ、上川北農業共済組合、天塩川土地改良区、北海道農産物集荷協同組合、名寄商工会議所、風連商工会などのそれぞれの委員として御推薦をいただく予定としております。農業者からは、地域農業で中心となっている青年や女性の方を中心に検討委員会に参画をしていただくというような予定で考えてございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） これまでの計画といたしまししょうか、振興計画の策定、過去の部分全て把握をしているわけではないのですけれども、市民が農業に関する部分として進めてきたという経緯があつて、その中に市民の各階層といたしまししょうか、そういう方々も交えての検討委員会というのは、これは初めての試みなのか、それともこれまでもずっとやってきたのか、ちょっとその辺についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） この検討委員会の設置につきましては、名寄市の要綱の中で定められておりまして、その関係団体がこれらの関係団体ということでございます。それで、特に商工会や商工会議所等についてもその中で候補の団体ということになっておりまして、前回のときもそんなような形で取り進められたものというふうな思っております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） わかりました。

それと、計画策定というふうな部分でいうと名寄市の農業の実態というのがやはり一番大事になるのかなど。それから、将来のいろんな策定に向けていくということになれば、国が策定をした食

料・農業・農村基本法があって、それに伴う基本計画が計画をされて、たしか17年に計画をされていますから、恐らくもう見直しがかかる時期かと。それと同時に、道のほうも同じように基本計画の部分でいうと変更がそろそろかかるのかなというふうに思っていますけれども、それらもあと1年半ありますから、それらについてもしっかり踏襲をしていくものかなというふうに思っていますけれども、そこで今まで農家の営農意向調査というのをたしか進めてきたと思うのですが、これについても調査を進めるのかどうなのかということについてお聞きをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 農業者の意向調査ということでございますけれども、現在人・農地プランの関係で農業推進アドバイザーという方をお願いして、それぞれ個別面接を含めて聞き取り調査をしております。それらの実態の内容と、それで不足する部分があれば当然アンケートなどの手法を使って皆さんの御意見を聞いて、そういった農業者の声を集められるような工夫はさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） わかりました。

それと、現在農協がつくっている第3次地域農業振興計画という、名前違ったかな。そうですね。第3次の地域農業振興計画がつくられていて、この計画は29年までということで、名寄が持っている振興計画と1年のずれがあるというふうな部分でありますけれども、これらについて先ほどこの次の新しい策定に向けてJAが計画しているこの計画との整合性といいたいまいしょうか、それらについても参考にするというような御答弁だったなというふうに思いますが、今これからというのは参考というよりは当然30年に向けて2年半もたっていますから、5年計画の部分の半分経過しているということで、第4次になるのかわかり

ませんけれども、計画が恐らく策定見込みだというふうに思いますし、それらについてやはり将来の名寄市農業の方向性を定めていく計画でありますから、それら農協が策定するものとしてしっかり連携を図りながら、整合性を保って進めていくのかなというふうに思いますが、その辺についてももう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 農業・農村振興計画とJA道北なよろで策定しています地域農業振興計画、これ当然地域農業の振興において重要な計画でもございます。とりわけJAの計画につきましては、農業者の皆さんにとっては入り口、出口も含めて重要な計画になってございますので、それらは当然JAの計画と進捗状況なども含めて十分協議して取り進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） わかりました。

ことしの6月に山田議員もこの振興計画の策定については、今までの分踏襲していくことばかりではなくて新しい視点でやはり考えていくべきというふうに御指摘もあつたなというふうに思っています、それらしっかり受けとめて、よいものの計画にさせていただきたいなというふうに思います。

それから、食育推進計画については取り組み等々について相当進んできているなという感じがします。ただ、民間を交えた名寄市食育推進協議会、この中でいろいろ議論されてきている部分だなというふうに思いますが、食育は基本は家庭からだというふうに思っています、家庭、地域、それから各名寄市、大枠でいきますとやはり連携、協力をしながら食を育てていくというふうなことが大事な部分だなというふうに思っています、これらについてその辺のつながりといいたいまいしょうか、何かまだしっかりした部分でいうと市民にきちっと伝わり切っていないのかなという、部門、

部門では確かにやられているということは重々承知をしていますけれども、その辺の部分、この前段は周知、そして第2次は実施というふうな部分でありましょうから、この部分についてもそれに向けてどのように進めていくのか、考えていらっしゃるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 第2期の推進に当たっては、計画の中では生涯にわたるライフステージごとに幼児から高齢期まで8段階にわたってその取り組みの指針を明示させていただいていますし、さらに家庭や教育、福祉現場、地域と生産者、さらには関係機関等の具体的な取り組む方向性を示させていただいています。それらを含めて一体的に今計画の推進に当たってございますけれども、名寄市食育推進協議会においては食育に関係する関係団体の皆さんに委員として御協力をいただいております。塩田議員からの御指摘いただきましたとおり、そういった御意見を含めて名寄市の食育推進協議会の中で御意見をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） それでは最後に、計画の策定に向けての体制といたしましょうか、先ほどしっかりした体制を整えていくというようなことのお話があったなというふうに思いますけれども、これまでもどちらかという計画を策定する上においては、やはり今後の名寄市基幹産業、名寄市の基幹産業は農業でありますから、この農業をどう進めていくのか、方向性も含めてしっかりしたものにしていかなければならないと。そのためには、いろいろこの関係機関、団体との調整的なことも含めて核的な役割を職員が担うというふうなことになると思うのです。そんなことも含めてやはり食育推進計画ばかりではなくて、地産地消の推進計画、それも関連をして出てくると思いますし、食育推進計画も同じように関連をして

いく部分だというふうに認識はしているのですけれども、これらについてこの大事な役割を担うということも含めて専門職員の配置についての考え方について最後お聞きして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 次期計画の策定に当たりましては、塩田議員から御指摘いただいたとおり今後の名寄市の課題、農業に対する課題を明示して、取り組む方向性を中長期的に考えていくというような重要な計画だというふうに認識はしてございます。それに当たりましては、より多くの生産者を初めとした担い手の方、さらには青年、女性の御意見を伺わなければならぬというも考えているところでございます。その上に立って体制整備ということでございますけれども、よりこれらの計画を効果的に推進していくことを基本に考えてまいりたいというふうに思っておりますので、現在ぜひそういう計画はそれぞれそのような体制の中でちょっと考えてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

交流人口の拡大について外4件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、質問をしてまいりたいというふうに思います。

まず、大きい項目の1問目、交流人口の拡大についてお尋ねいたします。名寄市の交流人口増加に向けて、私は特にスポーツによる交流人口の増加を訴えてまいりました。名寄市観光交流振興協議会の交流事業部会の中で検討し、合宿受け入れ庁内検討会議において合宿の受け入れ組織を確立し、進められております。昨年も11月から本年3月までカーリングチーム数十チームが直前合宿を行いました。競技施設や自然環境等の優位性

を検証もされ、合宿をされた方々へのアンケートの調査結果をとったそうですが、その結果をお知らせいただきたいというふうに思います。

また、合宿アドバイザーからの意見はどうだったのか、現状の名寄が保有する施設や宿泊施設、体育協会、各競技施設との連携を進める中で合宿アドバイザーによる大会の誘致や合宿の誘致を進めるため、評価や今後の対応、合宿受け入れの方向性や改善策をお知らせいただきたいというふうに思います。

続きまして、健康の森の競技場の改修についてお尋ねをいたします。札幌オリンピック、また東京オリンピックを見据え、各都道府県、市町村は合宿誘致に躍起になっております。合宿誘致のため競技施設の改修やPRを進めておられますが、冬のスポーツにしる、アスリートは夏は休まないで、冬の団体も夏は名寄で体づくりをする、夏の団体も昼は団体で練習、夜は個人で練習する。ある団体は、最近少子高齢化が進み、各学校でチームが組めなくなった。地方から選手が来るため6時、7時ぐらいから練習が始まり、9時ぐらいまで真っ暗な中で練習をやる。なかなか難しいと言われております。また、陸上競技の団体からは、この名寄にも全天候型のブルートラック、1レーンだけでもあれば合宿がとれるのではないかというお話もいただいております。この部分でハード面での合宿誘致の対策、また陸上競技場への照明設備の配置、改修等の考えはないのかのことをお聞きしたいというふうに思います。

合宿誘致は、各団体が日常から一つの目標を目指し、心を一つにして勝利を達成するために合宿を行うというふうに言われております。ジュニア、高校生、大学は費用がなく、安い施設を求めていますし、団体で泊まれる場所を検討しております。現在少子化の進展により児童生徒の減少で公立学校の廃校は全国的な動きとなっております。文部科学省は2010年から「みんなの廃校」プロジェクトということで、廃校施設の再利用を関

係者に働きかけております。全国で4,700校の廃校、新たな用途が見出された学校は2,963校、公民館、資料館、体育施設、福祉施設、観光用に使用することもあるそうです。夕張市では、学校を安い合宿等の宿泊施設に対応して使っております。合宿者や団体等の練習で安価に使用できる廃校施設の有効利用の活用について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の2項め、コミュニティバスについてお尋ねをいたします。なよろコミュニティバスの運行は、今後の超高齢社会を見据え、より利便性の高い市街地バス路線を計画するため、平成24年実証実験が開始されました。名寄市も地域公共交通活性化協議会の意見を踏まえて、利便性の課題では増便、乗り継ぎの課題では東西回りの運行、そして冬期では所要時間の見直し等々が行われてまいりましたけれども、平成27年度に終了するため、地域公共交通活性化協議会と市民の意見を踏まえて利用実績や公共施設との接続性を鑑み、効果的かつ効率的な市内循環バスの動きを検討すると言われておりますが、これからの交通弱者、買い物弱者への対策の理事者の御見解をお願いいたします。

また、名寄市立総合病院の下車で東西回りの一部と西回りが市立病院の駐車場から、入り口から大きく離れ、交通弱者から冬に向かい改善の声が上がっております。名寄市地域公共交通活性化協議会での今後の改善点について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3点目、夢にチャレンジ助成金についてお尋ねをいたします。学生を中心に若者が将来の夢を実現するため、チャレンジに対して自治体として助成を支給するなど、若者を応援する取り組みを行う自治体が出ております。子供や学生の夢を育み、夢へのチャレンジに対し地域を挙げて応援することは、地域の魅力創造にもつながる重要な施策と考えます。

愛知県の小牧市では、今年度子供の夢のチャレ

ンジを応援する新規事業として、海外でのボランティアや地域活動など学生がみずから考えて企画した活動に対して30万円を上限に経費の一部を助成する夢にチャレンジ助成金を創設いたしました。学生など若い世代の夢の実現に向けた活動を促しております。市の公募を設けた上、1次審査、書類審査、応募による公開プレゼンテーションを行い、本年度は7件中6件を採択したそうであり、助成を受けた場合、活動期間、28年2月15日から3月末までですが、実績を終えた後、市内の部分で発表会等を行っているそうです。こども・夢チャレンジNo.1都市の実現に向けて、子供の夢を育むため、夢へのチャレンジを応援する事業の一つとしているそうです。本市も子供夢チャレンジのために助成を行うことはどうでしょうか。理事者の御見解をお尋ねをいたします。

大きい項目4点目、老人漂流社会についてを大きい項目で御質問いたします。今中高年の子供がリストラや親が脳梗塞等で病気で倒れ、心配な面もあり、自分が助けなければという思いで高齢者の親元へ助けるために、頼って同居するケースが急増しております。親と同居する中高年で未婚の子供は日本で305万人、そのうち失業者は31万7,000人、10.4%に上っているとされており、高齢者人口3,000万人を突破し、超高齢化社会の中、ひとり暮らしの高齢者は600万人を超えようとしております。およそ300万人の人が生活保護水準以下の年収しかなく、生活保護を受けている方は70万人ほどと言われて、残り200万人は医療や介護の負担が重く、貯蓄もなく、ぎりぎりの生活を続けている高齢者がおられるそうであり、生活保護は、名寄市では228世帯、291名の保護者がおられますが、今回のケースはあると言われておりますが、生活保護の制度の実態について理事者の御見解をお願いしたいというふうに思います。

また、介護保険認定の第1号被保険者のうち、要介護認定者のひとり暮らしや親元に介護やリス

トラのため本市に帰ってこられた子供と同居している状況についてわかれば教えていただきたいというふうに思います。

また、子供の失業や親の病院などをきっかけに同居して親子が共倒れして、追い込まれていくケースが少なくないというふうに言われています。平成21年度の調査では、収入がふえたために年10万人の方々が生活保護が打ち切られたというふうに言われております。札幌でも2年前に姉妹がぎりぎりの生活をし、ガス、電気をとめられ死亡したこともあり、隠れた貧困問題をどう未然に防ぐかというふうに言われております。この対策として、市税等の未納状況を防ぎ、それを防ぐ対象にしている自治体もあるそうであり、市税等の未納の状況について理事者の御見解をお願いをいたします。

大きい項目5つ目、介護保険のサービスの移行についてお尋ねをいたします。地域支援事業の支え手、担い手や提供者の今後の状況についてお尋ねをいたします。軽度者向けの介護保険のサービスの一部を2017年までの市町村の事業に移行する地域医療介護総合確保推進法が始まりました。本市も高齢化率、平成27年人口比で30.4%、要支援者1は360名、22.3%、要支援者2は155名、9.6%になっております。訪問介護、通所介護が制度改正に伴い変更が余儀なくされました。サービスの担い手としては、NPOやボランティアの活用を促しておりますが、本市の地域支援事業の担い手づくりの考え方、また状況や提供者への今後の考え方について理事者の御見解をこの場でお聞きいたしまして、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま高橋議員からは、大項目で5点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び3につきましては私のほうから、大項目2につきましては総務部長から、大項目4及び5につきましては健康福祉部長からの答

弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1の交流人口の拡大について、小項目1の合宿者に対するアンケート結果についてお答えいたします。平成26年度に地域活性化センターの補助金を活用し、合宿による交流のまちづくり推進事業を実施し、名寄市の合宿受け入れに関する調査、実施検証を行いました。事業の中では、合宿モニターツアー事業として道内の高校スキーアルペン部の監督、選手12名を招致しました。また、北海道ジュニアカーリング名寄合宿では、道内ジュニア11チームの選手、監督と北海道女子カーリングアカデミーの選手合わせて74名を招致しました。合宿参加者は、なよろ温泉サンピラーに宿泊し、各施設を体験していただき、監督、選手には合宿環境についてのアンケート調査を実施しました。

アンケート結果では、総体的にスポーツ施設及び設備、施設周辺的环境についてはよい、宿泊施設は普通で、従業員の対応及びサービスはよいとの評価でした。改善事項としては、女子選手からはシャワールームが欲しい、選手からはインターネット環境を改善してほしい、監督からは栄養バランスを考えた食事メニューの改善が上位でした。要望事項としては、合宿地を選定するときに合宿情報専用ホームページがあるとよい、宿泊施設から各スポーツ施設や市内への移動手段を確保してほしい、宿泊などの料金を安く設定してほしいなどが主なアンケートの結果となりました。

次に、小項目2の合宿アドバイザーの評価と今後の対応についてお答えいたします。昨年7月に合宿に関するアドバイザー2名を招聘し、市内のスポーツ施設、文化施設、パークゴルフ場、商店街、主な宿泊施設などを視察して、合宿地としての可能性について評価をいただけてきました。スポーツ施設では、ノルディックとカーリングの施設はトップレベルの選手に対応可能との評価があり、スキー場を含めた冬季のスポーツ施設を活用し、恵まれた環境などを生かしたスポーツ合宿が

有効との意見をいただきました。ほかの施設についても対象を学生に絞ることにより利用可能となるので、合宿専用のホームページを構築し、合宿地を選択する際に多くの情報収集ができる体制づくりが必要である、また競技施設の整備については種目を絞って施設面の充実を図るべきとのアドバイスをいただきました。今後の対応につきましては、合宿専用ホームページ作成費が予算化されましたので、作成作業を進めてまいります。

また、競技施設整備につきましては、総合計画などに基づき整備を進めるとともに、新たな改修などにつきましては次期総合計画策定において議論がされていくことと考えております。今後においてもアドバイザーなどから合宿誘致に関する御意見をいただきながら、合宿受け入れにかかわる環境を整え、冬季スポーツを中心とした合宿や大会の誘致を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の健康の森陸上競技場の改修についてお答えいたします。現在陸上競技場の照明施設は、管理棟に水銀灯照明を4基設置しております。陸上競技場のフィールド及び多目的コートについては、陸上、サッカー等の各団体が練習場として使用されており、施設利用時間としては午前9時から午後7時までとなっております。利用実績としては、平日は陸上の愛好家の方が主に利用されており、土日、祝祭日はサッカーの大会などで利用されております。施設利用者から照明設備等の要望については現在まで伺っていない状況にあります。

また、陸上、サッカー、アメフトなどの合宿での利用者につきましては、日中に練習を行い、夕食後はミーティングや体育センターフォレストの体育館やトレーニング室を利用した自主トレを行ったり、施設環境に合わせたトレーニングメニューを実施していただいております。

陸上競技場トラックの全天候型については、過去に調査研究をした経緯がございますが、多額な工事費を要するため、難しいという判断をしてき

ているところであります。以上のことから、当面改修計画はございませんが、今後とも利用者ニーズに合った適切な運営管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目4の閉校施設の有効活用についてお答えします。平成27年度末において閉校後の利用が可能となる学校施設については、風連日進小中学校と東風連小学校、豊西小学校の3校が考えられますが、交流人口の拡大に関連しての閉校施設の有効利用についての質問でありますので、立地条件的な面から豊西小学校が今回の質問の趣旨に該当するものと考えますので、豊西小学校の現状について説明をさせていただきます。豊西小学校の閉校に関して学校関係者や地域の方々からは施設、敷地の跡利用についての具体的な要望等は出ていない状況にあります。本年5月に開館した市民文化センター大ホールや浅江島公園に隣接し、環境的にも恵まれた立地条件にあることから、合宿などに利用できる宿泊施設等への転用なども含め、アイデア次第では多方面での活用方法が可能になると考えております。しかし、その反面、施設については建築後40年程度経過し、旧耐震基準の建物となっていることから、ほかの用途に転用する場合においても改修等については相当の経費が必要となると考えております。このような条件をクリアし、施設の有効活用を可能とする方策は現在のところ持ち合わせてはいない状況にあります。先ほども申し上げたとおりさまざまな面からの活用が考えられる施設、敷地であることから、今後庁内的な活用方策の検討を進めるとともに、第2次総合計画の策定期間にもあることから、その策定段階で市民の皆さんの御意見もいただきながら方向性を出していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

次に、大項目3の夢にチャレンジ助成金について、小項目1の若者に対する夢にチャレンジの応援についてお答えします。御質問にありました助成金につきましては、議員からも説明がありまし

たが、愛知県小牧市において第6次総合計画に掲げる都市ビジョンの基本施策であるこども・夢チャレンジNo.1都市の実現に向けた実施施策で、子供の夢を育み、夢へのチャレンジを応援する事業の一つとして提案者みずからが考え、企画した活動を募集し、それに必要な費用の一部を助成する制度であります。高校生以上25歳以下の個人、グループを対象としたもので、みずから企画を実現するために公開プレゼンを行い、採択になれば実施した事業の成果、実績について報告をするといった内容であり、夢の実現を目指す若者を次の世代につなげていくことを目的としていると認識をしております。現在名寄市には、青少年に限定した同様の助成制度はないため、こうした助成制度を本市において取り組む考えはないかとの質問でありますけれども、地域活性化を目的とした名寄市まちづくり推進事業助成金の中で年齢要件に関係なく研究開発、イベント開催、人材育成等に要する経費の一部を助成する制度がございます。青少年の夢を実現するといった制度と趣旨は異なりますが、このような制度の活用も視野に入れながら、小牧市の事例を参考に調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大項目の2、コミュニティバスについて、小項目の1、交通弱者、買い物弱者への対策及び小項目の2、名寄市地域公共交通活性化協議会での今後の改善点についてあわせて申し上げます。

なよろコミュニティバスの実証運行に当たりましては、住民アンケートによるニーズ調査やバス運行事業者、公共交通に関する有識者からの意見をもとに名寄市地域公共交通活性化協議会にて協議の上、利用の多い高齢者層へ配慮した低床バスの導入や通院、買い物、公共施設の利用など日常生活に必要な移動手段となることを意識した見直しを行ってまいりました。御質問の市立総合病院

前のバス停につきましては、病院最寄りの場所ではありますが、平成25年12月の運行経路見直し時に運行経路上の事情によりましてやむなく病院の斜め向かいへの移設を行ったため、通院には不便な場所となっているのが実態であります。利用者の方から移設を望む声も寄せられていますことから、運行事業者及び市立総合病院からも意見をいただきながら、運行ルートを大幅に見直すことなく改善できる手段がないかを現在検討中であります。

検討の結果により改善する方向で手続を進めることとなった場合についてであります。運行経路の変更も想定しなければならないため、冬期の道路状況を確認する必要があること、また名寄市地域公共交通活性化協議会での了承及び関係機関への協議、申請の時間も必要となりますことから、時期といたしましては来春を目途とした改善となることが想定されているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目4と大項目5について申し上げます。

初めに、大項目4の老人漂流社会について、小項目1の生活保護制度利用者の実態について申し上げます。名寄市における過去3年間の生活保護の動向につきましては、平成24年度は保護世帯数233世帯、保護人員311人、保護率10.5パーミル、面接相談件数95件、うち生活保護にかかわる面接相談件数85件、保護申請件数17件、開始件数17件、廃止件数25件、保護世帯のうち65歳以上の高齢者世帯は131世帯で、保護世帯の56.2%となっております。平成25年度は、保護世帯数221世帯、保護人員279人、保護率9.6パーミル、面接相談件数82件、うち生活保護に係る面接相談件数71件、保護申請件数26件、開始件数26件、廃止件数31件、保護世帯のうち65歳以上の高齢者世帯は133世帯で、保護世帯の60.2%となっております。

平成26年度は、保護世帯数228世帯、保護人員291人、保護率10.1パーミル、面接相談件数102件、うち生活保護に係る面接相談件数83件、保護申請件数38件、開始件数35件、廃止件数31件、保護世帯のうち65歳以上の高齢者世帯は139件で、保護世帯の61.0%となっております。以上により、保護申請件数は年々増加傾向にあり、また名寄市の高齢化率の上昇に比例して高齢者世帯の割合が増加しております。生活保護の給付状況につきましては、平成26年度の生活保護費は5億899万774円で、うち医療扶助は2億7,334万2,320円となっており、保護費全体の53.7%と半分以上が医療費で占められております。

生活保護を受給している高齢者世帯に子が転入した場合、子の稼働収入によって世帯の収入が最低生活費を上回ったこと、または上回る見込みが十分確認できる場合は保護が廃止されます。しかし、子が転入したとしても世帯の収入が最低生活費を下回っていれば新たに転入してきた子の生活費も加味され、保護は継続されることとなります。

次に、小項目2の介護保険認定者及び子供同居世帯の状況について申し上げます。生活保護受給者のうち、65歳以上の介護保険の要介護認定者は49世帯50人であり、内訳として要支援1が9人、要支援2が7人、要介護1が6人、要介護2が9人、要介護3が6人、要介護4が9人、要介護5が4人となっております。保護世帯全体で65歳以上の高齢者とその子で構成された保護世帯は8世帯であり、うち子が働いて収入を得ている世帯は1世帯で、残りの7世帯は子が障害や傷病のため就労できない状況です。また、65歳以上の介護保険の要介護認定者とその子が同居している保護世帯数は2世帯となっております。

当市における過去5年間で生活保護受給世帯に親の介護を理由として子が転入した事例はございませんが、リストラを理由として子が転入した事例は1件ございます。本州で失業した20代の子



が当市で生活保護を受給していた60代の親元に転入した事例ですが、子を含めた世帯の収入が最低生活費を下回っていたため、親と子の2人世帯として保護は継続となりました。その後子の就職が決まり親元から転出したため、子のみ保護廃止となっております。

次に、小項目3の市税等の未納状況について申し上げます。8月14日現在3市税のほか国保、介護、後期、保育における昨年度課税分及び過年度課税分の滞納者は529人、このうち60歳以上の方は184人で、全体の35%となっております。60歳以上の方の滞納額合計は4,817万4,000円、うち市税が1,126万8,000円、国民健康保険税が3,026万7,000円となっております。御質問いただきました生活困窮及び子供との同居の現状についての実態把握であります。例えば確定申告など住民税の申告の中で実態が把握できることも考えられますが、市税等の未納、納付が滞る、滞納状態になって納税相談に訪れていただいた中で初めて実態が判明することとなります。基本的には、大多数の市民の皆さんには市税等を納期に合わせて適正に納めていただいておりますから、納税相談に来ていただく方の数というのはごく少数であるという実態がありますが、納税相談の中で生活が著しく困窮している方については生活保護など福祉部門への相談を促すなど庁内連携を図って対応しているところであります。

続きまして、大項目5の介護保険のサービス移行について、小項目1の地域支援事業の支え手、提供者の今後の状況について申し上げます。本年4月の介護保険の改正では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの構築を実現するための施策として、地域支援事業に新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい

総合事業が制度化されました。新しい総合事業に移行すると、介護予防給付で行っていた要支援1、2の方の訪問介護及び通所介護サービスは全国一律のサービスから市町村が実施する新しい総合事業で提供することとなるほか、それぞれの市町村や地域に潜在している生活支援の担い手となる地域資源を発掘することにより、さまざまな生活支援サービスが介護保険制度のもとで実施できるようになります。本市では、この新しい総合事業を名寄市介護保険条例、名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画において平成29年度に移行することで議会議決をいただいております。その体制整備に向けて協議体を設置して定期的な情報共有、連携強化による資源の開発が必要であるため、本年から制度移行に向けた準備作業に着手してまいります。

新しい総合事業の担い手としては、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等が想定されておりますが、高齢者の居場所である趣味活動、健康づくり活動などのほか、地域におけるサロン活動や見守り、安否確認などもその対象とされております。各地域のサロン活動や老人クラブ活動なども新しい総合事業における地域資源として考えられることから、協議体の中で議論を進めてまいります。要支援1、2の方の訪問介護、通所介護サービスにつきましても地域支援事業に移行した後もサービスを継続するとともに、現在の生活支援サービスの移行につきましても継続できるよう協議を重ねてまいります。

今回の介護保険法の改正は、制度始まって以来の大改正と言われており、その内容は住民参加型まちづくりそのものであります。平成29年度に制度移行した後も住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう地域の皆様とともに取り組んでまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。

した。再質問に移らせていただきます。

まず、交流人口の部分の質問をさせていただきます。今回の合宿でスキーが12名、カーリング74名の方にアンケートをとっていただいて、まず宿泊施設のシャワーだとかインターネットの部分はあったのですけれども、料金を安くしてほしいという部分はやっぱり学生だとか大学というのはこれはもう大変重要な部分だと思うのです、親の経済的部分もありますし。この部分では、土別や何かは土別のホテル関係は宿泊者に対して助成金を出して相当安い金額で、朝晩の食事もつけて安く出しているみたいなのですけれども、名寄市の場合はその対応はできているのかどうかというのと栄養バランスのとれた食事を提供するために、試験を受けて取らなければならないものがあるのです。よく野球選手の奥さんがそのバランスをとるために試験を受けて取って、旦那の食事をつくるだとかという部分をやっている選手の奥さんがたくさんいるのですけれども、名寄はホテルにはそういう関係の栄養バランスのとれた食事をつくらなければならないという要望があった時点で検討はされたのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思っています。料金の部分と食事の部分と。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時37分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今合宿にかかわって宿泊関係についてと質問がございました。宿泊の割引制度というか、助成制度のことだと思いますけれども、ほかの先進地で合宿に取り組んでいるところではそういった制度を活用しながら多くの合宿者を呼び込んでいるということがありますけれども、名寄市においてはそういった制度は今のところありません。また、なよろ温泉サンピラーにおいては、独自に合宿者にちょっと価格を下げ

て食事を提供しているという、そういった制度を実施している部分があります。今回総合戦略の中で合宿の受け入れ誘致に向けて推進を行っていくに当たって、今後も合宿者からアンケートをまだいろんな形でとるようになっていくこととなりますし、あと先進地の事例も情報を収集しながら、具体的にどういった施策を打っていったらいいのかというのをおわせて検討していく必要があるというふうに考えているところであります。それと、ホテルや宿泊先の旅館業組合の皆さんともお話をしながら、そういった割引制度が独自にできるのか、助成制度として必要なのか、そういったものを含めて協議の素材になっているかと思っておりますので、そういった中で今後協議をしてまいりたいというふうに考えております。

栄養のバランスのとれた食事の提供ですけれども、私がわかっている範囲ではそういった資格を持っている人はいないのかなというふうに思っていますけれども、サンピラーのほうにいかどうかちょっとはつきりはわからないので、申しわけありません。ただ、トップレベルの選手を呼ぶに当たってはそういった栄養バランスのとれた食事の提供ということも必要になってきますから、今後のアドバイザーの招聘においてはそういった栄養面でアドバイスも受けられる、そうした方も招聘しながら、できれば大学の方とも連携しながら、一緒に勉強しながら、今後栄養バランスのとれたそういう要件のできる食事の提供もできるような体制も宿泊施設とも連携をとりながらやればというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。

トップアスリートは、ほとんどそういう方がついてきます。ついでにありますが、そういう大学生だとか高校生の部分でバランスのとれた食事を出せる体制をつくっていただきたいというふう

に思って言ったのです。

それで、大学生、トップアスリートが合宿に来るといのもいいのですけれども、一番いいのはやっぱり先ほど山崎議員も言われたように地元の少年団だとか何かが合宿をして、一緒に飯を食べてチームワークをつくる。やっぱりいろんな部分で違った環境なのです、一緒に何日か合宿することとは。そして、私がちょっとうまかったら指導するだとか、下手だったら言われるだとかという、そういう活性化にもなるという部分で、私はだから向こうから来る高校、大学の部分の合宿だけでなく、名寄の高校生、中学生、小学生が本当に夏休みになったら3日か4日、豊西小学校の廃校のところかもしそういう合宿施設になるのだったら、1,000円で泊まって食事はお母さんがつくりに来てだとかという方法も可能なかなという部分があったのです。よく合宿をする部分でいえば、高校生や何かが合宿をすると、ふだん大学生もそうですけれども、自分の家の洗濯だとか何かで追われてしまって、そういう環境にできないのです。合宿やるぞという思いになってできないものですから、その中で精いっぱいやらせられるという部分と、あとやっぱり食事をみんなで作って、親への感謝も生まれるみたいなのです。お父さん、お母さんこんな大変な思いして自分たちの食べ物をつくってくれているのだなという部分もあるものですから、安い部分の廃校を使った合宿はどうなのかなという部分で言わせていただきました。これは要望であります。

また、先ほどの答弁で宿泊可能な公共施設、廃校もそういう施設に有効利用できるような検討をしていくというふうに小川部長が先ほど違う方の答弁で言っていたので、ぜひ現実になるような形で頑張ってくださいなというふうに思います。よろしくお願いします。

もう一点が陸上競技場の部分、大変予算がかかるので、今使っている方々は照明要らないよというふうに言っているみたいなのですけれども、私

自身はこれから合宿を呼ぶのであればやっぱりそれぐらいの最低限の施設は改修をしていかない限り、合宿2,500名から5,000名にしますといってもなかなかハードルが高いのかなと。士別は今回まち・ひと・しごと創生で完全に合宿を優先しますよという形で、施設整備も相当やるような話もありますし、やはりできれば合宿を、私はもうスポーツでは本当にサッカーやっていますから、旭川から親が子供を連れてやはり来たときに、10チーム集まれば11人の選手がいて11人の親が来るのです、時には両親2人来るときもありますし。だから、倍になるという、ネズミ講みたいな感じになるのです。だから、スポーツのそういう交流というのは本当に重要だなというように思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。本当に照明は私は必要だと思います。今来ている人、アメフトや何かは日中やって、夜フォレストや何かでやる。そして、ミーティングするのだと言っていますけれども、別の団体もいるのです。ぜひ御検討していただきたいなというふうに思います。本当2,500名から5,000名にやるために、施設の改修というのは必要なというふうに私は思いますので、ぜひお願いします。時間がないので、次に、お願いしておきます。

次に、コミュニティバスについてお尋ねをいたします。総務部長が今回は冬期の道路状況だとか、関係機関の協議、そして運行経路の変更等は来春になるということなのですけれども、私も一回今回のを言われて、見ました。そして、冬もお見舞いだとか、自分は余り頭いいほうでないですから病気にならないものですから、市立病院にはお見舞いぐらいしか行かないのですけれども、あそこすかいらーくから冬歩いてみてください。通路はこんなのです。人と交差できません、歩道でも。そこをずっとあそこから薬屋さん2つを越えて、そして横断歩道を渡り、病院の入り口なのです。私たちみたい健康な人間はいいと思います。でも、病人だとか何かの方、障害者の方、あそこ

から歩いてくるということはすごく大変なことだと私は思うのです。だから、私今回の選挙のときにこのことがお話があって、総務部長のところにご相談に行ってお話をさせていただきました。私は夏場はいいと思うのです。それで、冬やっぱり私は本当に大変だと思うのです。そして、運行経路がだめだと言いますが、あそこのローソンからすかいら一くのほうに入ってくるルートもありますし、ピヤシリのホテルから帰ってくるバスや何かは9丁目回りなのです。そして、市立病院でおろすのです。だから、私は運行は可能だと思うのです、この運行経路は。あとは決断なのかなと。市民のために安全な運行をさせる部分を考える部分で、経路的には全然だからこっち……

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（高橋伸典議員）　そうですね。東回りも西回りもスキー場から来るものは、あそこの南9丁目まで行って市立病院でおろすのです。あの一部と西回りだけなのです、すかいら一くのところに行ってしまうのは。すかいら一くかな。マンションのところ……

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（高橋伸典議員）　マンションの前まで行ってしまいますのです。

○議長（黒井 徹議員）　発言まとめてください。

○15番（高橋伸典議員）　わかりました。済みません。大変かもしれないです。ぜひ来春でなく、私は雪降る前に可能にするべきだというふう思うのですけれども、総務部長、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員）　臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君）　今貴重な提言をいただいたというふうに受けとめています。私どもも先ほど申し上げたように、直接市民の皆さんからも意見をいただいているところでありますので、実現ができるのかどうかについて検討させていただいているという段階であります。今回のコミバスについては、1つは高齢化社会に対応したという部分も意識していますし、もう一つ具体的な路

線でいくと公共施設をいかに結ぶかというのも一つの着眼点としてやっている部分でありますので、まずは条件が整うか整わないかを検証させていただいている段階でありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、この冬に間に合うようにということだったのですけれども、これは私どもではなかなか及ばないところがありまして、路線、経路の変更で新しい路線が絡む場合については陸運局のほうの許可制度がありまして、その手続をとらなければいけないというのがありまして、仮に条件が整って運行するとしてもその手続をとるとちょっとこの冬には間に合わないということでもありますので、先ほど申し上げたように条件が整ったとしても一冬については何とか御理解をいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員）　高橋議員。

○15番（高橋伸典議員）　わかりました。本当にそのバスが無理であればそこのマンションから市立病院の入り口までですか、本当に1人しか歩けないような歩道の除雪でなくて、障害者、高齢者が歩きやすいように毎日砂をまくとかいう体制をしっかりとっていただきたいと思ひます。できれば本当にバスをそういうふう回していただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

時間がありませんので、次に移らせていただきます。次、老人漂流社会ということで、田邊部長さんは大体息子さんか帰られてもそんな急には生活保護は切りませんよというお話でしたので、安心します。これNHKで放送された「老人漂流社会」というテレビの中で本当に子供がリストだとか親が病気になって泣く泣く帰ってこなければいけなくなって、帰ったときには生活保護をとめられた方もいるみたいなのです。そういった部分で大変さが出て、次の日の朝すぐにそのような高齢者の方からお電話いただきまして、名寄はどう

なのだと、大丈夫なのかということで今回質問させていただいたのですけれども、先ほど24年で25名、25年で31名、26年で31名廃止になった方いますよね。これはどういう方々なのですか。よく親子で住んでいたり、障害者がいて、子供が成人になっていなくなったとかという理由があると思うのですけれども、この方々はどういう方々でしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

ちょっと今手元に資料がないのですが、自立される部分につきましては母子家庭の方が就労により自立される場合ですとか、あと独居の高齢者の方がお亡くなりになられる場合も含まれますし、あと子供に親御さんが引き取られて自立されていくというような場合もございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 次に、国保の未納が3,026万円と先ほど。私の聞き間違いかな。と言われたのですけれども、これ60歳以上が未納者約184名、35%かな。全部未納で529名中、60歳以上が184名で35%と言われたと思うのですけれども、国保がこれだけ、3,000万円ぐらい未納になっていると聞いたのかな。この方々のひとり暮らしだとか何かというのはわかるのですか。わからなかったらわからないでもいいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 申しわけございません。手元に資料がなくて、内訳はこの場ではわかりません。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 後で下さい。

次に、生活保護法第4条に補足性の原則ということで、生活保護というのは資産だとか預金、生命保険、不動産、能力は稼働能力やその他の法律による援助だとか扶助などのその他あらゆる生活を活用してもなお最低生活の維持が不可能な方に

対して渡される生活保護だと思うのですけれども、ある方が大企業に勤めて退職金を受け取って会社を退職。貯金と合わせて3,200万円あったそうなのです。6年前に妻を亡くしました。自宅でひとり暮らし。寂しい生活を送っていると。家事は妻に任せきりにしていたから、妻が亡くなってから自分で炊事することはありません。食事は日に1食、夜にスーパーで半額の弁当を買うか、チェーン店で牛丼を食べるかという日課だと。近所のつき合いもないし、出もしないと。毎日することは、家で閉じこもってテレビを眺めるだけ。1日が過ぎてしまう。こんな惨めな生活をしている中で、誰にも言えない。親戚にも言えないというのです。そして、無用な心配をかけたくないと連絡もとらなくなった。大学を出て大手の食品メーカーで38年過ごし、60歳で退職して、一人息子と同居している。そして、定年後10年たって70歳にはこの3,200万円はゼロになっていた。そして、今70過ぎて食べるのも困難な生活を年金生活で送っているというのです。将来的なプランだとか正確な人生設計をされていなかったからだとか、いろんな部分あると思うのですけれども、こういう方というのはやっぱり困窮者に入って、私は家があろうと、車があろうと、生活保護受けられる体制には入ってくると思うのです。よく世間の人というのは、これがあると生活保護受けられないと言う人がたくさんいます。年金を受けているから生活保護は受けられないのか、持ち家があると生活保護は受けられないのか、車があると生活保護は受けられないのか、近くに家族や親戚がいると生活保護受けられないのか、仕事をして収入があるから生活保護受けられないのか、これ部長、どうですか。これがあつたら受けられないのですか、本当に。世間の人らはそう言う方々が多いみたいなのです。こういうことがあつたら生活保護受けられないのだよと言う人がたくさんいるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

まず、退職金を使い果たして現状生活破綻されている方ということでもありますけれども、退職金を使い果たした経緯はどうか、現に収入がなく、そしてかつ活用できる資産もなく、また世帯の収入が最低生活以下の暮らしを送られている方につきましては生活保護を利用することができます。それから、年金収入の部分でありますけれども、年金収入が少なく、かつ活用できる資産もなく、世帯収入が最低生活費を下回ってれば最低生活費から収入を差し引いた不足分を補う程度に保護を利用することができます。あと、持ち家の部分ですが、最低生活の内容として、その所有または利用を容認するに適しない資産、つまり新築の住宅や空き地の所有などは原則としては処分の上、最低生活限度の生活維持のために活用するということになりますけれども、所有する土地、建物の処分価値が利用価値に比べて著しく大きくなれば保有を認め、生活保護を利用することができます。これは現に暮らしてられる家とかを売り払って違うところに住みなさいということではないということです。いいですか、まだあったのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） あと60秒しかないので、いいです。

わかりました。生活困窮者は、きっとそう思っている人がたくさんいるのです。ぜひ社協の生活困窮者来たときは、丁寧に説明をして、家があるうと、車があるうと、仕事をしていようが、年金あろうが、生活水準に達していなければ生活保護は受けられるのだというふうにお伝えいただきたいというふうに思います。

最後に、小牧市のチャレンジ助成金についてちょっとお伺いいたします。先ほど言った青少年のは、イベントだとか何かだと思っております、名寄市まちづくりのは。そうではなくて、私言っているのは、私の子供が今回留学したものですから、大

変親がお金がかかるということで、これも小牧市では海外にボランティアで行くだとか、言葉の勉強だとか、インターンシップだとか、いろんな部分の、そういう部分の助成金なのです。イベントや何かではなくて、本当にその人のやっぱり知識が高揚する、または人の生命を助けに行けるようなことに対しての助成金でありますので、ぜひつくっていただきたいなという思いで今回質問に入れさせていただきました。時間ですので、終わります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐久間 誠

署名議員 東 千 春

平成27年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成27年9月18日（金曜日）午前10時00分

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

日程第3 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

報告第4号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

日程第3 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

報告第4号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について

## 1. 出席議員（18名）

議長 17番 黒井 徹 議員  
副議長 14番 佐藤 靖 議員  
1番 浜田 康子 議員  
2番 山崎 真由美 議員  
3番 野田 三樹也 議員  
4番 東川 孝義 議員  
5番 川村 幸栄 議員  
6番 奥村 英俊 議員  
7番 高野 美枝子 議員  
8番 佐久間 誠 議員  
9番 塩田 昌彦 議員  
10番 川口 京二 議員  
11番 山田 典幸 議員  
12番 大石 健二 議員  
13番 熊谷 吉正 議員  
15番 高橋 伸典 議員

16番 佐々木 寿 議員

18番 東 千春 議員

## 1. 欠席議員（0名）

## 1. 事務局出席職員

事務局 長 益 塚 敏  
書記 久 保 敏  
書記 開 発 恵 美  
書記 佐 藤 潤

## 1. 説明員

市長 加藤 剛 士君  
副市長 橋本 正道君  
副市長 久保 和幸君  
教育長 小野 浩一君  
総務部長 白田 進君  
市民部長 三島 裕二君  
健康福祉部長 田邊 俊昭君  
経済部長 川田 弘志君  
建設水道部長 中村 勝己君  
教育部長 小川 勇人君  
市立総合病院事務部長 岡村 弘重君  
市立大学事務局長 松島 佳寿夫君  
こども・高齢者支援室長 馬場 義人君  
営業戦略室長 水間 剛君  
上下水道室長 天野 信二君  
会計室長 常本 史之君  
監査委員 上田 盛一君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 浜田 康子 議員

9番 塩田 昌彦 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

青少年の健全育成について外3件を、奥村英俊議員。

○6番（奥村英俊議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、順次質問したいというふうに思います。

最初に、青少年の健全育成にかかわって放課後の子供の居場所、校区ごとの学童保育所の整備について伺いたいと思います。この件については、既に市内学校区ごとの学童保育所の整備について検討を進めると市長がお考えを表明して以降、未整備地区の学校PTAからも校区内での設置要望が出され、本年は東小学校区内の設置に向けた具体的な協議検討が進められていると認識していますが、設置の方法と運営方法、そして開設の時期について伺います。

次に、総合交通体系の整備発展、なよろコミュニティバスについて伺います。平成24年7月の実証運行開始以来、直接利用者の声を聞くなどきめ細かな対応で利用促進、交通弱者対策など進めてきたものと認識しています。このコミュニティバスの現状と今後のあり方についてお考えをお伺いします。

次に、平和行政の推進について伺います。本年

は、戦後70年という節目の年であり、各自治体においても平和行政の推進についてさまざまな取り組みが進められていると聞きます。この間名寄市としても非核平和都市宣言を制定し、それを具現化するために一歩ずつ取り組みを進めてきたと認識します。そこで、改めて本年の取り組みと今後の考え方についてお伺いいたします。

次に、安心して健やかに暮らせるまちづくりにかかわって、さきに陸上自衛隊名寄駐屯地と締結されたという派遣隊員の留守家族支援に関する協定書について、協定の目的と内容についてお伺いいたします。

最後に、同じく安心して健やかに暮らせるまちづくりにかかわって、地域医療の充実についてお伺いいたします。名寄市立総合病院は、市民にとって、道北地域にとって安心して健康に暮らしていくためには欠かせない存在であるということは誰もが認めるころだと思いますが、ここ数年は赤字が続いていると報告されています。そこで、現在の収支の状況と今後の見通しについてお伺いします。

また、8月に運用を開始した救命救急センターですが、医療体制が充実されたということだというふうには思いますが、改めて設置の意義と今後の課題についてお伺いして、壇上からの質問いたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） おはようございます。ただいま奥村議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私のほうから、大項目2及び3、大項目4の小項目1につきましては総務部長から、小項目2につきましては病院事務部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

大項目1の青少年の健全育成について、小項目1の放課後の子供の居場所、校区ごとの学童保育所整備についてお答えをいたします。放課後児童クラブにつきましては、子育て支援の両立を支援



していくために公設2カ所、民設2カ所の施設が設置されております。市街地区の小学校では、豊西小学校と名寄東小学校の校区に設置されていないことから、これまで奥村議員からの一般質問や名寄東小学校PTAなどから校区内への設置に関する要望が出されてきているところであります。このような要望を受け、市といたしましても放課後児童クラブ等を市街地区に適正配置をしていくために検討を進めてきております。平成27年度の執行方針でも述べておりますが、特に名寄東小学校校区内への設置について検討を進めてきたところであります。

また、本年4月から施行されます子ども・子育て支援事業計画策定の中で放課後児童クラブの設置などについて協議が行われ、平成28年度には施設を4カ所から5カ所にする計画を作成してきておりますので、この計画に基づき平成28年度中に東地区への設置に向けた協議を進めていきたいと考えております。

次に、名寄東小学校校区の設置についてですが、学校内での設置は活用できる空き教室がなく、利用できるスペースも狭隘のため、設置はできないと判断をしてきているところであります。このため学校敷地内に新設するか、学校周辺の建物の利用について検討しているところです。現在は、学校周辺の建物で利用が可能か具体的な協議を進めている建物があります。利用が可能であれば東地区の開設に向けて学童保育所コロポックル、保護者、学校など関係者と順次相談をさせていただきたいと考えております。また、東小学校区内に設置する場合の運営主体につきましては、現在東小学校の児童を受け入れていただいております学童保育所コロポックルにも協議を進めてまいります。今後も東小学校区内に設置されるまでの間の通所の安全対策に配慮するとともに、設置に向けた諸準備を関係する皆様と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

また、設置後は放課後児童クラブの行事などに

東小学校コミュニティカレッジの皆様にも参加していただくなど、地域との交流方法についても検討をしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大項目の2及び3並びに大項目4のうち小項目の1について申し上げます。

初めに、大項目2、総合交通体系の整備発展について、小項目の1、コミュニティバスの現状と今後についてでございますが、なよろコミュニティバスにつきましては平成24年7月に実証運行を開始し、この間アンケート調査や直接寄せられた利用者の皆様からの御意見、運行により得られた課題や運行事業者からの御意見などをもとに名寄市地域公共交通活性化協議会におきまして協議を行い、了承を得た上で利用実績から判断した運行時間の変更を行ったほか、乗り継ぎが不要となる路線の導入や1時間及び30分間隔で循環するわかりやすいパターンダイヤの採用、新たな公共施設へのアクセス確保など利用者の視点に立った運行形態の見直しを行い、利便性の向上を図ってきたところでございます。また、運行形態を大きく変更した際には、バスアテンダントなどを車内に配置をしまして、主にお年寄りに対する対面案内を行ったほか、各種イベントと連携したバス運賃無料キャンペーンなどさまざまな手法によりPRを行い、バス利用者のみならず広くコミュニティバスの運行を周知し、認知度を高め、利用者の増加を促すことによりまして運行初年度と比較しますと利用者は増加傾向にあるということでございます。

交通弱者への対応といたしましては、低床バスの導入を初め、路線バスを利用する際に身体障害者手帳、療育手帳を所持されている方は半額となることに加えまして、本市ではバス運行事業者との協力によりまして精神障害者保健福祉手帳を所持されている方へも割引を適用し、利用者の負担

軽減を図っているところでございます。

社会資本整備総合交付金事業におきますコミュニティバス実証運行に関する計画期間は本年度で終了しますことから、実証運行につきましては今年度が最終年度となつてございます。これまで見直しを重ね運行を行いました現在の路線の成果を踏まえ、さらなる改善の必要性、また地域における市内循環バスのあり方などにつきまして名寄市地域公共交通活性化協議会での検討や有識者からの御意見もいただき、来年4月の本運行を目指してまいります。

次に、大項目の3、平和行政の推進について申し上げます。本市では、非核3原則を堅持していくことが世界唯一の被爆国であります我が国の責務であり、人類共通の願いである戦争のない世界の実現と核兵器廃絶、さらには幸せな市民生活を守るという決意のもと、平成19年3月に非核平和都市宣言を制定し、この宣言の趣旨にのっとり憲法記念ロードレースや戦没者追悼式、平和音楽大行進の実施、広島、長崎両市が主催する平和首長会議への加盟に加えまして、昨年より名寄市戦没者追悼式や全国戦没者追悼式の黙禱に合わせたサイレン吹鳴を行ってまいりました。御質問いただきました今年度の取り組みと今後についてありますが、戦後70年の節目の年に当たり、本市におきましては新たに世界の恒久平和の実現に寄与するため非核宣言をした自治体が互いに手を結び合うことを設立の趣旨とします日本非核宣言自治体協議会に入会し、長崎市で開催された総会にも出席をしてきたところでございます。

また、戦後70年に当たっての取り組みといたしましては、まず名寄原爆の絵を見る会実行委員会から要請を受けまして、先ほど申し上げました日本非核宣言自治体協議会から原爆に係るパネルやポスターの貸し出しを受け、同実行委員会主催の名寄原爆の絵展にあわせて展示をいただきました。8月27日には、名寄地区連合会などとの共催によりましてなよろ平和講演会を開催し、三浦

綾子記念文学館の松本専務理事の御講演、市所蔵の平和図書の紹介、戦争体験DVDの上映などを行ってきたところであります。加えて北国博物館におきまして今月5日から戦後70年記念展を開催しており、市民の戦争体験や戦時下の暮らしなどを伝えてございます。9月27日までの開催となっておりますので、多くの市民の皆様にはぜひ足を運んでいただきたいというふうに考えてございます。本市といたしましては、今後におきましてもこれまで同様民間団体が行う事業と協調を図る中で、核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとしてさまざまな平和推進事業に取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、大項目の4、安心して健やかに暮らせるまちづくりについて、小項目の1、派遣隊員の留守家族支援に関する協定書について申し上げます。自衛隊が実施をします災害派遣活動や国際平和協力活動などにあつては、即応性が求められることから、自衛隊員の方々は極めて短い準備期間での派遣となるとともに、それが長期にわたることも想定され、留守を守る御家族の生活上の不安や負担が危惧されるところであります。名寄駐屯地におきましてもさきの東日本大震災発生時の災害派遣などの際におきましては、御家族の御苦勞には大きなものがあつたと伺っておりますことから、本市といたしましては一定規模の隊員が派遣される状況において市民生活を守るという観点から、留守家族が抱える生活上の不安を緩和するために、7月26日に本協定を締結したものでございます。

本協定の具体的な支援内容といたしましては、駐屯地が開設をします託児施設の設置や運営への助言のほか、留守家族に対し一時保育制度の利用や福祉サービスを受けるための情報提供や相談支援、健康または医療に関する相談支援などを行うこととしておりまして、その内容は他の市民の皆様への行政サービスと異なるものではありませんが、留守家族支援に関する連絡調整が迅速かつ的

確に行われるよう本市と駐屯地のそれぞれにおきまして調整窓口を一本化することを定めてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目4、小項目2の地域医療の充実についてお答えいたします。

初めに、名寄市立総合病院の収支状況と今後の見通しについて申し上げます。市立病院の経営状況は、近年では平成24年度に1,900万円の純利益を計上したものの、平成25年度は3億1,136万円、平成26年度は会計制度改正の影響もあり、25億3,127万円の純損失を計上しており、今年度においても7月までの収支状況をもとにこのままの状況で年度末まで推移したとすると、4億円から5億円程度の純損失を計上することとなり、数年以内に資金不足が生じる厳しい見通しとなっております。赤字の主な要因としては、平成25年度は精神科病棟改築事業に係る多額の消費税、MRI装置の更新による検査制限などが、平成26年度は5階西病棟の一時休床、旧精神科病棟の解体費及び減価償却費の増加、消費税率改定に伴う、いわゆる損税の増加などが大きく影響しており、今年度についても引き続き減価償却費と損税の増加による影響があると考えておりますが、収入としてはこのたびの救命救急センター開設により特別交付税の措置が受けられることと施設基準を取得することによる診療報酬の増加による増収を見込んでおります。そのほか収益確保面では、これまでも取り組んでいる査定減対策の強化、DPCの適正なコーディング、後発医薬品の使用率上昇によるDPC係数のアップなど、そのほか診療報酬の算定漏れ、防止にも積極的に取り組み、経費削減とあわせて収支の改善に努力してまいります。

次に、8月に運用を開始した救命救急センターの設置の意義と今後の課題について申し上げます。

市立病院の救命救急センターは、道内では12カ所目、道北では3カ所目の救命救急センターとして北海道から指定を受け、8月1日から運用を開始しました。北海道では、第3次医療圏域ごとに救命救急センターを整備しており、道北圏域には既に旭川市内に2カ所の整備がされているところですが、市立病院の医療圏域が地理的に旭川市からの距離が極めて遠い離島を含む宗谷圏域と隣接していることなども踏まえて今回の設置となったところであります。これまで市立病院では、平成20年に救急外来棟及びICU病棟の増改築、平成26年に新館屋上ヘリポートの整備及び救急科の新設などの準備を進めてきたところですが、市立病院における救命救急センターの設置は高度救急医療体制の確立や広域的な地域医療充実に尽力をされました故久保田元院長時代からの長年の悲願であり、先生が提唱し、現在では国の医療計画においても推進している地域完結型医療提供体制構築に欠かすことのできない機能であります。今後地域医療が抱える大きな課題としては、専門医の地域偏在や救急医療の確保がありますが、この道北圏域においても同様の背景があることから、近年心疾患や脳血管疾患患者等の市外からの救急現場からの直接搬送要請がふえている状況であります。これまでも断らない救急医療を24時間365日体制で行うことで地域住民の健康を守ることとはもとより、へき地医療に従事する医師の支援も行ってきましたが、このたびの救命救急センター指定を受け、当医療圏においてより一層重要な位置づけになったところであり、これまで以上に医師の確保が必要不可欠になってくると考えております。今後は、専門医が早期に治療を開始できるドクターカーについても各自治体や消防機関と連携しながら運用開始に向けた協議を進めていきたいと考えております。

また、救急医療を担っていく上で課題の一つとなるのが収益の確保であります。救急医療は、小児医療、周産期医療、精神医療と同様、いわゆる

不採算部門と言われており、さきにも述べましたとおり救命救急センターの運営費の一部として特別交付税が今年度分から措置されますが、普通交付税の算定では許可病床数から稼働病床数に変更がされるなど収益の確保が厳しくなっていくものと考えております。今後も道北第3次医療圏域の地方センター病院にふさわしい救命救急センターとして運営していただけるよう、また市民がこの地域に引き続き安心して生活していただけるよう健全経営に向けあらゆる努力をしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） それぞれ丁寧に御答弁をいただいたというふうに思います。そこで、再質問ということで進めていきたいと思っております。

まず、放課後の子供の居場所、学童保育の設置の関係でありますけれども、部長のほうからもありましたように東地区、東小学校の校区においての関係です。今年度の執行方針でも東小への設置を検討するということが既に進められているということで、先ほどは具体的に協議を進めている部分があるということでの話もあったかというふうに思います。そこで、その協議を進めている関係について、おおむねいつごろまでに結論が出るのかということについて詳しく答弁をいただければというふうに思います。また、その協議がこの後どういうふうになるのかはあれですけれども、調ったとすれば、先ほど28年中の設置に向けてということでの話もあったかというふうに思います。その辺について改めてお考えをお伺いをしたいというふうに思います。

それと、校区ごとということでの整備を進めていくことが基本ということで、市の方針というふうになっているというふうに思います。東の地区は今言ったように具体的に進んでいるということについて確認できますけれども、先ほど言いました豊西地区、西小学校の部分は一定今民設である

というふうには思いますけれども、西地区、豊西地区についてはどういうふうな考えなのかあわせてお知らせをいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今奥村議員のほうから、1つ目は東児童クラブの開設に向けて今後のスケジュールも含めて、時期もどうなるかということだというふうに思います。答弁でも申し上げましたが、平成28年度中の東地区での児童クラブの開設ということで学校周辺の建物で利用可能な建物があるか検討してきて、現在具体的な検討に入っている建物もありますけれども、まだ関係者との関係もありますので、具体的な部分については答弁は差し控えさせていただきますけれども、その建物が使えるというふうになれば10月中には東小学校の児童が通っています学童コロポックルの関係者の方と運営方法もありますので、協議をしていかなければなりませんし、東小学校及びPTA、そして地域の方々ともしっかり運営の方法も含めて要望も聞きながら協議をしていきたいというふうに考えています。そういった中でおおむね了解をもらった段階で、当然改修工事や備品等の整備もありますので、必要な経費を平成28年度の予算要求をしていきたいというふうに考えているところであります。

開設時期ですけれども、先ほど言いましたけれども、子ども・子育て支援事業計画の中では28年度中に1カ所ふやすというふうに計画を盛り込んでいますので、それに向けて最大限努力したいと思っておりますが、28年4月というのは難しいというふうに考えていますし、開設時期が年度当初がベストなのか、年度途中であってもいいのかどうかも含めて保護者や関係者の方とも相談をさせてもらいながら、具体的な時期についても検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

それと、ほかの豊西小学校の校区に学童保育な

り放課後児童クラブがないということでもありますけれども、この間名寄西小学校と豊西小学校の児童につきましては共同保育所どろんこはうすのほうに運営を担っていただいているということでもあります。豊西小学校からどろんこはうすまで距離が少しありますけれども、冬期間の通所に関して保護者等も御意見をいただきましたけれども、特に踏切りり大きな道路はないということで、問題がないということで、徒歩での通所でこの間きているところでもあります。本年度末で豊西小学校が閉校となりますので、今年度中もどろんこはうすのほうに運営というか、受け入れをお願いしていきたい、ただけるというふうに考えていますし、今後につきましては西小学校につきましてはどろんこはうすのほうに運営面での支援をしながら、今後も運営の継続をお願いしていきたいというふうに考えているところでもあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 西地区、豊西も含めての考えについてはわかりました。

東の部分ですけれども、お話がありましたように、今協議しているところが利用可能ということであれば10月中にということ、父兄の皆さんにもお話をするという内容だったというふうに思います。私も一定その答えというか、年内にやはり決めていかないと、方針化してから相当時間もたっているというふうに思いますので、そういうふうに思っていましたけれども、それより早く話が進むというふうに、今のお話ではそういうことだというふうに思いますので、ぜひ利用する方のお話も進めていただきまして、運営の面もということでのお話もありましたので、そこも含めてしっかり協議をしていただければというふうに思います。

それで、具体的な設置、工事も含めて予算要求をした上で来年度中ということでのお話でありました。4月には、当然来年度の予算を使ってと

いうことでもありますから間に合わないということでもありますけれども、お話の中にもありましたようにやはり年度中できるだけ早い時期というふうに思います。この間も利用される皆さんからの話を聞いていても一日も早くということでもありましたので、そういう意味では区切りのいいときがいいのかもしれませんが、例えば早くできれば1学期が終わって2学期からとか、そういった節目のときを想定をしながら準備を進めていただければ、利用される皆さんもそういう意味ではそれに合わせて準備ができるというふうになると思いますので、そういった対応ができるのか、そういうふうをお願いをしたいというふうに思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今奥村議員からありましたように、来年度4月以降に必要な工事なり備品の購入等を行いたいと思いますので、すぐは無理だというふうに考えていますが、子供たちが東小学校校区内に早く通所ができる、そういった形をとるのが望ましいかと思っておりますので、先ほど言いましたけれども、学校なりPTA、地域の方にもかかわってもらいたいというふうに考えていますので、どういう時期がいいかしっかり相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。この間も冬期間の通所について歩道の除雪ができないところがあったりして、今1年生については冬期間だけタクシーでの送迎をしているという状況がありますので、そういった面では冬期間にかからない段階で移行できるような形でいきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今いただきました答弁で納得できるかなというふうに思います。当然雪降ってしまうと大変でありますから、それ以前、さらにできるだけ早い時期の開設を心がけていただければというふうに思います。

次に、2つ目のコミュニティバスの関係について質問したいというふうに思います。最初の壇上からもお話ししましたように、この間のコミバスへの取り組みについてはアンケートや直接利用者の方からお話を聞いたりということで、そういう意味では実証運行という形ではありますけれども、いろんな意味で見直しを進めてこられたというふうに思います。そういう意味では、その中で利用の促進や交通弱者への対策もしっかりというか、一歩ずつとられてきたのだというふうに思います。その結果で今日のコミバスがあるというふうに思います。昨日は高橋議員のほうからもバス停の関係で少しありましたけれども、そういったことについてもその都度しっかり検討、検証していくということでの答弁であったというふうに思います。今後もこういったことについては引き続き取り組みをしていただきたいというふうに思いますけれども、そういったことをこれまで取り組んできた成果というか、その中でやはり市民の皆さんにコミバスがしっかり定着をしたのでないかというふうに思います。コミバスの実証運行に至るまでには、それぞれ民間の会社の市内循環バス、それから市で運行しました東西路線、それぞれあったものをこういった実証運行に引き継いだというふうに思いますけれども、そういう中でしっかり取り組んできたことが定着をしてこのコミバスという形で今皆さんが利用されているのだというふうに思います。こうした状況のものをこれはなくすわけにはやっぱりいかないのだというふうに思います。

先ほどの御答弁にありましたように、今交付金が出ている事業については28年3月で、今年度で終わりということでもあります。そういう意味では、お金の使い方がこれまでと違ってくるというか、少し厳しくなるのだというふうに思います。当然市が丸々やるということではないのかというふうに思いますけれども、事業自体をどういう形で進めていくのか、その辺について、それから運

行にかかわる費用の関係も含めてお考えがあればお話をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今コミュニティバスの関係についての御質問いただきました。議員が言われますように、この間4年をかけて今のコミュニティバス、路線あるいはサービスも含めて構築してきたということでもあります。やはり最初は循環する方向が全く反対になったということもありまして、利用者の方からさまざまな御意見をいただいた部分もありましたけれども、ここにきてそういった御意見もなく、議員からありますように一定程度市民の皆さんにも定着してきたのかなというふうに思いますし、利用者の状況を見ますとそのことを裏づけているような状況にもなっているかなんていうふうに思っています。実証実験については、国の交付金の関係もあって年明けの3月で終わり、4月以降については本運行となるわけであります。本運行のあり方については、この実証期間の検証をもとに改めて地域活性化協議会がありますので、そこでの御意見をいただいたり、あるいは専門家の意見もいただいて、本運行に移ってまいりたいということでもありますので、その形については検証が終わってから、御意見をいただいてから改めてお示しをさせていただきたいと思いますが、基本的にはこの間の実証を継承するような形が想定されるのかなと思っております。

問題になるのは、この間の実証運行については社会資本の総合交付金を活用していたという部分がありまして、この活用法については利用促進に向けたPR等の部分もありましたけれども、運行経費に係る部分も当然含まれていたわけでありまして、そこの部分が実証運行後については特定財源が当てがなくなるという部分であります。ここについては、別の特定財源はあるかというものも一方で調査しているところでもありますけれども、なかなか難しいところかなというふうにも思って

いるところであります。いずれにしても、このコミュニティバスの路線については市も市民の皆様に必要な路線ということでこの間4年間実施をして、より利用しやすい形というのを探ってきた部分でありますので、実証期間が終わったからといって、バス事業者のほうに運行の主体が移ったからといってなくなっていいという路線ではないということで認識してございますので、今後につきましてもこれはバス事業者と行政とそれぞれ相互の役割のもとに路線が継続されるような形で行政としても支援を行っていきたいというふうに考えております。ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今市のほうでも必要な路線だという認識だということでの答弁だったというふうに思います。さらには、民間事業者に事業委託というか、していただくに当たっても必要な支援をするという考えがあるということでの答弁をいただいたのではないかとこのように思います。具体的な金額についてはここでは詳しく話しませんけれども、総体の運営をしていくに当たってはそんなに簡単に利益が上がるということではないというふうに思いますし、そういう意味では車を利用されない交通弱者の方、あるいはお年寄りなんかも含めて利用される方のことをしっかり見据えた中で、市として一定の責任を負っていかなければならないということだと思いますので、それを踏まえた上での資金の支援についてぜひ協議しながら検討していただければというふうに思います。

それでは次に、平和行政の関係についてお伺いをしたいというふうに思います。この間の取り組みで私のほうからも言いましたように、一歩ずつ取り組みが進んだというふうに思います。毎年1つずつ、2つずつではあったかというふうに思いますけれども、こしはとりわけ70年ということで、先ほども総務部長の答弁にもありましたよ

うに具体的な取り組みもさらに進めたと。日本非核宣言自治体協議会総会にも出席されてということでありました。そこでの資料を使つての取り組みも具体的にされていますし、現在博物館での展示もやっているということでもあります。やはり市のほうが具体的に取り組むという決意を持って、さらには担当者がしっかりと担当者の熱意というか、取り組みに対する熱意があれば、行政の取り組みというのは大きく進むのだなというふうな、前進をしていくのだという本当にいい事例だというふうに思います。当然市民の皆さんの御理解、協力もないと進まないところでもありますけれども、そういった取り組みが今回できているというふうに思いますし、さらにここまでやればいいということではないというふうに思いますので、今後どのような形で進めていくのがいいのかということを考えながら事業について取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、その点について御意見あれば。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 平和の取り組みについてということで、議員が言われますように私どももできることをまず取り組もうということで、この間多くはないのかもしれませんが、毎年できることを積み重ねてきたということでもあります。特にこしについては戦後70年の節目ということもありますので、先ほど申し上げたように民間の団体とも共催という形で講演会なども企画をさせていただいたということでもあります。今後につきましてもやはり取り組むのは市も取り組みますけれども、市民の皆さんも取り組んでいただくと。市民の皆さんにこの宣言が広がっていくというのが一番大切なことだというふうに思っておりますので、ここについては市民団体とも協調を図りながら、市としての果たすべき役割について果たしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今総務部長からありましたように、本当に市側だけで進めるものではないというふうに思います。この宣言されています非核平和都市宣言を市民みんなが理解をして、一緒になって進めていくということが大事だというふうに思います。そういう意味でも市が一定できることを率先しながら進めていくということが必要だというふうに思いますので、引き続きの取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

次に、4点目の派遣隊員の留守家族支援に関する協定書についてということで質問をしたいというふうに思います。この協定の関係については、実は道内のほかの自治体、駐屯地のあるところだというふうに思いますけれども、それぞれ協定が結ばれているのではないかとこのように思います。ただ、私が聞いている範囲では、2011年にあった震災の関係、それを踏まえて大規模災害によるこういった協定というふうなところが多いのではないかとこのように思います。ことし27年2月に旭川でも協定が結ばれているのではないかとこのように思いますけれども、そこでも目的のところこの協定は大規模災害等が発生し云々ということで、そういった形で結ばれているのではないかとこのように思いますけれども、名寄の場合、この協定が武力攻撃事態を除く防衛、警備等の突発的な事態に対処するため云々ということで、文言も当然違いますけれども、そういう意味では内容も少し違うのではないかとこのように思いますけれども、この辺の考え方についてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員が言われますように、同様の協定については道内自治体の中でも締結がされています。直近の数字ではありませんけれども、私どもが把握しているところでは道内でも16市17町、33自治体が同様の内容の協定を締結しているという状況にあるという認識であります。協定のタイトルというのでし

か、名前のところでありますけれども、言われますように旭川市については大規模災害というのが前段についておりますけれども、私どもが把握しているところでは留萌市との協定については派遣隊員の留守家族の支援ということで、私どもの協定と同様のタイトルで協定を結んでいるところがあるということでもあります。なぜ今回大規模災害等ということではなく派遣隊員のことタイトルがなっているのかということでもありますけれども、協定の締結先は陸上自衛隊名寄駐屯地ということでありまして、この間の名寄駐屯地の派遣の状況等について一定程度鑑みたときに、ここについては国際平和協力活動等にも派遣の実績があったということもありますので、こども含んで協定を結ぶ必要があるだろうということでありましたので、大規模災害については当然想定をしておりますけれども、そういった国際的な平和活動も含めて今回については対象ということでもありますので、派遣隊員等ということタイトルをつけさせていただいたということでもありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 大規模災害だけではなくて、駐屯地における派遣の実績というか、それに基づいてということのお話だったというふうに思いますけれども、国際平和維持活動、PKOも想定をしているというか、そういうことなのでしょうか。

それと、あわせて協定の中で先ほどもちょっと言いましたけれども、武力攻撃事態を除く防衛、警備等の突発的な事態ということで、普通にはちょっと理解できないような感じの書き方なのかというふうに思いますけれども、これについて、これをもって先ほどの言ったようなことを想定しているのではないかとこのように思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 基本的に自衛隊の派



遣というのは国の法に基づいて派遣がされるわけでありますので、その議論については私どもが述べるところではありませんけれども、その法に基づいて派遣される中でいきますと、先ほど申し上げました議員が言われるPKO法に基づく派遣も含まれるということでありますので、私どもはあくまでも派遣に注目をしていではなくて、その際の派遣をした後の家族の置かれる状況について着目をして、市民であるということから、その生活を守るという視点で今回の協定を締結させていただいているということでありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今ちょっとありましたけれども、ここ数日いろいろ報道や何かもされていますけれども、この間国会で審議されています安全保障法案の関係、可決するかしないかは別にして、7月に今回の締結をされていますから、そういったことによるさらなる派遣というか、そういうこと、もし可決成立してそれが実施されたらとするとそういうことにもなってくるのではないかと、そういうふうに思いますけれども、そういうことも実は想定をしていたということでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この協定の締結については、当然駐屯地との協議が必要だということであります。この協議をいつから始めたかということでありますけれども、ここは平成25年の第3回定例会におきまして市長の行政報告の中でそういった留守家族の支援に向けた協議をしたいという旨のお話もさせていただいたところでありまして、実はこの段階からこの協定については協議をさせていただいているところでありますので、今回の法案の議論の関係とは別にこの協定については当初より協議をさせていただいたものでありますので、そこの関連性ということではないということ御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 関連性はないというか、そういう事態になったときは、では適用はしないと、そういうことですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 最終的に法案がまだ通ったわけではないということでもありますし、その法案に基づいて具体的にどういう派遣がされるのかについては法案が通ってからのところになるかと思えますけれども、基本的に先ほど申し上げましたように派遣については法案に基づいて行われるということでありますので、そこについては国の指示というのでしょうか、ルールをまつところだと思えますが、いずれにしても現段階におきましては非核自治体宣言を宣言していることでもありますので、基本的には武力攻撃等の事態についてはこの協定では対象としていないということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 想定をされていないということであれば、また話は違うというふうに思いますので、あの部分についてはあくまでも想定をしていなかったということで理解をしたいというふうに思いますけれども、現在あの状況でいえば今後可決成立したとするとそういった状況も新たに出てくる可能性もあるということだというふうに思います。そういう意味で基本的な考えとして、留守家族の方の不安やそういったものを取り除くということについては市として取り組みたいという、それについてはわかりますけれども、例えば災害のことでいうと、駐屯地の方、特に名寄はすぐにもう現地に行って相当な期間しっかり活動してきていただいたというのは皆さん御承知のとおりだと。私もそういうふうに思っていますし、そういったことはあると思えますけれども、実際にほかに例えば自治体の職員が行ったり、民間の会社の人たちやボランティアの人たちも行っているわけで、それは名寄に住んでいるほかの人たちもやっぱり行っている状況があるというふうに思

うのです。そういう人たちとの均衡というか、あえて駐屯地だけと、こういった形、さらに今回はそういったPKOも含めてというか、海外派遣も含めての形でしなければならないということについては、少し一般の市民の人からしたらなぜ駐屯地だけというふうに捉えられる部分があるというふうに思うのです。その辺について少し均衡を欠くのではないかというふうに思いますけれども、それについて御意見あれば。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ほかの個人あるいは職場、団体もありますので、そこの公平性というか、均衡というところだというふうに思いますが、最初の答弁の中でも申し上げましたように、自衛隊の派遣に当たっては他と少し特性というか、異なる部分があるのだろうなというふうに一つの思いがあります。その一つは、即応性だということだと思います。要は、事象が起きたときにすぐそちらに向かわなければいけない。いわゆる家族の準備等できないうちに即応的に対応しなければいけないというのが1つあると。もう一つは、一定の規模をもってそのことが行われるというのが恐らく名寄に存在する他の団体とは異なるところかなというふうに思っています。ただ、言われるようにもし市内で同様に即応的に、かつ一定の規模を持って災害地等に派遣をするという団体あるいは職場等があれば、ここについては相手先も当然あるわけですので、そこの協議を経てとなりますけれども、市としても一定の条件のもとでそういった必要性があるということであれば自衛隊だけということではなくて、そこの協定についても視野に入れなければいけないのかなというふうに考えておりますので、決して均衡を欠くものではないというふうに理解をしておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 総務部長がおっしゃるように、当然均衡を欠くように思われては締結し

た意味もないでしょうし、実際にこういうことになったときに市がやろうとすることがだめなことではないのだというふうには思いますから、そういうことではないようにしっかり市のほうでの対応をお願いをしたいというふうに思います。

ただ、即応性に対応してということで、そういう意味では事前に締結を結んでいるのですよというふうにちょっと聞こえるのですけれども、そういうことでしょうか。即応性に対応するためにわざわざ今の時期に結んでおくというか、そういうことでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 協定の趣旨の中には、先ほど言ったようにそれはどこの職場にと限定するわけではありませんけれども、家族の留守の体制が十分整わないうちに出かけなければいけない部分、そこにはあらかじめ支援をする体制を整えておかなければ対応ができないということだと思いますので、そこを含めて今回は事前に協定を結ばせていただいたということです。ただ、協定を結んだ時期については、先ほど申し上げましたように平成25年の段階から取り組んできたということで、その内容が整ったということで今回協定を締結したということでありますので、そういった積み重ねの結果としてこの時期になったということでありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 時系列的にも今総務部長からもありましたけれども、その説明についてはわかります。ただ、今この時期にきたときに実際にこれによって先ほどから言っている法案が可決成立したときには、名寄からもそういった意味で派遣される可能性もあるわけで、それにも例えばそうなったとしたら国が決めたから対応しますということになってしまうのだというふうに思うのです。そうだとすると、そういうことを考えていたわけではないとは言うけれども、実際には銃

後の備えという感じなのです、捉え方として。それは、みんながそんなことを望む話ではないというふうに思うのだけれども、それこそ戦争時代思いつくような話ですし、そういうことで私はいけないというふうに思うので、今回ちょっと協定文言も含めて見直しをすべきかなというふうにちょっと思いますけれども、その辺について御意見があれば。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 平成25年12月に現政権下で新しい防衛計画の大綱ができました。この中で動的防衛力から、これは民主党政権がつくったときから、統合機動防衛力というふうに名前を変えて、自衛隊の運用が幅広くいろんなところに転地をしていくと。そのことに加えて、その運用だけでなくその質もしっかりと高めていかなければならないということが明言された。それは、統合というのは陸海空の統合ももちろんですけども、もう一つここで大事なところが出てくるのは、地域とのコミュニティーの連携が重要だということをおこの大綱でうたつたと、こういうことであります。この自衛隊の大綱の中で北海道の定数が全く削減されなかったということは、これだけ南西にいろんな脅威がある中でも北海道のいわゆるコミュニティーの重要性が認められたということで、我々が常日ごろお訴えしていることを認めていただいたのだというふうに思います。こうしたことが大綱でもしっかりと明言をされているということでもあります。改めて自衛隊の任務の特殊性に鑑みて、我々がいざというときにこの駐屯地所在自治体としてやるべきことをしっかりと果たしていくと、そういうことで、ここに改めて大綱に明言されたということも含めて今回このような形で明文化をしたということでありまして、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今市長からありましたけれども、防衛大綱の防衛力の能力発揮のための

基盤の中で任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減する各種家族支援を実施するというふうにする中で明記をされた。それに基づいて各地区でのそういった取り組みが進んだのだというふうに思います。先ほど来あるように、駐屯地のある北海道内、全国でそれぞれ締結をされて、そういう意味では名寄が一番新しい形での進め方をしたのだというふうに思いますけれども、そういった流れはわかりますけれども、やはりそれは新たな銃後の守りというか、それを防衛大綱の中で位置づけたということだというふうに私は思います。そういう意味では、実際に必要な支援を実施することとこの締結とは、ちょっとそういう意味では考え方として乖離があるのだというふうに思いますので、これ以降また見直し等必要だと私は思っていますので、それについては求めていきたいというふうに思います。

それから最後に、ちょっと時間がなくなりましたので、病院の関係について質問させていただきたいというふうに思います。救命救急の関係については、部長の答弁でもありましたように久保田院長時代からの本当に早い時期からの展望を持った思いがここにきて実現をしたということだということだと思っております。これ名寄だけではなくて道北地域にとっても重要なことだというふうに思いますし、さらに充実をしていくべきかなというふうに思います。ただ、課題があって、収益の関係、それについては少しやっぱり懸念や課題があるというふうな話だったというふうに思います。それは、救命救急だけではなくて、最初に言いましたようにここ数年続いている赤字の関係も含めて市立病院の今の状況でいうとちょっとこの先懸念すべき課題があるということだというふうに思います。最終的には不良債務が発生しかねない状況なのだというふうに思いますけれども、それについてこの間は一般会計からの繰り出し、交付税プラス1億円、それと人材確保の関係で今2,000万円ですか、それぞれ繰り出しをしながら病院内部

での努力とあわせて運営をされているところでありますけれども、これ以降の課題や危惧される不良債務の発生、そういったことの対応をするための市としての具体的なお考え、それから先ほど言いました繰出金のルールについて見直しをする考えがあるのかも含めて御答弁をいただければというふうに思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） ただいま御指摘ありましたとおり、病院会計苦しい状況になりまして、今年度7月の状況から踏まえるとかなり厳しい状況になっている。ただ、病院事業会計自体は公営企業会計ということに鑑みまして、自前で賄っていくというのも一つの原則になります。今病院事業会計自体がかなり取り巻く環境が変わりつつあるというのがありまして、先ほどありましたとおり稼働病床数を基本にした交付税の削減、あるいは地域医療構想、それに基づいた改革プランの構想、これらも全て今後の交付税あるいは財政動向にかかわっております。全体的に網羅しましてどういったことが一番よいのか、地域医療を守るためにもここは視点としては1つ必要かと思っておりますけれども、今後の新改革プラン策定も踏まえて検討していきたいと考えておりますので、御理解ください。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

学校給食費の保護者に対する負担軽減について外2件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目3点について質問をさせていただきます。

1つ目、学校給食費の保護者に対する負担軽減について伺います。無料化の考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。子供の貧困問題では、6人に1人が貧困状態という中で、大きな社会的注目を浴び、一昨年には子どもの貧困対策推進法なども制定されています。子供の貧困対策大綱、2014年に閣議決定されていますが、こ

の中ではその重点施策の1つ目に教育の支援を掲げ、厚労省や文科省がそれぞれ所管する学習支援の実施、充実が求められてきました。学校給食は、貧困家庭の子供たちへの給付として始まり、戦中戦後の食料難を経験する中で全ての子供を対象とするものとして拡充されました。1954年、学校給食法はこの現実を追認する形で法制化され、2009年の食育を掲げた改正まで長く戦後の学校給食を規定してきたものであります。

子供の貧困対策大綱の中で、学校プラットホームという言葉が使われています。北海道大学、松本伊智朗教授は次のようにおっしゃっています。学校の中で嫌な思いをすることのないよう施策としてこの点を緩和、改善していくことを基本としなければならない。家庭的な不利を持っている子供、経済的な不利を持っている子供、家庭基盤が脆弱な子供など今の学校で不利を負いやすい構造になっていないかという点で検証しなければならないといいます。どの子も笑顔で学校が楽しいと言える学校づくりが求められています。毎日の食事の中で、栄養バランスのとれた食事が給食だけの子供がいるといいます。食育の観点からも給食の提供は重要になっています。学校給食費の無料化の考え方について伺います。

2点目、住宅リフォーム助成事業の復活について伺います。市民からの要望の状況と検討状況について伺います。復活を願う市民の皆さんの声を随分届けてきたところでありますが、一旦時間を置くとしていました。しかし、商工会議所等からも要望が上がっていたと思っておりますが、市民からの要望の状況についてお知らせください。

また、まち・ひと・しごと、地方創生で検討をとのことでしたが、検討状況についてお知らせください。

支援に対する考え方について伺います。前回行われた住宅リフォーム助成制度は、市内の仕事起こし、市内経済の活性化に大きな成果がありました。今全国各地でこの制度が広がり、県レベルで

の実施も実現しています。店舗の改修、移住、定住促進のためなどにリフォーム支援が行われていますが、本市における支援に対する考え方についてお知らせください。

大項目3点目、ひまわりを生かしたまちづくりについて、産官学の連携強化について伺います。生産者の皆さん方は、観光資源としての景観の維持のためにひまわりの栽培に力を尽くしていただいています。また、産業高校の生徒さんたちはひまわりの粉末を利用してソフトクリームやひまわりパン、クッキーなどの加工に取り組んでいます。さらに、行政ではふるさと納税でなよろからだにやさしいセットの中にこのひまわりオイルが含まれています。給食でも月一、二回学校給食で使われています。それぞれの分野で取り組まれていますけれども、さらにひまわりを生かしたまちづくりを進めるには産官学の連携を強化していくことが必要だと思いますが、お考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（黒井 徹議員）** 小川教育部長。

**○教育部長（小川勇人君）** ただいま川村議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1につきましては私のほうから、大項目2及び3につきましては営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1の学校給食費の保護者に対する負担軽減について、小項目1の無料化の考えについてお答えをいたします。学校給食にかかわる経費につきましては、学校給食法第11条の規定により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者、いわゆる市の負担となっており、食材にかかわる経費は保護者負担と決められております。学校給食費の状況でありますけれども、平成26年度の給食費は約1億2,000万円となっており、1人当たりの年間給食費は小学校の平均では約4

万9,000円、中学校の平均では約5万8,000円となっております。昨今子供の貧困が全国的に問題となっており、平成24年度の統計では17歳以下の子供の6人に1人、約300万人余りが貧困状態にあると聞いております。名寄市においては、給食費未納により子供が不利益を受けている事例はありませんが、本市において子供の貧困対策としては従来から就学困難と認める児童生徒の保護者への援助として、就学援助制度を実施しているところであります。この制度は、給食費について全額補助の対象となっており、平成26年度では小学生と中学生合わせて335人、約1,576万円の補助となっております。また、特別支援教育に通う子供たちも給食費に対する援助をしており、平成26年度では小学生と中学生合わせて57人、約135万円の援助を実施しているところであり、2つの制度により支援額は給食費全体の14.4%となっております。これら制度により援助を必要とする世帯等へのしっかりとした配慮を行っているところであります。

給食費全体の無料化については、国の支援制度がなく、財源の確保ができないこと、また食費は個人の負担に帰すべきものであり、毎年約1億2,000万円の負担は現在の財政状況では極めて困難と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○議長（黒井 徹議員）** 水間営業戦略室長。

**○営業戦略室長（水間 剛君）** 私からは、大項目2、住宅リフォーム助成事業の復活について、小項目1、市民からの要望と検討状況についてお答えいたします。

住宅リフォーム助成事業につきましては、平成19年度から3年間の景気浮揚対策事業として実施し、高い事業効果があったことから、各関係団体等からの要望の中でもリフォーム事業の復活を求める声が多く聞かれております。要望の趣旨の中身については、景気浮揚策としての実施を求め

るものが多く、中には店舗の改修支援にあわせて住宅リフォームはできないかといった声や恒常的な事業を行うことにより技術や技能の育成向上につながるといった内容の声も上がっております。さらには、空き家予備軍を減らすための対策や移住促進にかかわる利活用などの要望も寄せられております。このことから現在策定を進めている名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で住宅関連建設業における人材育成や移住、定住の受け皿づくり、今後増加が見込まれる空き家を減らす観点など複合的な事業効果が図られる事業となるよう検討課題として上がっております。

続いて、小項目2、支援に対する考え方についてお答えいたします。先ほどの小項目1でもお答えしたとおり、現在複合的な事業効果が図られるよう名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な施策の案として記載されております。平成19年からのリフォーム助成事業では、年度初めに施工が集中したことや3年間の時限的な事業であったことなどから、最終年度に事業が偏るなどの課題も明らかになっております。また、申請者は市民かつ個人であったことから、当時は本市への移住者に対しては対象外であったことなど、本事業を実施することによる求める効果も変化しておりますので、さまざまな観点からの複合的な制度設計となるようさまざまな利用希望者に対応した支援内容や事業期間、年間を通じて恒常的に施工できる事業とするためにはどのような内容にすることが最善であるかなど検討してまいります。

続いて、大項目3、ひまわりを生かしたまちづくりについて、小項目1、産官学の連携強化についてお答えいたします。ひまわり観光事業につきましては、現在官民学連携により設立した名寄市観光交流振興協議会の名寄ブランド推進部会を中心に取り組んでおります。本部会は、J A道北なよろ、ひまわり工房北の耀き、北海道名寄産業高等学校、名寄市立大学等で構成され、ひまわりボランティア事業、サンピラーパークひまわり事業

等に取り組んでおり、今年度も道立公園サンピラーパークを初めとする市内のひまわり畑には多くの市民、観光客が訪れ、構成団体はもちろんのこと、ひまわりボランティアや名寄高等学校陸上部の生徒の皆さん等の御協力によりひまわりのまち名寄をPRすることができました。今後は、産学官で構成された名寄ブランド推進部会で今年度の活動について検証することになっておりますので、より一層目に見える形でひまわりによるまちづくりが実感できるよう進めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問、要望等させていただきたいと思っております。

まず、学校給食費の無償化にかかわってでありますけれども、先ほど御答弁いただいた中で就学援助費で要保護、準要保護者への就学援助で支援を行っているというふうなお答えがありました。個別的な対策でありまして、必要であるとは思っておりますけれども、まず全ての子供たちへの対策が必要だというふうには私は思っています。ですから、国による義務教育費の無償化こそが求められるところでありますけれども、先駆けて地方から実施していく必要があるというふうに思っています。少子化対策、子育て支援への政治的判断が必要ではないかと考えるのですが、この点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。子育て支援への考え方としてのお考えを。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 子育て支援対策ということからまず入りますけれども、現在名寄市で名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略という、こちらを立てております。もともとは、人口減少社会ということから始まっている総合戦略でありますので、当然この中には人口の社会減、それから自然減という問題は入っているということであり、この中で子育て支援対策というものが今打

ち出されているというわけでありましてけれども、現在進行形であります、いろいろな施策を組んでいる最中でありまして。その中の一つの項目として、子育て家庭への支援の推進という項目がございます。この大きな枠の中でどのような支援方策ができていくのか、ただいまの御答弁では完全に無料化するとかなりの経費がかかるということでもあります。他市町村でもこういった給食の無料化、あるいは制度設計によってポイントを絞った形で取り組んでいるところもございますが、他の自治体の事例もちょっと研究しながら、この子育て支援の枠の中でどのような方策が名寄市にとって一番よいのか、少しここは戦略の中でも検討しながら進めてまいりたいと思います。

ただ、限られた財源の中でのものでありますので、どれが一番効果的かというポイントはしっかり見据えなければならぬと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 財源の問題があって、また他市の状況も見ながらというところでありましてけれども、ちょっと御紹介をさせていただきますと、例えば群馬県の桐生市では第3子以降の給食費を無料にしたとか、また三笠市では2006年度から子育て支援策として小学生全員の給食費を無料というような、そういった取り組みをされているところでもあります。また、子育て支援のところであれば、学校給食費にとどまらないで、教材費や修学旅行費も含めた義務教育の無償化が山形県の早川町、丹波山村というところではされているというふうに調べたところでは出ています。このように国がなかなか踏み込めない部分について、地方からということで起き上がってきているのだというふうに思います。子供の医療費の無料化も同じだったかなというふうに思うのですが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） それぞれの市町村でいろいろな取り組みがなされているというような状況でございます。この事例は地方総合戦略のほうからまた組み立てることが一番肝要かと思っておりますけれども、名寄市にとって子育てあるいは自然減あるいは社会減を防ぐという観点はどうしても必要になるか。制度設計のお話になりますけれども、今御紹介いただきました中に例えば第3子というようなお話がございました。よくよく考えますと、庁内でも議論しているのですけれども、第3子まで子育てに取り組んでいただくということになりますと、これは非常に効果的だということもありますので、大事な観点かと考えております。あとは、制度設計の中とどれぐらいの経費がかかり、どれぐらいの効果が生まれるのか、当然戦略ではKPI等もありますので、うまく合致できる方策を探りながら今後の検討ということになってくるかと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 先ほども御紹介した子供の貧困対策大綱の中で学校プラットホームというふうなことが言われていました。学校に全てを抱え込むのではなくて、地域が一緒になってというふうに言われているところです。ですから、今副市長がおっしゃるように名寄市にはどういった制度がいいのか、中身がいいのか、有効なのか、そういった部分はぜひともこれから研究していただいて、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、1点御紹介したいと思うのですが、兵庫県の相生市では2011年度から子育て支援事業として市立の幼稚園、小中学校、特別支援学級の児童生徒の給食費を無料としています。市の規模にも違いもありますけれども、全国的にこれは都市部における少子化対策事例として非常に注目されている。そして、さらには定住促進事業としての子育て支援の充実と人口流出を防ぎ、転入者をふやすのが狙いということで取り組

んでいるということでもあります。この点についてこうした取り組みを先んじて取り組んでいる、こういったことに対する市のお考えもお聞かせいただければと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 子育て支援というのは、先ほど申しましたとおり非常に大事な課題でありまして、戦略にも入っている。ただ、現状では財政問題の兼ね合いと、それともう一つ、名寄市が一番いい方策はどれなのだというピンポイントを押さえた方策という視点も必要かなと思っています。先ほどの給食費の無料化の中で子どももいろいろ調べている現状では、逆に無料化をやめたという自治体もございます。ということは、違う方策がまだ有効だという判断がなされたものと考えているところであります。子育て支援自体は、経済的なものも含めて、先ほどお話ありました地域での取り組み、あるいはこれから始まるでしょう地域子育て支援センター等もございます。こういった形でトータルとして自然減を抑え、社会増をふやすという、こういうような視点で取り組むことが必要だと思っております。あくまで子育て支援の全体の枠の中でどれがいいのか、ピンポイントを絞り、なおかつ効果的なものを目指す、こういった形で進ませていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今回子育て支援に絞って質問をさせていただいたところなのです。子供の貧困対策という部分では、また別の機会に議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、やっぱり貧困を連鎖させないという部分での子育て支援、非常に重要な部分だというふうに思っています。それで、例えば先ほど御紹介した北海道三笠市では、先ほど小学生全員の給食費を無料にとお話ししましたがけれども、保護者の間からは中学に入ると塾など教育費がさらにかかるとお金の掛かると。中学生も無料にしてほしいと、こんな声

が多く出ているというふうに言われています。ですから、やっぱりそうしたところの状況、名寄市の状況に合わせてというようなことで、こういったことが名寄市にとって有効かということで副市長おっしゃっていらっしゃいましたけれども、こういった部分も前にも子供の貧困の状態、しっかりと把握しながらというふうに指摘もさせていただいてきたところなのですけれども、そういった部分でさらに子供たちの状況をつかんでいただきながら、よりよい方向に検討を進めていただくということをまず求めたいというふうに思います。

それからあと、先ほど給食費未納のことで、特に子供たちに影響がないというような御答弁がありましたけれども、ただ給食費未納のことがたびたび話題に上り、議論がされることがあります。そのことが子供たちにとって不利を負わせていないのかどうか、こういったことを非常に心配しています。この点について今の状況、またお考え等あればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほども答弁の中で触れさせていただきましたけれども、給食会のほうで集めています給食費の未納があるのはありますけれども、それによって子供たちが特定できたり、子供たちに不利益を与えているような対応がないように慎重にとり行っていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 就学援助費の受給に対してもこの間随分質問をさせていただいてまいりました。ほかの子供たちとの差をつけることのないようにというふうなこともお願いをしてきたところですが、今後もその部分については気配りをさせていただくことは大切なことだというふうに思うのですけれども、しかし先ほど御紹介したように家庭的な不利、経済的な不利を持った子供たち、どの子も笑顔で学校に来られる、そういった状況をつくる上では、やはり給食費の問題が



非常に大きなウエートを占めているのではないかなというふうに思っています。学習の問題はまた別のところで議論させていただきたいと思うのですが、この部分についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今お話しされているのは、就学援助に該当する児童生徒のことでしょうか。先ほど申し上げましたとおり、名寄市としましては就学援助制度によって貧困世帯と思われる方についてはしっかり対応させていただいているというふうに考えております。議員からも以前質問等ありましたけれども、該当者を特定するための基準につきましても平成25年度には生活保護費が改定していますけれども、平成24年度の改定前の基準を今年度も使用しながら、該当から外れないように継続してそういった就学援助が当たるような、そういった対応も含めて実施しておりますので、そのことによって例えば子供たちが笑顔がなくなるとか、そういったことはないというふうに思いますので、皆さん給食も楽しみに笑顔でとっているというふうには報告を受けていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 北海道も先日のニュースの中で出されておりました子供の貧困対策に取り組みを始めたというふうに報道されておりましたので、道との連携も含めながら子育て支援の充実のためにいろいろ知恵を出していただきたい、そのようにお願いをして、次に移りたいと思います。

住宅リフォーム助成制度の復活についてであります。この住宅リフォーム助成制度については、この間随分何度も何度も復活を望む要望を出ささせていただいてまいりました。一旦時間を置くということでありましたけれども、昨年暮れに出されました名寄商工会議所の要望書です。行政施策に対する要望書を見ましても、緊急措置としてリフォーム補助金を実施して仕事量の確保をお願いします

というふうに出されておりました。先ほどもおっしゃっていましたが、景気対策、店舗の改修、技術の向上、空き家対策などについても要望があったように聞いていますけれども、緊急措置として出されているこの点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 昨年今御質問ありました商工会議所の要望のほうからは、緊急策ということで要望が上がっておりました。その中でも特に商工会議所のほうからも要望の中にあるのですけれども、そういった技術者を養成するに当たって、今求人を見ても建設関連の人員がすごく少ないということで、人手不足ということになっております。そういったことで将来的も含めて建築技術者を確保と育成をしていくという観点の中で、受け入れということで採用の部分の手だてというのはいろんなところでも取り組んでいるところもあるのですけれども、一旦採用するに当たってもそれを恒常的に技術者を育成するという対策の一つとして、一定の事業所の中で仕事を確保することによってその採用した技術者が技術を磨いていくという、そういった雇用対策も含めて実施していただきたいというような部分で要望が上がっておりました。今年度先ほど答弁させていただきましたけれども、名寄市のまち・ひと・しごとの創生総合戦略の中でも検討課題として上がってはいるのですけれども、私ども中小企業の支援制度の検討をするということで、中小企業振興審議会の中で中小企業の支援策の検討部会というのを設置させていただいております。その中の議論の中でもリフォーム事業が景気浮揚策でなくて雇用の問題も含めて対応するには、こういった事業をしないとなかなか厳しいのではないかなという意見も出されております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） そういう要望が出され

ている中でなかなか踏み込めていかないというところら辺は、どういうところに原因があるのか、その部分をお聞かせをいただきたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 昨年緊急的な対策ということで上がってきましたけれども、今年度もともと中小企業の支援策自体を根本的に今後進めていく事業、また改善すべき事業を大々的に検討しながら、今後あるべきの商工施策をするに当たってどういう事業を検討したらいいかというような取り組みを今年度当初から行うということにしておりましたので、商工会議所のほうからはそういったことで上がってはきたのですけれども、それらも含めて全体の複合的に考えていかないといけないということも含めて、リフォーム事業の部分については今年度検討させていただいて、今後の可能性についてはこれからの議論の課題になりますけれども、ということで対応させていただいたというところであります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 緊急にお願いをしたいというふうになっているし、この経済状況の中でも緊急措置として求めているというのは本当に納得のいくものだというふうに私も思います。そういったときになかなか進まないというところがどうも納得がいきません。確かに技術者の養成等も補助金をということで、そのことについても要望が出されているところですが、やはりこういった部分は時間をかければよくなるのかというふうには私は思わないのです。やはりこの経済状況ですから、早くに取り組んで、早く技術、技能の継承、育成していくことが必要だというふうに思うのですが、それが今年度いろいろ検討していつになるのかというところの見通しもないままでは、市内経済の活性化を考えている、望んでいる市民にとってこれは不十分なお返事というか、御回答かなというふうに思うのですけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 住宅リフォームの事業の関係で、先ほど営業戦略室長もちょっとお話をさせていただいてございますけれども、住宅リフォームの事業についてはこの間もさまざまな御要望もいただいでいて、それぞれ市内の中でもぜひ次の事業をとというようなことで御要望もされてきた経過がございます。先ほど言っていました商工会議所からの緊急の要請ということで、雇用問題を含めてお伺いしているということでございますけれども、営業戦略室長もお話ししておりましたとおり、時間をかけないですぐ敏速にやるという考え方もあるのですけれども、この事業、せつかくつくる事業でございますので、こういった角度で視点を設けていったらいいかというのも大事なことだというふうに思っておりますので、そういったことも含めて、今年度の中でこの事業を十分検討させていただいている最中でございますので、11月ぐらいをめどに検討をさせていただきますので、またその中で御議論をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 先ほどもちょっと御紹介させていただいたのですけれども、名寄市が前回実施した、その時期から全国的に広がって県レベルでの実施もされているということでは、内容等々いろんな中身が豊かな制度というのも本当に本気になって取り組もうということであれば、そういった調査もしていくことができるでしょうし、そうした調査をする中で名寄にどうしたものが合うのか、そういったことが見えてくるのではないかと思います。今11月を目途にということでしたけれども、ちょっと御紹介をさせていただきますと、群馬県の高崎市、ここは名寄の10倍以上の人口があるところですが、まちなか商店リニューアル助成事業ということで、これは商業の活性化を目的に商売を営んでいる人、また営

もうとする人が店舗等の改装や店舗等でみずから使用する備品の購入を行うことに対してその費用の2分の1を補助すると。限度額はありますけれども、そういうふうにはしています。2013年度4月から3年間の事業でことしが最終年だったのですけれども、予定の額に到達してもう終了しています。こういうふうにしていろんな全国各地の情報、こういったことも参考にするのは非常に大切なというふうに思います。道内でいえば訓子府町では既存店舗のリフォームに助成をしています。そういうお考え等はないでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） まさに先ほどからの御質問については、特に緊急対策ということで有効な手段をしっかり講ずるべきではないかという御指摘だというふうに思うのでありますけれども、雇用の問題とか人材不足というのはこのリフォームに限ったことではなくて、この部分についてはさまざまな角度からという話になるかと思えますけれども、雇用を確保していくというのはまち・ひと・しごとのいわゆるしごとの分の優先課題だというふうに思っておりまして、総合戦略の中でもしっかりとそこをそれぞれの角度から連動させていこうというふうに思っているところであります。

さらに、空き家という部分も、今空き家のところでお話をさせていただいておりますけれども、どういう絞り込みをしていこうかというところではまだ議論しているさなかにありますけれども、空き店舗についてもこのようなリフォーム事業と組み合わせていくほうがいいのではないかと、この辺も商工会議所とも相談をしているところでありますし、何といたっても今回の営業戦略室長のほうからの回答をさせていただいた内容は、リフォームにあわせて技能者不足が深刻だ、あるいは技術者不足が深刻だということに呼応して、ぜひ総合戦略の中でそのところにも手を加えていながら定住対策と連動させていく、そういうイ

ンセンティブのあるような施策を組んでいくということですので、具体的にこういう即応性のある施策はどうかといわれるとまだ検討中ですけれども、できるだけ先ほどの子育て対策とも連動するのですが、ピンポイントで実効性のある施策化について検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 雇用の確保も重々私も承知しております。技術者も非常に少なくなってきた、建設業者の方々も苦慮しているという話もお聞きしています。ただ、市内を見回したときに市外の業者さんが随分いらっしゃるというのがやはり市民の方々にとってはちょっとどうなのかなという、そんな思いが大変あります。やはりこの住宅リフォーム、以前もそうでした。どこのリフォーム助成制度の中身を見ましても地元の業者ということで区切っている。それは、地域の活性化、地元の業者さんに潤っていただくということ、そこだというふうに思うのです。そういったところで雇用の確保もそこにつなげていけるのではないかというふうに私は考えているのですが、もう一度お伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） まさに川村議員御指摘のとおり、市内の業者がそれぞれ雇用を確保されて経済を回していくと。経済は地域の中で完了させていくというのがこれは地域の活性化や地域を疲弊させない一つの手法の大きな目のつけどころだというふうに私も認識しておりますので、この点についてはいろんなインセンティブあるのかなと思いますが、先ほどの答弁と重複しますが、そこも含めて検討させていただきたいということをお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） ぜひ積極的に検討をし

ていただきたいなというふうに思っています。移住、定住の問題でも他市町村でも転入者への支援としてリフォーム支援も行っていますので、こういった部分もあわせて御検討いただければなというふうに思っております。

それから、名寄市で新たにチャレンジしてみませんか、名寄市では起業、事業を考えている方のサポートをしておりますということで、店舗、事務所の新設、改築、増築への支援も行っています。これは、なかなか皆さんに見えづらいのかなというふうに思います。それとあと、500万円以上の投資による店舗、200万円以上の投資による店舗ということでは、なかなか利用しづらいかなというふうに思いますので、こういった部分も検討の中に入れていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、3つ目のひまわりを生かしたまちづくりについて、移りたいと思ひます。先ほどもそれぞれの産官学の皆さん方の取り組み、私も本当に一生懸命取り組んでいただいているのは、それぞれ産官学が何かしら連携が強まっているというふうになかなか受け取れないところがありますので、今回取り上げさせていただいたところなのです。例えば名寄大学も今全体が4年制になって注目を集めているところです。ひまわりオイルの専門的な情報、活用の提供、商品開発、こういったところに力をかけてもらえる、そして市側からも働きかけをする、そういったことが必要ではないかというふうに思うのですが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 名寄市立大学との連携につきましては、高オレイン酸の品種の油用のひまわり油の研究ということで、名寄市立大学の道北地域研究所が着手し、民間事業者がひまわり油の製造部門を設置するというところで、ひまわり油の商品化につながったという経緯があります。先ほどもお話しさせていただいたのですけれど

ども、名寄市観光交流振興協議会の中に名寄市立大学の栄養学科の先生も入っていただいております。今議員からの御指摘がありましたもともととさらに連携を深めるということのお話だったのですが、今現在のところではそういった連携によって新たな商品化といいますか、そういったところまでまだいっていないというのが現状であります。やはりそういったことではあるのですが、今年度も名寄市観光交流振興協議会の中の名寄ブランド推進部会の中で今年度の事業の実績等も含めて検証する中で、さらに名寄市立大学を初めとする、また名寄産業高校等もありますし、MOAの名寄農場等もありますので、構成団体と協力しながら、さまざまな目に見える商品化への可能性の研究をさせていただきたいということで検討してまいりたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 目に見えるということが必要だというふうには思っています。産業高校の皆さん方も本当に頑張っているというふうには思っているのですが、天使大学の栄養科の皆さん方、コープさっぽろと共同開発で配食サービスのメニューなども開発されて、非常に大きな役割をしているところです。企業さんとの関係もありますから、ここまでできるかできないかは別としても、ただ、今取り組んでいる産官学のところでいえば、やっぱり名寄大学大きな位置にいるのではないかなというふうに思ひまして、ぜひとも市のほうからも要望を強めていただいて、今オイルとドレッシングが発売されていますけれども、新たな使い方とか、商品開発、ぜひ進めていただくように求めていただきたいと思います。

次に、農業者への方々の支援という部分なのですが、本当にひまわり畑きれいです。全国のひまわりの写真を見せていただくと、やはり名寄のが群を抜いているかなというふうには思ひます。ただ、ひまわりの種が非常に高いというよう

なこともお聞きしているところです。他のひまわりをひまわりのまちというふうにうたっている地域の方々と連携して、高いひまわりの種が何とか安く手に入る方法というか、そういったことができないうのかどうか、そういった部分で検討された経緯があるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 油用の種の関係でございませけれども、油用の部分については高オレイン酸ということで、そういった種子ということでございませ。実は、私どもも調査研究しておりましたけれども、国内で有益な種がなかなかないということでございませ。観賞用のひまわりというのは多種多様にあるわけですが、こういった食用に使う分については非常に少ないということが実情でございませし、そういった研究をしているところもなかなかないということでございませして、海外から優良なものを入れていくということしか今のところはないという状況でございませ。市においても平成23年度から3年間かけて一定の栽培に対する支援をさせていただいておりますけれども、道内においてもこの油用のひまわりについてはちょっとないというような状況でございませして、全国的には数例はあるみたいですが、私どもも一例問い合わせをした経緯もございませけれども、共同でやるとかということにはなかなかならなかったということで、現状今の状況になっているということでございませるので、御理解お願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 外国から輸入しなければならぬ状況にあるというのは、本当に大きな負担かなというふうにお思ひしているのですが、今部長から御答弁があったようにいろいろなところの情報も集めながらということですので、引き続きひまわりのまちをうたっている皆さん方、他市町

村の方々とも連携しながら取り組んでいただきたいなというふうにお思ひます。

あと、市民の方々に種の配布していただいて、私も活用しているのですが、この配布の市民の方々の反応等あればお聞かせをいただきたいなと思ひますが。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） ひまわりの種の市民への無料配布につきましては、市民に限らず市内の事業所も対象にひまわりの種を無料で配布させていただいております。この取り組みにつきましても4年ほどしておりますので、定着したということも含めて毎年1,000袋以上の種を配布させていただいております。今後も市民の皆さんに広く市内で育てていただきたいなということで考えてはいるのですが、無料配布の部分の数量が一定の数値で、毎年植えていただいている市民の方々がことしも種を持っていただきたいなしているのかなという部分でちょっと感じております。今後は、新たな取り組みというか、内容も含めて、もっと市民も植えることによって、当然ホスピタリティーという観点でやっていただいている部分はあるのですが、それに加えて楽しみの部分の要素も何か加えるような取り組みを含めて検討させていただいて、さらにこういった市民や事業所の輪が広がるような部分を検討させていただきたいなと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今ホスピタリティーというお話が出ました。ことしは、サンピラーパークひまわり畑までの案内板がついたのですが、小さくてなかなか見づらかったかなというふうにお思ひのですが、この点について市民なり、また外から来られた方々についての反応等お聞かせをいただきたいなと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） サンピラーパークまでのひまわり畑の案内板が小さかったのでは

ないかというような御質問がありました。これにつきましては、7月31日から17日間実施しました、サンピラーパークでライトアップひまわりをさせていただいた際に看板を設置させていただきました。今議員から御指摘のように、小さかったのではないかというような事例として、サンピラー交流館の前の道路を通らず、日進から入って行って真っすぐ行ってしまった方々も見かけました。この部分については本今年度の反省点ということで、来年度以降については案内板についてもどういった、形も含めて改善していきたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 以前にもお話ししたかと思うのですが、桃太郎旗のような大きな目立つのをやっぱり日進橋おりたところら辺からずっと並べられるような、そんなにお金はかからないと私は思うのですけれども、こういったひまわり畑への案内をしていただく。他市町村から来られた方はもちろんなのですけれども、市民の方々にも大きなアピールになるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひともこの部分検討をしていただきたいなというふうに思っています。

あと、先ほど市民の種の配布の中で楽しみということもおっしゃっていたかなというふうに思うのですが、街路の植樹帯へのひまわり、これも行政だけでは大変ですので、やっぱり市民ごぞってみんなでやっていきたいなというふうに思っています。そのこともちょっと添えたいというふうに思っています。

あと、給食での使用も月に一、二回使われているところ。学校給食の献立表にひまわりマークがついていて、名産産のひまわり油を使用しています。これ9月分なのですが、7月分だと2回ぐらいついていたでしょうか。こんなふうにして子供たちへもお知らせし、保護者の方々にもお知らせしていると。こういった取り組み、さらに広

げていただくことが必要かなというふうに思っているのです。

今回やはり市民の皆さんに夏観光客の方々がいらっしゃる時に、名産の特産、特徴、売りは何、こういうふうにして聞いてみますと、なかなかずるっと出てこないのです。うんと考えている。たくさんあって選べ切れない状況なのかなということではないのです、はっきり申し上げて。これは、もう非常に残念だなというふうに思っています。自分がかかわっていないことというのは、やっぱりなかなか口に出ないのかなというふうに思います。ですから、例えば先ほど言ったようにひまわりの種を植えた、何だということら辺、それからこのようにひまわり油を使った料理を食べたのだよと、こういったことがあると口から出てくるのかなと。アスパラつくっている人はアスパラ、カボチャつくっている人はカボチャというふうに出てくるのですから、なかなか出てこないところら辺は非常に残念。ですからこそ、この産官学の連携をさらに強めていただくということが非常に重要かなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） それぞれ貴重な御提言も含めてありがとうございます。まさにそれぞれが連携して協働のまちづくりを進めていくという観点からいたしますと、市民の皆さんにかかわっていただいて、地域資源を紹介していただく。さらには、それを使ってもらってほかの人に伝えていただくという、こういうことが必要かなというふうに伺いました。私どもの市には、貴重な財産ということで大学がございますので、大学、そしてまた経済団体もすぐれた経済団体だというふうなふうに思っていますので、それらとしっかりと連携して、議員のお言葉でいうと産官学ですね。産学官でもいいのでしょうか。どちらでもいいですね。そういうことでしっかりと今後とも連携するということを決意申し上げて、答弁とさせていただきます。

できます。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） その思いはそれぞれでいいかなというふうに私は思います。

最後に、市長にお考えをお聞かせいただきたいと思っています。ホームページでもひまわりのまちが大きく出ています。ひまわり子育てガイドブックというふうな名前がついている。10月オープン予定の子育て支援センターの愛称もひまわりらんどというふうになっていますけれども、なかなか市民に浸透しているとは言いがたいという感を禁じ得ないところであります。町中でのひまわりの活用を積極的に取り組む産官学の連携強化が欠かせないというふうに私は思っているのですが、最後に市長のお考えを聞いて終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来から貴重な御提言をいただきましてありがとうございます。なかなか市民に浸透していないという厳しい御提言もありますけれども、一方で市民の皆さんが相当ことしもみずから市役所に来て種をお持ちいただいて、市民だけでなく企業さんでも、いろんなところでひまわりが咲いているところを見て、この事業も大分定着してきたなというふうに思っています。

先般山田議員が実行委員長を務めるMOAの絵画展、これは幼稚園の子供たちが毎年ひまわりの絵を描いて、それを表彰していくということでありまして、子供たちからひまわりのまちだよと。ひまわりが明るくて元気な名寄の象徴であると、そうしたことをMOAさんにも協力もいただいて、そうしたまちづくりが進められているということでもあります。さまざまな連携をすることでさらにこうした効果が高まっていくのではないかと、全くそのとおりだと私も同感でありますので、ぜひともここは皆さんでさらにもう一段の知恵を絞ってひまわりのまちづくりを推し進めていって地域の振興につなげていきたいというふうに思っ

ていますので、また改めて御提言もいたたければと思います。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 報告第3号

平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第4号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第4号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、また報告第4号については同法第22条第1項の規定に基づき平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告を申し上げるもので、細部につきましては総務部長から説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、私のほうから報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第4号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して補足説明をさせていただきます。

配付をさせていただきました資料の1ページ目をごらんいただきたいというふうに思います。初めに、総括表①、健全化判断比率の状況についてであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては赤字が発生していないことから

なしとしまして、バー表示とさせていただいているところがございます。実質公債費比率につきましては前年度より1.4ポイント下がって10.2%、将来負担比率につきましては4.4ポイント下がって44.9%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページ目をごらんいただきたいと思えます。総括表②、連結実質赤字比率等の状況についてであります。初めに表の左上の欄につきましては一般会計の赤字の割合を示す実質赤字比率積算の内訳を記載してございます。一般会計の実質収支は4億1,025万9,000円の黒字となっておりますことから、分母である標準財政規模に対する割合につきましてはマイナス3.3%で、実質的な赤字が発生していないことからなしとしましてバーの表示としてでございます。次に、一般会計に特別会計、企業会計など全ての会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の実質収支を合計しますと表の右下のとおり20億5,503万円の黒字となりました。この額が標準財政規模に占める割合につきましてはマイナス16.53%となり、実質的な赤字が発生していないことから同じくなしとしましてバー表示となります。なお、企業会計につきましては、実質収支を計算する際の数値について純利益、または純損失ではなく、資金不足、剰余額となり、水道事業会計及び病院事業会計のいずれの決算も流動資産の額が流動負債の額を上回っていることから、上回っている金額が資金剰余額として計算されることとなります。

3ページ目をお開きいただきたいと思えます。次に、総括表③、実質公債費比率の状況についてでございます。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加えまして特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算の3年平均を用います。平成26年度決算では、前年度より1.4ポイント下がって10.

2%になりました。実質公債費比率が下がった主な要因につきましては、起債の償還終了に伴い元利償還金が減少したことと普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の増加などが挙げられます。

恐れ入ります。4ページをごらんいただきたいと思えます。総括表④、将来負担比率の状況についてであります。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。平成26年度決算では、前年度より4.4ポイント下がって44.9%となりました。上段の将来負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰り入れ見込み額、職員の退職手当負担見込み額など将来にわたって負担すべき金額を記載してございます。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や特定歳入、将来にわたって地方交付税で措置される基準財政需要額算入見込み額などを記載してございます。将来負担比率が下がった主な要因につきましては、職員の退職手当負担見込み額などが減少したこと、充当可能財源である基金の残高及び基準財政需要額算入見込み額の増加などが挙げられます。

恐れ入ります。5ページをごらんいただきたいと思えます。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況をあらわしてございます。企業会計である水道事業会計及び病院事業会計の歳出相当額の欄は貸借対照表における流動負債の金額を、また歳入相当額につきましては流動資産の金額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となっております。両会計とも資産の金額が負債の金額を上回っているため資金不足額はマイナスとなっております。資金不足比率はございません。

また、簡易水道事業特別会計ほか4特別会計につきましては、それぞれ歳入歳出の決算額を記載しており、いずれの会計も一般会計繰入金で調整しておりますので、収支はゼロで、資金不足は生じておりません。



以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第3号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。  
報告第3号外1件を終結いたします。

---

署名議員 塩 田 昌 彦

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月19日から9月28日までの10日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。  
よって、明日9月19日から9月28日までの10日間を休会とすることに決定をいたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 0時11分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 浜 田 康 子

平成27年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成27年9月29日（火曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- |   |  |
|---|--|
| <p>日程第1 会議録署名議員指名</p> <p>日程第2 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）</p> <p>日程第3 議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第20号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第21号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第22号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第23号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第24号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第25号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> | <p>議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について（決算審査特別委員長報告）</p> <p>日程第4 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書</p> <p>意見書案第2号 JR日高線、留萌線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書</p> <p>意見書案第3号 子どもの医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書</p> <p>意見書案第4号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書</p> <p>意見書案第5号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書</p> <p>意見書案第6号 労働時間規制を緩和する労働基準法改定案の見直しを求める意見書</p> <p>日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告について</p> <p>日程第6 議会改革調査特別委員会の設置について</p> <p>日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について</p> <p>日程第8 委員の派遣について</p> |
|---|--|

1. 本日の会議に付した事件

- |      |  |   |
|------|--|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名  | 委員長報告)  |
| 日程第2 | 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）             | 日程第4 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第3 | 議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）             | 意見書案第2号 JR日高線、留萌線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書        |
|      | 議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）       | 意見書案第3号 子どもの医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書      |
|      | 議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）         | 意見書案第4号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書    |
|      | 議案第20号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）        | 意見書案第5号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書             |
|      | 議案第21号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 意見書案第6号 労働時間規制を緩和する労働基準法改定案の見直しを求める意見書        |
|      | 議案第22号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）       | 日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告について                     |
|      | 議案第23号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）     | 日程第6 議会改革調査特別委員会の設置について                       |
|      | 議案第24号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）     | 日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について                      |
|      | 議案第25号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）      | 日程第8 委員の派遣について                                |
|      | 議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）           |   |
|      | 議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について（決算審査特別    |   |

1. 出席議員（18名）

議長	17番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	靖	議員
	1番	浜	田	康子	議員
	2番	山	崎	真由美	議員
	3番	野	田	三樹也	議員
	4番	東	川	孝義	議員
	5番	川	村	幸栄	議員
	6番	奥	村	英俊	議員
	7番	高	野	美枝子	議員
	8番	佐	久間	誠	議員
	9番	塩	田	昌彦	議員

10番	川	口	京	二	議員
11番	山	田	典	幸	議員
12番	大	石	健	二	議員
13番	熊	谷	吉	正	議員
15番	高	橋	伸	典	議員
16番	佐	々木		寿	議員
18番	東		千	春	議員

## 1. 欠席議員（0名）

### 1. 事務局出席職員

事務局	長	益	塚		敏
書	記	久	保		敏
書	記	開	発	恵	美
書	記	佐	藤		潤

### 1. 説明員

市	長	加	藤	剛	士	君
副	市	橋	本	正	道	君
副	市	久	保	和	幸	君
教	育	小	野	浩	一	君
総	務	白	田		進	君
市	民	三	島	裕	二	君
健	康	田	邊	俊	昭	君
経	済	川	田	弘	志	君
建	設	中	村	勝	己	君
教	育	小	川	勇	人	君
市	立	岡	村	弘	重	君
市	立	松	島	佳	寿	夫
こ	ど	馬	場	義	人	君
支	援	水	間		剛	君
営	業	天	野	信	二	君
上	下	常	本	史	之	君
会	計	上	田	盛	一	君
監	査					

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 野田 三樹也 議員

16番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、熊谷吉正委員長。

○市民福祉常任委員長（熊谷吉正議員） 第3回定例会初日に私ども市民福祉常任委員会に会期内付託をされました議案第3号、名寄市地域子育て支援センター条例案の委員会における審査の経過及び結果の報告を申し上げます。

委員会は、9月7日、15日、24日、25日の4回開催しましたが、まとめて報告をさせていただきます。

最初に、田邊健康福祉部長ほか各説明員より条例案の概要について以下のとおり説明を受けました。本条例の提案理由は、子育て支援センターの利用ニーズの高まりにより、利用者の方から利用時間の延長や専用施設での運営の希望が強く寄せられている旧木材需要拡大センター親林館を改修して地域子育て支援拠点とし、さらなる子育て支援の充実を図るために設置したいとする7条構成から成る条例となっています。

以下、提出された資料等の説明後、各委員からの質疑が行われましたので、報告をします。1つに、子育て支援センターに近隣町内会の利用を認

めるとしたら目的に住民福祉等の言葉が必要でないか。市長が特に認める場合の近隣町内会等への対応は。規則でのせるという開館日、開館時間、利用料、職員の配置などわかりやすく条例で規定すべきでないか。条項の立て方として目的なのか、設置なのか、職員についても項目を立てないと誰が管理し、運営するのかわからない。規則との関係でも条例で明記すべきである。利用者の範囲の中に乳児または幼児及びその保護者、その他市長が適当と認める者の2項しかないが、子育てサークル活動に関する規定も必要でないか。施設運営に当たり障害児の対応は網羅されているか。条例案第4条第1項の第2号でその他市長が適当と認めるものとして町内会と名寄市が主催、共催、後援する事業としているが、利用する場合には料金は無料なのか。愛称がひまわりらんどと決まっているなら市民にわかりやすく条例で規定すべきである。条例、規則で施設の呼称は館なのか所なのか明確に。近隣町内会使用が10割減免を予定しているが、他町内会との公平性から庁内全体の議論経過が聞きたいとの問いに対し、今回の子ども・子育て支援法の施行に当たり国も内閣府所管で地方創生等いろんな施策が出てくるので、条例でがんじがらめにすると柔軟に対応できないので、規則で対応したい。近隣町内会との説明の経緯については、旧木材需要拡大センターを所管していた耕地林務課の方からてんまつとして町内会の役員会と協議を行い、親林館を今後用途変更させてもらいたいということを町内会に説明している。町内会利用は過去の経緯もあり、3町内会に限定して今後も10割減免を考えている。他町内会との公平感については、全庁的統一見解は述べられない。さらに、例えば市立大学の学生との交流であるとか、地元の町内会の方との交流だとか、お年寄りの方との交流の機会や事業、災害時の連携も展開していく可能性がある中で、そのようなときにも利用してもらえるような形で市が主催するという事業も予定をしている。開館日や時間等は

初めての施設なので、利用ニーズや多世代交流等ニーズ変化に対応するため規則で規定したい。施設管理は市長が行うので、具体的内容は市長が規則でうたっていく。子育て支援センター事業の中にサークル活動の推進も入っており、総合センターの利用も考えられる。障害児への対応は障害のある子、ない子の区分はない。利用者に対する利用料の徴収について、この建物は貸し館という考え方がないので、利用料を徴収しないし、定義しなくてもよいと考える。施設の呼称は所と考えていたが、名寄市としては館で統一しているとの答弁がありました。

2つに、利用時間の設定について条例による規定の必要性及び時間延長や変更、土日開催のニーズへの対応は。現要綱にある風連さくら保育所、大谷認定こども園の位置づけはどうか。支援計画の利用見込み88人の施設別内訳は何人ぐらいになるのか。子ども・子育て支援事業計画の中で共働きの夫婦が増加すると日中の利用が困難であることから利用者数の減少が想定されますが、利用率を高めるためのPRについて。利用ニーズ、時間帯及び土日開催ニーズと検討経過は。オープン日の決定経過はとの問いに対し、ニーズとして利用時間の延長、固定した施設でのサービス提供を希望するという声が非常に多く寄せられていたが、特に土曜日、日曜日の開館要望については聞いていない。今後開館してみて利用者の利用時間というものがまだ実績がないので、どのような利用形態が望ましいのか研究した上で若干の変更も規則で開館時間等を規定したい。土日の開館について基本的に休館ですが、お出かけバスツアーの中で年に何回か土日開催も一部行っている。可能な範囲で計画を考える。現行さくらんぼと風連のさくら保育園内で運営しているこぐまの2カ所のおおむね利用実績等からいって1日直営分が60人で、残りが風連を想定している。現行の要綱では市内の3つの子育て支援センター事業を定義している。今回の規則で定める分については、今回

愛称を決定したひまわりらんどを考えている。要綱については、子育て支援の事業として残させてもらうが、直営分の東保育所でやっている部分の削除等の改正が今後必要となる。10月27日のオープンをいつごろ決めたかということでは、8月に判断しているが、施設の引き渡しは10月20日ということで工期が設定をされており、その時点で引き渡しされてから1週間程度の最短で利用提供を開始したいとの答弁がありました。

3つ目には、今回の条例は児童福祉法に基づいた規定であり、子ども・子育て支援に係る設置目的になっているが、自治法上から来る公の施設の関連でいくと将来的に指定管理者の問題も出てくるのかもしれないが、この条例の中で織り込む想定はしなくてよかったのか、その検討経過について聞かせてもらいたいとの問いに対し、指定管理者の関係については子育て支援センター自身が道内的にも一部指定管理でやっているところもあるが、一定の専門職を配置していかなければならないということもあり、現在のところ未来永劫そうでないということではないが、現行の条例制定の際には今のところ当面は指定管理というところの部分については考えていないとの答弁がありました。

4つ目、施設利用に当たっての登録制についてどのように考えるか。アンケートでは利用ニーズが高いのに施設を利用していないが74%もいる。利用促進施策を求めるとの問いに対し、登録制は考えていない。利用したい人が気兼ねなく利用できるようにしたい。今まで実質開放時間が午前中90分なので、利用時間に子供の対応はできない等で利用率が低かったと思う。今後は午後からの利用も含めニーズを掘り起こしたいとの答弁がありました。

5つ目に、附則に規則で定める事項があるが、公布の日から三月を超えない範囲内において規則で定める日から交付するとなっている。工事の引き渡しからオープンまでタイトな日程だが、規則

で施行日をうたえるかとの問いに対し、オープン日を施行日として規則でうたいたいとの答弁がありました。

6つ目、他に施設の利用に当たりシックハウス、夏の暑さ、除雪等への安全衛生上の質疑に対し、一定の対応、対策を予定していると答弁がありました。

その後の委員会論議では、法制担当の出席を求め、自治法第3章、条例及び規則第14条、第15条、同法第10章、公の施設、第244条、第244条の2等の関係法規上、公の施設として条例事項とされている施設の設置項目、名称、施設の内容、事業、利用制限等の質疑を行った後、各委員間で以下の課題を持ち帰り、以下の文面の加筆訂正が行われました。1つに目的に関しては近隣町内会との利用根拠の明記、2つに名称及び位置については既に決まった愛称、ひまわりらんどに加筆、3つ目に事業では子育てサークル育成に関すること及び地域住民の活動に関することの加筆、4つ目に開館時間及び休館日の加筆、5つ目に利用制限についてでありました。

その後委員長に修正案が提出されました。全委員による原案に対する修正案の提出がなされ、受理後委員より提案説明がありました。その要旨は、公の施設の設置に関し、施設の設置目的、名称、施設の内容、事業、利用制限その他必要事項は自治法で条例列記とされていることを念頭に修正案を提出したと説明がありました。

その内容については、お手元修正案として配付させていただいておりますが、修正内容について説明します。

議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定についての一部を次のように修正する。

第1条中「行うこと」を「行うこと及びこの地域住民の活動を推進すること」に改める。

第2条の表を次のように改める。

原案では、表になって書いてありましたけれども、表をとった上で、名称、名寄市地域子育て支

援センター、愛称、ひまわりらんど、位置、名寄市西2条南9丁目15番地1、16番地1。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 子育てサークル等の育成及び支援に関すること。

同条第4号の次に次の号を加える。

(5) その他地域住民の活動に関すること。

第4条に第2項として次の1項を加える。

2 前項第2号の規定は市長の許可を受けるものとする。

第7条を第8条に改め、第5条及び第6条を1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。開館時間及び休館日について。

第5条 子育て支援センターの開館時間は、午前9時から午後5時までの間において市長が別に定める。

2 子育て支援センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月31日から翌年の1月5日まで

3として、市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、開館時間又は休館日を変更することができる。

修正案に対する質疑、討論は全員による提案のため省略をし、採決を行った結果、平成27年第3回定例会付託議案第3号 名寄市地域子育て支援センター条例の制定については全会一致で修正案のとおり修正すべきものと決定されました。

次に、修正議決した部分を除く部分を全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第3号、名寄市地域子育て支援センター条例案の審査の経過と結果の報告といたします。

最後になりますが、一言述べさせていただきます。第3回定例会初日会期末までの委員会付託をされる中、本会議及び休会中の平成26年度決算

審査特別委員会等厳しい日程にもかかわらず、熱心に質疑、委員会議論を重ね、結審していただいた各委員に敬意と感謝を申し上げます。また、それに対応いただいた説明員の田邊健康福祉部長以下職員の皆さんには、資料の作成や答弁等準備いただいたことに感謝申し上げます。この間4回の委員会を重ねる過程で進行上私の不十分さもあり、正副議長にも適切なアドバイスをいただきました。さらには、法制担当職員にも節々で適切な御指導をいただいたことに感謝を申し上げます。

結びであります。1カ月後に迫るオープン予定の名寄市地域子育て支援センターひまわりらんどが少子化の時代の子育ての支援拠点として有効に機能することを願い、御礼にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第3 議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第20号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計決

算の認定について、議案第21号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第22号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について、議案第23号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について、議案第24号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第25号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上11件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、奥村英俊委員長。

○決算審査特別委員長（奥村英俊議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第18号から議案第25号までの各特別会計決算の認定について、議案第26号 平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について及び議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月3日に開会し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私奥村英俊が、副委員長には川口京二委員が選任されました。

第2回の委員会は、9月24日に開会し、審査日程を9月24日、9月25日、9月28日、9月29日の4日間と決め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、説明、答弁をいただき、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、当委員会は全議員を



もって構成された特別委員会ですので、詳細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを報告申し上げますので、御了承をお願い申し上げます。

当委員会に付託されました全会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他の7特別会計、病院事業会計、水道事業会計はいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

よって、当委員会に付託されました各会計決算につきましてもいずれも正確な収支が行われ、予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

なお、委員会開催中は、委員並びに理事者各位におかれましては終始慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきましたことにお礼を申し上げます。また、日程どおり決算審査特別委員会を終えることができましたことに重ねてお礼を申し上げまして、本委員会の報告といたします。ありがとうございました。

**○議長（黒井 徹議員）** ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第17号外10件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第17号 平成26年度名寄市一般会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（黒井 徹議員）** 起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第18号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（黒井 徹議員）** 起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり認

定することに決定をいたしました。

次に、議案第19号 平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定についてから議案第27号 平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの9件について委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第27号までの9件は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

**○議長（黒井 徹議員）** 日程第4 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 J R日高線、留萌線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書、意見書案第3号 子どもの医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書、意見書案第4号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書、意見書案第5号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書、意見書案第6号 労働時間規制を緩和する労働基準法改定案の見直しを求める意見書、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外5件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒井 徹議員）** 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 報告第5号  
例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。市民の負託に応え、市民の目線を基本に議会改革を進めるために、議会改革調査特別委員会を設置したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議会改革調査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、川村幸栄議員、奥村英俊議員、高野美枝子議員、塩田昌彦議員、山田典幸議員、大石健二議員、熊谷吉正議員、高橋伸典議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時26分

---

再開 午後 1時33分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

議会改革調査特別委員会委員長に山田典幸議員、副委員長に奥村英俊議員、以上であります。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成27年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

---

閉会 午後 1時34分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 野 田 三樹也

署名議員 佐々木 寿

## 質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 7 年 第 3 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 58)	1 明るく元気なまちづくりについて (1) 地方創生の取り組みについて ① 当市における取り組み状況について ② まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の論点について ③ 総合戦略と第2次総合計画との関連について 2 交流人口拡大に向けた観光振興について (1) 海外観光客の推移について (2) インバウンド(外国人旅行者)受け入れに対する課題と対応について (3) 食を通じての観光施策について (4) EN-RAYホール周辺環境整備について 3 橋梁長寿命化計画の取り組みについて (1) 市内にある橋梁の現状と実態調査について (2) 今後の具体的な修繕計画について (3) 長寿命化計画に基づく効果について
2	大 石 健 二 (P 67)	1 加藤市長の市政執行について (1) 地方創生への取り組みから ① 「人口ビジョン」について ア 人口予測の根拠と目標人口の設定は ② 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について ア 総合戦略の目標設定と具体的施策の策定過程は イ 第2次総合計画との整合性は ウ 総合戦略の主眼と主要施策は エ 進捗状況の把握と目標管理の方法は オ 定住自立圏域の周辺自治体との調整は カ 目標実現に必要な事業費の財源確保は 2 名寄市の行財政運営から (1) 無戸籍児の実態と行政サービスについて

		<p>① 現況と今後の課題及びその対応等について</p> <p>3 市民の声から</p> <p>(1) 電気柵の事故防止対策に関して</p> <p>① 現況と課題解決に向けた取り組みは</p> <p>(2) 市役所庁舎前の掲示板について</p> <p>① 市民への情報公開に関する考え方は</p> <p>② 現況と課題解決に向けた取り組みは</p>
3	佐久間 誠 (P 79)	<p>1 プレミアム商品券の取扱いに関して</p> <p>(1) 販売を終えての問題点について</p> <p>(2) 市民に対する公平性の観点について</p> <p>(3) まちなか商店街における経済効果について</p> <p>2 コンパクトシティ構想に関連して</p> <p>(1) 中心市街地に人を寄せる施策について</p> <p>(2) まちなか商店街の活性化対策の考え方について</p> <p>(3) 5丁目、6丁目通のアーケード費用負担について</p> <p>3 農業生産物の有害鳥獣対策について</p> <p>(1) 有害鳥獣による農産物被害と「被害防止計画」について</p> <p>(2) 猟友会の現況について</p> <p>4 防犯灯、街路灯について</p> <p>(1) 市の設置した防犯灯、街路灯の設置基準について</p> <p>(2) 今後の防犯灯、街路灯新設の計画について</p>
4	浜田 康子 (P 90)	<p>1 地域自治とコミュニティについて</p> <p>2 社会の認知症に対する不安への対応について</p> <p>(1) 保健師の地区担当制の現状と課題について</p> <p>(2) 子どもたちへの認知症等の啓蒙について</p> <p>(3) 軽度認知障害 (MCI) への取り組みについて</p> <p>3 ごみの分別等について</p> <p>(1) ごみの分別変更に対する周知方法等について</p> <p>(2) ごみ収集の現状と課題について</p> <p>(3) イベント等におけるごみの分別について</p>
5	山崎 真由美 (P 104)	<p>1 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について</p> <p>(1) 「名寄市小中学校いじめ防止サミット」による取り組みの実態と展望について</p>

		<p>(2) 教育相談の充実について</p> <p>(3) 義務教育小中学校における教育環境の充実について</p> <p>2 名寄市におけるスポーツ振興について</p> <p>(1) 市内各施設における合宿の実態について</p> <p>(2) 青少年のスポーツ振興を目指す環境整備について</p> <p>3 地域福祉の推進について</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業の実施状況について</p> <p>(2) 関係機関連携による見守り体制について</p>
6	高野 美枝子 (P 1 1 5)	<p>1 災害に強い名寄市について</p> <p>(1) 防災組織の現状と課題について</p> <p>(2) 名寄市防災マップの有効活用について</p> <p>(3) 避難行動要支援者の対応について</p> <p>(4) 地震や火災等の避難訓練の現状と課題について</p> <p>2 名寄市の公園や街路樹の管理について</p> <p>(1) 街路樹の剪定基準と景観保全について</p> <p>(2) 市道及び公園等における落葉対策について</p> <p>(3) 都市公園の管理方法について</p> <p>3 高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて</p> <p>(1) 認知症サポーターの養成について</p> <p>(2) 若者に対する認知症の啓発について</p> <p>(3) 市における認知症予防対策について</p> <p>(4) ネットワーク事業の現状と課題について</p> <p>(5) 介護認定者に対する対応と課題について</p> <p>4 地域コミュニティの推進について</p> <p>(1) 小学校閉校等に伴う地域コミュニティの形成について</p> <p>(2) 多世代が交流できるイベント等の開催について</p>
7	塩田 昌彦 (P 1 2 7)	<p>1 名寄市立大学の経営について</p> <p>(1) 大学経営の将来展望について</p> <p>(2) 大学予算のあり方について</p> <p>2 新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）について</p> <p>(1) 組織・機構の見直し及び定員適正化への取り組みについて</p> <p>3 名寄市における農業・農村振興の方向性について</p> <p>(1) 名寄市農業・農村振興計画の見直しについて</p> <p>(2) 名寄市食育推進計画の見直しについて</p>

		(3) 名寄市農業・農村振興計画及び名寄市食育推進計画策定に向けての体制について
8	高橋伸典 (P138)	<p>1 交流人口の拡大について</p> <p>(1) 合宿者に対するアンケート結果について</p> <p>(2) 合宿アドバイザーの評価と今後の対策は</p> <p>(3) 健康の森陸上競技場の改修について</p> <p>(4) 閉校施設の有効活用について</p> <p>2 コミュニティバスについて</p> <p>(1) 交通弱者・買い物弱者への対策は</p> <p>(2) 名寄市地域公共交通活性化協議会での今後の改善点は</p> <p>3 夢にチャレンジ助成金について</p> <p>(1) 若者に対する夢にチャレンジの応援について</p> <p>4 老人漂流社会について</p> <p>(1) 生活保護制度利用者の実態について</p> <p>(2) 介護保険認定者及び子供同居世帯の状況について</p> <p>(3) 市税等の未納状況について</p> <p>5 介護保険のサービス移行について</p> <p>(1) 地域支援事業の支え手・提供者の今後の状況について</p>
9	奥村英俊 (P152)	<p>1 青少年の健全育成について</p> <p>(1) 放課後の子供の居場所、校区ごとの学童保育所整備について</p> <p>2 総合交通体系の整備発展について</p> <p>(1) コミュニティバスの現状と今後について</p> <p>3 平和行政の推進について</p> <p>(1) 今年度の取り組みと今後について</p> <p>4 安心して健やかに暮らせるまちづくりについて</p> <p>(1) 派遣隊員の留守家族支援に関する協定書について</p> <p>(2) 地域医療の充実について</p> <p>① 名寄市立総合病院の経営状況と救命救急センターについて</p>
10	川村幸栄 (P164)	<p>1 学校給食費の保護者に対する負担軽減について</p> <p>(1) 無料化の考え方について</p> <p>2 住宅リフォーム助成事業の復活について</p> <p>(1) 市民からの要望の状況と検討状況について</p> <p>(2) 支援に対する考え方について</p>

		3 “ひまわり”を活かしたまちづくりについて (1) 産官学の連携強化を
--	--	---



平成 27 年 第 3 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 27 年 9 月 3 日～平成 27 年 9 月 29 日 27 日間  
 本会議時間数 14 時間 44 分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
平成 27 年 第 2 回 定例会 付託議案第 7 号	名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正 について	27. 6. 1 総務文教常任委	27. 8. 26 修正可決すべき	27. 9. 3 修正可決
第 1 号	名寄市男女共同参画推進条例の制定について	27. 9. 3 総務文教常任委	— —	27. 9. 29 開会中審査決定
第 2 号	名寄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	— —	— —	27. 9. 3 原案可決
第 3 号	名寄市地域子育て支援センター条例の制定について	27. 9. 3 市民福祉常任委	27. 9. 25 修正可決すべき	27. 9. 29 修正可決
第 4 号	名寄市個人情報保護条例の一部改正について	— —	— —	27. 9. 3 原案可決
第 5 号	名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正について	— —	— —	27. 9. 3 原案可決
第 6 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	— —	— —	27. 9. 3 原案可決
第 7 号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	— —	— —	27. 9. 3 原案可決
第 8 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	27. 9. 3 原案可決
第 9 号	工事請負契約の変更について	— —	— —	27. 9. 3 原案可決
第 10 号	工事請負契約の変更について	— —	— —	27. 9. 3 原案可決
第 11 号	市道路線の認定について	— —	— —	27. 9. 3 原案可決
第 12 号	平成 27 年度名寄市一般会計補正予算（第 3 号）	— —	— —	27. 9. 3 原案可決
第 13 号	平成 27 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	— —	— —	27. 9. 3 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 4 号	平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)	—	—	27. 9. 3 原案可決
第 1 5 号	平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	—	—	27. 9. 3 原案可決
第 1 6 号	平成27年度名寄市水道事業会計補正予算(第1号)	—	—	27. 9. 3 原案可決
第 1 7 号	平成26年度名寄市一般会計決算の認定について	27. 9. 3 決算審査特別	27. 9. 28 認定すべき	27. 9. 29 認 定
第 1 8 号	平成26年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	27. 9. 3 決算審査特別	27. 9. 28 認定すべき	27. 9. 29 認 定
第 1 9 号	平成26年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	27. 9. 3 決算審査特別	27. 9. 28 認定すべき	27. 9. 29 認 定
第 2 0 号	平成26年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	27. 9. 3 決算審査特別	27. 9. 28 認定すべき	27. 9. 29 認 定
第 2 1 号	平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	27. 9. 3 決算審査特別	27. 9. 28 認定すべき	27. 9. 29 認 定
第 2 2 号	平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計決算の認定について	27. 9. 3 決算審査特別	27. 9. 28 認定すべき	27. 9. 29 認 定
第 2 3 号	平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計決算の認定について	27. 9. 3 決算審査特別	27. 9. 28 認定すべき	27. 9. 29 認 定
第 2 4 号	平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	27. 9. 3 決算審査特別	27. 9. 28 認定すべき	27. 9. 29 認 定
第 2 5 号	平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	27. 9. 3 決算審査特別	27. 9. 28 認定すべき	27. 9. 29 認 定
第 2 6 号	平成26年度名寄市病院事業会計決算の認定について	27. 9. 3 決算審査特別	27. 9. 29 認定すべき	27. 9. 29 認 定
第 2 7 号	平成26年度名寄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	27. 9. 3 決算審査特別	27. 9. 28 認定すべき	27. 9. 29 認 定
報 告 第 1 号	平成26年度名寄市一般会計継続費精算報告について	—	—	27. 9. 3 報 告 済
報 告 第 2 号	平成26年度名寄市病院事業会計継続費精算報告について	—	—	27. 9. 3 報 告 済
報 告 第 3 号	平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	—	—	27. 9. 18 報 告 済

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
報 告 第 4 号	平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について	— —	— —	27. 9. 18 報 告 済
報 告 第 5 号	例月現金出納検査報告について	— —	— —	27. 9. 29 報 告 済
意 見 書 案 第 1 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	— —	— —	27. 9. 29 原 案 可 決
意 見 書 案 第 2 号	J R 日高線、留萌線の早期運転再開と在来線の存続を求める意見書	— —	— —	27. 9. 29 原 案 可 決
意 見 書 案 第 3 号	子どもの医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書	— —	— —	27. 9. 29 原 案 可 決
意 見 書 案 第 4 号	I C T 利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書	— —	— —	27. 9. 29 原 案 可 決
意 見 書 案 第 5 号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書	— —	— —	27. 9. 29 原 案 可 決
意 見 書 案 第 6 号	労働時間規制を緩和する労働基準法改定案の見直しを求める意見書	— —	— —	27. 9. 29 原 案 可 決
	議会改革調査特別委員会の設置について	— —	— —	27. 9. 29 設 置
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	— —	— —	27. 9. 29 決 定